

## 予算特別委員会

3月12日（木）午前9時30分開議

議題1 「議案第21号 平成27年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（12名）

1番 森 一人 委員	2番 大野 敏行 委員
3番 佐久間 孝光 委員	4番 長島 邦夫 委員
5番 畠山 美幸 委員	6番 吉場 道雄 委員
7番 河井 勝久 委員	8番 川口 浩史 委員
9番 清水 正之 委員	10番 安藤 欣男 委員
11番 渋谷 登美子 委員	12番 松本 美子 委員

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

青柳 賢治 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局 長	山 岸 堅 護
主 席 主 査	岡 野 富 春

---

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
安 藤 實 副 町 長	
井 上 裕 美 総 務 課 長	
村 田 朗 総 務 課 庶 務 ・ 人 事 担 当 副 課 長	
伊 藤 恵 一 郎 総 務 課 財 政 契 約 担 当 副 課 長	
中 嶋 秀 雄 地 域 支 援 課 長	
内 田 恒 雄 地 域 支 援 課 地 域 支 援 担 当 副 課 長	
根 岸 隆 行 地 域 支 援 課 人 権 ・ 安 全 心 担 当 副 課 長	
中 西 敏 雄 税 務 課 長	
中 村 滋 税 務 課 課 税 担 当 副 課 長	
田 畑 修 税 務 課 収 税 担 当 副 課 長	
山 下 次 男 町 民 課 長	

贄	田	秀	男	町民課戸籍・住民担当副課長
太	田	淑	江	町民課保険・年金担当副課長
石	井		彰	健康いきいき課長
高	橋	喜	代美	健康いきいき課社会福祉担当副課長
村	上	伸	二	健康いきいき課健康管理担当副課長
内	田		勝	会 計 課 長
小	久	保	錦 一	教 育 長

---

◎委員長挨拶

○松本美子委員長 開会前に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、予算特別委員会のご案内を申し上げましたところ、委員の皆様にはご出席いただき、まことにありがとうございます。

審査は本日から行いますが、慎重な審査をお願いいたします。

委員の皆様に申し上げます。質疑をする場合には、簡潔かつ明瞭な形でお願いいたします。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして、簡明な答弁、説明をお願いいたしたいと思っております。

(午前 9時28分)

---

◎議長挨拶

○松本美子委員長 それでは、ここで青柳議長がご出席をいただいておりますので、議長にご挨拶をいただきたいと思っております。お願いいたします。

○青柳賢治議長 皆様、おはようございます。きょうから4日間にわたりまして予算審議が行われるわけでございますが、松本委員長、また森副委員長にはご苦労さまでございます。

行政がすぐれているか否かというようなことは、まさに予算にかかってくるわけでございます。私たちの嵐山町、その発展のために、また住民の福祉の向上に有効な予算となっているかどうか。そして、また堅実な予算ということは大切なことでございます。そのような観点に立ってご審議をお願いしたいところでございます。そして、質疑の中にも、焦点を絞った質疑で委員の皆様にはお願いしたいと思っております。

また、執行の皆様には、きょうから4日間をお世話になりますが、丁寧な答弁でよろしくをお願いいたします。きょうから4日間、よろしく申し上げます。

○松本美子委員長 ありがとうございます。

---

◎町長挨拶

○松本美子委員長 次に、岩澤町長からご挨拶をいただきたいと思っております。

よろしくをお願いいたします。

○岩澤 勝町長 おはようございます。きょうは、春らしいお天気になりました。テレビの予報によりますと、この後だんだん春らしくさらになっていくということで、いよいよ春本番、梅が盛り、これからいろんな花が咲いて春を迎えるわけですが、町のほうもしっかり春を迎えられるような準備の予算が、スムーズな形でご審議をいただいて、ご理解がいただけるというふうに期待をするし、お願いもする次第です。

今、国のほうでは、地域創生、国の創生ということで動いているわけですが、話の中でいつも出てきますが、地方が元気にならなければ、国が元気にならない。地方で支えなければ、国は支えられないというようなことになっておりますので、しっかりと国が支えられるように、予算審議を通じて皆様方のお知恵とご指導をいただけるようお願いしたいと思います。

また、今お話ありましたように、答弁のほうについては、課長会でもいろいろ話をしておりまして、ふだんの仕事の成果をしっかりと発揮できるようにやってくださいということで、準備もしていると思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。きょうからどうぞよろしく願いいたします。

○松本美子委員長 どうもありがとうございました。

---

#### ◎開会の宣告

○松本美子委員長 ただいま出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、よって、予算特別委員会は成立をいたしました。

これより開会をいたします。

(午前 9時32分)

---

#### ◎開議の宣告

○松本美子委員長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

---

#### ◎諸般の報告

○松本美子委員長 ここで諸般の報告をいたします。

本委員会に付託されました案件は、議案第21号 平成27年度嵐山町一般会計予算議定についての件、議案第22号 平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定につい

ての件、議案第23号 平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、議案第24号 平成27年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、議案第25号 平成27年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件及び議案第26号 平成27年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、以上、予算議案6件ですので、ご了承願いたいと思います。

次に、本委員会の予算審議表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日の委員会次第をお手元に配付しておきましたので、ご了承願いたいと思います。

最後に、この委員会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で委員長からの諸般の報告を終わります。

審査の方法についてお諮りいたします。議案第21号 平成27年度嵐山町一般会計予算議定についての件の審査は、歳出を基本に、歳入、給与明細書、債務負担行為などに関する調書、地方債に関する調書の添付書類を含め、予算審査表に基づき、課、局ごとに議会事務局から行い、最後に総括質疑としたいと思います。また、議案第22号

平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件から議案第26号 平成27年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件までの審査は、歳入、歳出を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号から26号については、先ほど申し上げたとおり審査することに決しました。

なお、議案第21号 平成27年度嵐山町一般会計予算議定についての件から議案第26号 平成27年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件の6議案につきましては、総括質疑をする委員は、3月13日の午後1時30分までに委員長へ届け出てください。

傍聴について申し上げます。当委員会の傍聴の申し出がある場合は、原則許可したいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、本日の審査を始めます。

◎議案第21号の質疑

○松本美子委員長 議案第21号 平成27年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議場におきまして、提案説明並びに細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

まず、議会事務局に関する部分の質疑からお願いいたします。

なお、質疑がある委員は、挙手により委員長指名後発言してください。回数は、1問につき3回までといたしますので、ご了承願います。

質疑に際しましては、最初にページ数をお示しいただき、質疑は簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、議会事務局に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩といたします。

休 憩 午前 9時37分

---

再 開 午前 9時38分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、税務課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

河井委員さん、どうぞ。

○河井勝久委員 17ページなのですが、町税の関係で軽自動車税なのですが、来年度に延期されたわけなのですが、この関係については、当初予算を組むときとの関係で変更はされたのでしょうか、そこをお聞きしておきたいと思います。

○松本美子委員長 中西税務課長、答弁。

○中西敏雄税務課長 軽自動車税については、税法改正で28年4月からということになりましたので、これは当初組んだときには反映していたのですが、税制改正が行われたので、急遽減額しました。

以上です。

○松本美子委員長 河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員 そうすると、来年度からということで、今年度の当初予算には変更という形で、そのままいくということになったということで了解していいわけですね。

○松本美子委員長 そのほかに。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 同じく17ページの個人町民税の関係ですけれども、均等割が若干減って、所得割が若干ふえたと。所得割はちょっとふえたという結果ですよ。これは、所得がふえて人数が減ったという、そういう理解でよろしいのか伺いたいと思います。

それから、この中には復興予算も入っていると思うのですけれども、金額を聞きたいのと、何に使われようとするのか伺いたいと思います。

それから、法人のほうですけれども、昨日も伺いましたわけですけれども、もう一度、どんな業種がこの中で好調と見てふえる予想なのか伺いたいと思います。

それと、たばこ税なのですが、これ年代で追っていくと、ここのところ減ってきているわけですよ。その辺の理由をちょっと伺いたいと思います。たばこを吸う人が激減している結果、こうなったのかも含めて伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁お願いいたします。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 個人町民税についてお答えします。

均等割については減っているということは、納税義務者を減で見えています。平成26年が8,570人、平成27年8,536人、マイナス34の減です。

それと、所得割がふえている理由ですけれども、厚生労働省が発表しております勤労統計の結果の速報が10月に出ていますので、それによると給与等がふえているということで、統計で現金給与が0.5%の増ということでしたので、それを反映してふやしております。

それと、復興の関係ですけれども、均等割、町が500円、県が500円、1,000円、復興については平成35年まで続きます。そして、使い道ですが、使い道については、私、税務課のほうでは、地域支援課のほうで防災無線とかそういうふうに、多分防災関係に使用すると。はっきりちょっと言えないのですけれども、申しわけないのですが、防災関係に使うと思います。

それと、法人町民税の関係ですけれども、今回の税制改正で、これについては税率

が下がるのですけれども、今回ふやした理由ですけれども、平成25年の決算ベースで2億8,000万ほどいってます。それと、今年の1月の調定で2億7,000万ほどありましたので、税制改正で影響額が2,000万円ほど見ておりますけれども、それを考慮しても昨年度当初よりふえるだろうということで見込んでおります。それと、業種ですけれども、きのうもお話ししましたけれども、26年のベースですと、印刷用のインキ製造業、それと自動車関係、それと食品製造関係、この業種が決算ベースで26年度についてはふえております。

それと、たばこなのですけれども、たばこ税については、ここ数年本数が減っております。多分禁煙者がふえていると予想しております。それと、旧3級品と旧3級品以外で分かれていますのですけれども、旧3級品というのが、これは金額が安いたばこで、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバッド、バイオレット、うるまの6銘柄なのですけれども、それ以外の高い400円以上ですか、今、たばこは1箱するのですけれども、それが旧3級品以外のたばこことなのですけれども、そちらのほうは逆に減っております、売上が。逆に旧3級品、安いたばこのほうが売上がふえているのですけれども、金額的に税率が安いものですから、それほど税の伸びはないと。それと、旧3級品以外の高いほうのたばこのほうは、かなり本数が減っていますので、今回の町のたばこ税についても減額を見込みました。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 復興税の総額わかりますか。昨年が428万円だったということなのですが、今年は幾らになるのか。

○松本美子委員長 中西税務課長、どうぞ。

○中西敏雄税務課長 この中の均等割額に占める割合は426万8,000円です。あくまでも町民税の500円分です。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいですか。

質疑のある方は、どうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 17ページなのですけれども、これは昨年も聞いていて申しわけないのだけれども、先ほどの話ですと、所得割がふえて均等割が減っているということで、

そして非課税世帯の数というのは知りたいなと思っているのですが、33ページの臨時福祉給付金事業では、町民税非課税世帯は3,200世帯になるのです。具体的に均等割を出すのに、この算出する根拠というのはやっぱりあると思うのです。どのぐらい減っていくかとか。それで、私は、嵐山町の所得の格差がどの程度あるものかというのを調べていきたいと思っているのですが、そうするとこの均等割を出していく算出の根拠というのはどんな感じで、非課税世帯はどのぐらいになるかというのを、大体臨時福祉給付金事業で出てきているわけだから、出てくると思うのです。そこのところが1つわからないので伺います。

それと、あと95ページになると思うのですが、徴収事業でコールセンター業の育成事業業務委託料は10月までということでした。10月以降については、どのような形で徴収業務を促進していくのか伺いたいと思います。

もう一つなのですが、これはばらばらしてしまっしょうがないのですが、マイナンバー制度では、今度の確定申告では始まっていくわけですよね。それについての準備というのは、どの程度まで、いつの段階で確立していくのか伺いたいと思うのですが。

○松本美子委員長 では、答弁お願いいたします。

中西税務課長、どうぞ。

○中西敏雄税務課長 それでは、非課税世帯の関係ですが、財務課サイドでは課税ベースの調査報告書、これしか資料がございません。交付税関係にしても、税額の調べを提出しております。非課税世帯については、税務課では数字的には持っていません。福祉のほうについては、多分TKCに依頼をして、その非課税世帯を抽出していると思います。

それと、95ページのコールセンターの関係ですが、コールセンターについては、昨年11月から始まっているわけですが、今年の新年度予算で10月までの1年間をスパンとして行います。今年の11月以降については、従来どおりまた職員で、今までも職員でも電話を2月と12月にかけております。それと、常時督促状、それと催告書を4月、9月、11月、あと今年もう一回ふやして、今年については3月もこれから発送する予定なのですが、来年もその予定で、催告書については年4回発送の予定です。電話についても、このコールセンターが終わった後についても、2月と10月には、また電話催告を職員でやりたいと考えております。以上です。

すみません。マイナンバーの関係、これから今検討している最中なので、はっきりお答えすることができません。すみません、申しわけないです。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 税の徴収に関しては、TKCは全くかかわっていないというふうな形で、私もどのような形の関連性になっているか。町の業務がこういうふうな形、どうも税務とわかっていなくてというのは、余り少ないのではないかなって思っているのですけれども、それについては所得税の課税と住民税の課税は、全く違ってくるわけなのだろうと思うのですけれども、そこに関しての。でも、一応所得税を提出するときに、確定申告出すときには、住民税も出るようになっていきますよね。そのこのところの部分で出てこないというのは、税務課というのは、全く所得税とはかかわりなく、業務として進んでいくというふうな形なのですか。

その全てのベースというのが、本来ならば嵐山町の場合は、一応税金をベースにして業務が進んでいくと思うのですけれども、それがそのこのところの関連性がないということだと、全ての嵐山町の状況、福祉関係の状況が把握し切れないうのです。これは税務課に聞いてみてもしょうがないのですけれども、そのこの点についての、どこの市町村もそうであって、ほかの改善策というか、市町村単位では、むしろ税金徴収にかかわってはとても大切なことだと思うのです。それについては、どこも問題にしていないのかどうか伺いたいと思うのです。

○松本美子委員長 答弁お願いいたします。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 所得税と、まず住民税の関係。所得税を申告しますと、それが国税連携といいまして、電子ベースで税務課のほうに国から送られてきます。それをもとに住民税をかけています、申告した人については。それと、各福祉とか、あと保育料の関係とか、税務サイドで福祉とか保育料が、例えば保育料なんかは、町の所得割で決定したりなんかしますよね。それについては、税務課の資料を全部各担当課でTKCに頼んで抽出して、それでやっています。だから、資料的には、税務課の資料をみんな各担当の部署で使っているという形です、税務課の資料としては。それが、TKCで、多分担当課ではTKCに頼んで該当を抽出したりなんかして、保育料とか、先ほどの給付金の関係とか、それをTKCの資料を使ってやっているとします。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、税務課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩とさせていただきます

休 憩 午前 9時54分

---

再 開 午前 9時57分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課及び会計課に関する部分の質疑を行います。

それでは、どうぞ。

大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 総務課のほうで2点ほどお尋ねしたいと思います。

ページは71ページ、職員安全衛生管理事業の中のストレスチェック委託14万円の予算がとってございますが、委託をするわけですから、別のところがチェック表をつくらたりするのでしょうけれども、どこまでの職員にこのストレスチェックをされるのか、またその内容的なものはどんなものなのかお尋ねしたいと思います。

それから、73ページ、財務管理事業の中のふるさと納税特典拡大とございます。92万6,000円の予算をとられております。どのような内容の拡大をされるのかお尋ねしたいと思います。

以上、2点です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えします。

ふるさと納税につきましては、副課長のほうから申し上げます。

71ページのストレスチェックの委託の関係でございますけれども、ストレスチェック義務化法というのが制定をされました。これによりまして、従業員数50人以上の事業所全てにストレスチェックが義務化されたということでございまして、対象者は全職員でございます。個人的な診断、プラス課の診断というのもします。そういうことで、それぞれの個人診断をした結果、それが1人当たりの単価にしますと648円とい

う数字なのですけれども、そのほかに課の全体、課の雰囲気も含めた課の診断というものもございますので、それをあわせて実施するというものでございます。これは、専門の業者さんに委託をして実施する予定でございます。

以上です。

○松本美子委員長 伊藤副課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長 ふるさと納税の関係についてお答えさせていただきます。

平成26年度は、1万円以上の方に対して2,500円程度のグッズを、ふるさと納税の方に返品していただきました。最近のふるさと納税の高まりの影響を考慮して、平成27年度からは、5万円以上の方に対してと10万円に対して約3割程度のものを返戻、寄附金のお礼というのをさせていただこうかなというふうに考えておるところです。内容につきましては、お米、野菜、バーベキュー場の入場券やお肉等々、商工会や農業団体の方、また観光協会の方等と協議をしながらメニューを決めて選定していこうかなというふうに考えているところです。

以上です。

○松本美子委員長 大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 再質問をさせていただきます。

義務化法というのできて、全職員対象であるということでございます。特に、東日本大震災を受けた地域の職員さんたちが、疲弊し切っているというふうなこともニュースなんかで出てきております。役場職員の仕事というのは、結構多岐にわたりますので、大変な心労も出てくるのかなというふうに思います。このチェックをして、そして詳しく個人的なところで個人のチェックもされたり、課のチェックもされるということなのですけれども、対策がとれるような内容のチェックとして上がってくるものなのでしょうか。その辺のところだけちょっとお尋ねしておきたいと思います。

それと、学校の先生なんかも嵐山町の職員といえれば職員で、これは県のあれでもあるのですけれども、学校のほうに関しては、そこいらのことはチェックをしていかないということなのでしょうか。

それと、ふるさと納税に対しまして、今は過度なお返しをして、ふるさと納税をより多くとろうという自治体が多くあります。私は、嵐山町においては、そのような姿勢ではないので、それはそれとして評価しております。今までは、嵐丸グッズだけだ

ったものが、納税分に応じて30%まで返していこうということで、特に地元のお米とか野菜とか、バーベキュー場の入場の駐車券だとか、そこいらのところでやられるということは、大変よろしいと思いますが、その広報をどのようにされていくのかだけ再質問させていただきたいと思います

以上です。

○松本美子委員長 答弁お願いいたします。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えいたします。

まず、今、ご指摘をいただきましたように、メンタル面で不調を来す職員というのが、ここ数年かなりの数の職員がおります。そういった意味で、メンタルヘルスの研修というのは毎年実施をしております。個人が早く自分の状態に気づくあるいは周りの者が気づく、上司が気づく、そういう気づきというのが大変大事なことでございまして、そういったことでメンタルヘルス研修をしていると。さらに、ストレスチェックにおいて、自分がそうなる前に早く気づき、そして対処すると。そういうことが一番大事だというふうに思っておりますので、そういうような対策の一つとして、ストレスチェックのこのものがあるというふうに考えております。

学校に関しては、県の職員でございますので、県のほうで実施するというところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 伊藤副課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長 ふるさと納税の広報の件につきましてお答えさせていただきます。

ふるさと納税につきましては、今でも嵐山町の広報、ホームページに載せていただいていますけれども、またさらに一層見やすいようにホームページを改正するとともに、県におきましても、ふるさと納税を後押しするようなホームページの作成もしていますので、それを利用していくこと。また、民間でもふるさと納税につきましては、無料でこういうものやっていますよという、ホームページにアップできるサービスが多々ありますので、そういうものを多く利用して、多くの方に寄附していただくような周知を行いたいと考えております。

以上です。

○松本美子委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 追加で少し補足で申し上げたいと思いますが、ふるさと納税につきましては、これは全国の市町村が、今、ふるさと納税に対して真剣に取り組んでいるという状況があります。県内はもちろんでございますけれども、県内で申しますと、鶴ヶ島市は1億円を超えているようなふるさと納税がある。宮代町は、3,700万円を超えるようなふるさと納税もあるわけでございます。近くでは、羽生市は1,700万円。

そういったところを見ますと、やはりある程度の特典を、これはいい、悪いは別にして、そういうような中で、嵐山町もやはりなるべくふるさと納税、税が豊かでない、豊かでないと申しますか、いつも歳入で苦勞しているということもございまして、なるべく多くの方にふるさと納税を町でもアピールをしながら、そしてさっきお話をしたと思いますが、バーベキュー場の駐車場とバーベキューのセット、そういったものも含めまして、多くの方に来ていただくということも理由の一つでございまして、嵐山町のよさを認識してもらおうということも大事なかなと。そういうことで、少し力を入れていきたいというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長 大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 ふるさと納税に関してだけ、3回目の質問をしたいと思えます。

お米とか野菜や何かも中には入れていくのだということなのですけれども、そこいらの納税していただいたお客さんに対する発送とか、そういう実務作業はどの分野でやらせようというお考えを持ってらっしゃるのでしょうか。

○松本美子委員長 伊藤副課長、どうぞ。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長 お米、野菜等の発送の準備なのですけれども、やはりつくってらっしゃる方等々含めまして、いろんな関係各局があると思えますので、そういう団体等をして、スムーズにより早く発送できるような体制を整えていきたいと考えております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 まず、71ページの先ほどのストレスチェックですけれども、ホームページを見ましたら、職業性ストレス簡易調査票というものが出てきたのですけれども、

これはどういったときに活用されるのか、嵐山町でもこれを活用してやるのかお伺いしたいと思います

それと、今のふるさと納税の件ですけれども、税の納入がありまして、返戻品は、株主優待のように年に2回とか時期を決めるのかどうなのか、そこをお伺いしたいと思います。

あと79ページの自動車借上料なのですけれども、今回、こちらの借上料が100万程度ふえておりますので、その内容についてお伺いしたいと思います。

それと、79ページ、同じページの行政バスの運行委託料が、これは年々減少しておりますけれども、その内容についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

井上総務課長、お願いいたします。

○井上裕美総務課長 行政バスについては、副課長のほうからお答えをさせていただきます。

簡易調査票ですけれども、これは、本当に簡易で、そここのところに入れていけば、簡単に今のストレスの度合いがチェックできるというものでございますので、それは、皆さんもやっていただいて、状況を知ってもらうためのものでございますので、それはそういう形のもので。

あとふるさと納税、年どれぐらいやっているのか、時期はいつにするのかというようなこともございましたが、ふるさと納税をしてくださる方、できれば時期を失しないような形でやりたいとは思いますが、例えばお米のとれる時期、新米がとれる時期、それというのは決まっている時期だと思っておりますので、そういうようなお米、野菜、旬な物、そういったものができればいいなと。そのことについて、事前に寄附をしていただいた方に、お米と野菜、それを差し上げることができるのですけれども、旬な時期に差し上げたいという連絡をさせていただいて、いい時期を見計らってできればいいのではないかとこのように考えております。

あとは自動車でしたっけ。

○松本美子委員長 村田副課長、お願いいたします。

○村田 朗総務課庶務・人事担当副課長 それでは、自動車の借上料の関係でお答えいたします。

26年度の当初、リース車両の台数ですけれども、当初29台でありました。26年度中に町の所有の車、合計4台を廃車しまして、4台の新規リースを行っております。その分の増加分。それと、リースの入れかえが27年度に発生してくるわけなのですが、災害等を考慮しまして、まちづくり整備課のトラック、1トントラック、こちらは後輪駆動でしたけれども、これを4輪駆動のトラックにリースがえをする予定で、この分リース料が上がってきております。

続きまして、バスの運行の関係です。年々減少してきているところですが、今までバスは基本固定費ということで、人件費、自動車保険料、重量税等の税金、そしてバスの減価償却を捉えまして設定をまいりました。年々減少の要因ですが、こちらのバスの減価償却、こちらが年々減ってまいりました。バスの年式ですが、平成8年の登録でございます。減価償却のほうが進みまして減ってまいりました。その結果、減少しているわけです。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、再質問、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 ストレスチェックの件ですけれども、では職業性ストレス簡易調査票というのは、時期を決めて、例えば2カ月とか、年間のうちに何回か決めてやるということではなくて、どういった形でやられるのか。また、本当のストレスチェックというか、ここにフローがあるのですけれども、どのような形で、本当のというか、法律で決まったものに関しましては、年に何回実施をされるのかお伺いしたいと思います。

それと、ふるさと納税のことですけれども、お野菜、お米、そういうものをやはり旬のときに差し上げるのが、それが一番だと思いますので、それでやっていただきたいと思うのですけれども、バーベキュー場の入場に関しましてのこともお話にございました。それは、例えば秋ぐらいにふるさと納税していただきますけれども、やはり時期的には春とか夏ごろとかがよろしいので、それというのは年が越えても次の年度が使えるような形で、スパンを長く持ってやるというのがもちろんだと思うのですけれども、その辺の確認をしたいと思います。

それと、自動車の借上料のことですけれども、27年度にまちづくりのほうの後輪から4輪駆動になるということで、今回雪害のこともありましたので、これはこちらにかえて正解かなと思います。

あと、今、車がどんどん電気自動車ですとか、水素ガスですとか、そういう形に移行している中で、今回の入れかえの中では、そういうものを検討されているのかどうなのか確認をしたいと思います。

あと行政バスの件ですけれども、年式が平成8年ということですので、もうそろそろ10年近くたってしまうのですけれども、大体いつごろが入れかえの時期として考えていらっしゃるのか、そこだけ確認をしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 では、答弁をお願いいたします。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 ストレスチェックにつきましては、年1回でございまして、年度が始まって早い時期にやりたいというふうに思っております。

それから、次のバーベキュー場といいますか、ふるさと納税の関係ですが、ご指摘のように冬の時期にふるさと納税をされて、それからバーベキュー場の閉まった時期に差し上げても仕方がないと思いますので、その期間につきましては、今お話のありましたように、春から秋にかけてがそのバーベキューの時期だと思っておりますので、その時期が使えるような形で考えていかななくてはいけないだろうと。それをこれから詰めていきたいというふうに思っております。

それから、バスについては副課長が答えます。

それから、車でございますけれども、今はやっぱり水素ですとか、ハイブリッドですとか、電気ですとか、いろいろな種類の車が出回っております。それぞれに利点があるわけでございますけれども、価格帯が何しろ高いです、まだ。役場の車は、今、軽自動車ですとリースで、一番安い車だと60万台、60数万円で5年リースで借りられているわけなのですけれども、水素だとか電気ですとかという、300万を超える金額の車なので、やはり1台はこういうようなアピールする部分で、置いておく必要もあるのかなというふうには考えておりますけれども、今の時点でなかなか難しいかなと。それは今後の課題だろうと。

そういうような車を導入するに当たっては、それなりの装置をつけなくてはならない。装置をつけるについて補助金が来るのですけれども、最初の1年はその補助金使えるわけですけれども、その後のメンテナンスといいますか、ランニングコストが年100万近く計算しますとかかりますので、そういったもろもろの事情の中で、検討は

しているけれども、今後の課題ということでございます。

以上です

○松本美子委員長 答弁漏れですけれども、村田副課長お願いいたします

○村田 朗総務課庶務・人事担当副課長 バスのことにつきましてお答えいたします。

すみません。先ほどバスの最初の登録の関係で、平成8年式ということで申しましたが、訂正で平成12年式になります。失礼しました。

バスの関係ですけれども、バスの入れかえの件ですけれども、平成26年に国土交通省のほうから、一般貸切旅客自動車運送事業の新運賃・料金制度ということで資料があります。関東運輸局で公示がされているわけなのですけれども、こちらにつきましては新制度ということで、キロ制運賃と距離制運賃、この併用して使いなさいということで変更命令が出されております。こちらが平成26年3月26日付ですけれども、平成26年中の町の行政バスに関しましては、既にこちら変更命令が出て、詳しい内容が出て指示があったわけなのですけれども、それ以前、4月1日、それが6月か7月ですけれども、それ以前にバスの契約をしておりました。その関係で従前の固定費、基本固定費等で契約しておりましたが、平成27年からはこの時間、キロ併用制運賃ということで積算のほうをしてございます。したがって、バスの入れかえというのは特にございません。

また、バスの走行距離ですけれども、現在25万、26万キロ程度だと思います。観光バスは100万キロを走るということで、この嵐山町が使っていますバスは、まだ、年数はたっておりますが、程度はよいということバス業者のほうで申しておりました。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 自動車の借上料の件ですけれども、確かに今ランニングコストがかかってしまいますので、今後の検討ということで課長からも答弁ございましたので、時期を見て導入していただければいいのかなと思います。

今の行政バスの件ですけれども、25万キロも走っていると。一般の車だと大変なことだと思うのですけれども、100万キロまで観光バスはいいということ聞きまして、まだ4分の1ということなので、大丈夫なのかなとは思いますが、その新制度の距離制、時間制というのがもう一回説明をお願いしたいのですけれども。

○松本美子委員長 答弁お願いいたします。

村田副課長、どうぞ。

○村田 朗総務課庶務・人事担当副課長 バスの新制度の関係でお答えいたします。

関東運輸局の公示ですと、大型車、中型車、小型車ということで車種の区別がされております。

運賃ですけれども、1キロ当たり中型車は、上限から下限がありまして、上限が150円、下限が100円、時間制運賃で、1時間当たり中型車が、上限6,480円、下限4,490円ということになっております。そのほか、時間外の運賃等公示では示されております。時間外というのが、深夜、早朝運行料金ということになります。こちらの変更命令の公示を踏まえまして、この上限額から下限額の間で契約を単価契約ということで、なるべく下限に近い数字で契約を行っていきたいと思っております。

以上です

○松本美子委員長 よろしいでしょうか。再質問、大丈夫ですか。

○畠山美幸委員 はい。

○松本美子委員長 それでは、ほかに質疑のある方、どうぞ。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 1点だけですけれども、お聞きをいたします。

133ページの小川日赤の建て替えの件なのですが、前から説明を聞いていまして、議会の報告会等でも概略は報告をさせていただきました。そういう中において、今現在も行ってみると、順次進んでいるように見えるのですが、寄附をこの近隣の町村で何町村だかわかりませんが、いただいたというふうに思うのですが、うちの嵐山町で出している約7,400万円だったというふうに思いますが、これがどのくらいの、何%ぐらいに当たるのかお聞きをしたいというふうに思います。

続いて、同じ内容でございます。同じというか、小川日赤の件ですが、最初から2年で7,400万ということで決まっておりますが、今、いろいろなものが建築資材等上がっているようでありますが、それ以上の依頼はないというふうに思っておりますが、確認をさせていただきたいと思っております。

それで、3点目になりますが、総工費当初20億だとか30億だというふうに聞いておりましたが、総額の改築、新築費といいますか、おわかりになるようでしたら、教えていただきたいというふうに思います。わからなかったら結構ですが。

以上です。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

井上総務課長、お願いいたします。

○井上裕美総務課長 お答えいたします。

小川日赤、今、着々と工事が進んでいるわけでございますけれども、それぞれの町の補助金につきましては、1年間の患者数、これが出ておまして、前にもお話ししたかと思いますが、患者数の案分ということで、それぞれの市町村の負担を決めたということがございます。ただし、これは比企郡だけではなくて、例えば寄居町、越生町、あちこちの、熊谷市も含めてですが、それに賛同していただけなかったところ、坂戸ですとか、ふじみ野ですとか、鶴ヶ島ですとか、たくさんあったわけですが、賛同いただけなかったということもございまして、当初は10億円を小川日赤としては負担をお願いしたいというような話で協議会の中でございましたが、最終的に協力したのが8億数千万だったと思うのですけれども、その金額でございました。

その金額から考えますと、嵐山町は10%ちょっとしたかなと、負担率としては。一番利用者数で考えると、小川町が半分の5億円を持っていますので、利用者数としては小川町が1番、2番は多分寄居だったと思いますけれども、3番が嵐山町と、そんなような順位だったと思います。入札の関係で、大分資材の高騰、東日本の大震災の関係もございまして、資材の高騰、人件費の高騰、もろもろの諸要件が重なりまして、なかなか契約が難しかったということもあるのだと思うのですが、経費が当初の見積もりよりも上がっているというようなことを聞いております。しかしながら、私ども市町村が負担する負担金については、これ以上の負担はしないということになっております。

最終の事業費でございますけれども、最終の事業費は45億7,783万8,000円ということでございます。当初が38億円でございましたので、これを差し引きますと、7億7,783万8,000円がふえてしまった額ということになろうかと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 どうぞ、長島委員、再質問。

○長島邦夫委員 寄附を募る以上に、自分のところの日赤の負担が随分多いのだなというふうに思っていますが、ですけれども、町債を発行したり、一般財源でどこから補助が入ってくるわけではないので、町の運営の中だと、非常に大きいウエートを占めるのだというふうに思います。

それで、この前たまたま行ったときに、日赤の中の冊子の中に、建て替えについてのこういうものを進めていますというふうなことが書かれているのですが、いかにも自分たちのところだけでやっているような感じで、ちょっと私はそういうふうに見えたのです。細かく見たわけではないですが。ですから、やはりこの地域の医療機関ということで、地域が支えているのだというふうなもうちょっと広報的なものも、せっかくこれだけのお金を出しているのですから、もっと言ったほうがいいのではないかというふうに思うのですが、なかなか即答は難しいでしょうけれども、ぜひやっていただければというふうに思いますが、ご意向をお聞きできればというふうに思いますが。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 病院の機能、これについては細かい市町村の要望を伝えております。例えば、小児科、産婦人科をつけてくださいよとか、機械はこういう機械を入れてください。さまざまな市町村が考えている要望については、あらかじめ設計あるいは備品の購入に反映していただけるような形で申し上げております。

ただ、お金の協力というか、応援というかさせていただいているわけですが、その辺について、どこかに記してくださいとかという話はしておりません。最終的なでき上がったパンフレットの中で、日赤のほうでそのような配慮がされるかどうかということもちょっとわかりませんが、小川町が事務局もしておりますので、その辺についてもちょっと話してみようかなというふうに思っています。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますか。

それでは、質疑の途中ですけれども、暫時休憩させていただきます。再開は45分とさせていただきます。

休 憩 午前10時32分

---

再 開 午前10時43分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑のある方は、どうぞお願いいたします。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 21ページの地方消費税交付金なのですが、大幅にふえている理由を伺いたいと思います。

それから、地方交付税ですけれども、町長は、地方交付税はまち・ひと・しごと創生事業費による増はあったものの、税収の伸びにより減額されることになり、2.1%の減を見たということで施政方針であるわけですがけれども、地方創生の関係がなかったとすると、どのくらいになるのか伺いたいと思います。

それから、25ページの行政財産使用料ですけれども、この行政財産使用料は商工会のことかなと思うのですけれども、移転というのが話が出ているわけですがけれども、今年度は、観光協会も含めて移転はないということでこの予算を組んでいるのか伺いたいと思います。

それから、73ページの平和事業ですけれども、2年前より予算を多くとっていただきました。内容について伺いたいと思います。

それから、77ページの庁舎総合管理業務委託料、若干ふえているのですけれども、その内容、どういうことでふやしたのか伺いたいと思います。

それと、79ページ、先ほど行政バスの件でご質問があったわけですがけれども、キロ数だとか距離、キロ数に時間数ですか。そうすると、使用料が変わってくるのかなと思うのですが、歳入では使用料、昨年と同じですよね。そちらはなぜ同じなのか、今後変更があるのかを伺いたいと思います。

81ページに提案型の補助金ですけれども、ふやした理由を伺いたいと思います。

それから、予算書では227ページの地方債の件ですが、参考資料の22ページで起債残高が載っているわけです。当初予算別では、起債残高、最終の残高は減っているのですけれども、残高が減っていたのかな、当初予算で。とにかく、どっちだったかな。減っているのですけれども、減っているのだったかな。とにかく……

〔「減っている」と言う人あり〕

○川口浩史委員 昨年と比較して若干ふえているわけですよ。昨年の当初予算と比較すると、わずかですけれどもふえているのです。昨年も同じことを聞いているのですけれども、70億円台がもう少し何年か続くというふうに見ているのでしょうか、ちょっとそれを伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えいたします。

幾つかの事項については、副課長のほうからお答えを申し上げます。

まず、21ページ、地方消費税交付金の関係でございませうけれども、歳入概要にございますように、このことにつきましては、まず都道府県が実質収入金額の2分の1の相当額が、人口及び従業者数により案分して交付されるということで、これはあくまでも県の試算に基づきまして出した数字でございまして、前年比6,500万円ほどふえておりますけれども、内訳、一般財源が1億7,500万円、社会保障財源分ということで1億円となっております。昨年は一般財源が1億8,000万円、社会保障財源分は3,000万円でございました。そういったこともありまして、その分がふえているということでございます。こちらで積算をしてやったということではなくて、あくまでも県のほうの試算に基づいての増額をさせていただいております。

それから、73ページの平和事業の関係ですが……

〔「交付税は」と言う人あり〕

○井上裕美総務課長 交付税は、副課長のほうからあります。行政財産の使用料についても副課長です。

73ページの平和事業の関係ですが、平成25年度に平和のための資料展ということで、広島県から、平和資料館からパネルをお借りして実施をいたしました。それを戦後70周年という記念の年でもございますので、もう少し規模を拡大しながら、町民ホール、あるいは交流センター、25年度からそのような形で実施しましたので、同じような形で実施をしていければなというふうに考えております。

実施時期につきましては、前回もそうだったのでございますけれども、町民の多くの方のご協力をいただきまして、いろいろなものをお貸しいただきました。また、27年度においてもそのようなお知らせをして、お借りをしながらできればいいなというふうに考えております。時期的には、今年度は特に選挙が多い年でございまして、県知事選挙が6月ごろの予定、それから町議会議員の選挙が10月ですね。その辺に予定されておりますので、その辺の合間を縫ってという言い方は失礼かもしれませんが、その間ぐらいの形で、8月から9月にかけてやっていければいいなというふうに考えております。

それから、81ページの提案型補助金の関係でございませうが、本年度50万円の予算をのせさせていただきまして。前年度が20万ということで、30万円増額になっております。

26年度はと申しますと、2団体の方にご利用いただきました。一つは、デザイン嵐山というグループ、そしてもう一つは、らんざんハムネットというアマチュア無線のグループでございまして、防災に関する協力をしたいということで補助しております。そのほかにも、福祉の関係でいろんなことをやりたいという方も、電話等で問い合わせをいただいている部分もございまして、27年度の当初予算ではそういう部分も含めて、10万円の5団体分ということで予算化をさせていただいたものでございます。

227ページですか、地方債の関係でございますけれども、70億円を超えているわけでございますけれども、この70億円どうやって、減らしていきたいというのは当然でございますけれども、公債費、これ以上に借金をしなければ、起債しなければ、これは減っていくわけでございます、常に財政の担当としてはそういうことを意識しながら、70億円を切り、60億円を切るというような形で常に考えていきたいというのが基本的な方針でございます。ですので、70億円を超えておりますけれども、これらの償還計画、こういうのもつくりまして、常に考えながら実施しているというものでございます。

ですから、来年度、さまざまな有利な起債というのもございます。有利な起債と申しますのは、起債のうち、臨時財政対策債のように100%元利が交付税の中に算入されてくるもの、そういったものは活用しなくてはいけないと思いますけれども、なるべくそういうものがない起債については抑えながら、70億円を切って、なるべく少なくしていきたいというふうに思っております。

ただし、この70億円のうちの、まず見ていただきますと、前年度末現在高見込み額というのが227ページにございますが、ここに71億940万9,000円という数字が一番下にございます。そのうちのその他債というのを見てもらいますと、38億5,000万円ほど、その真ん中辺に臨時財政対策債、これが35億4,500万、こういう形になっております。借金は70億円ありますが、このうちの半分、率にしますとその他債が54.16%になりますけれども、これは後で、後年度の交付税に元利で算入されてくるものというところでございます。一番上の普通債32億5,800万円、これが純然たる借金というふうに捉えてもらえればありがたいなというふうに思います。

その他につきましては、副課長から答弁申し上げます。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

村田副課長、お願いいたします。

○村田 朗総務課庶務・人事担当副課長 私のほうからは、77ページの庁舎の関係でお答えさせていただきたいと思います。

こちら、庁舎管理事業ということで、ふえているということでご質問ございましたが、前年度と比べましてマイナス58万4,000円ということで、減となっております。この内容が修繕料の関係で減となりました。エレベーターのロープ交換工事ということで、26年度は経常予算措置をいただきましたが、今年度は修繕工事は、その他庁舎修繕ということで一定額にしております。そのために、こちらは減となっております。

続きまして、79ページのバスの関係です。距離、キロ、時間制の運賃になったということですが、使用料が歳入のほうは変わっていないというご質問です。現在、バス使用基準では、走行の1キロ当たり20円、運転者委託経費ということで1日2万円を各任意団体、利用者からいただいております。こちらの基準につきましては、今のところ新年度につきましては、値上げの周知はしてございません。近隣の状況を見まして、同じように時間制、キロ制運賃になるかと思っております。近隣の状況を見まして、この運行の経費、こちらの負担分を調査いたしまして、今後金額を上げるかどうか検討していきたいと思っております。2万円ということでいただいておりますけれども、多くの団体の利用者の方に利用していただければと思っております。値上げにつきましては、今後検討課題としたいと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

伊藤副課長。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長 25ページの行政財産使用料のうち、総務課につきましては科目設定ということでございます。この24万円というのは文化スポーツ課関係ですので、交流センター、文化スポーツ課というふうに担当なっておりますので、文化スポーツ課のほうで確認していただければなと思っておりますが、ただこのとおり引き続き、来年度はこのままで行くというのは変わらないというふうに考えているところでございます。

最初の交付税のまち・ひと・しごと創生事業分の算定でございます。施政方針におきまして、この分がふえたというふうになっていると思っておりますけれども、それにつきましては、国の地方財政計画のほうでふえたということでございます。具体的に言いますと、平成27年度予算案の参考資料の23ページに、この分がふえたというのが出て

いて、1兆円ほどふえているというふうになっていると思います。しかし、その1兆円の前資が、ほかの9地域の元気創造費とかというのを削って行っておりますので、ふえたといいますが、ほかのものを削ってこの品目にふやしたというのが、現状ではないかなというふうに考えておるところでございます。

今現在、まち・ひと・しごと創生事業費がもしなかった場合の影響額ということですけれども、嵐山町におきましては、仮算定でございますけれども、約5,800万円程度というふうに考えているところです。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ、質問。

○川口浩史委員 21ページの地方消費税なのですが、県の試算をそのまま、それが一番計算としてはわかりやすいわけですが、でもある程度の景気の回復というか、消費の喚起をするプレミアム商品券もやるから、この額を見込んだのかなと思ったのですけれども、そういうことではないわけですね、今の説明ですと。消費税は昨年上がっているし、前資も1%から1.7%に上がっているということですから、これは去年から上がっているわけですので、昨年3,000万円上がったというのは、そういう理由だと思うのです。今年の6,500万円というのは、もう少し嵐山町の実情も少し捉えて、そういう面では数字はいいですけれども、見ていただきたいと思うのです。結構です、これは。交付税はわかりました。

73ページの平和事業なのですが、そうすると内容的には前回同様になるのでしょうか。広島県からやはりパネルを借りる、町民から写真や物を借りるということでしょうか。金額がふえているわけですが、このふやしている点についても少し伺いたいと思います。

それから、77ページの庁舎総合管理業務委託料2,238万2,000円で今年は予算組んでいるわけですが、昨年は2,255万7,000円。ごめんなさい、若干安かったのですね。失礼しました。それで、今度、増進センターを貸し出すと、10時までだった場合の鍵の管理等少し仕事がふえると思うのです。ふたと若干誤解してしまったのですけれども、その分があってふやしたのかなと思ったのですが、逆に減っているとなると、その分は全く見ないことになるわけですか。仕事量が若干ふえているわけですので、どうなのでしょう。ちょっと伺いたいと思います。

それから、79ページの行政バスの件なのですが、何も私は値上げをしてくれと言っ

ているのではなくて、距離と時間とで運賃構成をしなければいけないのですよという説明でしたから、使用料も変わるのではないかと思ってお聞きしたのですけれども、そっちは変わらなくていいわけなのですか。距離と時間で運賃を変えてくれと国交省から、運輸局から来ているわけでしょ。それとは別でいいわけなのですか。ちょっと別でいいという理由を伺えればと思います。

それと、地方債の件なのですが、課長がたびたびこれ話をしますけれども、227ページの件ですけれども、臨時財政対策債は100%来るものだから、その分は見ないでいいのですよというのは聞いていますから、私もよくわかっているつもりなのです。それは、だからわかっているつもりなのでいいのですけれども、今後の見通しなのです。どういうふうになるのか見通しをお聞きしたいと思うのです。去年は、去年の前年度末残高が70億を切るというふうになっていたのです。それが、実際は71億になっているわけですから、思うようにいかないというのはわかりながらも、ちょっと見通しを伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 初めに、21ページの関係、答えはいいというふうにおっしゃいましたけれども、ちょっとお話ししたいと思います。地方消費税の原資5%から8%に昨年上がったわけでごさいます。今ご指摘いただいたように、原資は1%から1.7%に増加いたしました。増加はしたのですが、4月の消費税の引き上げ、これが国に納付されるのが大体6月ごろ、国から県に納付されるのが8月過ぎ、県から町に交付されるのが12月ごろということでごさいます。町のほうには12月ごろからしか入ってこないわけなのです。そういうこともあって、昨年度は3,000万程度、今回はそこからずっと1年間続くというようなこともございまして、6,500万円がふえたというふうに考えていただければなというふうに思います。そういうことで、4月の影響分は、そのまますぐ1年間影響したわけではないということです。

それから、73ページの平和事業の関係ですが、ふえたわけですが、その裏の75ページを見ていただきまして、展示受付業務委託料というのが15万8,000円ほど、これは平和事業の一環として入れてあるのですが、これは展示の受け付けと見守りをシルバーにお願いするというものでございまして。平和資料館からの貴重な資料、あるいは町民の皆様方からお預かりする大変な貴重品、そういったものが紛失あるいは壊れたり

することがないようにしていただく費用ということでのせさせていただきます。そういった部分がふえている部分であろうというふうに思います。

それから、バスのことに関しては副課長から答弁申し上げます。

それから、227ページの起債残高というか、起債の関係でございますけれども、これは川口委員ご承知のとおり、毎年起債が少なくて返済が多ければ、どんどんこの起債残高というのは減っていくわけでございます。ですから、その年、その年によって起債する額あるいは公債費で返還する額、それによって随時年々変化していくものでございまして、来年起債を少なくして、普通どおり返済をしていけば、70億を切っていくというものでございます。

町としては、常に起債は5億円以内をしていきたいなど。5億円を切っていけば、返済額は6億円台で推移していきますので、その分総額は減っていくと。そういう形になりますので、基本的な財政担当のスタイルとしては、起債は5億円は余り超えていかないと。それで、返済については、ここのところ6億円台がずっと続いておりますので、そうすると元利が減っていくと。その辺の基本的なスタンスをしっかりとしながら、財政運営をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をお願いいたします。

村田副課長。

○村田 朗総務課庶務・人事担当副課長 私のほうからは、庁舎の関係とバスの関係をお答えいたします。

庁舎の関係ですが、健康増進センターの開放の件で、鍵の管理と仕事量がふえてくるのではないかとということにつきまして、毎日警備員さんが巡回点検をいただいております。こちらの時間を調整しながら対応していければと思っております。委託業者と詳細に打ち合わせをしていきたいと思っております。

次に、バスの関係です。こちらは、関東運輸局の公示、それとは別の考えです。基準がありますけれども、嵐山町行政バス使用基準ということで、そちらのほうに運転者委託経費1日2万円ということでのせてございます。公示とは別の考えで行います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、質疑をほかにどうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 前回は伺っているわけなのですが、地方交付税に入ってきている公債費の内訳というのですか、元利償還金の中の地方交付税の算出に含まれるものというのは、当然臨時財政対策債が入ってくるわけですが、そのほかに何本ぐらいあって、これは去年も出していただければというふうに言っておいたのですが、出していただけないものでしょうか。臨時財政対策債は必ず入ってくるとして、今回の公債費、地方債見ていると、5億4,000万円ぐらいのうち臨時財政対策債が2億9,400万ですか。だから、半額以上が臨時財政対策債になってきていて、建設債というのは非常に少ないのですよね。その部分の中で、地方交付税の中にどのような形で入って算出されてくるものか伺いたいと思います。

それと、もう一点なのですが、173ページです。総合教育会議運営事業というの、新規事業で1万2,000円入ってくるわけなのですが、具体的になされるわけですが、これは一般財源でやられるわけで、具体的にどのような形で、どのようにしてこの総合教育会議というのを運営されていくのか。これは必ずホームページ等に情報提供されて、会議録をつくって情報公開されるものであるのかどうか、どのような方たちがここに参加してくのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁お願いいたします。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 交付税に関しては、副課長のほうからお答え申し上げます。

173ページの総合教育会議の運営事業、費用弁償として1万2,000円でございますが、これは費用弁償をお支払いするのは、4人の教育委員さんの3回分ということで1万2,000円でございます。この教育会議の中では、首長が招集をまずします。原則公開ということで、会議は公開でございます。構成員は、首長と町長と教育委員会。教育委員会でございますので、教育長入って教育委員さんが4人、町長入れて6人の会議になると思います。この中では、教育行政の大綱の策定でありますとか、教育の条件整備などの重点的に講ずべき施策、それから児童生徒等の生命、身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置ということ、こういったようなことを総合教育会議では協議調整をさせていただくということになります。

もう一つ大きなこととして、教育に関する大綱、この大綱をここで協議して策定をさせていただくというのが、一つの大きな目的かなというふうに思っています。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

伊藤副課長。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長 交付税に対する元利償還等の返還の算入の件につきましてお答えさせていただきます。

今年度、交付税を算定するに当たりまして、公債費と事業費によって元利償還等を交付税算入される額というのを算出させていただいており、交付税の基準財政需要額を34億円程度としたのに対し、いろいろな科目によって、消防費とか道路橋梁とか下水道とかによって算入される事業費補正というのがあるのですけれども、それを1億8,300万円程度、うち公債費を3億1,100万円程度と見込んでいます。そのうち、臨時財政対策債の算入を2億3,600万円程度というふうに見ており、算出させていただいております。

なお、本年度起債させていただいております中におきまして、今年度は5億3,580万円起債がありますが、もちろん臨時財政対策債は100%算入で、2億9,400万は100%算入されると思います。そのほかにも狭隘道路整備促進事業、防災安全交付金事業、再生可能エネルギー事業につきましては、それぞれ狭隘道路や防災安全交付金につきましては、財源対策債という名目で、90%のうち、充当率40%分の半分、再生可能関係の起債につきましては、元利償還金の30%の算入というふうに見ております。すると、今年度5億3,580万円のうち、3億910万円は交付税算入されるだろうというふうに見て、町としてもなるべく有利な起債をするように心がけているところでございます。本数につきましては、このようにいろいろ起債ごとに細かくなっておりますので、それを集計し、消防費だったり道路橋梁費であったりというのを集計して行っているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 続けて、井上総務課長、お願いいたします。

○井上裕美総務課長 すみません。先ほどの答弁の中で会議録のことをちょっと漏らしてしまいましたが、会議録というか、議事録の作成でございますが、これにつきましては、法律に基づいてこれを公表するように努めなければならないという努力義務規定にはなっております。できれば公開をしていけるような形で考えていきたいと、現在のところでは考えております。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。2回目です。

○渋谷登美子委員 総合教育会議なのですけれども、今、嵐山町では、生涯学習部門は教育委員会部門ではなくて町長部門になっていますよね。そこの部分が総合教育会議になってくるわけで、大綱の中にそれがはっきり入ってきて、それが公表される形になって、それも話し合いがされるというふうな形になってくるのか。そこら辺が義務教育レベルのものと、それから生涯学習教育レベルのものと2つありますよね、教育委員会レベルで考えると。そこのところと、子育て支援会議のものがうまく連動されるようになっていくのか。今の形ですと、子育て支援会議は、幼稚園部門も教育委員会部門になってきていますよね。そこの部分がはっきりトータルになっていて、生涯学習に関しての部分まで教育大綱でつくられ、その部分が年4回の教育委員会の会議で協議されていくという形になっていくのかどうか伺いたいと思うのですが。

○松本美子委員長 では、答弁をお願いいたします。

井上総務課長、お願いいたします。

○井上裕美総務課長 教育委員会の会議のことにつきましては、教育委員会のほうでお答えを聞いていただければと思うのですが、総合教育会議のことに関しましては、首長が招集する会議でございますので、事務局は総務課になろうと思います。そういうことで、この総合教育会議では、教育に関するさまざまなことが、教育委員さんと首長の間で協議されることだというふうに思っております。ですから、子供のことにすることだけではなく、全ての教育に関すること、これが協議されるのだと思います。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 私もちよっと勉強不足で申しわけないのですけれども、教育委員の会議と総合教育会議とはどのように並立するというのですか、責任体制が明確になっているのか。併合的に、形式としてはどのような形になってくるのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 総合教育会議につきましては、ただいま課長のほうでお答えしたとおりでございます。教育委員会そのものは従来どおり同じことを続けると、そういうふうに考えていただければよろしいのではないかと思います。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますでしょうか。

安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 2点ばかりお伺いいたしますけれども、ページ79のふるさとづくり基金積立金、ここに出ているのは2万6,000円というので極めて低い金額ですが、これは里地里山づくり寄附などふるさとづくりを推進するため、ふるさとづくり基金に積み立てる経費ですということなのですが、経費ですというこの捉えがちょっとわからないのですが。

たしか、古い話で、小千代山を確保するとき、この寄附金を全町的にパンフレットをつくってやったというふうに覚えております。この基金の状況を見ますと、ふるさとづくり基金というのは7,768万5,000円、積み立て額が2万6,000円、取り崩し額が1,000万円、27年度末6,771万1,000円となっているのです。これは取り崩し額が、申しわけないのですが、どこにこれを利用するのかちょっとわからないのですが。というのは、私が申し上げたいのは、ふるさとづくり基金というこの基金を活用しての里地里山の保全を、全町的にもう少し活用したらどうかというふうに思うのですが、この事業の趣旨を踏まえて、もう少しこの寄附を集めるといいでしょうか、そういう手だてをする必要があるのではないかと思うのですが、いかがなのでしょう。その辺を、経費というこの2万6,000円というのは、積み立て額が2万6,000円ということなのですが、それとの今後の考え点についても改めてお伺いしておきたいと思います。

それから、もう一点は81ページになりますが、(7)の関係で交通弱者対策事業…

…

〔「地域支援課」と言う人あり〕

○安藤欣男委員 すみません。結構です。では、地域支援課のほうで聞きます。

○松本美子委員長 よろしいですか。

○安藤欣男委員 79ページのだけ。

○松本美子委員長 それでは、79ページ、ふるさとづくり基金についての答弁をお願いいたします。

伊藤副課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長 ふるさとづくり基金の管理事業の積立金につきまして説明させていただきます。

2万6,000円の内訳につきましては、利子分と里地里山寄附分合わせて2万6,000円。

里地里山寄附分が1万円と、利子分の1万6,000円が内訳でございます。里地里山寄附分がこれまで実績がないということで、平成27年度、これは環境農政課の担当というか、寄附を受けている関係で、実績がないということで減っている関係で、1万円というふうになっているものでございます。

ふるさとづくり基金は、たしかふるさと創生1億円というときにつくった基金だと思えます。小千代山ではなくて、多分蝶の里公園とか、そういうときの関係でつくった基金でございまして、小千代山は基本的にはこの基金を使ってやっているわけではなくて、一般財源と起債とでやっているかなというふうに思っております。ふるさとづくり基金は、その後いろいろ緑地事業にも使ったり、土地売り払い分を積み立てて、その後、町の有効に活用していくとか、その都度区分を設けて管理をさせていただいているところでございます。ふるさと納税の分も補正等で、ここで積み立てたというふうに思っております。

今後、先ほどからふるさと納税を力を入れていくということをさせていただいておりますので、このふるさと納税の寄附があった場合には、こちらに積み立てる等をして有効に活用していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 私の勘違いもあって申しわけないのですが、小千代山の購入にも充てるというようなことが、そういうものが入っていたチラシが、古いのを見たらあったのですよ。それ以来、このふるさとづくりの寄附についての広い呼びかけというのはしていないわけなのですが、やっぱりこの自然を守っていくことの厳しさが出てきて、これは川の再生事業には使っておるわけですが、もっと広くこういう基金を活用した自然を守る方策というものが必要ではないかと思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

○松本美子委員長 答弁お願いいたします。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 今、安藤委員がご指摘をいただきましたとおり、ふるさとの自然を守る方策というのはとても大事なことだと思いますし、嵐山町にとっても、これは絶対必要なことだというふうに思っております。豊かな自然ということのわけでございますので、そういった意味で、先ほど副課長のほうが申しあげましたように、ふる

さと納税、これもアピールをしながら、そこでいただいた寄附金につきましては、このふるさとづくり基金に積み立てをし、さらにふるさと納税だけではなく、広報あるいはホームページ等でも、こういうような基金がございますのでというような形のPRも、これからしていく必要があるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにごございますか。

清水委員、どうぞ。

○清水正之委員 19ページですけれども、自動車重量税の減額の理由、それから20ページの自動車取得税交付金の減額の理由を教えてくださいというふうに思います。

それから、221ページですが、職員数が7人減額になるというふうになっています。それで、223ページを見ますと、主事と主任、特に主任の部分が少なくなってきました。何かひずみが出てきているなというふうを感じるのですけれども、今年の採用は幾人くらいになるのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 交付金の関係につきましては、副課長がお答えします。

本年度の採用の関係でございすけれども、本年度といいますか、27年度4月1日以降ですが、採用人数は5人でございす。一般職が4、保健師が1の予定でございす。今年度末退職の職員は9人でございまして、定年退職が5人、そのほかが4人でございす。それから、派遣、今、小川地区衛生組合に1人、そしてひとづくり広域連合に1人、2人派遣しておりますが、さらに平成27年度からは、県の川越建築安全センター東松山駐在に1人、そして埼玉中部資源循環組合にも1人、こういう形で職員を派遣していくことになります。最終的に職員の人数は、今現在よりも減少する見込みでございす。

また、今、清水委員からご指摘いただきましたように、主事、主任、ここのところがすごく薄い層でございまして、その上の主査、ここが多くとどまっていると。これは、何年か前に採用を控えたひずみがここに出ている部分でございす。そういったことも含めまして、採用時には年齢制限も引き上げながら、ここの部分の年齢層、それを埋めながら、そういったことも考えながら採用しているような状況でございす。

以上です。

○松本美子委員長 伊藤副課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長 自動車重量譲与税と自動車取得税交付金の減についてご説明させていただきます。

自動車重量譲与税は車検時に払われる税でございまして、これが平成26年度から消費税8%に上がったときに、燃費基準プラス20%達成車等が、おおむね50%の減というものが75%まで上がった関係がございまして、昨年度予算を策定する段階は、そう影響はないかなと思ひまして、そのまま計上させていただきましたが、今年度の実績が減ってきておることから、300万円の減というふうにさせていただいたところでございます。

自動車取得税交付金につきましても、これも平成26年度から消費税引き上げに関して、自動車の自家用の取得の税率が100分の5から100分の3、営業用も100分の3から100分の2に減っているということで、今年度の実績も大幅に減しているところでございます。また、来年、平成27年度からは、新車のエコカー減税が75%から80%の減というふうに減税分も上がることから、今年度につきましては47.4%減の2,000万というふうに、大幅に減収をして予算を組ませていただきました。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、清水委員、どうぞ。

○清水正之委員 臨時職員は幾人ぐらいいるのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁を村田副課長お願いいたします。

○村田 朗総務課庶務・人事担当副課長 臨時職員の数ですが、全体で58名です。こちらは、こども課の特別支援学級補助員等を含めた数です。

以上です。

○松本美子委員長 清水委員、どうぞ。

○清水正之委員 58名というのは、全体の職員数のどのくらいの割合になるのですか。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 58人と申しあげましたのは、先ほど副課長のほうから申しあげましたように、例えばさわやか相談員ですとか、特別支援学級の職員ですとか、給食の配膳員さん、そういったもろもろの方を全て足した数が58人でございます。純然たる一般事務をお願いしている職員、これにつきましては全部で11人でございます。です

から、純然たる一般事務でお願いをしている臨時職員さんは、10%に満たないということになるかと思います。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、総務課及び会計課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩とさせていただきます。

休 憩 午前11時38分

---

再 開 午前11時41分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、地域支援課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 それでは、1点だけお尋ねをしたいと思います。

82ページ、83ページ、(12)の嵐山まもり隊支援事業ですけれども、この事業に対する詳細をちょっとお聞かせをいただきたいと思うのですけれども。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

嵐山まもり隊事業につきましては、今回初めて予算計上させていただきました。こちらにつきましては、まず1点は地域創生を行っていく上で、地域の活力の活性化、強化というのが大きなテーマになってまいります。そういったことを含めて、地域力の強化、イコール、コミュニティーの強化、そして嵐山町を愛する町民の皆様方の認識といたしまししょうか、意識を高く持っていただくということを啓発するために行う事業でございます。

具体的に申し上げますと、町長等が地域に出させていただきますと、実際に地域の方々から、嵐山町は自主防災組織や自主防犯組織ができておりまして、非常に活発に活動していただいておりますが、そういった団体活動以外でも、地域の方々が散歩する途

中で、例えば空き缶を拾っているとか、あるいは地域の中で自主的に除草活動を行っていただいているとか、そういった声が聞こえてまいります。

また、町政モニター会議におきましても、実は今回の26年度の会議の中でも、町がやれること、それを地域に逆に知らせたらどうかと。全て町がやるということは不可能に近いと。しかしながら、住民からとってみれば、どこまで自分たちがやっていいのか、そういったこともわからないと。そういったことで、もし地域でやっていただきたい、あるいは自主的にやっていただきたいことがあれば、町は、そういったことは積極的に、ぜひ協力をお願いしますというような問いかけをすべきではないかというような、モニターさんの会議でのご意見もございました。

そういったことを踏まえまして、今回、この制度をつくるわけでございますけれども、基本的には、大きく言いますと地域の見守り活動、それから地域のいわゆる清掃ですとか環境整備活動、こういったものに取り組んでいただける、基本的に今要綱を最終的な作成をしておりますが、3人以上、本当に任意的な活動で構わないというふうに思っております、例えば隣近所のこの道路の環境を私たちは3人単位で、人数は何人でもいいのですけれども、この地域を少し見守りながら道路等の除草を行っていきますとか、あるいは各地にある公園について、意識を持った方々で定期的に少し見回って、清掃活動を行いますというような方たちに、ぜひ手を挙げていただきまして、その方たちに町として、そういった活動を顕彰するという意味で、申し出ありますとか、あるいはその活動に必要な消耗品類、例えば軍手でありますとか、あるいは除草であれば鎌が必要だということであれば、そういったものを町で用意してお貸しをしますとか、そういったことで、その見守り活動を幅広く図っていただければいいかなというふうな感じで、今要綱をまとめているところでございます。

ぜひ、大きな活動でなくても構わないと思うのですけれども、そういった意識を持って、自分たちはこの嵐山町をよくしていくのだと、少しでも自分たちの周りの環境を整えていきたい、それに力を貸したいという方々に手を挙げていただいて、そういった活動を行っていただければということで、今回、この予算を計上させていただきました。よろしくお願いいたします。

○松本美子委員長 佐久間委員、2回目の質疑、どうぞ。

○佐久間孝光委員 その中に、例えば子供たちの健全育成だとか、そういったものに資するような活動というのにも含まれるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

中嶋地域支援課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄地域支援課長 幅広くということで、今予定しております、幅広くと申し上げても、余りにも抽象的だと、ちょっと活動内容がわかりづらいということもございまして、基本的には活動内容としましては清掃活動、空き缶ですとかごみ拾い、それから美化活動、花植えですとか種まき、水やり、除草等、公共施設あるいは地域の集会施設、こういったものを含めた環境整備。

それから、地域におけるさまざまな見守り活動といたしまして、例えば住環境、これを今空き家対策等もございまして、そういった中で、自分たちの地域のそういった環境を見ていただいて、例えばこの道路のこういったところが少し傷んでいるよとか、こういった庭木がちょっと道路に張り出しているよとか、区長さんからの要望としても上がってくるわけでございまして、そういった活動を含めて、あるいは隣近所の要援護者といいたしましうか、そういったひとり家庭の方たちを自分たちで少し見ていきたいと思いますよとか、そういった活動を含めてコミュニティ事業といいたしましうか、この活動としては認めていきたいというように考えておりますので、青少年健全育成、これも内容によっては対象にしていく可能性はあるのではないかとこのように思っております。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方、どうぞ。

大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 私も2点ほどお尋ねしたいと思います。

ただいま佐久間委員からのご質問にありました、27年度の議会基本条例の第9条関係の資料としても載っております、この嵐山まもり隊支援事業がまず1点です。これにつきましては、地域の特性がかなりありまして、活発に活動している地域とそうでない地域とあって、活発に活動している地域からは、いろんな案件が町のほうに上がってきて、これもやりたい、あれもやりたいというようなことが出てくると思うのですが、そうでない地域からは、恐らく上がってこない可能性があるのかなというふうに思います。全町的にまもり隊支援事業としてやってほしいという町の思いがあったときに、どのような形で投げかけをされていくのか、その点を1点だけお尋ねしたいと思います。

それから、もう一点が、91ページの防犯モデル地区事業でございまして。こちらも同

じ資料に載ってございます。ここのいろんな説明が書いてございます。モデル地区ですから、地域を決めて行われるのかなというふうに思います。どのくらいの地区に対して、どのくらいの地区といたしますか、どこの地区に対して、まずこれを事業展開、モデル地区としてされていくのか、その辺のことをちょっとお尋ねしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、見守り隊の関係でございます。大野議員さんおっしゃいますように、活発な地域というのは、既に地域でこういった活動を実施していただいているところがございます。例えば、一つの事例といたしますと、県のロードサポート事業というのがございまして、この指定を受けて、国道や県道等の一定の地域をそれぞれの地域で花壇等の管理をしていただいたり、除草等の管理をしていただいていると。これについては、既にロードサポート事業という形で認定をしていただいております。

それから、さらに農業サイドの助成事業といたしまして、志賀の1区と、それから廣野地域、こういったところについては県の補助事業、多目的な機能支援整備事業というのが、今回、農政サイドの予算にのっておりますが、こういった事業の認定を受けて、一定地域の畦畔等の事業を行っているというところがございます。こういった形で先進的にやっけていただいているところがあるのですが、一つの考え方とすると、こういったロードサポート、これは県の事業、それから農林サイドの事業、これも県の事業という形でございまして、町のいわゆる公共施設ですとか道路、公園、こういったものに関する制度というものが、今までございませんでした。この一つのまもり隊事業というのは、そういったことも含めて、町道ですとか、公園ですとか、地域のさまざまな環境整備、こういったことに対して、そういった支援を町として行っていきたいという目的もございます。

そういった中で、どのような形で投げかけていくかということでございますけれども、まず一つは、やはり基本的には区長会等でお話をしていったり、広報、ホームページ等でご案内をしていくということ。それから、今申し上げましたように、今、嵐山町では非常に多くの自主活動がされております。ボランティア活動もそうでございます。そういった中で、細かくこの事業をご案内していきたいというふうに考えております。

また、議員の皆様方からも、ぜひこの事業について住民の方々にご周知をいただいて、本当にそんなに大きな事業ではなくてもいいのだよと。本当にそういう意識を持って、小さなことからやっていただければいいのだよということで、多くの方にご参加をいただければ大変ありがたいなというふうに考えております。

それから、続きまして、防犯のモデル地区事業に関してでございます。こちらにつきまして、どのような地区を対象にしていくかということでございます。基本的には、このモデル地区事業につきましても、今回初めて導入させていただきますが、嵐山町は自主防犯組織というのが、非常に活発に活動していただいているというふうに思います。そのおかげで、犯罪件数等も順調に減ってきているというのが実態でございます。しかしながら、今ありますような新聞報道等で出てくるような事件というのは、予測不可能なものがございます。

それと、もう一点は、自主防犯活動が非常に活発にやっていただいているのですが、逆に言いますと長くなってまいりまして、活動主体の方たちのはっきり言えば高齢化等もありまして、地域の活動というのは、必ずしも今後持続ができていくかどうかというのが、非常に危惧される場所でもございます。ここで、もう一度それを見直していきたいと。そして、今、予測できないような犯罪にも対応できるようなことをやっていきたいということで、この事業を始めさせていただきますが、基本的には2地区というふうに考えております。

そして、その2地区というのはどういうふうに変定するかということになるわけですが、と同時に、今現在、小川警察署にお願いしております、嵐山町の犯罪の発生件数のいわゆるマップ、こういったところでどのような犯罪が多く発生しているかということ、今、調査をしていただいております。こういったことを積極的に公表していきたいというふうに考えております。これを公表させていただきます、それぞれの自分たちの地域ではどんな犯罪が起こっているのだということ、まず認識いただいて、そしてこれはちょっと何とかしないとイケないぞという住民の地域の皆様方にも意識を持っていただく中で、そういったところを重点的に手を挙げていただければありがたいかなというふうに思っておりますし、また複数手が挙げた場合には、そういう発生件数の多い地域を優先的に指定をさせていただきます、今現在では3カ年として、1年間に2地区ずつぐらいの6カ所をモデル地区として指定をさせていただきますということで考えておるところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 見守り隊の件なのですけれども、以前から、地域には地域担当職員というのがいらっしゃいましたよね。今でもいると思うのですけれども、活発でないところについては、そういった人にも少し力添えをしていただいて、そういうふうな動きをするような投げかけの中心になってもらうとか、今は区長さんに対する行政書類か何かをお持ちするだけの話を聞いておりますけれども、やっぱりそういうその職員と地域が一体となるには、職員のほうにもそういう動きを少しはされたらどうかという形で、このまもり隊をもっともっと支援していくということも必要ではなかろうかというふうに思います。その点について、一つお尋ねしたいと思います。

あとは、こちらについては、防犯モデル地区につきましては、まずは手を挙げてもらうという中から選定をされていくということでございます。手を挙げるということは、既にそういう組織をつくらないとなかなか手を挙げられないですから、そんなことも含んで、よりいいモデル地区の活動にさせていただけるように、これはしていきたいと思います。

最初の点だけ、1点だけお尋ねしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 委員さん、おっしゃるとおりだと思います。本当に、今、嵐山町の職員体制の中では、地域担当ということで、月1回、それぞれの地域担当の職員がそれぞれの地区にお伺いし、区長さんにお会いし、そしてその段階での要望があればお聞きをし、それからご質問があればそれもお聞きをし、回答をするという対応をさせていただいております。

そういった中で、今後やはりもう少しそれを進めて、地域の例えば事務的な、特に私どもが思っておりますのは事務的な部分。なかなか地域にお伺いしますと、人の動員であるとかそういったことは、我々は区長から隣組長を通じて、こういった行事があるから参加してくれとか、そういったことについては十分できるのだけれども、逆に言うと、いろんな事務的な部分というのが非常に弱いのだという地域がございます。そういったところで役職のやり手がないとか、そういった声をお聞きすることが最近多くなりました。そういった部分でも、町の職員というのは、非常にそういう部分

では、ある意味では手なれたところがございますので、もう少し進んだその地域との協力体制といいたいでしょうか、そういった支援ができれば、さらに地域の住民の皆さんと町の関係も近くなるのではないかというふうを考えておきまして、そういった点については、今後十分に前向きに検討してまいりたいというふうを考えているところでございます。

- 松本美子委員長 それでは、質疑の途中ですけれども、暫時休憩とさせていただきます。

午後の再開は1時30分とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

休 憩 午後 零時00分

---

再 開 午後 1時28分

- 松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域支援課に関する部分の質疑を続行いたしますので、質疑のある方はどうぞ。

河井委員さん、どうぞ。

- 河井勝久委員 2点ほどお聞きいたします。

1つは、74ページ、広報紙の発行事業の関係で、3月1日の発行のは表紙がカラー化されているのですよね。1年に2回ぐらいカラー化されるのだと思うのですけれども、その関係では、この問題については、私、決算のほうで次のあれに聞けばいいのかもしれないのですけれども、この関係で、そういうカラー化を目指す方向性というのではないのでしょうか。今、一番読まれる形になってくると、そういう面ではカラーのほうがインパクトがあると思うのですけれども、そこら辺の検討はされてきたのでしょうか。

それから、もう一つは、82ページの関係でコミュニティ推進事業、この中で志賀1区の子供みこしの整備事業の補助があるのですけれども、これは宝くじの助成金を使ってだろうと思うのですけれども、今までみこしがあつて、そのみこしを補修するとか何とかという形になったのでしょうか、それとも改めて地域おこしのために新しいみこしをやるということになったのでしょうか、その辺について聞いておきたいと思ひます。

- 松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の広報紙のカラー化の関係でございます。こちらにつきましては、畠山委員さんにもご質問いただいたことがあったと思います。そのときに、今後検討させていただきますということでお答えをさせていただきました。実際、今回もカラー化につきましては、今の段階での単価見積もりをとりました。今現在、予算計上させていただきます今現在のものについては、1ページ当たりの単価が1.02円ということで計上させていただいておりますが、カラー化にいたしますと、ページ当たり2.61円ということになります。2.5倍ということでございます。そういったことで、本来であればカラー化というのが望ましいとは思いますが、ちょっと財政的な事情もございまして、全ページをカラー化することはなかなか難しいかなというように考えております。

しかしながら、河井委員さんからもご質問ございましたように、3月号については観光協会からの負担をいただいて、カラー化をしているというものでございます。こちらは、表と裏の2ページがカラー化ということでございまして、このカラー化に要する経費というのを考えてみますと、やはり現状の財政状況からカラー化をしていくには、全部の部数をやっていくということはちょっと難しい。しかしながら、新年度については、表と裏、今回3月号で出したようなカラー化というのを年3回、要するに観光協会に負担していただいている1回を含めて全部で4回程度は、せめて表、裏のカラー化の版を27年度は出していただければいいかなというふうに考えております。

そういったことで、カラー化については、一気に全ページというのは難しいのですが、27年度はもう少しカラーの部分をつやした形でやらせていただければというふうに考えているところでございます。

それから、2点目の志賀1区の子供みこしの関係でございますけれども、こちらについては新規ということでございまして、新たにつくるということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 河井委員さん、どうぞ。

○河井勝久委員 広報の関係なのですが、単価が倍以上になるということで、それなりの費用がかかってくるのかなというふうに思っているのですが、ただ町民の意見は、なぜカラーにならないのでしょうか。近隣の市町村を見ても、カラー化がかなり進んでいるのだらうと思っております。そういう面では、町民の方から

そういう意見というのは、地域支援課のほうには寄せられないのでしょうか。

あるいは、私なんかもカラーというふうにしたほうが、やっぱり町民の方はぱっとしたインパクトもあって、今まさに全てがカラー時代になってしまっているわけですよ。小さい子供なんかは、カラーのものを白黒によくできますねというか、こんな難しいことができるのかというふうに聞く人もいるらしいのです。というのは、我々が育つころは常に白黒ですよ。ところが、今、常にカラー化の中で生きている子供たちは、白黒というのを見て、今のあれでは随分難しいことをやるのだなというふうに感じるという話を聞くのですけれども、その辺も今の時代に合ったものというのを、それと町民に読まれることを考えれば、年4回ということではなくて、既に検討課題に入っていくのかなというふうに思っているのですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

それから、子供みこし新規購入ということで、それなりに地域おこしというのはできてくるのだらうと思うのです。それから、コミュニティーも進んでくるのだらうと思っているのですけれども、今、担ぎ手の問題、これは志賀のほうでの問題ですから、我々がとやかく言う問題ではないのですけれども、ある程度みこしを担ぐというと、子供でも高学年4年生、5年生、6年生ぐらいになってくるのだらうと思うのですけれども、その担い手というのはおるのでしょうか。みこしを担げる子供たちの数というの、そこら辺はどうなのでしょう。

○松本美子委員長 答弁お願いいたします。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、答えさせていただきます。

まず、カラー化の関係でございますけれども、町民からの声が地域支援課に寄せられていないかということに関しましては、こちらには直接町民からカラー化をとすることは、特に寄せられているということはありません。

しかしながら、議員さんおっしゃられるとおりでございます、以前、町政モニター会議の中で、この広報紙の発行について検討していただいたことがございました。その中の意見とすると、やはりカラー化というものを検討すべきではないかというご意見もございましたし、もう一点は、より町民サイドに立った紙面づくりをというご要望がございました。カラー化に関しましては、基本的には少なくとも表面、裏面ぐらいはカラー化ができればいいかなというふうには思いますが、何といたしましても

財政的な問題もございまして、なかなかそこに踏み込めないというのが事実でございます。

なお、今の広報紙というのは、基本的に月1回の発行でございまして、かなりお知らせの部分も多くなっております。そういった中で27年度については、特に子供たち、入学式ですとか、そういった要するに、これはカラー化したほうがいいだろうなというものについて、年4回程度、表、裏面でやらせていただければということで考えているところでございます。河井委員さんおっしゃることは、重々承知しているところでございます。

それから、もう一点、志賀1区の担ぎ手の問題でございますけれども、志賀1区については、非常にコミュニティー事業についても積極的に実施をさせていただいております。そういった中で、私のほうでお聞きしている中では、今回、志賀1区でやったお祭りだったと思うのですけれども、非常に参加者が多くて、家族での参加が非常に多くて、売店といいましょうか、そういった売り出したところが早くに売り切れてしまってという嬉しい悲鳴があったというふうに、志賀1区の区長さんからお聞きしております。そういったところで、志賀1区については、そういった盛り上がりというものもありますし、家族参加もふえているという状況で聞いておりますので、これを契機として、さらに子供みこしをつくっていただいて、地域の盛り上がり十分に活用できるというふうに考えているところでございます。

○松本美子委員長 河井委員さん、どうぞ。

○河井勝久委員 広報紙もこれから検討をいろいろしていくのだろうと思うのですけれども、今、広報紙担当の方が、例えばどのくらいの割合で編集等の会議を開いてつくっているのでしょうか。そこら辺によっては、もっといろんなものも出てくるのだろうと思うのですけれども、そこをちょっと聞いておきたいと思います。

それから、みこしの関係は、今回、志賀1区の関係で出てきたのですけれども、地域おこしがいろいろとそういう新たな要望等が出てくれば、また検討課題に入ってくるのでしょうか。そこら辺はどうなっているのかお聞きしておきたいと思います。

○松本美子委員長 答弁お願いいたします。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 まず、広報の編集についての会議がどのくらいの回数でというお話でございますが、以前、広報の発行については、報道委員会という委員会構成

で報道の編集を行っていた時期がございました。しかしながら、今はそういった委員会というものはございませんで、基本的には地域支援課の広報の担当が編集をしております。当然のことながら、各担当課とは原稿のやりとりのほか、打ち合わせをやって広報紙を発行しているわけがございますけれども、そういった会議というものを改めて開いているということはございません。

それから、2点目の地域おこしの関係でございます。今、申し上げましたように志賀1区の場合については、本当に今やっただいている地域コミュニティー事業、こういったものも活性化が図れているという実績のもとに、こういった子供みこしをつくって、さらに団結力を強めていこう。そして、祭りといいましょうか、そういったものに花を添えて、さらにという活気のある中でのご提案というふうに考えております。

今後、こういったコミュニティー事業の広報紙の中にも、地域コミュニティー事業のかわら版という形で、それぞれの地域で行っていただいている事業の報告を毎号載せさせていただいておりますが、本当にこのような形で、志賀1区のような形でそれぞれの地域が、さらにコミュニティー事業を充実させていこうという機運が高まるということが、一番のありがたいことございまして、そういったところに対する支援というのは、町としても充実をさせて積極的に行わせていただきたいというふうに考えております。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 人権対策費といいますか、45ページ、人権活動推進地方委託金で、人権の花というので7万5,000円、88、89ページで人権活動の経費というので、人権の花運動と人権フェスティバルで169万あるわけなのですけれども、その部分で具体的にどのような方向性で、人権について嵐山町は今年度考えていくのか。

人権の花というのは、花の種を子供たちにまいていただくというふうな形の中で、人権運動するという形で見たのですけれども、人権対策の比企のフェスティバルに関しては、私は、今の一番大きなクローズアップされている問題としては、子供の貧困とか格差の問題というのを一番中心的にやっていくのが、時代に合っているのかなと思うのですけれども、その点についてどのような方向で行うのか伺います。

それと83ページですけれども、自治基本条例の制定事業、費用弁償は補正で削減さ

れまして、そしてまた委員報償費が27年度で13万5,000円という形でしたけれども、どの程度の進捗状況になっていて、27年度はどのような事業を行っていくのか。27年度中ぐらいに自治基本条例というのが、ある程度上程されるということがいいのかなと思っているのですけれども、その点を伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁お願いいたします。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、人権の花の関係でございますけれども、こちら委員さんがおっしゃっていただいたとおりでございます。これは県から委託をされまして、はっきり言って各町村が持ち回りで委託を受けてやっている事業でございます。27年度については嵐山町と滑川町が、それぞれその委託を受けるということになっておりまして、その補助金が7万5,000円ずつ入ってまいります。それで、今回、球根等を買わせていただいて、小中学校のほうでその球根を植えていただいて人権の看板等を設置していただくというのが、今回の人権の花の運動の趣旨でございます。これについては、特にこの人権ということではございませんで、幅広く人権を推進するというのが方向性でございます。

それから、人権フェスティバルの関係でございます。こちら、ここに予算を計上させていただきましたように、人権フェスティバルについては、今回、比企管内で行うのが13回目になります。そして、この事業の基本的な経費としては、県からの委託金、これが予算計上させていただきましたように80万円でございます。この委託金については、県のほうで人権フェスティバルの開催について、委託費として交付がされるものでございまして、交付の趣旨は、こちらでは比企広域管内でございますけれども、埼玉県内にそれぞれの圏域がございまして、例えば入間郡市ですとか、北足立郡市というような圏域がございまして、そういった地域に、それぞれ代表幹事の町村にこの80万円を委託して、人権フェスティバルを実施するということになっております。

そして、この人権フェスティバルの方向性でございます。こちらについては委員さんがおっしゃっていただきましたように、人権というのは非常に今幅広いといひましょるか、いろんな人権問題が起こっております。これを総合的に、この人権フェスティバルでも取り上げていこうというのが趣旨でございます。

ちなみに、第12回、これは26年度に吉見町を会場に、幹事は滑川町でございました。

けれども、ここで開かれました。そのときの目的は、広く人権尊重思想の普及、高揚を図り、さまざまな人権問題への理解、関心を深めることを目的に、企業及び地元団体をはじめとする各種団体等に参加を呼びかけ、多くの協力、賛同をいただき実施するのだというのが目的でございます、そのテーマとしては「育てよう一人ひとりの人権意識」、サブテーマといたしましては、「思いやりの心・かけがえのない命を大切に」というのがサブテーマでございます。参加者は1,067人の参加がございました。

さらに、その講演の主講演につきましては、ジャーナリストの江川紹子さんをお招きして、「混迷の時代を生きる命の重さ」というテーマで講演をいただいたというものでございます。この趣旨については、人権フェスティバル、一貫して継続をしておりまして、今回、嵐山町が幹事町村、代表幹事ということになって、女性会館ヌエックで行うわけですけれども、こういったところを重視しながら幅広く人権問題にも取り組んでまいるといふことで、方向性を持って臨みたいというふう考えているところでございます。

それから続きまして、自治基本条例の制定のことでございます。昨日の補正予算でせっかく議決をいただいて予算計上をさせていただきながら、委員会設置まで持っていけなかったということで、大変申しわけなく思っております。それで、自治基本条例の制定につきましては、予定としましては、26年度中に委員会を立ち上げるということと予定をしておりました。その過程といたしましては、まず自治基本条例は、既に県内でも21の市町村で作成がされております。それから、全国的にもかなりの多くのところで自治基本条例作成されておりまして、そういった内容、それから自治基本条例をそれぞれの市町村で作成をした意義、そういったものをまずは私どものほうの担当課のほうで、実例がございまして、そういったものを調査研究をしてみたいと。それをまとめた上で委員会を設置し、そしてその委員会の中で、まず26年度にあつては自治基本条例の制定の意義であるとか、あるいは今後の嵐山町が定めていくべき方向性、こういったところまでをご審議をいただければ、27年度に具体的な内容に入っていけるからということで予定をしておりましたが、大変申しわけないことでございますけれども、調査研究のところについては一応まとめができました。

そして、各市町村での策定の方法であるとか、内容についての問題、それから自治基本条例が今課題とされていること、そういったことについては、一応内部的に調査が終わっておりまして、その内容について、一度まずは庁内の中で職員も自治基本条例と

いうものをまず理解しないと、今後進めないだろうということで、それをここまで来ておりますけれども、3月中に職員、基本的には課長級を中心に検討といいたいでしょうか、研修をやりたいというふうに考えております。

そして、27年度に改めて委員会設置を、なるべく委員会を早く設置をしながら検討してまいりたい。最終的には、27年度中あるいは28年度の早期の段階で、当然のことながら、自治基本条例でございますので議会のほうにもご説明をしながら、あるいは町民からのパブリックコメント、あるいはそういった懇談会、意見聴取会、こういったものをどのような形でやっていくかについては、また委員会で検討していただきますが、そういったことを経て、なるべく予定どおりの形で進んでいきたいというふうに考えております。

進捗状況としては以上でございます。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 人権フェスティバルに継続したテーマがあるということはわかりました。

今回、私もとても子供の問題で衝撃的だなと思ったのが、上村遼太さんの事件で、それは母子家庭だったことと、それともう一つ加害者のほうの子は、お母さんが日本語を母国語としない人だったということで、とてもそれぞれが子供自身、加害者のほうもとても厳しい家庭状況だった。被害者のほうもとても厳しい家庭状況で、そして自分の困窮した状況を、母親に話すことが恐らく難しかっただろうというふうな状況にあると思うのです。

そうした場合に、やはり今、緊急性のある問題として、江川紹子さんがどんな形の講演をされたかわからないのですけれども、ひとり親家庭の問題とか、外国人の家庭に育てている子供の問題とか、そういったものは喫緊を要する問題ではないかなと思うので、もし、人権フェスティバルで講演会講師委託料45万円ですごいなと思ったのですけれども、こういったものを本当に江川紹子さんたちに払っているのだったら、しっかりしたもの、効果のあるものをしていただきたいと思うのですけれども、そういったふうな形での今の喫緊の問題、それについて人権フェスティバルでやっていくということはとても大切なことではないかなと思いますので、これは比企郡下で行うので、当然委員さんがいるのでしょうかけれども、幹事者である嵐山町でも、ある程度リーダーシップをとることができると思いますので、その点についてはやってい

ただければいいかなと思うのですけれども、嵐山町でどのくらいリーダーシップがとれるものか伺いたいと思います。

それと自治基本条例ですけれども、職員に関しましては調査報告会があると。一応研修自体は、これから働きかけていくということでしたが、調査報告書のようなものができているものであるのならば、ぜひ議員のほうにも見せていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、中嶋地域支援課長、答弁お願いいたします。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、人権フェスティバルの関係でございますけれども、こちらについては実行委員会方式で行っておりまして、その実行委員会の長となるのが嵐山町長になるということでございます。内容については、その実行委員会の中で検討してまいります、しかしながら昨年といたしますか、近年というふうに申し上げますと、限られた一般の方たちだけのフェスティバルではなくて、要はこちらについても子供、それからファミリーの参加、こういったものをなるべく求めるような体制づくりをしようというのが一つの基本になっております。

そういった中で、昨年もそうでしたけれども、地元の中学校等のブラスバンドに出演をしていただいたり、人権作文の朗読をしていただいたり、さらにその講演の中にも、引き続いて中学生やその家族の方たちにも聞いていただけるような講演ということをご心掛けてやっているとございまして、今年度についても又エックが会場ということで、嵐山町民の皆様方には広くご参加をいただけるように、その講演内容についても子供から大人まで聞いていただけると、家族で参加していただけるというようなものをテーマに置きながら、今後進めさせていただければというように考えておるところでございます。

それから、今、自治基本条例の内部調査の報告書的なものがあればということなのですが、大変申しわけないのですが、報告書というような形でつくっているということとはございませんで、一覧表といいたしでしょうか、例えば各町村ごとの条例立て、こういうものは入っている、こういうものは入っていないとか、そういったようなもの、それから委員会の構成ですとか、そういったものはあるのですが、資料的なものでございまして、見ていただいて調査報告書というような、そういう形ではございませんので、ご了解いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方、どうぞ。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 今も質問が出ていました自治基本条例の策定の件を、大体今お聞きしましたから、そんなに質問はないのですが、私が思っているより、まだそんなところまで行っていないのだなというふうな感じを持っています。もう十分に意見なんかは出たのかなというふうに思っていたのですが、そういう段階ではないのだというふうなことでございますので、1点だけお聞きしたいのですが、いろいろな調査をして、委員会をつくるまでの過程で今進んでいるのだと。27年度には正式な委員会を立ち上げるということでございますけれども、その委員会の、いわゆる幅広く住民の意見を入れるということでございますから、どんな構成で予定をしているのか、また委員の数ですとか聞かせていただければというふうに思います。

2点目ですけれども、75ページですが、広報事業ということで従来からのモニター制度、またそれに対するメールだとか町民ボックスの関係やっておりますが、このモニター会議も年に何回か開かれているのだというふうに思いますが、毎年度の予算にも、大きくその意見というのは反映されてきているのではないかとというふうに思います。本年度の予算であれば、どんなところがどんな意見があって、どんな効果が出ているのか、ちょっとお聞きできればというふうに思いますが、よろしく。

○松本美子委員長 それでは、中嶋地域支援課長、答弁お願いいたします。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、まず自治基本条例の委員構成でございますけれども、最終的な決定ではございませんが、基本的には委員さんについては15名以内ということで考えております。それから、広く町民をということでございまして、委員構成とすると、今こちらで考えておりますのは、学識経験を有する者、それから2番目としては、地域活動等を積極的に行っていると認められる町民、そして公募による町民、こういった方を今想定しております。ただ、具体的に例えば学識経験を有する人はどういう人なのかとか、各団体、地域活動等を積極的に行っていると認められる町民とはどういう者かということについては、さまざまところの資料というか、それを今見ているところでございまして、そういったことを調査研究してきたということでご理解いただければと思います。想定としてはそのような形でございます。

町政モニターについては、副課長より答弁をさせていただきます。

○松本美子委員長 それでは、内田副課長、お願いいたします。

○内田恒雄地域支援課地域支援担当副課長 モニター会議の中で、例えば今委員さんおっしゃった、昨年度出た意見の中でどの程度今年度に反映されているかという部分につきましては、なかなか実際反映するということが難しい意見も出た分もございますし、すぐすぐ対応できるもの、それから予算を伴わないものもございます。1つは、むさし嵐丸というマスコットキャラクターの活用ですとか、先ほども広報紙のご質問がございましたとおり、広報のカラー化については予算としては上げられませんでしたけれども、検討するとか、そういった形の検討を進めることは幾つかは行ってまいりました。

その中で、今年度予算に反映したというものにつきましては、嵐山まもり隊、新しい事業、これなんかにつきましても、やはりいろんな町民の方々が町に関心を持っていただいたり、ボランティア的な活動をされている方も実際いますから、そういった方を含めた町民の活動を支援するというふうなことについての一つのあらわれということで、このまもり隊ということが、新しく予算化させていただいたものの一つということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、再質問どうぞ。

○長島邦夫委員 モニターの関係だけ再質問させていただきますが、いろんな方のご意見が出るのだというふうに思います。嵐山町の予算に反映されるようなものも、外のものも随分あるのではないかなというふうに思います。やはり広聴活動ですから、やればやるほど効果が出るのでないと意味がないというふうに思いますので、その効果というもの、そのモニター会議をやっていると、自分たちの考えられないようなことも出てくるのだというふうに思います。私が言ってしまっただけは意味がないですけども、どのように捉えているのか、もう一度お聞きできればというふうに思います。

○松本美子委員長 それでは、中嶋地域支援課長、答弁お願いいたします。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えをさせていただきます。

モニター会議の今の進め方をちょっとお話を申し上げますと、この会議を始めた当初は、町のほうでテーマを決めてこの会議を持ちました。今現在のやり方は、モニターさんからテーマを出していただく。そして、その出していただいたテーマについて、まずモニターさんがどうしてこういうテーマを出したのかというのを、会議の中で説明をしていただきます。そして、まず町がそれに対してどうだということではなくて、

モニターさん同士の意見交換をしていただく。そして、モニター会議としてこうあったらいいねというものがあったものについて、町のほうに提案していただくというような形をとっております。

効果といたしまして、ご意見を聞くということももちろんありますが、モニターさん自身の感想を申し上げますと、モニター同士で町の現状を聞きながら、非常に町のことがよく理解できる、そういった意見がございます。感想ですね。

そして、今実際にありますのが、モニターさんの募集を何度も広報を通じてやっているのですが、なかなか新たなモニターさんが、手が挙がらないというのが現実でございます。そういった中で、モニターさんの中から、今回、最終的に2月に実施をいたしました。やはりモニターさん自身も男性、女性、そして年代別、地域的なもの、そういった方たちをただ募集しているだけではなくて、その募集の方法も考えて、やはりいろんな方にモニターさんになっていただいて、そして情報交換といいたいでしょうか、そういったことを含めて理解していくことが必要ではないかというようなご意見が出されました。この点についても、募集というやり方だけではなくて、さらにどういった形であれば参加していただけるか、そういったこと。今、一番検討課題かなというふうに考えておりますので、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかに。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 6点ばかり聞くとします。

まず、33ページの社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,439万4,000円、そして下から3段目に社会保障・税番号システム整備費補助があって、ここに578万5,000円があるのですが、このところに補助率が3分の2から10分の10だということを書いてありますが、住基システムが10割補助、税務システムが3分の2、あと団体内統合宛名システム等というのが10割補助、あと中間サーバー整備に10割補助ということで、国の総務省から出ている資料には書いてあるのですけれども、この内容はそういったものなのかの内容の確認をお聞きしたいと思います。

そして、先ほどの75ページの広報紙の件ですけれども、今回、100万近く印刷製本代がアップしております、先ほどご答弁にあったとおり年に4回、そのうちの1回は観光協会からのあれですから、3回分がプラスされて、そういう金額になったのだ

と思うのです。先ほどのページの単価が、カラーですと2.61円だというご答弁がございましたが、前も決算のときに私お話ししたとおり、深谷市の議員のほうに聞いたときに、そう大して変わらないよということを聞いたのですけれども、これ見積もりはどういったところに見積もりを出されたのか、お聞きしたいと思います。

そして、81ページの生活交通基礎調査委託料、これは北部地域の路線バスの廃止に伴い、今後の人口減少社会、超高齢化社会に対応して交通弱者対策に要する経費ということなのですから、これはあくまでも調査だけなのか、内容についてお伺いしたいと思います。

そして、83ページの中段、自治振興費のところでは行政区運営推進事業、こちらが1,947万1,000円で、前年度に比べますと537万円程度下がっております。そして、コミュニティ推進事業は、こちらは250万円程度アップしております。減の理由と増の理由をお伺いしたいと思います。

それと、同じページの一番上の子育て世帯の転入奨励金の件ですけれども、きのう、パンフレットのほうが1,000部を、本来でしたら26年度中に配布をする予定だったお話を伺いました。しかしながら、これから配布になるというお話がありましたから、27年度に相当、この1,000部が食い込んでしまうのかなと思っていて、きのうはお話を伺いましたが、今回、またここで印刷製本費29万2,000円が入っておりますので、このパンフレット印刷ということで、昨日の1,000部と同じような内容なのか、この確認をさせていただきたいと思います。

以上でした。以上、何点だかわからないですけれども、以上です。

○松本美子委員長 それでは、順次答弁をお願いいたします。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、歳入の関係で補助率の関係については、副課長からお答えさせていただきます。

それから、広報紙の見積もりはどこからとったかというご質問でございますが、この見積もりにつきましては、現在、26年度に印刷をお願いしている業者からの見積もりでございます。

それから、生活基礎調査、交通の基礎調査の関係についてお答えします。この基礎調査につきましては、調査だけかということでございますが、基本的には基礎調査と

ということございまして、ただ内容的には、まず大きく言えば3点調査を行いたいというふうに考えております。まず一つは、例えば人口分布であるとか、あるいは公共施設や商業施設、医療施設等のいわゆる存在の配置、それから公共交通網の基礎調査、そして最終的には交通不便地域がどういったところであるかという調査。

それから、住民のニーズの実態把握、これを行いたい。その具体的なやり方としては、現在ではアンケート調査を2,000件ぐらいやったらどうかということです。それから、必要に応じて現地での意見聴取等も行いたい、こういった内容。

それから、もう一つは、町のいわゆる生活交通の課題、こういった調査を行った上で見えてくる課題、これを上げてもらう。それから、今後の基本的な嵐山町での交通対策といいたいでしょうか、そういったものの一つの意見、そういったものを含めて最終的な報告書としてまとめてもらいたいというのが、今回の基礎調査の目的でございます。

それから、続きまして83ページでございます。行政区の運営推進事業のところ、委員さんよろしいでしょうか。

○畠山美幸委員 はい。

○中嶋秀雄地域支援課長 500万というのはちょっとあれなのですが、行政区の運営推進事業は、この委員報酬と旅費と……

○畠山美幸委員 自治振興費が500万、ちょっと待ってください。

○松本美子委員長 もう一度、すみませんが、畠山委員に申し上げますけれども、質問のし直しをしてください。

○畠山美幸委員 去年と比較して調べてきたのですけれども、去年の81ページの1,930、ではなかった……

○松本美子委員長 それでは、申し上げますけれども、休憩少しとさせていただきます。

休 憩 午後 2時15分

---

再 開 午後 2時15分

○松本美子委員長 それでは、再開させていただきます。

先ほどの質問をもう一度畠山委員さんをお願いしたいと思います、明確にすみません、お願いいたします。

○畠山美幸委員 失礼しました。地区集会所補助事業が前回26年は103万7,000円でした

けれども、今回が5万に落ちておりまして、53万7,000円の内容について……

〔「98万7,000円」と言う人あり〕

○畠山美幸委員 98万、そうだ。そんなだ。何で計算ができないのだろう。減額になっている理由をお伺いします。

○松本美子委員長 それでは、中嶋地域支援課長に答弁をお願いしたいと思います。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

地区集会所の補助事業に関しましては、副課長からお答えをさせていただきます。

私のほうからもう一点、子育て世帯の転入奨励パンフレットの印刷業務でございます。昨日も申し上げましたが、パンフレットの作成がおくれたということについて、大変申しわけなく思っております。

ただ、27年度のこの印刷製本費に関しましては、今回作成をいたしました1,000部、これを修正して、改めて新年度に1,000部を刷り増しするというごさまで、その修正の内容というのは、きのうもちょっと補正のお答えの中でさせていただきましたが、ここで子育て支援センターが4月にオープンをしてまいります。それから町長の施政方針の中でも、窓口払いの廃止等のことを27年度中にということでお約束をさせていただいております。そういったところをはっきりしたところで、そのようなものをパンフレットの中に訂正をさせていただいて、あるいは追加をさせていただいて、新たなパンフレットとして改めて配布をさせていただくということで、27年度予算に計上させていただいたということでございます。

○松本美子委員長 続けて、内田副課長、答弁をお願いいたします。

○内田恒雄地域支援課地域支援担当副課長 私のほうから、まず歳入の国庫支出金についてお答えさせていただきます。

まず、総務費の国庫補助金でございます。それと、あと民生費の国庫補助金、両方でございますけれども、委員さんおっしゃられたとおり、国から示されているとおりの補助割合でございまして、個々に申し上げますと、総務費の国庫補助金ということで、これは総務省分ということで、住民台帳システムが10分の10、それから地方税務システム、こちらのほうが3分の2、団体内統合宛名システム、こちらのほうが10分の10という補助率でございます。

それから、厚生労働省分として、民生費の国庫補助金で該当になる介護保険システム、こちらのほうが3分の2、それから国民健康保険システム、こちらについても3

分の2、後期高齢者医療システム、こちらも3分の2、国民年金システム、10分の10、それから児童福祉システムが3分の2、障害者福祉システムが3分の2というような補助割合になっております。

それから、次の地区集会所の関係で昨年度との比較でございます。昨年度の当初は、菅谷9区の集会所の備品購入の関係、そちらと吉田1区の床の張り替え、この2カ所の補助事業としての予算を計上してございました。それプラス、区の掲示板の補助金もこちらのほうの予算を持っておりまして、修繕2カ所、5万円の2カ所で10万円というのも含めた26年度の当初予算でございました。27年度当初におきましては、地区からの集会所の修繕ですとか、その他のお話をいただいておりますので、掲示板の修繕1カ所分、5万円という形の予算を計上させていただいております。

それから、もう一点、83ページのコミュニティー推進事業の予算の差額250万円というものについてでございますけれど、こちらは先ほどもお話が出ましたが、志賀1区の子供みこしの整備事業の補助金分250万円、その分の増でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 補助率の件につきましてはわかりました。

中間サーバーが先ほどお話がなかったのですけれども、東日本、西日本に1カ所ずつということで、この経費はうちは26年度に落としていたのだったのでしょうか、今回つけるのでしたのでしょうか。その辺の確認と。あと予定としましては、27年10月から個人番号の通知への対応ということが総務省でうたわれているわけですが、28年1月から個人番号利用及び28年7月からは情報ネットワークシステムの総合的な運用テストが始まるということで書いてあるのですけれども、27年10月から個人番号の通知に向けての対応というのはどのようなお考えになっているのか、確認をさせていただきます。

それと、広報紙の件でございますけれども、広報紙は今現在、委託していらっしゃる業者さんのほうに確認ということでしたけれども、一応ほかのところにも聞いていただいて、本当にこんな2.61円かかるのか、またよそさまにも聞いていただきたいかなと思うのですが、たしか今回、議会だよりのほうも若干金額がふえていたのですけれども、今まで5月1日号発行するためには、非常に業者さんが決まらなくて大変だった思いをしたのですけれども、広報紙さんも、今回、委託の方法が変わったような

お話聞いたのですけれども、何か変更されたのかお伺いしたいと思います。

それと生活交通基礎調査の件ですけれども、2,000件のアンケートをとるということで、これは大体いつぐらいにこういう調査をなさるのかお伺いしたいと思います。

それと次世代のほうは、先ほど1,000部に追加で子育て支援の関係のところを入れたりとかということで、内容がわかりましたので結構です。

それと集会所のところも大丈夫です。

以上、さっきの2点だけお伺いします。

- 松本美子委員長 質疑の途中ですけれども、休憩を暫時とらせていただきます。40分再開とさせていただきます。

休 憩 午後 2時24分

---

再 開 午後 2時38分

- 松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

畠山委員の質疑に対しまして、ご答弁のほうをよろしく願いいたします。

中嶋地域支援課長、お願いいたします。

- 中嶋秀雄地域支援課長 それでは、まず中間プラットフォームの関係と、それからマイナンバーのスケジュール、こちらについては課長からお話をさせていただきます。

まず、広報紙の関係でございますけれども、広報紙のカラー化の単価の見積もり、これについては、今現在、印刷を委託しているところに仮にとってみたということでございまして、正式には当然のことながら複数のところから見積もりを徴して、27年度の印刷業者を決定するということとなりますので、実際には複数からとることとなります。

1点、100万円増額をしているのでというお話がございました。まず、仮に先ほど表の表紙と裏表紙、こちらを3回ほど27年度についてはカラー化を図りたいということで申し上げました。この経費といたしますと、このカラー化を3回やるということになると、ページの的には表と裏、1回について2ページでございますから、6ページになります。6ページに2.61円を掛けまして、さらに1回の印刷枚数が6,400部印刷をいたします、広報ですね。そうしますと、この増額分だけで26万2,000円、26万3,000円ぐらいの増額になるということでございます。

100万円増額しているのだから、このぐらいだったらもっとできるのではないかと

ということになるのですが、実は、この広報紙については、充実を図りたいということがございまして、ページ数ですとかあるいは差し込み、こういったものがふえる見込みがございまして。こういったことを含めて、昨年の当初から100万円の増額をしているということでございまして、この増額分ではカラー化、現実的には、今は3回ぐらい表裏をカラー化にするというのが、27年度の当初予算上では限界かなというふうに考えているところでございます。

続きまして、同じく広報紙の契約方法について、何か変わりがあるかということでございました。契約方法について、今現在、特にこう変えるということにはございません。ただ、4月1日の契約になりますので、なるべく早くその準備については進めてまいって、業者選定ができるように努力をしてまいりたいということでございます。

それから、基礎調査のアンケートの実施時期についてでございます。当然ここで、当初予算で可決をいただきますと、そこからこの仕様書、今申しあげました仕様書については、他町村の基礎調査を行っているところの一つのものを参考にして、こういった形で進めてまいりたいということでございまして、こちらについても早急に仕様書を固めて、そして議決いただいた以後、4月に入りましてになります。業者選定を進めてまいる。なるべく早く業者選定を進めて、そして実施をしてまいりたいということで、今の段階でいつアンケート調査をとるかということは、ちょっと申しあげられないのですが、なるべく早くそういった形での作業を進めてまいりたいということでございます。

それ以外の部分については、副課長からお答えさせていただきます。

○松本美子委員長 それでは、内田副課長、お願いいたします。

○内田恒雄地域支援課地域支援担当副課長 先ほどお答えさせていただきました歳入のほうで、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、総務省分の部分で漏れがございました。中間サーバー・プラットフォーム、こちらについても他のシステム同様10分の10という形で、今回、歳入の予算を計上させていただいております。大変失礼しました。

そして、マイナンバーのスケジュールの関係でございまして。先ほど、委員さんからも節目節目のスケジュールのお話をいただきましたとおり、これは例えば各システムの改修であったり、条例整備であったり、広報であったり、全てロードマップが国から示されております。既にシステム改修等を含めたさまざまな取り組みを進めている

ところでございますけれども、窓口対応等、こちらのほう番号通知等が発送されまして、個人番号カードの交付というようなことは、すぐ窓口の対応に直結するものでございますので、そういったものにつきましても、今現在、町内のプロジェクトの中で対応のほうを検討させていただいているところでございます。示されたロードマップにきちんと対応できるような形で進めていくという形で、今対応しているところでございます。

○松本美子委員長 それでは、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 マイナンバー制度のところなのですけれども、ロードマップに従ってやっていただいているということなのですけれども、周知について、ポスターの掲示ですとか、今後、本当は何か26年度から新たに取り組む広報ということで、26年度から本当はポスターとかコールセンターの開設、外国人向けの広報、視覚障害者向け広報などやっているということだったのですけれども、去年のことをちょっと覚えていないので、今年度これが入っているのかどうなのか確認をさせていただきたいと。予算が入っているのかお聞きしたいと思います。どういう形で広報するのか。

それと、広報に関しましては、今回、また4月に入札で決めるのでしょうかから、ちょっと金額、先ほど2.幾らと言っていましたけれども、若干差があった場合にはどういうふうにお考えになるのか。

また、議会だよりのほうも、広報紙が年4回カラー版にされるということであれば、議会だよりは年4回しか出していませんので、せめて表と裏ぐらいはカラーにしたいと思うのですけれども、それはでもこちらに言ってもしょうがないのですけれども……

○松本美子委員長 畠山委員に申し上げますけれども、ちょっと予算質疑ですので……

○畠山美幸委員 それ、関係ないからいいです。

○松本美子委員長 はみ出ないようにお願いします。

○畠山美幸委員 よろしくをお願いします。検討するのかどうなのか、2.幾らでなければ、もうちょっとカラーをふやすのかどうなのか。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁お願いいたします。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 広報紙の関係でございます。正式に今回、新年度で見積もりをとった場合に、下がった場合の考え方ということでございますけれども、下がれば

大変ありがたいのですが、今回見積もりをとったところというのが、実は26年度に競争でとった印刷会社でございますので、傾向とするとこの印刷の単価というのは、決して年々下がっているわけではございません。そういったことなので、下がればいいですけれども、大きく下がるということは、基本的には余り考えられないのかなというふうには思っています。

それと同時に、仮にこれが若干下がったとしても、先ほど申し上げましたような金額というのは、どうしてもかかってまいりますので、これを大幅に、例えば毎号に変えるとか、そこまでのことはちょっと期待できないのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 内田副課長、お願いいたします。

○内田恒雄地域支援課地域支援担当副課長 マイナンバーの広報の関係でございます。

予算につきましては、町のほうでの広報関係のこちらについての予算というのは、確保というか計上はしておりません。

しかし、政府のほうで具体的にどういった広報しているかというものは、既に委員さんもお存じかもしれませんが、示されておりまして、まず既にマイナンバーのホームページは立ち上がっております。そのほか、公式のツイッター、こういったところで情報も紹介をしております。また、昨年10月1日よりマイナンバーのコールセンター、こちらのほうが立ち上がっておりまして、日本語と英語の対応をしているということでございます。それから、同じく昨年10月にマイナンバー啓発用のポスターの掲示、こちらのほうは各全国の地方公共団体等で行っているということ。それから、テレビCMが、これは3月の、今週の月曜日、9日からテレビCMが放映されているということで、それから新聞の記事下の広告も3月15日ごろに予定しているというような情報も入ってきております。また、外国人向けの広報、これにつきましても、今年度5カ国語で対応するというような予定ということで、こちらのほうも伺っているところではあります。

町としましては、ホームページ上でバナー等を張って、マイナンバーのホームページにリンクするような形をとるような方法であるとか、直近といいますか、今すぐですと、4月号の広報にちょっとしたマイナンバーのお知らせといいますか、そういった記事を少し掲載することを予定しているところでございます。また、順次広報等で

も紹介していくような形でやっていきたいというふうに考えております。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 初めに、17ページの町民税の関係で、復興対策費を私たち、町民払っていますよね。税務課で初めに聞いたら、その金額が426万8,000円だったと、27年度が。その対策費は何に使われるのかを伺いたいと思います。

それから、81ページの生活交通基礎調査、これは北部のバスがなくなるので、調査するわけですよね。ちょっと聞いていると、町民全体に調査するような感じがするのですが、そういう方向なのでしょうか、そこを伺いたいと思います。

それから、83ページの自治基本条例なのですが、今年の質疑に対して、26年度で委員会を開いて、27年度で制定をしていくということでしたね。1年これでおくれるわけですけれども、28年度には制定をしていきたいというお考えなのか、これちょっと確認です。

それと、91ページの防犯モデル地区の補助金ですが、犯罪マップの公表などしていきたいという大野委員の質疑であったわけですけれども、選定された地区はどんな活動をするのか伺いたいと思います。そして、ここにうちの区が応募したいという、そういうものもあるのか伺いたいと思います。

それと、171ページ、消防のところで自治消防団活動助成事業、今年度要望がなかったからゼロなのでしょうけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、中嶋地域支援課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、町民税の税金の使途、充当先はどこかというお話でございます。基本的には消防費の常備消防費、それから非常備消防費に充当させていただいているという考え方でございます。特に27年度事業に関して特記すべきところについては、まず常備消防に関しては、防火服を平成17年度に購入したものが、耐用年数が来ているということで、3年事業として全て防火服を入れかえるというようなことが、常備消防の中では組まれております。

それから、非常備消防、嵐山消防団に関しましては、このたび消防団の強化法の対応といたしまして、まず1点は、消防車庫のいわゆる常備品の中に防災対応型の手袋

あるいは防塵マスク、こういったものを全て常備するということで強化が図られております。さらに、被服といたしまして防寒着、こちらについて全団員の防寒着を統一して更新をするということが、27年度事業として組まれております。こういった事業に税金を充当させていただいているという考え方でございます。

続きまして、交通の基礎調査の関係でございます。七郷方面だけではなくて、全町的にかというご質問でございまして、基本的に全町的に行いたいというふうに考えております。この全町的に行うことによりまして、それぞれの地域に必要な交通対策、既に今現在ある交通網、こういったものとのすり合わせといいたいでしょうか、そういったことも含めた基礎調査になりますので、全町的なところでの調査を行ってまいりたいと。

さらには、今、タクシーの利用助成を嵐山町では行っております。こういったところとの整合性といいたいでしょうか、そういったものとの効果、こういったものも含めた形での調査になると思いますので、全町的な調査を行いたいということでございます。

それから、自治基本条例の作成のスケジュールにつきましては、先ほどお答えさせていただいたとおりでございまして、委員会の立ち上げが26年度中にできなかったことについて、大変申しわけなく思っておりますが、27年度にこの立ち上げを行いまして、なるべく27年度中にある程度詰められるといいたいでしょうか、そういったところまではいけるように努力をしたいというふうに考えております。

ただ、この委員会の審議の中にあっては、27年度中の作成というのが難しくなる場合もあろうかと思っておりますが、少なくとも28年度の中においては、最終的な結論といいたいでしょうか、そういったものを出していただければということで、今のところは考えているところでございます。

それから、防災モデル地区の関係でございます。まず、防災モデル地区に指定をされたところについて、どのようなことをやっていたかということでございますが、基本的には必須事項というのを、申しわけないのですが、設けさせていただこうと思っております。その必須事項というのが、まず危険箇所、いわゆる防災の視点からの危険箇所です。こういったマップを作成していただきたいというふうに思っております。このマップの作成というのは、その地域をその地域の皆さんに点検をしていただいて、例えばこういったところは暗くて危険だねとか、こういったところは木が生い茂っていて危険だねとか、そういったものを地図に落としもらう。そして、地域

の皆さんに、どういったところが我が地域の中で防犯対策上危険な地域なのかというのを、まずは知っていただくと。その中でマップを作成していただく。

それに基づいて、例えばこの事業については2点ございまして、そういった支援事業と、それともう一つは防犯灯の設置事業、こういったところについて防犯灯の必要な設置箇所を挙げていただいて、設置をしていただくということ。

それから、もう一つは、定期的に、今思っておりますのは月1回程度、防犯対策上のパトロールを実施していただく。それは、今現在、それぞれの地域でやっておりますが、それ以外に月1回程度のパトロールを実施していただく。というのは、なぜかといいますと、防犯ということを考えますと、今、実質的に中心的にやっておりますのは、子供たちの見守り活動ということで、登校下校時のパトロールというのが中心になっております。しかしながら、例えば進入灯でありますとか、そういったところの対策ということになると、いわゆる日没時、こういったところのパトロールというのが有効だというふうに聞いてございまして、そういったところについて、小川警察署のほうと協議をしながらパトロールを実施していただければと思っております。

それから、もう一つは、必須項目として地区住民が参加する防犯講習会、これを1回程度開いていただくと。この辺を必須項目にさせていただきたいというふうに考えております。

なお、この事業の推進に当たりましては、手を挙げていただいたところに対して、どういったパトロールするかとか、危険箇所のマップの作成については、その地域だけで決めていただくのではなくて、小川警察署の基本的には刑事課と生活安全課のほうを対象になりますが、そこにご協力をいただいて、一緒にそういったものを検討していただくということによって、より効果的な対策ができるのではないかとこのように考えてございまして、小川警察署のほうにも、その協力をお願いしているというところでございます。必須項目とすると、以上のようなものでございます。

それから、自治消防団の経費が削減されているということでございまして、基本的に自治消防に関しては、今、嵐山町では自治消防団はゼロになりました。そういったことで、自治消防経費は全て廃止をさせていただいたということでございます。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 復興費の関係ですが、この予算というのは、消防費のほうには、中に

入ってしまっていて、これが復興予算の金額ですよという、そういうふうには載らないというものなのですか。もう入ってしまっているわけですね、この金額の中に。そういう理解でよろしいのですか。それだとわかりづらいなと思ひまして、ちょっとそれ伺いたいと思ひます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 この復興税につきましては、特定財源という取り扱いではなくて、消費税等と同じで一般財源化されております。そういったことで、基本的な考え方として、そこに充当させていただいているということで、予算上は一般財源化されておりますので、特定財源としては出てこないということでございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

安藤委員さん、どうぞ。

○安藤欣男委員 何点が聞きますが、83ページの、聞いている方もありますので、要点だけ聞きたいのですが、嵐山町をあらゆる面で守っていききたいというこの嵐山まもり隊支援事業、これ新規事業ということで5カ年間やりますということなのですが、聞いておりますと、2人でも3人でもとか、要するに補助を出す団体をつくれということではない。自主的な団体なのだろうけれども、補助団体ではないのだというふうに捉えました。

なお、消耗品費と保険料ですから、これはどういうふうなボランティアとか支え合いができたときにできるとか、その調整の場は地域支援課が全てやるのか。そうだとすれば、少なくとも専門の人も置いて対応していかないと、これはどういうふうに展開できていくのかちょっとわかりにくいのですが、そのまとめの窓口はどこでどういう形でやっていくのか、お伺いしておきたいと思ひます。

それから、その下のほうにある長年やってきております地域コミュニティー事業補助金、これは変わりありませんが、現在、その上にふるさとづくり推進協議会もあるわけですが、この地域コミュニティー事業の現状と、27年度のどういうふうに展開するという想定を持っているのか、その辺についてもお聞きをしておきたいと思ひます。

それから、一番最後、もう一点は、今年、105ページですが、国勢調査が行われます。その調査の年度ごとに、いろいろ調査のやり方なんかも変わっているのですが、

今年は秋ですので、ただ国勢調査の予定があるので、こういう予算を組んだという。特別、前回から比べてふえたのかどうかは、そこまで調べていないのでわかりませんが、国勢調査の内容的なものは、特に変わったものというのは出てこないのでしょうか、その点を聞いておきます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 嵐山まもり隊について、お答えをまずさせていただきます。

補助団体ではないだろうという議員さんのご質問でございます。補助団体という位置づけには考えておりません。むしろ、自主的に活動されているあるいは活動していただく方たちが、そういった意識を持って活動しやすくすることを支援するというのが基本的な考え方でございまして、1点、こういった意見がございます。例えば、自分たちは地域の公園だとか道路をやりたいあるいはやってもいいという考え方を持っているのだ。しかしながら、公園や道路を勝手にやっていたりするのか、そういう逆に委縮するところがあるというお話も聞いております。

というのは、何である人が、あんな地域の道路を、いわゆる町道を勝手に刈っているのだというふうに言われてしまうのではないか。そういうことを、まずは払拭すると。そのために嵐山町のほうに、こういったことで自分はやりたいのだよと、やってもいいのだよという方については、登録をしていただいて、そのあかしとして、町にはっきり言って認められたというのはおかしな話ですけれども、そして活動しているのだという、そういう自負心を持っていただくあるいは自信を持ってそういった活動に当たっていただくということで、帽子をかぶっていただいたりあるいはバッジ等をつけていただいたりして、その活動に当たっていただくと。それがやりやすいだろうというのが、まず1点ございます。

それから、消耗品類については、そういった帽子等あるいはバッジ等の貸与といましようか、それは消耗品でございますので、基本的には登録していただいた方に差し上げるという考え方でございます。それと、それに必要な軍手ですとか、例えばゴミ袋でありますとか、そういったものについてはそれを使っていただく。それ以外に、例えば備品として鎌が必要だとか、そういったもので、ある程度町でそろえておいてお貸しをします。備品的なものに関しては、お貸しをすることも含めて、消耗品として予算計上させていただいているということでございます。

そういったことで、基本的には、その活動していただく方の自主性を町が認めて活動していただいているのだと。なおかつ、その活動について、地域の方々にも認めていただくという趣旨がまず1点。そして、実質的なそういった消耗品ですとか、そういったものに対する支援を行うというのが消耗品の考え方。さらに、その活動を行うに当たって、保険等に加入したほうが良いという活動については、ボランティア保険に町が加入をさせていただくということで、保険料をとらせていただいたという内容でございます。

それから、もう一点、これを地域支援課だけで進めるのかということでございますが、議員さんご懸念いただいているとおり、この活動は広く町道や公園あるいは見守り活動になりますと、それぞれの担当課もでございます。そういった中で、窓口としては地域支援課が担当することになりますが、実際の活動に当たっての登録、そういったところでは、必ずそれぞれの該当する課と調整を行ってやらせていただくというのが、実際のやり方になるというふうに思っております。

それから、地域コミュニティの実情、それから27年度の展開の方向、国勢調査の内容については、副課長からお話をさせていただきます。

○松本美子委員長 それでは、内田副課長、お願いいたします。

○内田恒雄地域支援課地域支援担当副課長 まず、地域コミュニティ事業補助金の現状と、また27年度の展開、方向性ということでございます。コミュニティ事業の補助金を使って活動している団体、平成26年度は、現在20団体活動していただいております。

活動の内容としましては、各団体とも多岐にわたった活動しているというのが現状なのですが、中でも主なものとして多いものとして、健康づくりの事業。例えば、「目指せ100歳元気！元気！事業」というものを町が主導で始めたところ、引き続き地域コミュニティ事業という中で位置づけてやっているというようなところ。あわせてスポーツ、グラウンドゴルフですとか、一番多いのはグラウンドゴルフになりますでしょうか、そういったもの。それから、いきいきサロン、これも複数のところでやっけていまして、交流の場づくりというような活動をされているところもあります。また、お祭りのものをやっているところもございまして、最近幾つかふえてきているのは、コンサート活動をやっているようなそういったところもあって、いずれにしても特定の年代の人を中心とした活動だけでなく、地区内の、コミュ

ニティー内の子供からお年寄りまで参加できるような活動を盛り込んでやっているところが大分ふえてきております。

この補助事業としましては、3年1クールという形でありまして、3年間終わったところで事業の見直しをしていただいているということで、新たな事業を盛り込んでいただいたりといった形で、また新たな3年という形で補助金を交付させていただいている中で、それぞれ長く続けている団体につきましては、いろいろな工夫をして、地域の幅広い年代の方が参加していただけるような工夫をしながらやってきていただいておりますので、27年度につきましても、引き続きそういったことに取り組んでいただけるようお願いしていきたいというふうに考えております。

一番の課題と町が考えておりますのは、こういった団体が立ち上がって継続して活動していただけるという、その仕組みをきちんとつくっていただくということが、一番大事ではないかと考えておりまして、この点につきましても、先日地域コミュニティ推進協議会という場で、いろんな各団体の現状と、そういった継続していく上での課題等をお話いただきましたが、大方後継といえますか、継続していく仕組み、組織づくりができていくということで、まずはこのコミュニティやっている団体については、ひとまず安心できる部分もあるのかなど。かといって、やはり新しい方々に活動に参加していただくというのは、これからどんどん必要になってくると思いますので、ぜひそんな形で取り組んでいただければなというふうに考えております。27年度も引き続き町のほうとしても補助金を交付しながら、相談等を受けながら支援していきたいというふうに考えております。

それから、国勢調査の件でございます。平成27年国勢調査は、平成22年の国勢調査の予算をベースに予算のほうを組ませていただいております、内容的に変わるところがあるかということになってきますと、調査方法の一つがオンライン回答、インターネットで回答するという方法が今回できるようになります。前は東京23区内だけで試験的に行われたものが、全国で行れるようになるということになりますので、その辺が変わってくるということで、まだ具体的に説明会等も開かれておりませんので、細かいお話はまだうちのほうも聞いていない部分がございます、予算的には前回ベースで組ませていただいたということでございます。

○松本美子委員長 それでは、安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 この、一番最初の支え合いのことがわかりましたが、帽子、バッジ等

でわかりやすくするというございます。その辺の広報は早速やらなくてはいけない話だと思うのですが、広報の仕方も一工夫必要かなと思います。確かに小さいグループでやっている方々が、骨を折ってくれているなというものがあるわけですが、ただ私が心配するのは、それを地域支援課だけでは難しいという答弁ですが、私は逆に、1カ所でれを整理していかないと、難しくなってくるのではないかと思うのです。窓口を区長さんを通じてもいいとか、直接地域支援課で。そうでないと、どういう方々が、どういふふうに動いてくれているのだというのがわからないと、事故でもあったときに、本当に難しくなってくるのではないかと思うのです。ですから、私は、これをまとめていくシステムをきちっとつくりないと、運営できないというふうに思うのですが、考え方幾らか違うのでしょうか。その辺再度お聞きしておきます。

それから、地域コミュニティーの長年事業が展開されております。したがって、今、1カ所大体10万円ぐらいのところはほとんどなのかなと思っておりますが、地域によってはとにかく定着をしておりますし、地域コミュニティーを維持するのが大変なわけですが、この地域力というのは一番大事になってくる、ますます大事になってくることなのです。

ですから、この地域コミュニティー事業をもう少し手厚く指導するなり、あるいは今出てきた健康づくりとかいきいきサロン、これは町の事業を、その地域コミュニティーで引き続きやっているということが多いのかなと思うのです。町がやっていますよね。それが、その次の年はコミュニティー事業でやるとか、そういうふうには展開されているかと思うのですが、その辺があるので、地域コミュニティーづくりが大事なわけですね。それぞれ地域がどういふふうなことで連携をつかまえていくかというのが大事なわけなので、地域コミュニティーの嵐山町で今やっているものを、報告書みたいなものをつくって参考資料として出していくとか、地域づくりにもう少し力を入れる必要があるのではないかと思うのですが。ただ、これ継続だけです。ですから、また新たに個人のボランティアを入れるとか、あるいは防犯のほうも防犯の新しい者を入れるとか、また新しい者を入れてはいるのですが、この継続したものについても、もっと深めていく努力をする必要があるのかなと思うのですが、その辺についてももう一回聞いておきます。

それから、国勢調査についてはわかりました。そうすると大体調査員の人数とかそういうものは、今までとほぼ変わりなくやっていくしかないだろうという捉え方です

ね。それは確認ですけれども。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁お願いいたします。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 嵐山まもり隊の関係でございますけれども、私の説明がちょっと曖昧だったということで大変申しわけなかったですが、まず窓口に関しては地域支援課で行うということで、一本化でやりたいというふうに思っています。先ほど、他の課との調整と申し上げましたのは、その範囲であるとか、どこの公園をやるとか、そういったことについては、それぞれの課が承知していないとまずいということもあって、そういったところの連絡調整では、全課にそういった調整をお願いするということで申し上げたところでございまして、あくまでも地域支援課で窓口は一本化をさせていただいて、うちのほうで受け付けをし、うちのほうで手続をとるということでございますので、そういった点を間違いのないように広報させていただきたいというふうに考えております。

それから、地域コミュニティの維持の関係でございまして。地域コミュニティ事業については、議員がおっしゃられましたとおり、本当に地域のコミュニティ、この維持あるいはそれを広げていくというのは大きな課題でございまして。今、取り組んでいただいているところについては、本当によくやっただいたっているという言い方はおかしいのですが、組織をつくってこういった事業に取り組んでいただいているということは、本当に心強いところでございまして。

しかしながら、委員、今ご心配をいただいているように、先ほどの答弁でもちょっと申し上げさせていただきましたが、自主防犯組織の実情も申し上げました。今、現実的にやっただいたっている団体が維持可能であり、またその内容を進化させていくといいでしょうか、そのためには大きな労力が必要になってまいります。その労力を担う方々は誰なのかということになるわけでございまして、その組織の中での活性化、そういったものがまず図られているかどうか。ということは、その組織の中心となる方たちの固定化が進んでいないか、あるいは高齢化が進んでいないか、若い人たちが組織の中に循環しながら入ってきているかどうか、こういったところが非常に心配になるところでございまして。

そういったところにおいて、やはりそれぞれの地域で、この活動を行っていく上で

何が課題になるのか、そういったことを心配しております、この間も地域コミュニティー会議の、この代表者の皆さんがコミュニティー会議の委員でございますので、その方たち現状をお聞きしたということでございます。そのポイントとしてお聞きしたのは、地域でやっていく、やらなければならない、地域でしかできないこと、それはそれとしてやっていただくのですが、さらに町としてどのような支援ができれば、地域がさらに活性化が上がるのかとか、こういった手助けがあれば、さらにこの活動が広がるのかというような、そういったところをご意見をいただければということで、そのテーマを上げさせていただきました。

いろいろお話がありました、現状としますと、今、このコミュニティーづくりに取り組んでいただいているところに関しては、かなり組織といたしましうか、それがしっかりしているので、具体的にすぐ困るということはないという、ちょっと安心をしたところがございます。しかしながら、反面、このコミュニティーづくりに取り組めないところの現状というのは、やっぱりその中心となる組織がなかなかつけれないというのが現状だと思います。そういったところでは、委員さんがおっしゃられましたように、今やっていただいているコミュニティー事業を進めていただいている組織の活動であるとか、その組織体制であるとか、そういったものを今広報の中ではかわら版という形で取り上げさせていただいていますが、そういったものをまとめて、他の地域でも参考になるようなご提言といたしましうか、そういうものも実施をしていきたいと思っておりますし、その中で町としてどんな支援が地域活動に必要なのかということも、この検証の中で酌み取りながら、今後の運営を考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ありますでしょうか。

清水委員、どうぞ。

○清水正之委員 今話を聞いていてちょっと心配するのですが、1つはまもり隊。地域の中では地域コミュニティーそのものができていて、地域の中で本当にいろんな事業を、いろんな仕事をやっている。片や個人の人たちが、かなりボランティアも、個人のボランティアとしていろんなことをやっておられる。朝、ちょっと早いときには、踏切から上の県道のところの歩道を掃いてくれているような人たちも見えるのですが、そういう人たちを壊さないかなという気がするのです。

そういう面では、そのほかにも個人のボランティアの人たちが、いろんなところでいろんなことをやってくれていると思うのです。果たして、このまもり隊という形で組織をしていくことによって、そういう人たちをある面排除するとか、言葉は悪いですけども、そういう人たちが今までやってきてくれているものが、壊れてしまうのではないかなという気がするのですけれども、そういう地域でやっているコミュニティーや個人のボランティアとの関係で、このまもり隊というものがどういう位置づけになってくるのかなというふうに感じるのですけれども、その辺の関係とか、それはどう考えるのでしょうか。

それから、もう一つちょっと気になったのは、防犯モデル地区を2つつくると。これは100万円ですから、50万円ずつなのだと思うのですけれども、91ページです。危険マップの作成をすると、それから防犯灯の設置箇所を調査して設置をすると、こういうことは果たして指定された地区ができるのだろうか。特に防犯灯の設置までするということは、果たして地区の中で、調査するということはできますよ。危険箇所の調査をするということではできるのだと思うのですけれども、そういう作成をするあるいは設置をするということが、果たして指定された地区ができていくのだろうか。そこへの町の指導や援助というのは、どういうふうになっていくのだろうかというものが少し心配なのですが、その辺ちょっと聞かせてください。

それから、昨年、防犯計画の見直しをやりました。その内容もちょっとお聞きをしたいのですが、今回は委員報酬の予算が増額されているということは、回数もふやしてくるのかなと。

○松本美子委員長 清水委員さんに申し上げます。ページ数を、申しわけないですけどもお願いします。

○清水正之委員 ごめんなさい。173ページ。今回、さらにその見直しをしていくということになるのだと思うのですけれども、具体的にはどういう見直しができるのでしょうか。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁を中嶋地域支援課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、嵐山まもり隊の関係でございますけれども、清水委員が今ご心配だというお話、個人的なボランティアをやられている方あるいは今までそういった展開をしてい

ただいている中で、逆にこれがプレッシャーにならないかあるいは阻害する要因にならないかということですが、基本的なこの考え方としては、私どもで考えているのは、むしろそういった形で個人的に今自主的なボランティア活動やられている方に、今、町として何らの支援ができていないというのが基本ベースでございまして、そういった方たちに、ぜひやっていただいていることに対して検証しつつ、なおかつ実質的な部分で、例えば道路清掃をやっている方に、ほうき1本町は出していないわけでございまして、そういったところのご支援ができればというのが、この嵐山まもり隊の一つの考え方でございますので、決してそういう方たちを排除するとか、やりづらくなるということにはならないように十分配慮してまいりたいと思いますし、そういった方たちに少しでも町としてのご支援、感謝の気持ちがあらわせて、活動がよりしやすくなるようなことを目指してこの制度ができるのだということ、私どもも肝に銘じて、そういったことを考えながら、この事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、モデル地区事業の、先ほどこういったものやってもらうのだというように言いましたものですから、ちょっと強い言い方だったかなと思うのですが、具体的には、1つお話をいただきました例えば危険箇所の調査についても、自分たちで見回って、自分たちでつくれということではなくて、住宅地図等のそういったものは町のほうで用意をさせていただいて、ぜひこういったものを基準として、皆さんでちょっとパトロール、危険箇所を見て回ってもらって、ここにこういった危険箇所があるよというものをに入れてもらえませんかという考え方でございます。

できれば、そのときに、今、小川警察のほうにもお願いしているのですが、そういったときに、そのパトロールとか見回りのときに、警察署の署員と一緒に回っていただいて、こういったところはちょっと危ないですねとか、そんなようなことも含めて、町と小川警察署と、そしてその地区と一緒にあって、危険箇所のマップづくりをするのだというのが基本的な考え方でございまして、決してモデル地区の指定をしたのだから、全部そちらで全部やりなさいよという考え方ではございませんので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

それから、防犯灯の設置につきましても、防犯灯の設置は町で行います。当然のことでございますけれども、予算で工事費で計上させていただいておりまして、その地域で見守っていただいて、この辺に防犯灯があと何基欲しいよという要望を上げてい

ただくと。そして、設置をするのは、町がそこに設置をしていくという考え方でございます。ただし、防犯灯の設置箇所が例えば民地であるとか、そういった場合には、ぜひ地域の中においてご了解をとっていただくとか、そういったことに関してはお願いをしたいというふうに考えているところでございます。

それから、最後に防災計画の見直しでございます。本年度26年度も昨年度の大雪対策、大雪被害等がございまして、防災計画については内容を検討しております。そして、今まで地域防災計画の中に入っておりませんでした大雪での職員の動員体制ですとか、そういったものは内部的につくらせていただきました。しかしながら、地域防災計画自体は改正がしてございません。

そういったことで、27年度については地域防災会議を開いて、その今検討してきた内容、それから県で地域防災計画を見直しております、市町村の役割の中で、県の地域防災計画の中で気象情報等の収集や市民への伝達、これは大雪対策でございます。それから、避難所の開設の前倒しなど孤立を生まない対策ですとか、あるいは市町村道の除雪ですとか、災害応急体制の確保の実施ですとか、そういったものが県の地域防災計画が見直されております。そういったことで、嵐山町の地域防災計画も県の地域防災計画の見直しにあわせて27年度に、今現在検証しておりました内容を含めて改定をさせていただきたいと。そのための地域防災会議を開かせていただくということで、予算化をさせていただいたというところでございます。

○松本美子委員長 そのほかにもございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、地域支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。再開時間につきましては、3時50分とさせていただきますので、お願いいたします。

どうもありがとうございました。

休 憩 午後 3時36分

---

再 開 午後 3時48分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、町民課に関する部分の質疑を行います。どうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 31ページになるのですけれども、すみません。社会福祉費負担金の保険基盤安定支援金で454万5,000円と出てきますが、6割軽減と4割軽減の世帯数と、それから保険税の軽減者の世帯数を出すまでの算出方法というのを伺いたいと思います。1点です。

○松本美子委員長 1点ですか。

それでは、太田副課長お願いいたします。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

6割軽減が861世帯、4割軽減が578世帯で見ました。この4割軽減なのですけれども、昨年294世帯で当初見ていたわけなのですが、26年度から世帯主を被保険者に含めた関係で、軽減の幅が広がった関係でふえていますので、今年度はその実績を見て578世帯ということで見ました。

算出方法なのですけれども、6割軽減の算出方法ですが、基準額というのが基礎控除33万円、33万円以下が対象になります、6割軽減。4割軽減のほうは、基準額はやはり33万円に、1人当たり26万円に被保数を掛けて、それを足したものが基準額ということを出しております。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません。被保数に世帯主が加わったということでふえたということではなくて、571世帯に大幅にふえたのは、世帯主を加えてと言われたのですが、ここのところはどういうふうな、ちょっとよくわからなかったのですけれども。

○松本美子委員長 太田副課長、どうぞ。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長 答えさせていただきます。

4割軽減の算出方法というのが、基礎控除33万円に26万円掛ける被保数なのです。その被保数の中に、25年度までは世帯主は含めなかったのです。世帯で世帯主と被保2人いた場合に、1人で計算するわけなのです、25年度までは。26年度から世帯主を入れた関係で、26万掛ける2になるわけなのです。そうするとその基準額がふえる関係で、該当者がふえてくるということです。いいでしょうか。

○松本美子委員長 山下町民課長、答弁お願いいたします。

○山下次男町民課長 ちょっと今ので補足させていただきたいと思いますが、今言った

ように今までは1人世帯というのがありますね。世帯主さんが1人、それは該当になっていなかったのです。だから、今度1人世帯のまで全部該当になりましたから、随分ふえてきたというような状況になってございます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ありませんか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 33ページのところで、マイナンバー制度導入に伴う通知カード及び個人番号カード関連事務費ということで、これが97ページのところでこの費用10割を使って、こちらのところで社会保障番号制度関連事務負担金ということで書いてあるのですけれども、この内容についてお伺いします。

○松本美子委員長 費田副課長、答弁お願いいたします。

○費田秀男町民課戸籍・住民担当副課長 お答えいたします。

この金額につきましては、地方公共団体情報システム機構、通称J-L I Sとありますが、そこにマイナンバーの関連事務を委託する費用の補助金または負担金になります。

内容としましては、平成27年10月から12桁のナンバーが書かれた通知カードが、住民票のある方全員の世帯に通知されます。個人番号カードの申し込みも同封されますので、申し込まれた方には平成28年1月より順次引き渡しが始まります。その一連の事業を地方公共団体情報システム機構に委託いたします。通知カードを簡易書留で郵送することになりますが、その郵送する費用、またはカードを製造、発行する費用などがこれに当たります。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますか。

[発言する人なし]

○松本美子委員長 質疑がないようですので、町民課に関する部分の質疑を終結いたします。ありがとうございました。ご苦労さまでした。

ここで休憩とさせていただきます。

休 憩 午後 3時55分

---

再 開 午後 3時57分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、本日最後の審査は、健康いきいき課に関する部分の質疑を行います。

質疑をどうぞ。

大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 109ページになると思います。社会福祉協議会の補助事業の中で拡大部としまして、地域密着型結婚相談員事業というものがございます。社会福祉協議会の中で行うのだと思うのですが、具体的にどんな動きを何人ぐらいの体制でやられる予定なのかをお願いいたします。

○松本美子委員長 では、答弁をお願いいたします。

石井健康いきいき課長、お願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

この事業ですけれども、まずこの社会福祉協議会の補助金の金額なのですけれども、980万3,000円ということがございます。この内訳なのですけれども、金婚式に25万円、それから戦没者慰霊事業という形で35万円、それと結婚支援事業という形で45万円、その残りというのが役場の職員の派遣職員の人件費分ということでございます。

結婚支援事業ということで45万円という形で計上させていただいているのですけれども、この相談員の関係なのですけれども、まず内容としては、まだ具体的には確定はしておりませんけれども、結婚相談員を募集して、独身の男女の仲を取り持っていただくというような事業を考えておるわけですけれども、一応その相談員の方が男女の出会いというか、そちらのほうを積極的に取り持っていて、仮に取り持って結婚をされて、町内に住んでいただけるということであれば、それに対して報酬なりをまた考えられればというようなことも考えております。ただ、今のところまだ具体的には考えておりませんので、これからということでございます。よろしく願いいたします。

○松本美子委員長 大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 再質問させていただきます。

私たちが若いころは、それこそ任意保険の勧誘員さんのおばさんが、紹介と称していろんな方を紹介してくれた。今はそういう時代ではなくなってしまって、男女の会う機会がなくなってきた。そんなところに町も積極的に、こういうことを活動しているということだと思います。これは評価できると思います。

ただし、町民の中から一般募集をして、そういった中から活動する人を選んでいくということなのですから、個人情報にかかわることに入っていくわけですから、よほど信用のできる人でないと、なかなかそういう分野には入っていけないし、情報の入手はできかねるのかなというような気もします。そこいらに関しましては、ある程度町のほうでも、こういった実績のある人とかそんなことのお考えとかは特にはないのでしょうか。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

石井健康いきいき課長、お願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 答えいたします。

委員さんおっしゃるとおり、個人情報、本当に難しい問題だと思っております。できれば、うちのほうでもそういった募集という形で、社会福祉協議会の事業ですけども、そういう形で募集してもらうわけですけども、仮に頼む方が全然知らない人という人になりますと、なかなか難しい点も出てくるかもしれないのですけれども、できれば何かそういった公職の方とか、そういった退職された方とか、そういう方がいらっしゃって、そういう方に声をかけてお願いするというのも考えられるかもしれないので、その辺はまた十分検討させてもらって、個人情報等気をつけてまいりたいと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 民生委員さんで、民生委員が1期3年ですか、1期ずつかわっていく地域もあつたりしまして、なかなか民生委員がそういう中に入っていけないと。ただ、何期もやっている民生委員さんだと、あの人安心して相談できるのだという人もいたりするのです。やっぱりそのような過去の実績を持った人だとか、そんな人にもお声がけをしたりなんかして、よりこの結婚相談員事業が、本当に事業としてうまく運べるような形のものをしていただければなというふうに思います。その点についてはいかがでしょうか。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えいたします。

委員さんおっしゃるとおり、民生委員さんなりが、現職の民生委員さんというと、

またいろいろの事業の幅が広がりますので、なかなか難しいかなというふうに思っているのですけれども、前民生員さんをやっていた方とかということであれば、地域とよくご存じな方ですので、その点も考慮して考えていければというふうには思っております。

以上です。

○松本美子委員長 申しわけございませんけれども、答弁していただくときには挙手をしていただくのがありがたいのですけれども、お願いいたします。

そのほかに質疑ございますか。

長島委員さん、どうぞ。

○長島邦夫委員 質問させていただきます。

今の社協のところなのですけれども、お助けサービスが100万円ついています。従来、県の予算で500万ぐらい3年間をついたというふうに思っておりますが、ということになると大体150万ぐらいというふうに思っていたのですが、100万に減額というか、今度は一般財源ですから、100万円しか出さないのだというふうなことだと思います。効果としていろいろあったというふうに思いますが、100万円に下げても大丈夫なのでしょうか、まずそのところを1点目にお聞きします。

あと、133ページの骨髄移植のドナーの関係なのですけれども、今年度初めて計上されておりますが、県のほうで14万、それで町で14万で28万なるのではないかというふうに思いますが、登録ではないので、登録者についてどうこうということではなくて、ドナーについてということでございますから、何か町のほうに、こういうことについては補助したほうがいいのではないかというふうな提言か何かあって、この事業が始まったのかどうか。そこら辺のいきさつからお聞きしたいのですが、2点だけお願いします。

○松本美子委員長 大変申しわけないのですけれども、長島委員さんをお願いいたします。1点目の質疑に対しまして、ちょっとわからなかったものですから、もう一度質疑をしていただければ、ページ数と一緒に。申しわけないですが、お願いします。

○長島邦夫委員 では、よろしいでしょうか。

1点目は、社会福祉協議会の補助の関係の中に、社会福祉協議会の事業の中にお助けサービスというのがあるのですが……

○松本美子委員長 ページ数は109ページのこと。

○長島邦夫委員 ごめんなさい。109ページ、さっきの社協のところ。

〔「長寿生きがい課」と言う人あり〕

○長島邦夫委員 長寿生きがい課。

〔「117ページに載ってる」と言う人あり〕

○長島邦夫委員 109ページだよ。

○松本美子委員長 109ページは、内容はお助けはないよ。

○長島邦夫委員 これは、この中にお助けサービスが入っているのだと思うのですけれども、入っているのだよね。違っている。

〔「社協のうちのほうの事業の中には入っていないです」と言う人あり〕

○長島邦夫委員 入っていない。そう。

○松本美子委員長 申しわけございませんけれども、委員長を通して、すみませんが質疑をお願いしますでしょうか。

○長島邦夫委員 失礼しました。では、私勘違いしていました。では、それはまたあしたで結構ですから、1問だけで結構です。

○松本美子委員長 では、1点だけということの質疑でよろしいでしょうか。

○長島邦夫委員 はい。

○松本美子委員長 では、答弁をお願いいたします。

石井健康いきいき課長、お願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

骨髄移植ドナーの助成金の関係なのですけれども、ここにのせている28万円、これは1日2万円掛ける7日間、これが上限ということで、2人分を見て28万円ということで上げさせていただいております。このいきさつなのですけれども、県のほうから、ぜひ市町村でこのような助成金という形でつくっていただけないかという通知が来まして、検討して作成というか、こちらのほうの助成をするという形で考えてやりました。

以上でございます。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 あくまでも県のほうの指導の中から、この事業が始まったということで受け取りましたが、実際、多分嵐山町の中にもいらっしゃるのだというふうに思い

ます。そういうふうな統計の中から、県はこの事業というふうに勧めたのだというふうに思いますが、直接町ではそのような事業を進めてほしいと、そのような援助をしてほしいということをおられたことはないということでしょうか。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

石井健康いきいき課長、お願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

直接町民の方から、そのような助成をしていただきたいというようなお話は、こちらには直接は伺っておりません。結構このドナー登録という形は、移殖をされる方というのも限られてきてしまうわけなのですけれども、なかなかそれに合う方というのが難しいという話は聞いておりますけれども、登録人数がどれくらいというのは、こちらでは把握はしていないのですけれども、ただ昨年嵐山町の方でも、そういった該当されるという方が3名いたという形では報告は受けております。

以上でございます。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 私、多分町のほうにも、その方お話ししたのではないかなというふうに思ったものですから、確認をさせていただきました。そうでなければ結構です。ありがとうございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますか。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 112ページの17番の障害者相談支援事業です。これの事業の内容と、それから嘱託職員の方、どのような方なのか説明していただきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

高橋副課長、お願いいたします。

○高橋喜代美健康いきいき課社会福祉担当副課長 答えをいたします。

障害者相談支援事業でございますが、障害者生活支援員を平成24年度から町の特別職としまして採用させていただきましたが、昨年平成26年の9月末で、その方が退任し、今空席となっております。こういった職員の方を、経験のない方から採用するのは難しいかと思ひまして、平成27年度は特別職としての障害者生活支援員の任用をしないで、嘱託員の方を採用し、その方が1年間くらい働いていただきまして、長く勤めていただけそうな方でしたら、またそういった特別職になっていただこうと思って

おります。嘱託員として考えているのは、社会福祉士または精神保健福祉士または保健師、こういった方を考えております。単価は、1時間1,500円で1日7時間、一月16日程度を勤務していただくことを考えております。

以上です。

○松本美子委員長 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 そうすると、この職員の方は専門的な知識がある方という形でしょうでしょうか。それで、あとは16日程度ということですので、この方に相談を受けたいという場合には、事前に連絡して予約を入れるとかいうような手続が必用なのでしょう。

○松本美子委員長 それでは、答弁お願いいたします。

高橋副課長、お願いいたします。

○高橋喜代美健康いきいき課社会福祉担当副課長 お答えいたします。

月16日ということで、1週4日程度を予定しておりますので、不在となる日もあろうかと思いますが、事前にいつごろ来るということを約束できれば、そういった形でやらせていただきますし、その職員がいない場合には、通常の職員の中にも社会福祉士等の職員もおります。また、保健師も健康いきいき課にももちろん在職しておりますので、通常の職員で対応いたしまして、専門職のほうにつないだほうがいい場合には、また後日適宜相談を続けさせていただこうと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ありますか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 5カ所あります。まず、33ページの臨時福祉給付金事業補助なのですが、1人6,000円ということで、人数が昨年より減っているのか。人数を割れば人数出るのですけれども、人数を教えてくださいと思います。

それと、35ページに国の補助金としてがん検診推進事業48万、そして働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業ということで99万2,000円、こちらがページ数と言うと135ページのがん検診等事業のところで、補助として国庫支出金で147万2,000円という形で入っておりますが、昨年に比べて200万円程度少なくなっておりますが、がん検診の委託料としましては、ほぼ同額ぐらいで委託料やっておりますが、先ほどの項目が、そういう女性のためのという項目で書いてありますが、こちら

のがん検診の内容は昨年と変わっていないのかどうなのか、一応がん検診の内容をお伺いしたいと思います。

それと、先ほどの地域密着型結婚相談員事業、こちらの職員、相談員の費用が45万円ということで課長のほうからご答弁ございましたけれども、年間で45万円ということは、仕事量としてはどういう形の仕事量になるのか教えていただきたいと思います。

それと、133ページ、こちらが、健康増進センターが今度施設として貸し出しをするということですので、調理室に備品を購入されると思うのですが、今までもあそこはヘルスアップクッキングとか、そういう形でお料理はしていたと思うのですが、だから備品のほうはそろっているだろうにと思ったのですが、備品購入が64万6,000円入っておりますので、何をご購入なさるのか内容をお伺いしたいです。

それと、今度こちらを貸し出しするというのであれば、そちらに書いてある光熱水費が上がる見込みをしてもいいのかなと思ったのですが、光熱水費のほうは上げるところか、若干ですけれども3,000円程度下げているのですが、こちらは見込みとしては値上げをしなくてもよかったのかどうなのか、細かいことですがお伺いします。

そして、135ページの下の方に発育、発達におくれのある子供たちの家族に対し、おやこ教室の養育相談ということで、こちらが報償金のほうが昨年に比べまして若干、20万まではいかないまでも、19万ぐらいですか、上がっております。それと、言語聴覚士派遣委託料も、こちらは去年は28万4,000円が、今回は42万6,000円ということでこちらも上がっているの、回数をふやされるのかどうなのか内容についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

石井健康いきいき課長、お願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えいたします。

臨時福祉給付金の関係なのでありますが、人数なのでありますが、今年は金額は6,000円という形で、去年は1万円と、それと年金をもらっている方に5,000円を加算という形で金額になっていたのですが、今年は1人6,000円、加算措置がないことでございます。

それで、人数のほうなのでありますが、昨年1万円になった者が3,500人ござい

ました。今年は、6,000円のところを3,200人ということで見込んでございます。昨年は、あと加算の5,000円分というので1,750人を見ていたのですけれども、今年はそれがないということでございまして、6,000円は3,200人分を計上させていただいているということでございます。

それと、社会福祉協議会のほうの相談員の仕事の内容ということでございますけれども、こちらのほうは、一応相談員が決まりましたら、その方に年額幾らという形も出すし、それと結婚をされて、決まって、また定住していただけるというそういった形がとれば、そういった報償的なものということでお渡しするというので、合計をしてこの額ということで、年額、誰かそういった仕事を任せて何かするというのではなくて、相談員にやる分と成功報酬的なものでいうので上げさせていただいているのですけれども、細かい点ではちょっとまだ詰めておりません。

それと、133ページの調理室の備品と言われたのですけれども、こちらのほうなのですけれども、調理室の関係ではございまして、この64万6,000円の備品購入費のほうなのですけれども、乳児用体重計と床に置くエアコンの分ということで、2つの種類なのですけれども、特にこのエアコンは調理室のほうに置かせていただきたいと思っております。夏場暑くなったりするというのでありますので、こちらのほうを置かせていただくという形で計上させていただいております。

光熱水費のほうなのですけれども、今年まだ始まっていないものですから、その状況をよく把握をしていないものですから、今後、またその使用頻度によって検討させていただきたいと思っておりますけれども、特に最初からは上げてはございませんでした。

それと、あと135ページの報償金のおやこ教室の関係なのですけれども、言語聴覚士派遣委託料の関係なのですけれども、こちらのほう18回という形で1人の方見ているのですけれども、多少金額的には昨年よりか上がっております。

○松本美子委員長 それでは、村上副課長、お願いいたします、答弁。

○村上伸二健康いきいき課健康管理担当副課長 では、今、課長のほうから言語聴覚士の派遣委託料のことがありましたが、回数のほうで昨年6回だったのが、27年度は毎月12回にふやす、倍にするということでふえております。

それと、がん検診の国庫補助の関係ですけれども、支出のほうは確かに前年とそれほど大きな差はないのですが、がん検診推進事業と働く世代の女性支援のためのがん

検診推進事業、こちらの対象が通常子宮の場合は女性の場合は20歳、乳がんの場合は40歳、新規になる方等が対象になるのですけれども、去年はそれ以外に過去の未受診者の方にも対象となっております、平成25年度の対象以外の方で未受診者、過去のクーポン対象者だった方までが対象だったのですが、来年度平成27年度につきましては、新規の方と、昨年度平成26年度対象外だった平成25年度の対象者で未受診者だった方が対象になりますので、その関係で対象人数が大幅に減っておりますので、補助金の額のほうも減少しているということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 135ページの未受診者の今のがんの検診の話なのですけれども、そうしますと26年度で未受診、クーポンがあっても受けなかった方とかにコール、リコールをされると思うのですけれども、されるのかどうなのか確認します。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

村上副課長、お願いいたします。

○村上伸二健康いきいき課健康管理担当副課長 平成27年度につきましては、26年度の未受診者の方にはクーポンのほう発券しないということで、あくまでも国の対象になるのは、平成25年度分の未受診者の方を対象とするということになっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 では、その25年度にクーポンを配っている未受診者の方には、コール、リコールは引き続き27年度もやっていただけるということでよろしいですか。

○松本美子委員長 それでは、答弁、村上副課長お願いいたします。

○村上伸二健康いきいき課健康管理担当副課長 27年度に、25年度に未受診者だった方にコール、リコールということで、再度クーポン券を送らせていただくようになっております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 133ページで、健康づくり事業で昨年の事業で食育推進計画をつくったわけですよね。これから実態を把握するのですかね。アンケートが最後に載ってい

るわけです。そういう理解でよろしいのですか。これで実態を把握したいと、このアンケートで。正直言って、これで十分なのかなと思ったもので、ちょっとそれを伺いたいと思うのです。

昨日の補正でも国保の大幅な伸びがあったわけで、やはり根本は食から入りますので、これをどう普及させるかといのは大変重要になってくると思うのです。その普及の仕方というのが、ただ一般的なものになってしまうかなと心配するのですけれども、27年度つくったものをどう普及させるのかというお考えを伺いたいと思うのです。

それから、その下の生活習慣病、これ減額、昨年も減額になっているのですけれども、国保が伸びている中で、やっぱり一般行政と一体となった対策をとっていかないと、国保の伸びというのは、しかも今とっても10年、20年かかるような、5年、10年先に結果というのは出てくるものですので、こういうものを削っていくことはいかかなものなのかなと思うのです。ちょっと内容を伺いたいと思います。

それから、その下のドナーの件なのですが、ちょっと内容が私はよくわからないのですが、1日2万円で7日が限度だという説明だったと思うのですけれども、これは例えば私がドナーになった場合、1日2万円いただけると。体調悪かった場合、7日間まで、二七、十四万円いただけるのですよと。そういう理解でよろしいのでしょうか、ちょっと中身を伺いたいと思います。

それから、113ページの先ほどの臨時給付金事業で、なぜ同じ非課税者が昨年と比較して300人も減ってしまうのか、ちょっとそれを伺いたいと思います。

それと、ちょっと特定健診のところがどこなのかわからないのですが、現状と目標を伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

石井健康いきいき課長、お願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 答えいたします。

133ページの健康づくり事業の関係なのですが、今年度、健康増進食育推進計画ということで策定をさせていただきました。これに基づきまして、町内の小中、それと一般の方アンケートとらせていただきまして、その方たちのアンケート結果も参考にしていろいろと計画を作成させてもらったのですけれども、今後、この計画に基づきまして、また食育の関係も含めて全て、これから新しいどのような事業をやっていくかという形で、その中の方針に基づきまして進めてまいりたいと思っております。

す。

その下の、生活習慣病の予防事業の関係なのですけれども、こちらのほうも健診後の健康相談という形で、看護師さんと栄養士、保健師さんのそういった報償分という形で計上させていただいているものでございます。

それと、骨髄移植ドナーの件なのですけれども、こちらのほうはあくまでも登録をしてその方が決まって、その方が骨髄または抹消血管細胞を提供したときに該当するという形になりまして、その方々から、その方に決まりましたからという形で入院なり通院なりという形でした場合に、1日2万円の最高で7日間という形で助成をさせていただくというものでございまして、登録をただけというのではなくて、実際にそういった骨髄を提供した方ということでございます。

○松本美子委員長 高橋副課長、お願いいたします。

○高橋喜代美健康いきいき課社会福祉担当副課長 それでは、私から臨時福祉給付金の算定人数につきましてお答えいたします。

臨時福祉給付金事業でございますが、平成26年度に行いました事業が初めてでございましたが、この際非課税者の人数を、去年は国の計算基準などをもとに3,500人を見込ませていただきました。実際に平成26年度に事業を行いましたところ、対象人数は2,952人ございました。そうしたところから、平成27年度における非課税者の人数を、26年度の実績よりも若干多い人数ということで、3,200人を見込んだところでございます。それですので、昨年との予算上的人数で見ますと300人減となりましたが、実績の人数からしますと、26年度より200人ほど多く見込んだ人数で積算をさせていただきました。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁を石井健康いきいき課長、お願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えいたします。

先ほどの特定検診の関係なのですけれども、こちら特別会計のほうでという形でお願いたしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 先に非課税者の人数ですが、そうですか、2,952人ということで、これは漏れのない人数ということで理解してよろしいのでしょうか。

それから、食育の関係で、これでアンケートとって、これをつくったということなのですか。なるほどね、わかりました。平均寿命、男の人が60位、女性が51位と、大変不名誉な順位でありますので、これは何としても伸ばす方向でやっていってほしいと思うのです。この健康の計画書、食育の計画書をどう普及させるかというのを、どう考えて今年度やっていくのか伺いたいのですけれども。では、それだけお願いしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

石井健康いきいき課長、お願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えいたします。

そちらの計画を進めていく方法なのですけれども、この計画、一応食育と健康と同時に作成をさせていただいたのですけれども、これからまた関係機関、団体等もありまして、こちらとしてはいろいろ検討して、また町内のそういった学校とも連携をとりまして、こちらとしては進めていきたいと思っているのですけれども。とにかく、この計画というのは、まだ作成したばかりなのですけれども、今後また今年度におきましても、そのような新しい事業的なもの、こちらはその計画にのっとりましてできる事業という形で、また考えていければというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

河井委員さん、どうぞ。

○河井勝久委員 111ページなのですけれども、補装具の給付事業に入るのか、障害者の生活支援事業に入るか、ちょっと私のほうもわからないものがあるのですけれども、盲導犬の関係なのですけれども、盲導犬については補装具の関係の支援なのか、地域生活支援の中の生活サポート事業なのか、この辺がちょっとどこに入るのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

高橋副課長、お願いいたします。

○高橋喜代美健康いきいき課社会福祉担当副課長 お答えいたします。

盲導犬の給付があるのかということでございますが、盲導犬の給付は、町のこうした事業の中では行っておりません。具体的に申しますと、町内の方がお一方、盲導犬と一緒に暮らしていますけれども、その方は盲導犬を個人的に盲導犬協会から借り受けて使っております、そういった盲導犬が補装具ですとか、介護給付、訓練等給付

という町のほうの事業の経費からは出ておらない状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 河井委員さん、どうぞ。

○河井勝久委員 そうすると盲導犬については、どこの支援になっているのでしょうか。先ほど高橋課長の言うように、例えばリースで借りている場合がありますよね。ほとんどがリースなのだろうと思うのですけれども、あるいはその盲導犬を個人的に買い取るか何かして一緒に生活する、自分でそのためにやっていく、あるいは自分で買い取った場合のそういう支援というのは、どこから出るのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁を高橋副課長、お願いいたします。

○高橋喜代美健康いきいき課社会福祉担当副課長 お答えいたします。

盲導犬でございますが、犬の登録としましては通常の飼い犬と同じように、町で言えば環境農政課のほうに犬の登録をしていただきまして、また盲導犬にかかる経費でございますが、県のほうに出していただく補助制度がございますので、そういったものを利用していただきますように、盲導犬をお使いになっている方には、県の補助金のご案内をさせていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 河井委員さん、申しわけなかったのですけれども、予算上に計上されていなかったものですから、1回でいいということですが。

〔「掲載されていなくてもいいの」と言う人あり〕

○河井勝久委員 どこに入っているのかというの聞きたかった。

○松本美子委員長 はい、わかりました。

ほかにございますか。

安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 111ページ、補装具の関係で減額になっておるのですが、この見込みの根拠はどういうものがあって見込んでいるのか。人数は、私はふえるのではないかと考えているのですが、お伺いしておきます。

それから、次の113ページですが、地域福祉人材育成事業ということで、昨年から新規に始まりました。昨年も80万円でございます。今年度80万円、また27年度が80万円というふうなっているのですが、現状からして、引き続き同じ金額の予算で対応できるということなののでしょうか。一旦休職した人が、子育てが終わってまた働くため

に、そういう方々のサポートを考えているということもあるわけです。この活用方法、そういうものが現状はどういうふうにはPRもしているのか、その辺も含めてお伺いしておきます。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

石井いきいき健康課長、お願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 答えいたします。

1点目の111ページの補装具の関係なのですが、前年より90万円ぐらい減額となっておりますけれども、今回、前年度に比べまして座位保持椅子または座位保持装置、そちらのほうは前年度あったものなのですが、こちらのほうは、そのような必要とするという方がいらっしやらないので、このほうは、2つの種類は減額をさせていただきました。それと、あと車椅子も台数を減額をさせていただきました。それによりまして、この減額という形になっております。

それと、113ページ、2点目なのですが、福祉人材育成助成金なのですが、今年度で言いますと新規勤務者が3名で、新たに資格を取った方が4名いらっしやいまして、7名でございました。今のところ、今年度合計27万円という形でございますけれども、今年度また新規の分5万円が、新しく取得をして事業所に勤務をしたということであれば5万円、事業所に勤めをしていて、新たに資格を取ることであれば3万円という形でございます。5万円と3万円おのおの10人ずつという形で、80万円ということで計上させていただいております。

それで、各福祉施設のほうにも、いろいろこういったうちのほうの要綱がございまして、助成金が出ますよという話で、施設のほうには通知を出しているところでございまして、幅広くそちらのほうも活用していただければというふうに思っています。

以上です。

○松本美子委員長 安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 補装具については、在庫があったりするという関係で、減額でも問題ないということですが、日常生活の関係の補装具ですから、大腸がんの手術をした人だとか、そういう方が使われたりしているのだと思うのですが、この在庫があるという捉え方はちょっとわからないのですが、在庫があったので、捉え方が違うのですか。説明の仕方がちょっとわかりにくかったものですから、よく理解できていません。もう一回詳しく、在庫云々ということがあったものですから、補装具についてはもう一

回、どういうものについて出していて、人数がどのくらい現状があるのか。そういうものがわからないと、私は人数がふえてくる可能性はあるのではないですかというものがあつたのですが、減っているものですから、お聞きをしているのです。

次に、地域福祉人材育成の関係ですが、3万円と5万円ですか。関係する方が、そんなに魅力がないので申し出が少ないのかどうか。利用者が何か少ないような気がするのですが、これはそんなにニーズがないのですか。80万予算組んで、結局は27万円だったということなのですが、その辺のニーズとのギャップ的なものが見えるのですか、どうなのですか。

○松本美子委員長 それでは、答弁お願いいたします。

石井健康いきいき課長、お願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 答えいたします。

111ページの補装具の件なのですけれども、答えが余りうまくできませんで申しわけございませんでした。あくまでも、この補装具なのですけれども、こちらのほう新しく交付をするという形もありますし、また修理をするという形もございます。それが全てこの補装具給付負担金の中に入っております。

それで、さっき言ったの在庫ということではなくて、座位保持椅子という、座位を保つとかというそういった装置が前年度はあつたのですけれども、今年度は特にそれはという形でちょっと外させていただいて、その部分で何十万か下がるという形でございます。補聴器だとか足につける義足だとか、種類はいろいろ、補装具ということで交付をするものもあるし、修理をするものもあるという形で、その分は毎年毎年需要というか、そういった必要だという方は、同じぐらいはいらっしゃると思われまます。

次の2点目の福祉人材育成助成金のほうなのですけれども、こちらのほう、うちのほうも広報等もしているわけでございますけれども、なかなかちょっと申請のほうが少ないということがありまして、今後もいろいろ広報に努めていければなというふうに思っております。福祉施設等にも、また再度通知等できれば考えてみたいというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいでしょうか。

そのほかに質疑ございますか。

大変申しわけございませんけれども、休憩をとらせていただきたいと思いますので、

お願いをします。再開は5時とさせていただきます。

休 憩 午後 4時47分

---

再 開 午後 4時57分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、質疑は。

渋谷委員さん、どうぞ。

○渋谷登美子委員 それでは、すみません。33ページの先ほどの臨時福祉事業費補助金3,200人分ということでした。この非課税世帯を出すのに、25年度の実績にプラスアルファということでしたよね。26年度の実績にプラスアルファで、26年度は結局出せなかったわけですよ。その実績がないと、非課税世帯というものは出てこないという状況なのかどうなのか伺いたいと思います。まず1点目。

それから、31ページに障害児通所事業負担金というのが661万4,000円ですか。それが124ページの障害児通所支援事業の1,326万1,000円になっていると思うのですが、学童保育のほかに、どのようなところに子供さんたちは行っているのか。特に障害を持ったゼロ歳児から6歳児ぐらいまでの未就学児は、どのようなところでやっているのかということと。

あと学童保育以外の場所で、ほかにショートサービスとかあると思うのです。そういった部分も含めて、そんな形になっているのだと思うのですが、その点を伺いたいと思います。

それから、すみませんね。きのうからの続きになってしまうと思うのですが、133、134、予防接種事業、そして135になりますけれども、予防接種事業なのですが、予防接種の法定外の見込み数。具体的にどれだけの見込み数を組んで、そして予防接種の経費というのをどのくらいに、それぞれの薬価に対してどのくらいの金額を組んでいるのか。法定外のほかに、子宮頸がんのワクチンに関しては、どのくらいのものを積算しているのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 よろしいですか。

それでは、答弁をお願いいたします。

高橋副課長、お願いいたします。

○高橋喜代美健康いきいき課社会福祉担当副課長 それでは、先に33ページ臨時福祉給

付金の非課税世帯の出し方につきましてお答えさせていただきます。

非課税世帯でございますが、昨年度平成26年度の予算計上のときには、その前の年の実績というのがございませんので、国が算定する算定方法があったのですけれども、その計算と、あと税務課のほうに資料を出していただきまして、3,500人という人数を見込みました。そうしたところが、実績で実際に平成26年度の方の人数を把握しましたところが、2,952人と最終的にはなりましたので、実際に見込みました3,500人よりも500人ちょっと少なかったわけでございます。それですので、課税、非課税につきましては、その年の収入によって、前年非課税なら今年も非課税かということ、そういうことではございませんので、経済状況を見ましても、低所得者の人がふえるということも予想されますので、26年度2,952人という実績値が出ていますので、それに対して若干の人数を加算させていただきまして、今年度27年度は3,200人と見込ませていただきました。

続きまして、31ページの障害児通所支援事業負担金と125ページの障害児通所支援事業の内容についてでございますが、こちらは障害児に対しまして、通所サービスを提供させていただいております。放課後等デイサービスというものが、従来の学童保育の中で行われていた障害児向けの保育と考えていただいてもよろしいかと思っております。通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等において、生活能力の向上のための訓練を提供することによって、学校と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを推進するというようなサービスでございます。現在のところ、9名の方が利用されておりますが、人の入れかえ等もございまして、平成27年度は11人程度の利用を見込んでおります。夏休み等の利用が通常よりも多くなることと予想されますが、年間を通しましては、一月当たり11人で124日ということを見込んでおります。

どういった場所があるかという具体例でございますが、一つの例には東松山特別支援学校の近くには、ほほえみクラブという放課後等デイサービスをやっている通所サービス事業者がございまして、そのほかにも、現在、嵐山町の方が使っている事業所は、東松山市内のそういった通所サービス事業所が2カ所、滑川の事業所が1カ所、小川町の事業所が1カ所でございます。そのほかにも、障害児の通所サービスでは、児童発達支援という支援がございまして、これにつきましては、この近辺でそういった支援をできる施設がないことから、遠方でも使いたいという方がいた場合に、1人分を見

込んでおります。

また、そうしたサービスを使うのに当たりまして、介護保険で言いますケアプランと同じような形で、障害児向けにもサービス等の利用計画というのを立てなくてはなりませんので、こういった計画書をつくる予算のほうも計上させていただきまして、支出であります事業費は1,323万円で、それに対しまして国の補助金は661万4,000円を見込んでおります。

以上でございます。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

村上副課長。

○村上伸二健康いきいき課健康管理担当副課長 では、接種単価とワクチンの薬価の額についてお答えさせていただきます。

子宮頸がん予防ワクチンの場合ですと、接種単価が1万7,780円、この中にワクチンの代金が1万2,960円で、細かい金額につきましては、これから比企医師会との契約になるのですが、今、一応来年度の大体これぐらいということで、医師会のほうからいただいている金額で予算計上させていただいております。

次に、B型肝炎ワクチンですが、接種単価が7,126円に対し、ワクチン代金が2,348円でございます。おたくふかぜのワクチンですが、接種単価7,890円に対して、ワクチンの薬価単価は3,056円でございます。最後に、ロタですけれども、接種単価1万5,898円に対しまして、ワクチンの薬価が1万800円でございます。見込みの人数の数につきましては、出生数等から推計して出しております。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 臨時福祉事業費補助金の非課税者のことを伺ったのは、非課税者はどうやって計算されているのかというのがまずわからなくて、税務課サイドからの資料というのは、前年度の資料になるのか、所得、確定申告された後の資料というの来ないから、前年度の資料でやっていくということになるのですか。そこのところ、どうも非課税者が数がわからないというのが、私にとっては非常に重要なことなので、ちょっとその点伺いたいと思います。

あと障害者の通所事業負担金に関しましては、これは学童のことであって、未就学児の子供は含まれていないということなのですか。未就学の子供は通所はしていない

で、家で保育園とかそういうふうな形なところにノーマライゼーションという形で行っていてということで、とてもいい状況なのだろうなというふうに思うのですけれども、それを伺いたいと思います。

あと、予防接種事業なのですけれども、やっぱり薬価も高いのですけれども、医師の代金も高額ですよ、これ見ていると。この場合なのですけれども、予防接種で見ていると、HPVに関しては、2月27、28日で被害者連絡会が被害者の方に、いつ副反応が出たかというのをアンケートをとったのです。2日間だけというのは、議員がこれを質問したいということがあったので、アンケートをとってくれたのですけれども、そうすると85人の人が2日間で急に答えてくれたのですけれども、3カ月で出てきたという人と、それから一番多いのは、1週間で出てきたというのが23人なのです。でも、3カ月以上たって出てきたという人が、実はすごく多くて、3カ月の方が26%で、2年以降になって出てきたという人が1人いて、1年半で出てきたという人が11人という形なのです。そうすると、嵐山町でもまだ予防接種を受けている方がいらっちゃって、そしてやってきているということなので、嵐山でも副反応についての追跡調査というのは、必要なのではないかなと思っているのです。

特に法定外の予防接種に関しては、まるで状況がわからなくて、副反応というのは、今、予防接種の副反応の期間というのは、4日目から28日目以外のもは評価されない形になっているので、ずっと追跡していかないと、法定外のものに関しては、特に責任が持てないのではないかというふうに思っているのですけれども、医者もこれに関しては、4日から28日のものは評価するのです。副反応として出てきたものは評価する。だけれども、それ以外のもはマニュアルに書いていないものですから、評価しないので、これは何か非常に高額ですよ、それぞれのドクターがいただいている金額というのが。

なので、そういった形のもは、嵐山ではやっていくべきではないかと思うのですけれども、ほかの市町村でもぼちぼち始めているのです。被害者がいるところはやっているのですけれども、そういった形でものがなければ、法定外の予防接種というの、私は非常に問題があるのではないかというふうに考えるのですけれども、その点についてはいかがなものなんでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

高橋副課長、お願いいたします。

○高橋喜代美健康いきいき課社会福祉担当副課長 それでは、臨時福祉給付金の非課税世帯の捉え方の説明を再度させていただきます。

平成27年度に行われます臨時福祉給付金は、平成27年10月から平成28年9月までの1年間分の6,000円を支給するものでございますが、それに対する課税、非課税の判断基準日は、平成27年1月1日でございます。そうしますと、その基準日に課税、非課税かというのは、今申告期間ですので、この申告が終わりませんと、課税、非課税が判定されませんので、そういった結果が出るのは平成27年6月ごろになります。それですので、今の時点では、前年度の人数を参考にさせていただくのが相当かと考えております。

続きまして、障害児通所支援事業の未就学児の関係でございますが、通所支援事業は小学校、中学校、高校の18歳未満のそういった通学の支援でございますので、委員さんのおっしゃる未就学児の子供につきましては、そういった子供さんを日中一時支援事業といまして、一時的に日中預かってくれる事業を町でもやっておりますので、そういった事業を請け負ってくださっています施設のほうにお願いして、希望がございます方に支給をしておるところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 石井健康いきいき課長、答弁お願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えいたします。

法定外の予防接種の件ですけれども、現在では追跡調査のほうは考えておりません。以上でございます。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 この予防接種の単価なのですけれども、医師会と話し合うという、協議して決まっていくということですが、予防接種の単価について医師会と協議していくときに、このような副反応のことについて医師会と協議していくというか、そういうふうな話し合いをするということはあるのでしょうか。法定外の予防接種に関しては、法定外ですから、嵐山町と医師にとっても非常に重要なことであると思うのです。それについての話し合いということがなされて、予防接種の単価が、薬価のほかに単価が決まっていくということがいいのではないかなと思うのですけれども、そこら辺については、今後話し合っていくべきではないかと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

もう一点、障害者通所支援事業に関しては、未就学児に関しての予算措置というのはどこにあるのですか。ちょっと私が見つけれなかったので、その点伺いたいと思います。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

高橋副課長、お願いいたします。

○高橋喜代美健康いきいき課社会福祉担当副課長 それでは、未就学児のサービスでございますが、そちらにつきましては110、111ページですが、民生費、社会福祉費の事業14の障害者生活支援事業の中の20節扶助費の中に、地域生活支援事業ということで446万2,000円を計上させていただいておりますが、その中で日中一時支援事業というのが、3人の方、月平均5日利用できるような予算計上をさせていただいております。以上です。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

石井健康いきいき課長、お願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えいたします。

先ほどの医師会との話し合いということでございまして、この比企郡内の市町村でまとまってそういった対応しているところなのですけれども、今年度幹事長は滑川町が行っておりまして、そちらのほうで幹事として内容等確認をするということであると思うので、またこちらとしても滑川町との話をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、健康いきいき課に関する部分の質疑を結びたいと思います。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○松本美子委員長 本日はこれにて散会をいたします。

大変ご苦労さまでございました。

(午後 5時18分)

## 予算特別委員会

3月13日（金）午前9時30分開議

議題1 「議案第21号 平成27年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（12名）

1番 森 一人 委員	2番 大野 敏行 委員
3番 佐久間 孝光 委員	4番 長島 邦夫 委員
5番 畠山 美幸 委員	6番 吉場 道雄 委員
7番 河井 勝久 委員	8番 川口 浩史 委員
9番 清水 正之 委員	10番 安藤 欣男 委員
11番 渋谷 登美子 委員	12番 松本 美子 委員

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

青柳 賢治 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局 長	山 岸 堅 護
主 席 主 査	岡 野 富 春

---

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
安 藤 實 副 町 長	
井 上 裕 美 総 務 課 長	
伊 藤 恵 一 郎 総 務 課 財 政 契 約 担 当 副 課 長	
青 木 務 長 寿 生 き が い 課 長	
今 井 良 樹 長 寿 生 き が い 課 長 寿 生 き が い 担 当 副 課 長	
近 藤 久 代 長 寿 生 き が い 課 包 括 支 援 担 当 副 課 長	
植 木 弘 文 化 ス ポ ー ツ 課 長	
萩 原 政 則 文 化 ス ポ ー ツ 課 生 涯 学 習 担 当 副 課 長	
強 瀬 明 良 文 化 ス ポ ー ツ 課 交 流 セ ン タ ー 所 長	
船 戸 豊 彦 文 化 ス ポ ー ツ 課 知 識 の 森 嵐 山 町 立 図 書 館 長	

大	塚	晃	環境農政課長 農業委員会事務局長兼務
村	田	泰夫	環境農政課みどり環境担当副課長
金	井	敏明	環境農政課農業振興担当副課長
山	下	隆志	企業支援課長
金	子	政己	企業支援課企業支援担当副課長
根	岸	寿一	まちづくり整備課長
中	村	寧	まちづくり整備課管理建設担当副課長
菅	原	浩行	まちづくり整備課区画整理担当副課長
新	井	益男	上下水道課長
清	水	延昭	上下水道課下水道担当副課長
小	久保	錦一	教 育 長
簾	藤	賢治	教育委員会こども課長
藤	永	政昭	教育委員会こども課学校教育担当副課長
大	野	陽康	教育委員会こども課学校教育担当副課長 兼主任指導主事
田	中	守	教育委員会こども課学校教育担当指導主事
前	田	宗利	教育委員会こども課こども担当副課長
奥	田	定男	教育委員会こども課嵐山幼稚園長
藤	田	清千	教育委員会こども課学校給食センター所長
新	井	孝行	農業委員会事務次長

---

◎開議の宣告

- 松本美子委員長 皆様、おはようございます。ただいま出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、予算特別委員会の会議を開きます。

(午前 9時29分)

---

◎諸般の報告

- 松本美子委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

---

◎議案第21号の質疑

- 松本美子委員長 議案第21号 平成27年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に健康いきいき課に関する部分までの質疑が終了いたしております。本日は、長寿生きがい課に関する部分の質疑から行います。

それでは、佐久間委員、どうぞ。

- 佐久間孝光委員 117ページで、嵐山おたすけサービス事業運営費補助金ということで、これ介護保険のほうの事業の組みかえというか、そのような認識でよろしいのか、またあとは内容を教えていただけたらと思います。

それから、あともう一点ですけれども、同じページの高齢者外出支援タクシー実施委託料、これかなり増額になっていきますけれども、これは対象者が非常に多くなった、あるいはそれ以上にこれだけのあれがあったということは、利用勝手が非常によくなって皆さんが利用するようになってきているのか、その辺の理由についてお聞かせをいただけたらと思います。

以上です。

- 松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

近藤副課長。

- 近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、おたすけサービスにつきましてお答えいたします。

このおたすけサービスは、埼玉県の地域支え合い仕組みづくり推進事業という補助事業がありまして、この事業を社会福祉協議会が受けて実施しているものでございます。この事業は3カ年の事業になりますので、平成24年度から開始しまして、今年度が最終年度となっております。その事業の運営経費なのですけれども、県の補助が終わるに当たりまして、今後、町としてもこの事業は地域支え合いづくりのためには大変重要な事業ですので、町として補助をしていくという形で計上させていただきました。

内容ですけれども、これは支援が必要なお年寄りに対しまして、元気な方たちが生活のお手伝いをするというような事業になっております。これが、30分で300円の利用券というのを利用者さんが購入していただきまして、それを使って時間ごとに簡単な草むしりですとか、あと電球を取りかえたりとか、そういう家事のお手伝いをしてもらうものです。この利用券を支援者さんのほうに、サービスを使った後に渡すのですけれども、この利用券が2枚につき500円の地域商品券と交換になります。それですので、その支援者さん、ボランティアさんの費用が、1時間につき500円という形で支払われるような形となっております。

以上です。

○松本美子委員長 今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 タクシー券の件についてお答えいたします。

タクシー券につきましては、平成25年度と平成26年度を比較しますと、26年度の対象者が2,016人おりまして、対前年比でいうと2.8%増加しております。それと、申請される方も26年度、今現在504人の方が申請されていまして、25年度と比べますと11.3%増加しております。

それで、毎年度アンケートを利用者の方にさせていただいていまして、26年度につきましても、4月、5月にアンケートをさせていただいていまして、このアンケートにつきまして88.3%の方が今の制度で満足というか、このままでよいという回答をいただいております。

25年度にタクシーの助成券の利用方法を一部見直しさせていただきまして、嵐山町、南北に長い町でございますので、北部の方ですとタクシーを迎車してしまうと初乗り運賃を超えてしまうということですので、迎車した場合、初乗り運賃を超えた場合に

は2枚利用ができるということもしましたし、あとは目的地が同じの場合には、ご近所の方と乗り合わせてタクシーを使えるという制度も改正しましたところで、年々利用勝手はよくなっておりまして、利用者の方についても高い満足度を得ているというところがございます。

以上です。

○松本美子委員長 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 まず、おたすけサービスのほうですけれども、これ実績的にはどういふふうになっているのか、ちょっとお聞かせください。

それから、あとはデマンドタクシー、交通のほうですけれども、本当に私の身近でも大変利用されている方が、喜ばれている方が多いと思います。あと、もし改善するとすれば、今88%と言いましたけれども、10%ちょっとの方が、こういうところももっと改善できればいいなとか、そういうことがありましたらお願いいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 おたすけサービスの実績につきましてお答えさせていただきます。

おたすけサービスの実績ですが、まず利用会員数なのですけれども、平成24年度、事業を始めた当初は43名でした。そして、26年度の1月末現在99名となっております。協力会員が24年度は35名で、26年度が48名となっております。

また、利用状況なのですけれども、利用件数が平成24年度81件、平成26年度555件、利用時間にしますと、平成24年度が175.5時間、平成26年度1月末現在が1,170.5時間となっております。

以上です。

○松本美子委員長 今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 続きまして、タクシーの改善点についてお答えさせていただきます。

先ほどアンケートを毎年とらせていただいているというお話をさせていただきましたが、やはりその中で数%の方につきましては、こういうふうに改善をお願いしたいというような回答がございまして、中には、年間36枚ということで限度額させていただいていますけれども、それで1回の利用で原則1枚の利用をさせていただいている

のですが、その1回1枚ということではなくて、何枚でも使えるようにしてもらいたいというご要望があったりとか、あとは初乗り運賃だけではなくて、これは財政的な問題もあると思いますが、全額助成してもらいたいとか、あとは月3枚という計算でさせていただいていますけれども、期間内に自由に枚数を利用したいというような話も出ております。

〔何事か言う人あり〕

○今井良樹長寿生きがい課長 寿生きがい担当副課長 そうですね、すみません。最後の期間内に自由に枚数を利用したいというのは今でも使えます。申しわけございません。

あとは、ちょっとこれは制度というよりか、委託していますタクシー業者さんのほうの問題かもしれないのですけれども、ちょっとタクシーの運転手さんによっては助成券の利用を断る方がいるみたいなので、それについては業者にそういうことがないように指導をしております。

以上です。

○松本美子委員長 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 最後のタクシーの運転手さんからの拒否というか、それは件数としては何件、1件とか2件とか少ないかなと思うのですけれども。

○松本美子委員長 今井副課長、どうぞ、お願いします。

○今井良樹長寿生きがい課長 寿生きがい担当副課長 佐久間委員さんがご指摘のとおり、1件、2件の程度です。それは、業者にもう既に注意をして改善してもらっていますので、今後はそういうことはないと思います。

○佐久間孝光委員 はい、ありがとうございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方、どうぞ。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 今お話が出たところで、続いてちょっと質問させていただきますが、117ページのおたすけサービスのことですけれども、概略説明していただいていますから1点だけお聞きするのですけれども、3年間の事業が終わって、今度は町の単独の事業で始めるのだというふうに思いますけれども、社協の中ではこの100万円を使って、人件費的などころが多くウエートを占めるのだというふうに思います。それで、今まで3年間で、私450万だったというふうに思うのですが、その中の昨年も100万だったというふうに県の予算では思います。今年度も100万ですから、継続的な事業が

できるのだというふうに思いますけれども、社協の中の運営的なものは厳しいものがあるのではないかなというふうに思うのですが、人、事務量が、ほとんど事務量大というふうに思うのですが、その点のちょっとお考えを、これで影響はないのかどうか。さらに伸ばしていくべきだというふうに思います、影響はないのかどうかお聞きをいたします。

それと、あと1点お願いいたしますが、同じ117ページのシルバー人材センターの予算というか、あれが下がっていますが、シルバーさん、時期によってはなかなか人の手当てができずに、仕事の内容にもよるといふふうに思います、困っている部分があるのだというふうに聞きます。何か原因があってこれだけ下がったのか、それともランク的なあれで下がっているのか、ちょっとそこら辺をお聞きできればというふうに思います。

以上2点お願いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、おたすけサービスの運営につきましてお答えさせていただきます。

来年度以降の事業の実施につきまして、社会福祉協議会のほうと協議をさせていただきました。その中で、来年度の大まかな予算というのをお聞きしたのですけれども、確かにコーディネーターさんの賃金が120万かかっております。運営の総指数の見込みなのですが、185万程度を見込んでおりまして、その中で収入が、事業収入額として54万を見込んでおります。残り130万ほどなのなのですが、昨年度の実績からしまして、社協さんのほうの持ち出しが31万5,000円ございまして、来年度も昨年度と同様の、同じ程度の支出を見込んでおりますので、町として100万円の補助で運営のほうはやっていけると見込んでおります。

以上です。

○松本美子委員長 青木長寿生きがい課長、お願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、2点目のシルバー人材センターの補助金につきましてお答えをさせていただきます。

27年度予算につきましては、728万円という金額でございまして、この金額は平成26年度の国の補助基準の額のBランクの額と同額ということになっております。こち

らの金額につきましては、町の補助金等適正化委員会の中において協議をいただいて、この額を決定しているというところでございます。平成26年度につきましては、国の基準額、Bランクの金額に若干上乗せをさせていただきまして、790万という金額を補助をさせていただいたわけですが、27年度につきましては若干減額をしたということでございます。

この予算策定時は、まだ平成27年度の国の補助金の内容がはっきりしておりませんでしたので、26年度の内容を参考に金額のほうを出しておるわけですが、その後、国の方針が固まりまして、補助金の内容自体が見直されたというところでございます。シルバー人材センターにつきましては、かねてから自主的な運営というのでしょうか、そういったことを目指して機能強化を図っていきましょよというようなことが国のほうで言われていました。かねては、もっと多額の補助金が出ていたというふうに記憶しておりますが、年々というのでしょうか、制度見直しごとに減額をされてきておるというところでございます。

平成27年におきましても、定額で補助金として支出される金額につきましては、たしか130万円ほど減額になっておるかと思えます。ただ、総体としては新たな事業、ですから定額での補助金というものは減額をしていくと。ただ、それに加えて、事業を行ったものについては出していくというような方向に見直しがされています。その事業というのは、高齢者活用現役世代サポート事業、こういった事業を新たに取組んでください、取組んでいただいた分については補助金を出しますと、こういった形に補助金の形態が変わってきているというものでございます。この事業の内容としては、女性の社会進出の後押し、現役世代の雇用環境向上のため、育児分野、人手不足分野等の就業機会の開拓、あるいは仕事と人をマッチングさせる、こういった取り組みを行っていただきたいというようなことでございます。

ただ、嵐山町シルバー人材センターが、平成27年度、すぐすぐこういった事業を大きくやるということは現実的には難しいというようなお話でございますので、平成27年度は、まず少しやってみるというような話をシルバーのほうは考えております。こういったことも考えまして、728万という金額を設定させていただいております。参考までに申し上げますと、平成27年度、新たな国の基準、嵐山のシルバーは、A、B、CとありましてBランクに位置をすることでございますが、Bランクの基準額よりも106万円ほど上乗せをした金額で補助ができるということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 今、課長の説明の中でシルバー人材の関係ですけれども、一番最後の説明がちょっとよくわからなかったのですけれども、一番最後、それをもう一度説明していただきたいのと、この下がったことによって、シルバーではいろいろな人を雇用しているというか、会員になってやっているというふうに思うのですが、その仕事を受ける単価が高くなってしまわないかなというふうな心配をするのですが、そういうことにはならないのかどうか。

その質問と、あとおたすけサービスのほうは、何かぎりぎりの予算だというふうに、社協のほうがりぎり予算のように感じるのですが、国の決まりの中かどうかわかりませんが、国の決まりの中かどうかわかりませんが、1時間600円でしたよね。それと、その商品券買えるのが500円なので100円の差があるわけですけれども、その差をもっと、この差異を低くするだとか上げるだとかということもできるのかどうか。ちょっとその2点だけお聞きいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

それでは、近藤副課長、お願いいたします。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、私のほうからおたすけサービスにつきましてお答えさせていただきます。

この事業は、地域で支え合いをしていこうという趣旨でございまして、確かに報償という形では出るのですが、あくまでもボランティアという形で助け合っていこうという事業ですので、その辺の国の基準、賃金の基準とはちょっと別に考えております。

以上です。

○松本美子委員長 答弁を、青木長寿生きがい課長、お願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 では、シルバー人材センターにつきましてお答えをさせていただきます。

先ほど1回目の答弁の最後のところでございますが、もう一度申し上げますと、平成27年度国の補助金の基準が変わりましたということでございます。嵐山町のシルバー人材センターでは、平成27年度国庫補助金につきましては622万というのが基準額になろうかと思っております。その差額、728万円との差額106万円につきましては、嵐山町が上乗せをして補助をして、シルバー人材センターが安定的な運営ができるように図っ

ていくということでございます。

それと、単価的なことでございます。実は、平成27年度からシルバー人材センターのほうでは単価を見直すということで、町のほうに通知をいただいております。この見直しの内容は2点ございまして、平成26年4月に消費税率が上がったわけでございますが、この消費税率上がった分について、これまで転嫁をしてこなかったということがございます。それを、上部機関からの指導もあり、平成27年4月から消費税分を転嫁するということが1点でございます。

もう一点につきましては、事務費について、シルバーの単価については実際に仕事をしてくださった方に対して配分金としてお出しするもの、それプラスシルバー人材センターでいただく事務手数料、こういったものを、これまで7%をいただいていたということでございます。このあたりを、もろもろの経費が値上がりをしている、あるいはシルバー人材センターの今後の運営等、財政状況、そういったものを鑑みて、平成27年4月からは従前7%であったものを8%に見直すというようなことで、通知のほうは町のほうにいただいているところでございます。シルバー人材センターの運営も、大変厳しい中で運営をしておりますので、担当課としては、こういったことはやむを得ないのかなというような考えを持っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 シルバー人材センターについては了解いたしました。

おたすけサービスのほうなのですけれども、これは要望になってしまうと思うのですが、お答えは必要ないですが、非常に重要な事業だというふうに思っているのです。助け合うということ以外に、商業者の事業を、さらに地元企業のアップをするには、これは両方兼ねているというふうに思っていますので、余りおろそかに考えずに、さらなる事業効果が出るようお願いしたいというふうに思います。ありがとうございました。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 115ページの老人デイサービスの運営事業、これが減っているわけですが、理由を伺いたいと思います。

それから、119ページの介護保険繰り出し事業ですけれども、この拡大分、低所得

高齢者介護保険料軽減、これは第1段階の人の軽減分に充てるという理解でよろしいのでしょうか。それを、国、県、町が補填をするということでもよろしいのか伺いたいと思います。

それから、戻っていただいて、117ページのタクシーの件なのですが、北部地域はバスがなくなるわけです。その新しい事業をどうするか考えるまでの間、少し多目に配布するということが必要ではないかなと思っていて、その分がふえたのかなと思ったのですが、先ほどの説明ではそうではないみたいですので、北部地域の足が不便になるということについて、考慮はしてきて検討はされたのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、順次答弁をお願いいたします。

今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹長寿生きがい課長長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

115ページの老人デイサービスの委託料なのですが、こちらにつきましては3カ所に委託しておるのですが、24年度、25年度と実績がございません。ただし、23年度に48人の利用がいたということで、この3年間のちょっと実績を加味しまして、前年度よりは減らして予算計上をさせていただいております。

そして、次の119ページの低所得者軽減なのですが、こちらにつきましては、27年の4月から市町村民税の非課税世帯のうち、特に所得の低い方を対象に、今度の改正後の第1段階の方を0.5から0.05引き下げた0.45の保険料率で保険料をいただくわけなのですが、川口さんがご指摘のとおり、この0.05部分のお金を国が半分、県が4分の1、残りは町という負担で補填していただくということなので、それを一般会計で入れまして、それを介護特別会計のほうへ入れるという形になります。

それと、最後のタクシー券であります。北部地域の方等を考慮したのかという問いでございますが、ご指摘のとおり今度バスが廃止されることに伴いまして、地域支援課のほうで交通量の調査とかをするということでも聞いております。それとまた、私どものほうでバス廃止に伴うことも考えた、また27年度のアンケート調査も利用者の方にとらせていただきますので、今後そういった調査を加味しまして、こういったデマンド交通関係は再検証していく必要があると考えております。平成27年度の予算につきましては、対象者数の増加とか、あと利用者の増加が年々ありますので、それを

見込んだ予算計上ということでさせていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 115ページ、やすらぎ管理事業が減額となっておるわけですが、これについては入浴施設が閉鎖をしたということがあるわけですが、主にそのためによる、影響による減額ということなののでしょうか。この減額になっている要因について、あるいはその中でまた変化をしている部分がありましたらお聞きをしておきたいと思えます。

それから、同じページですが、その下の老人クラブ助成事業で8万5,000円ふえているわけですが、このふえているというのはクラブがふえたのか、あるいは内容的な補助の基準を若干変えたのか、ふえた理由をちょっとお聞きをしておきます。

それから、次の117ページの高齢者支援タクシーの件、たびたびいろんな方も聞いているわけですが、今回、大幅に予算がアップしております。これが利用者の増だということでございますが、これだけ利用者が出てくれば、それはいいわけですが、使い方については別に変化はしていないかと思うのですが、全町的に見込みとして25、26年度もこんなに、要するに使い勝手が定着してきて、もっと27年度はふえるという予想でこれだけ入れているのか。また、新たにこの使い方についても若干変更していくというような考え方も持って、この予算措置をしてあるのか、その辺お聞きしておきます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、3点ご質問をいただきましたので、私のほうからやすらぎの管理事業の件と老人クラブの助成の件をお答えさせていただきます。

一番初めのやすらぎ管理事業の金額の減少なのですが、こちらやすらぎの総合管理業務委託を戸口工業さんと3年間の長期継続契約をさせていただいておりますが、26年度に、今まで4月から年度末までの契約だったものですから、それをこの年度途中で契約を切りかえるために、たしか7月から契約をさせていただいていると思うのですが、それで年度途中から3年間という形で契約させていただいているため

に、前の残りの契約分と新しい26年度分の契約の金額を足したものと、あと27年度の契約分の差で減額という形になってしまいます。それで、27年度の支払い金額が118万2,600円ということになっていては、その差額で減額という形になりますけれども、内容的には落ちているというわけではございません。年度途中の契約に切りかえたために、その差額が発生してしまったということだと思います。

それと、老人クラブの助成事業のほうなのですが、こちらにつきましては1クラブ増加しております、前回18クラブだったのですが、19クラブになったために8万円の増ということになっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、青木長寿生きがい課長、答弁お願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、私からは3点目の高齢者外出支援タクシーの関係につきましてお答えをさせていただきます。

こちらにつきまして、平成27年858万4,000円という金額をお願いをしているところでございますが、前年度630万8,000円ということで、かなり200万から増額ということになっております。今年度、実は大変利用が多くなっておりまして、12月の補正におきまして増額をさせていただいております。今の予算現額が725万4,000円という金額をいただいているところでございます。この金額をベースに、来年度対象者増、こういったことを見込みまして、今回のこの金額をお願いをしたところでございます。

今年度の利用状況を見てみますと、前年同月比、1月末で捉えますと、例えば申請者で申し上げますと12%の増、金額でも8.7%増、こういった形でかなりふえているという状況もあります。また、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、平成25年に複数枚利用できるように見直しました。そういったものもかなり定着をしてきているというような現状がありましたので、増額をさせていただいたところでございます。

なお、平成27年度の利用の方法につきましては、現状では変更ということは考えてはございません。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 今、私の勘違いだったのかどうか、こんなにただ235万3,000円の減額です。戸口工業さんの関係で減っているということですが、それだけでそんなに、あ

り得ない話だと思っているのですが、もうちょっと詳しく。

それから、老人クラブの関係は一つふえたということでございまして、減るところがあったりしているわけですが、ふえているのは、恐らく越畑がふえたのかなと思っていますが、今年度別に、新たに26年にふえたのだと思うのだけれども、今ふえているから、27年度については一つ上乘せするという捉え方なのでしょうか。その辺が、26年度は途中で発足したについてはどういう手当てをしてきているのかちょっとわからないのですが、私が考えたのは越畑かなと思ったのですが、そうではないところなのでしょうか、お伺いしておきます。

それから、タクシーの関係ですが、わかりました。この補正予算でふえている部分が落ちていましてすみませんでした。利用者がふえてきているというのは、それだけ定着してきているのかなと思っております。ただ、ここでちょっと考えていただきたいのは、運転免許証を保持しない75歳以上の方を対象とするということですが、運転免許証を持っていても、あるいはけがをしたとか、病気で自分で運転できないとか、そういう方々に対する手当てというのは、ちょっと細かくなりますが、見直しをする必要がある、組み入れてもいいのではないかと思うのですが、考え方についてはいかがでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いをいたします。

今井副課長。

○今井良樹長寿生きがい課長長寿生きがい担当副課長 それでは、3点再度ご質問があった1点目についてお答えさせていただきます。

申しわけございませんでした。私がちょっと理解力が足りなくて、やすらぎの管理業務だけかと思ったので、そのようなお話をさせていただいたのですが、ご指摘のとおり、やすらぎのほうの施設がお風呂がなくなりましたので、光熱水費で今までお風呂、灯油を使っていたのですが、今度LPガス、プロパンガスになったりするものですから、その辺で燃料費の減額があり、あと修繕料とかも、今度は新しくなるものですから、今まではよく壊れていた給湯器、その辺が今度ガス給湯器になりますので、そういう給湯関係の修繕がなくなるのではないかとということで減額にさせていただいております。

それと、先ほど言った戸口工業さんの関係の委託料の減額、その辺が影響して減額になっております。

申しわけございませんでした。訂正させていただきます。

以上です。

○松本美子委員長 青木長寿生きがい課長、答弁お願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 では、私からは老人クラブと高齢者外出支援の関係でお答えをさせていただきたいと思います。

まず、老人クラブでございますが、平成26年度、委員さんのお話のとおり、越畑に老人クラブ、活動を始めたということでございました。予算編成時は、ちょっとその情報をこちらのほうで把握できておりませんで、間に合わなかったということでございます。この老人クラブさんへの補助につきましては、町のほうで別途補助要綱というものをつくっております。その補助要綱上、1団体当たり8万円以内、ただし予算額の範囲内ということでございますので、この越畑の分は、平成26年度は手当てができなかったということでございます。このあたりの配分については、全て補助先の事務局のほうにお願いしておりますので、ただ越畑の老人クラブさんへの補助がなかったということはございまして、配分するときに、当然一つの基準に基づいて越畑の老人クラブには配分をしているということでございます。

あと、これは余談かもしれませんが、毎回議員さんのほうから、老人クラブがなかなか活性化しないよということでお話をいただいております。当課としても、事務局である社会福祉協議会のほうとは、事があればお話をさせていただいておるところでございます。過日、今年に入ってからですが、そういった話し合いの機会も設けました。そのときに、ちょっと情報提供ということでいただいたのですけれども、嵐山町の老人クラブ連合会が、今年50周年を迎えるということであるということです。これを機に、もう一度会員の増に努めたいという計画を立てて、5年間計画で、「めざせ会員勧誘1,000人」、これは全部で1,000人ですね、そういったキャッチフレーズをつくってやろうよというようなことを、事務局のほうでも考えているというようなお話をいただきました。こういったことに対しまして、今後町としても、できる部分については協力をしていければというふうに思っております。

それと、外出支援の関係でございます。今、委員さんお話しのとおり、いろんなご事情の方あると思います。こういったことに関しましては、今議会の一般質問の答弁の中でもお話をさせていただきました。今後、この75歳以上、高齢者ということのみならず、交通弱者と言われる方に対して、町として何ができるのか、何をなすべきな

のかということを経合的に考へていく中で、この制度も内容を改めていければというふうには思っているところがございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、ほかに質疑がございますか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 細かいことで、一つだけお伺いします。

115ページの機械器具借り上げ料が前年度から6万3,000円なのですけれども、ふえているのですけれども、その内容についてお伺いします。115ページの14、やすらぎ。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹長寿生きがい課長長寿生きがい担当副課長 お答えさせていただきます。

12月いっぱいでごみ閉鎖になったことに伴いまして、なごみにリースで借りていたマッサージ機が2台ございました。それをリース会社の承諾を得まして、やすらぎのほうに2台移設しまして、その分のリース料金をやすらぎの予算のほうへ振り分けたというのが差額になってくると思います。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

[発言する人なし]

○松本美子委員長 それでは、質疑がないようですので、長寿生きがい課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩とさせていただきます。

それでは、委員の皆様へ申し上げますけれども、休憩ですけれども、再開につきましては10時30分とさせていただきますので、よろしくお祈りいたします。

休 憩 午前10時16分

---

再 開 午前10時29分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、文化スポーツ課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 211ページでお尋ねしたいのですが、スポーツ推進委員運営事業ということで、レクリエーション団体の育成とか事業の充実等で、手助けを行える指導員の人材養成に要する経費ということでご説明がございまして。前年度より37万2,000円の減額となっております。この減額となっている内容は、どのような内容で減額になったのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 お答えいたします。

まず、被服費としてユニフォームと申しますが、スポーツ推進員の方が着ていただくユニフォームを定期的に交換をしています。それから、新しく委員になっていただいた方にも貸与しているのですけれども、その経費が昨年は25万ほどありましたが、それが今年度11万3,000円ということで減っております。

それから、特別旅費が昨年は16万8,000円で、これも県外に出張していただいたことがございました。今年度はこの予定がございませぬので、そのあたりで減額となっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 この指導者の人数が減っているとかということはないわけですね。その点だけ確認させてください。

○松本美子委員長 それでは、植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 現在20人お願いしておりますが、変わりはありません。

〔「22です」と言う人あり〕

○植木 弘文化スポーツ課長 22人です。失礼いたしました。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方、どうぞ。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 203ページの(4)の社会教育団体等育成事業の中で、この中に比企郡PTA連合会負担金と、それから嵐山町PTA連絡協議会補助金というのがありますけれども、菅谷小学校と菅谷中学校のPTAが来年度から一つに統合されると、そういう中で、こういったことに対して、また多少影響があるのかどうか確認をさせていただきます。

それから、あとは同じ項目のところで、今年度までは嵐山町の青少年相談員協議会補助金ということで7万円があったのですけれども、来年度に関しては、ちょっとそれが削除されているのですが、何か特別な理由があったのかお伺いしたいと思います。

それから、あとは207ページの指定文化財保存管理事業でありますけれども、これの中の指定文化財の説明看板設置並びに杉山城跡リーフレット印刷、これについてちょっと事業内容をお願いいたします。

それから、あとは213ページの(1)のスポーツ施設管理事業の中の委託料の中で、P C B廃棄物処理委託料56万2,000円ですけれども、これの内容についてお願いいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、P T Aの関係でございますが、こちらにつきましては連合会への補助金でございます、特に菅谷小中の合同というようなことは直接の影響はございません。

それから、青少年相談員でございますが、こちらにつきましては26年度の当初から団員が少なくなって、活動が維持できないということで活動を休止しております。27年度につきましても、会員の募集活動等を行いました。成人式の会場でも、その勧誘等も行っていただきましたけれども、会員のめどが立たないということで、活動の予定ができないということで、こちらは予算を落とさせていただきました。

それから、指定文化財の管理事業の、まず指定文化財の説明板の設置でございますが、こちらにつきましては、平成16年度以降新たに設置された指定文化財がございますけれども、それ以後の新しい、新たな指定文化財に対する説明板の設置というものが今まで行われておりませんでした。それから、過去に設置しておりました説明板等につきましても、一応総点検をいたしまして、今回必要な箇所に新たに設置をさせていただくということでございます。6件を予定しております。

それから、杉山城のパンフレットでございますけれども、説明パンフレットでございますが、これは現地のホテルの入り口にも、自由にお持ちくださいということで設置をさせていただいておりますけれども、平成23年度当初に1万部を印刷いたしました。年間約2,500枚ほど、現地でも大体2,000枚ほどお持ちいただいております。今回、その増刷をまた1万部印刷をする予定となっております。

それから、B & GのPCBの関係でございますが、こちらにつきましては変電施設の配電盤にPCBが使われているのです。これ有害物質でございます、法律上も現在では好ましくないということでございまして、学校施設あるいは水道施設、それから北部交流センター等にもございまして、今回そういった、もう既に取り外して保管しているもの、それから現在まだ使われているもの等につきまして、全てこれを新しく取りかえることによってPCBを撤去するという事業でございます。その配電盤の交換と、それからPCBの撤去に要する経費ということで計上させていただいております。町内の各施設に、今申し上げたような施設にあるものを同時に一括して処理することによって経費の効率を上げるということで、一括計上させていただいておりますのでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 1点だけ確認させていただきます。

先ほどの杉山城のほうのリーフレットですけれども、1万部増刷ということで、これ内容的には変更はないのでしょうか。今どんどん、公有地化だとかというのは進んでいるので、そういう中で何か変更があったのかどうか確認させてください。

○松本美子委員長 それでは、植木文化スポーツ課長、答弁をお願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 公有化等は進んでおりますが、説明文の中にはそういった内容は入っておりませんので、内容的には誤字が1カ所ありますのを訂正するのみで、全くの再版ということになります。

以上です。

○佐久間孝光委員 はい、ありがとうございました。

○松本美子委員長 そのほかに。

島山委員、どうぞ。

○島山美幸委員 まず最初に、プールの関係で27ページのB & Gの海洋センター、プールの人数を2,800人ということで積算されておりますけれども、去年は2,900人で、決算でも大体2,900人、ちょっと決算書も見ただけですけれども、人数覚えていないのですけれども、多かったのです。それなのに、2,800人ということで100人減らしておりますので、せっかくプールがきれいになって利用がふえるだろうと見込むのが普通だと思っておりますけれども、今回これを減らした理由をお伺いしたいと思います。

それから、205ページの図書館の人員費、職員のところなのですけれども、こちら図書館が2名ということですのでけれども、臨職は何名置いているのかお伺いしたいと思います。

それと、パソコン教室のことで、203ページの13節の委託料でパソコン活用講座委託料が昨年116万7,000円、今回が87万5,000円ということで、こちらも大分減額をされておりますけれども、昨年いろいろところで要望も言わせていただいたところですが、今回減った理由を教えてください。その3点です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 それでは、お答えいたします。

まず、B&Gのプールの人数でございますが、畠山委員さんおっしゃった、その2,900人という数字は無料でお使いいただいている人数も含まれておるかと思っております。こちらは有料の人数ということでご理解いただければと思います。

それから、図書館の臨時職員でございますが、26年度までは7人でございます。27年度からは8人を予定しております。

それから、パソコン講座につきましては、年々回を重ねてまいりまして、その実績と、それから今までの成果の蓄積というものを勘案しまして、事業規模を少し縮小したものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 では、パソコンのほうは需要が少し減ってきたということですが、今後パソコンだけではなくタブレットとかも考えているのか、もう一回お伺いしたいと思います。

それと、205ページのほうで臨職は7名から8名になったということですが、今図書館2名の職員で運営をしていらっしゃるけれども、やはり朝8時半ぐらいに行きつけたりとかという作業が、交代交代でやっていらっしゃると思うのですが、やっぱり生身の人間で何かあるかわからないところで、ちょっと職員が2人では人数的にどうなのかなと思ったので、臨職が1人ふえますから若干振り分けられるのかもしれないですが、こういう臨職の方でも、朝とか閉館とか、そういう鍵の管理というのはなさっていいのかなど確認をしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 まず、訂正を一つお願いしたいと思うのですが、先ほど臨時職員7人から8人と申し上げましたが、実は臨時職員は7人のままでございまして、嘱託職員が1人増員となっております。2名から3名ということです。

そちらのほうからお答えさせていただきますが、現在は職員が2名おります。鍵のあけ閉め等は完全に2名で行っておりますけれども、嘱託職員も増員いたしまして、職員が対応し切れない部分につきましては、例えば……

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長 静かに、すみません。

○植木 弘文化スポーツ課長 例えばB&Gの体育館の施設につきましても、臨時職員が土日等、平日も鍵のあけ閉め等もやって、施設の管理もしておりますので、できることは少し、その嘱託職員等ができる範囲で検討してみたいというふうに考えているところでございます。

それから、パソコン講座につきましてですが、従来、何回か渋谷議員さんからもご質問をいただきまして、タブレットあるいはスマホ等の活用をできないのかということでご意見いただいていたところですが、なかなか従来までは、そうした関係のタブレット等の進化といいますか、普及といいますか、それが定まっていないといいますか、ようやくここに来て、2年、3年あるいは5年先まで使う、同じものを使う見通しが、例えばPCと同じような感覚で使えるようになってきたという状況がございまして。

それから、幾つかのOSの方式がありまして、例えばウィンドウズですとか、それからアップルですとか、幾つかの方法がありまして、講座を開いた場合に、受講者の方がいろいろなものをお持ちいただいたときに同時には扱えないという、講師側のほうのそういった事情もございました。ようやく条件が整ってまいりましたので、今年度につきましてはいずれかの方法で、例えば学校にも今度導入をされるということでございまして、あるいは夏休み等の学校で利用していない期間に、もし利用できればというようなこともちょっと考えております。

それから、民間の供給している会社がそういった講座を開いているという情報もいただいておりますので、その場合には、このパソコン活用講座で実施するということ

とはちょっと変わってくるかと思いますがけれども、何らかの形で新年度からは対応をしたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 では、職員のほうはわかりました。

今のタブレットの話ですけれども、夏休み中のお子さんが使っていない間というお話がありましたけれども、そうなりますと、中学校とかでそういう講座を開くということでもよろしいのでしょうか。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 これは、まだ決まってはおりませんで、こども課さんとも少しそういうお話をさせていただいているところでございまして、今後機械をお借りするとか、あるいは何らかのそういった方法について検討をさせていただくということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方、どうぞ。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 2点だけ質問させていただきます。

最初に、203ページの成人式の実行委員会の補助金なのですが、9万5,000円という数字が出ておりますが、例年のものはちょっと見ていないのでわかりません。実際成人式に出席してみて、実行委員会の方がいろいろなアイデアを出してやってくれているなというふうには思っています。この成人式を実行するに当たって、いろいろアイデアの中から補助はどのくらいしたらいいかというものを決めているのだというふうに思いますが、ざっとこの数値を見たときに、若い方ですから、例年どおりに切り詰めてやっていきましょうなんていう考え方が出ると、せっかくの式典が、お金を出せばいいというわけではないですけれども、何か質素にやっているなというふうに、やっている感じが見えるのですが、そのところの要望があつてこの予算なのか、それともこのくらいが妥当だろうというふうにお考えなのか、その点をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それと、質問するつもりはなかったのですが、先ほどPCBの、多分トランスのこ

とだというふうに思うのですが、PCB入っていると、これはもう除去して新しいものにかえなくてはならないというのは法で決まっているわけですが、今、北部の交流センターもこの予算の中に載っていますが、ほかにも何かまだあるのですか、調査した中で。ちょっと私がここに見ている限りで、北部交流しか載っていないのですが、それとB&Gしか載っていないのですが、ほかにもあるようなことを私はちょっと聞いておったのですが、ちょっとその点だけ。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 まず、成人式でございますが、こちらは昨年度も9万5,000円でございます。成人式につきましては、中学生から、それから成人式を経験された方まで含めた若い方たちに、ほとんどボランティアとしてやっていただいているものでございます。例えば、25年度の場合ですと、商品を購入して、それを簡単なゲームをやって差上げたりというようなことで予算を使ったりもしていましたけれども、26年度につきましては、そういったものはやめようということで、また工夫をして、ほかの方法でやっていただきました。必ずしもお金をかけるということではなく、創意工夫を生かしていただいて、やっていただいているものでございまして、例年この額では足りないということよりも、むしろ実績として余った分はお返しをいただくというようなことで、なるべく町のほうとしては十分に予算は、ある予算はお使くださいということでお願いはしておりますけれども、それぞれ実行委員会のほうの考え方もございまして、その自主的なやり方については尊重させていただいているということでございます。

それから、PCBにつきましてはですが、こちらで今把握しているものでは、北部交流センターにはまだ使われているものがあります。ですから、今度の北部交流センターの改修事業の中で、それは取りかえる工事を実施いたします。ですから、予算書の中には出てまいりません。それから、第2浄水場、第3浄水場にもあるというふうに伺っておりますので、あと学校等にもあるというふうに伺っていますが、もう使われていなくて、撤去を既にして、それを保管しているというものもあるというふうに伺っています。今回は、その保管しているものも含めての処分費というものも含まれておりますので、撤去をする工事費が上がっているのはB&G海洋センターということです。北部については、今申し上げましたように撤去処分費は出てまいりますけれど

も、工事費は出てまいりませんので、そういうふうにご理解をいただければと思います。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 そうですか。最初に成人式のほうのことですが、自主的なものでやっている。今、やめようと言ったのは実行委員会のほうで、それはなくてもいいのではないですかということで、やめようという言葉が出たということですね。こちらから言ったわけではないですよ。わかりました。その点だけ、もう一回確認をしたいと思います。

それと、あとPCBの入ったトランスのことですけれども、B&Gについては、その後に工事費が載っていますから、撤去するのと一緒に新しいものを設備するというふうなことだと思いますが、その点だけ確認をしてください。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 答えいたします。

まず、成人式につきましては、町のほうでこうしてくださいとかというようなお話はしておりません。あくまでも実行委員会のほうで話し合っていたきまして、自主的に運営をさせていただいているということでございます。

それから、PCBにつきましては、工事とそれから処分撤去というのがまた別でございまして、工事につきましては、例えば北部交流センターにつきましては、埼玉県住宅供給公社にやっていただく工事の中に含めてございます。ただ、処分につきましては、これは町が行わなければいけないということが法令で決められておりまして、処分については既にその工事が終わって、PCBだけを保管している学校等も含めて、一括して町が行うということで、関係各課が予算を計上させていただいているということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 初めに、25ページの行政財産使用料の交流センターの件なのですが、24万円入ってくるということであるわけですけれども、これは商工会ということで理

解してよろしいのでしょうか。商工会と観光協会、移転をするというふうに聞いているのですけれども、27年度ではお金が入ってくるということはないということになるのでしょうか。ちょっと伺いたいと思います。

それから、北部交流センター……

○松本美子委員長 ページ数をお願いします。

○川口浩史委員 87ページ、ごめんなさいね。測量設計委託料、これは北部交流センターの測量設計なのですか。もう測量設計はされているものと思っていたのですが、これから設計をして工事ということなののでしょうか。ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、その下のPCBなののですけれども、この金額はそうしますと学校や第1浄水、使っている分はもうしょうがないのですが、保管されているものはこの金額で全て処理をするという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

それから、203ページの放課後子ども教室の件なのですが、この減額になっている理由を伺いたいと思います。

それと、207ページの指定文化財説明看板設置、これは菅中の前に古墳の説明板が変わりましたけれども、あれ見づらいので変えてくれというのを私も何度も聞いていたのですけれども、あれが変わりましたけれども、あのような変更をするということで、6件をするということで理解してよろしいのでしょうか。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、順次お願いいたします。

植木文化スポーツ課長、答弁をお願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 お答えいたします。

まず、25ページ、行政財産の使用料でございますが、こちらは商工会に対しての行政財産の使用料の納付ということでございまして、町のほうから直接観光協会に貸し出しているというものではございません。商工会に貸し出している、商工会が観光協会にお使いいただいているというふうに伺っております。ですから、27年度につきましても、商工会からはもう使いませんというようなお話は伺っておりませんので、今までどおり商工会にはお使いいただくということになるかと思っております。ですから、従来どおり予算を上げさせていただいているものでございます。

それから、87ページの北部交流センターの測量設計料でございますが、こちらにつ

きましてはソーラーパネルを設置する予定になっておりまして、そちらのほうの設計委託料でございます。

それから、PCBにつきましては、これはあくまでも処分委託料ということで、各個に、それぞれのものに対してこの単価がかかるのだというふうに伺っております。これは、あくまでもB&GにあるPCBの処分のための経費ということで伺っております。場合によっては、ほかの施設のものも同時に処分をするということになれば、例えば運送料等が安くなるということも考えられますけれども、現状では個々に、この単価で上げさせていただいているということでございます。

それから、203ページの放課後子ども教室の減額の理由でございますが、こちらについては、この事業は年々参加する子供が少なくなってきております。という関係で、26年度につきましては、従来小学校の4、5、6年生を対象にしていたものを、1年生からを対象にするということで実施をしましてまいりました。1年間実施をしまして、いろいろな問題点等も出てきております。やはり一度学校が終わって帰宅をされて、そこからまた交流センターのほうへ送迎をさせていただいてというようなこともありまして、なかなか参加の人数がふえないというようなこともございます。

それから、放課後の過ごし方としてはいろいろな過ごし方がありまして、その選択肢も多い中で、この事業をなかなか従来どおり発展させていくというのも難しいかというように検討もされました。ということで、来年度以降につきましては、主に土曜、日曜あるいは祝日等の時間を利用した活動に重点を置いていこうということでございます。これによって、例えば放課後子どもプランのほうでいう学童保育等が行われない土日祝日等で、そちらのほうのお子さん方もこちらのほうの事業に参加していただける門戸が開けるのではないかというふうにも考えておりまして、そういうような形で、あるいは若干回数については現状よりも減るかと思っておりますけれども、そういうことで減額をさせていただいたものでございます。

それから、207ページの指定文化財の説明板でございますが、おっしゃいました稲荷塚古墳、菅谷中学校の前の稲荷塚古墳のところにあります説明板については、これはかつて埼玉県環境部のほうですか、ふるさと歩道という事業で設置をさせていただいたものでございます。これは、擬木でかなり大きな、コンクリート擬木の説明板かと思うのですが、こちらについてはかなり老朽化して、今はほとんど撤去されているものが多いかなと思うのですが、町の指定文化財の説明板についてはアルミ製

の銘板に焼きつけたもので、もう少し、大きさは大小ありますけれども、一回り小さなものになります。稲荷塚古墳のところも、奥のほうに町が設置した小さな説明板がございますが、そちらのほうのものになるということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうしますと、観光協会の移転、商工会も今後考えるということですが、その点はどこまで町がつかんでいるのでしょうか。新年度に移転はないということであるのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

それから、PCBの関係ですけれども、これが交流センターだけだと。やっぱり一緒に持っていけるものは一緒にしたほうが経費節減になると思うのですけれども、ちょっとその辺の考え方を伺えればと思います。

それと、放課後子ども教室なのですが、なるほど、なかなか参加者がふえていかないという、逆に減っているということで、予算の削減になったということであるわけですね。どうなのですかね。この組織自体、各交流センターではなくて、小学校に回って、学童保育と一体でやるという、連携してやるという、そういう検討はされたことがあるのか、ちょっと伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 まず、商工会の移転についてでございますが、それは後ほど副町長のほうからお答えいただきます。

PCBにつきましては、この処分については先ほども申し上げましたが、各所に分散しております。それから、担当する部局が分かれています。そこで、今現在のところ、そういった部局で調整を行いまして、同じ日に撤去作業をしていただくような工事の日程を組もうということで、場合によっては、効率化が図られれば単価が安く上がるかもしれないということを期待しております。そのように進めさせていただいております。

それから、放課後子ども教室につきましてはですけれども、確かに参加者の減というもの一つありますが、26年度につきましては、むしろ参加者はふえているというのがあります。ただし、当初の事業の目的である教育的な効果とか、そういったものを考

えますと、必ずしも今のやり方が適当ではないのではないかとということで、やり方を工夫しようというようなことから、27年度については土日を中心とした形で実施をしたいということでございます。

学童保育との連携ということでございますが、国が進めております連携というのは、例えば学童保育に入れない待機児童等がいる自治体については、放課後こども教室がそれを引き受けるというような形で連携をすることが可能であると、そういう方針なのです。ところが、嵐山町の場合ですと、その学童保育に待機児童はいないということでございますので、消極的な連携というのは考える必要がないということでございまして、その連携の一つのあり方として、学童保育が行われない土日、休日については、むしろ放課後こども教室に参加をしていただきたいということでの連携を図っていきたいと、そういう計画で27年度は考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、安藤副町長、お願いいたします。

○安藤 實副町長 それでは、観光協会の移転等の問題ですけれども、川口委員さんいろいろご心配いただいているとおおり、もう議会の全協でも観光協会の移転に合わせて駅周辺のにぎわいづくりということで、今の橋上駅舎等の改修も含めて一定の方向、プランについてご説明申し上げてまいりました。

その経過の中で、有利にこの事業を展開できないかということで、県からの援助ですとか、そういったこともあわせ考えながら、いろいろ方法等を検討したわけですが、現状の観光協会移転をしようとした建物は、いろいろお骨折りをいただいて観光協会のほうの努力をしていただいて、前に進めることでいろいろやっていただいたのですが、なかなかいろんな課題がございまして、そのまま進めていくのには将来ちょっと問題点が残るのではないかとというふうなこともありまして、一旦は白紙にさせていただいて、そして商工会も含めて、商工会の正副会長、事務局、それから観光協会の正副会長、事務局、そして町のほうは町長と私と担当課とが元気回復会議というのをつくりまして、もう既に2回、話し合いを進めてきております。

これは、地方創生、これをにらみながら総合戦略に位置づけることによって、さらに有利な助成が国から期待できるのではないかとというふうなこともあったり、将来を見据えたときに、今まで考えてきた方法よりも、さらに発展をする方法があるのではないかと、そういうふうなこともございまして、根本からこの3者が知恵を出していこ

うというふうなことで会議が始まりました。それとあわせて、駅周辺のにぎわいづくりですから、東武鉄道に対してどのような連携ができるのか、それも東武側に問い合わせをしながら、そしてまた周辺で、特に駅の西口で自転車の預かりを生業でなさっている方、4軒ございます。そういった方とのかかわりをどうするのか。さまざまなことを頭に置きながら、商工業、観光の発展、そして駅周辺のにぎわいづくり、これを根本から考え直そうというふうなことで今入っております、今申し上げたような経過でございまして、まだ一定の方向が見えてくるのにはもう少しお時間をいただいて、方向出てくれば、また議会の皆様方にもご説明申し上げてご指導いただきたいと、このように考えております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方は。

河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員 1点質問いたします。

先ほどの213ページのPCBの撤去の関係なのですが、この問題については、私が十数年前に1回質問したことがあるのです。それは、九州のカネミ油症事件、これ米糠油が生産過程の中で入ってしまって大きな社会問題になったときに、嵐山町にPCBを含むトランス等、米糠油がどれくらいあるのかという形での質問をして、その撤去をどういうふうにするのかという形まで質問していったときに、嵐山町にある全てのトランス等を含めてB&Gの倉庫に保管しますと。それについては、この問題は引き受け先がないという形で、それが決まるまでは問題がある油なので、そのまま倉庫で保管する形でとらせていただきますという答弁がされたわけです。

そのほかについては、工事等の関係で外される都度、そういう形で保管をしていますという形だったのですが、ここまで保管されているというのは私も考えなかったのです。それで、一応この工事の中でそれが撤去されて、ほかの先に処理されていくという形になると、今まで保管されてきた量どのくらいあったのか、あるいはこれからその処理先はどこになるのか、その2点についてお聞きしておきたいと思えます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 以前の経緯については、ちょっと私承知しておりません

でしたけれども、現場で使われている、実際に使われているものに関しては、恐らく改修工事ですとか、そういう機会があったときに取り外して保管をするというような方針になっていたかと思うのです。今回、何力所かの、もう既に取り外して保管してあるものと、それから新たに工事に入って取り外しが行われるものという機会がありましたので、この際、残っているもの全て取り外して、一括して処分をしたらどうだろうかということで計画をいたしました。

処分先につきましては、処理業者が、これかなり限られておりまして、この関東近県では千葉県の市原市にあります市原サーマルセンターという、この会社が一括してこの処理を行っているということでございます。今回も、処分についてはこの業者をお願いをするという計画でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁漏れだと思しますので、量についてということですが、お願いします。

それでは、答弁をお願いいたします。

植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 変圧器の重さが145キログラムあるということなのですが、そういう重さになるかと思えます。これは、BGの場合です。

〔「北部」と言う人あり〕

○植木 弘文化スポーツ課長 失礼しました。これは北部交流センターでございます。BGも同じくらい。

〔「BGはもっと大きい」と言う人あり〕

○植木 弘文化スポーツ課長 失礼しました。BGの場合には、もう少し大きくなるかと思うのですが、やはり100キロあるいはそれを上回る重さになるかと思えます。数字については、ちょっと今ここでつかんでおりません。申しわけありません。

○松本美子委員長 もう一度、ではあれでしょうか。質問のし直しを、質疑をしていたらと思えます。

○河井勝久委員 大体トランスの大きさというのは、私もわかるのですよ。どのくらいの大きさで、周りは鉄でできていますから、その中に油が入っているわけですから。それは、私の質問の中でも、その都度その都度、工事や何かの改修の中で取り外していくと。一遍に外すわけにいかないからという形で、一時保管としてはBGの倉庫に

保管していきますという形で、将来的には嵐山町ゼロになると。ただ、この行き先というのは大変問題があって、それぞれ、東京電力が一番あるのでしょうかけれども、そういう形で、行き先がちょっと定まらないので保管していきますという形で来たわけです。そうすると、どのくらいの数があのかの倉庫に保管されていたのでしょうか。それも含めての撤去という形になると思うのですけれども。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 答えいたします。

保管されていたものは、伺っている範囲では、菅谷小学校の改修したときに出たものというふうに伺っておりまして、そのほかの部分については、今回の工事で新たに発生するというございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、ほかに質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 85ページと87ページにかけてあるのですけれども、ふれあい交流センターの需用費の中で、交流センター管理事業と活動事業でそれぞれ消耗品が出ているのですけれども、その消耗品というものの内訳を伺いたいと思うのです。交流センターの管理事業と活動事業で、わざわざ分けてあるわけで、その内容というのを伺いたいと思います。

それと、204ページと205ページになりますが、図書館の管理事業なのですが、視聴覚室と多目的室の機械整備についてはどんな感じで行われているか。今後は、機械整備がうまく行われていないのではないかなという感じがするのです。特に照明に関してというか、映像機に関してはどうなのかとか、そこら辺チェックを今回されたほうがいいかなと思うのが1点と、もう一点、議会でも利用してみたのですけれども、多目的室の大きいほうを使うと学習室のほうに影響があるということで、学習室をどのくらいの方が利用されているのか。もし少ない人数であるならば、予算がかからないことなのでも、ここで話をしてしまうのですが、多目的室の一番奥で子供たちを遊ばせている部屋と変えてしまったほうが効果があるのではないかなというふうな感じがしているのですけれども、そういった形の場合は、配置の変更とかいった形、より効果的に多目的室を活用できるような考え方というのはあったほうがいいのかな

と思うのですけれども、とにかく清掃に関しては何とかできるようになったと思うのです。でも、機械整備に関してはどのような形で考えていくのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

強瀬交流センター所長、お願いいたします。

○強瀬明良文化スポーツ課交流センター所長 それでは、85ページの消耗品、管理事業の消耗品は、施設の中で使いますトイレトペーパー、蛍光灯、施設そのもので使う消耗品ということで計上させていただいております。

それから、活動事業のほうの消耗品は、講座で使うもの、7つのお祝いで使うもの、事業で使うものの消耗品を計上させていただいているといった内容でございます。

以上ですが。

○松本美子委員長 それでは、船戸図書館長、答弁をお願いいたします。

○船戸豊彦文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館長 お答えいたします。

まず、多目的室2といまして、そちらと視聴覚室の機械整備についてでございますが、こちらについては、ここ何年か、私が就任してからは業者等に一切まだメンテナンスですか、こちらのほうはやってございません。そういったことで、若干ご利用いただいている方にご不便かけているような面もあるかと思えます。

それと、多目的室の利用、それとあとあわせまして多目的室2というのが渋谷委員がおっしゃっている場所かと思えます。多目的室1というのが、ふだん学習室で利用されている部屋です。1と2ということで区分してございます。ふだん学習室、多目的室1については、夏休み期間とか冬休み中とかそういった、あるいは各学校の試験、中間試験だとか期末試験だとか、そういったことの前、そういったときには利用者が大変多いのですが、なおその学習室で利用されているお客さんが多目的室を利用するときに、大変密接、壁1枚で隔てているものですか、大変うるさい、あるいは両方がうるさいかと思うのですけれども、そういった不便は今までも実際ございます。

それを解決するには、一つには会議室があるのでございますけれども、その会議室で学習室を兼ねることも、一応今現在は可能でございますけれども、過去において何度かそういったこともあります。ですけれども、そういった利用のちゃんと規則というか、そういったものもなかなかできていないものですから、ふだんはずっと学習室として利用してもらっていますけれども、中には大きな講演会だとか、そういったこともたまにはございまして、お互いが不便をしているというのは、実際事実でございます。そ

の件については、今後、多目的室の場合は事前に利用申し込みもございますので、そういったことも含めて、一応考えていかななくてはいけないかなというふうを考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 わかりました。需用費のほうはオーケーです。

○松本美子委員長 ごめんなさいね。すみません。どうぞ、お願いします。

○渋谷登美子委員 図書館の管理事業なのですが、視聴覚室、映画を上映すると、動くものだから、それほど皆さん気になさらないかもしれない。今回、すごく上映会多くしていただいて、ありがたいなと思うのですけれども、動くものですから、それほど気にならないのかなと思うのですけれども、実は見る人が見るとすごくずれているのですね、色が。それで、かなりしっかりした形でメンテナンスをしないと、視聴覚室は実は使え……視聴覚室の上映機具自体が使えないとか、それからプロジェクターではなくて、直接上にプロジェクターがあるのですよね。それも実は使えないみたいな、議会で使ったときも、それは使えないなという形でプロジェクターをこちらから持って行って、上のプロジェクターが使えなかったというふうな状況になっているのですけれども、一度こうやっていかないと、これだけ図書館でいろいろな上映会していただいているのもったいないというか、そこのところはこの予算ではできないのかもしれないのですけれども、ぜひ今回やっていただいて、月に1回になったのですか、上映会が。もっとふえたのかわからないのですけれども、私はとてもいいなと思っているのですが、もったいないと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

あともう一つ、部屋に関しても、多目的室1と多目的室2と会議室ですか、ちょっと一遍配置をし直して、下の部屋を、下の階をうまく利用できるようなしたほうがいいかなと思うのです。前、子供の図書室にするとか、もちろん図書館移動する前にはそんなことも考えたりしたこともあったのですけれども、今の状況ではない形で、一遍予算審議のあれで申しわけないのだけれども、考え直して、利用の仕方を考え直したほうがいいかと思っておりますので、その点についてはお願いしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 答えいたします。

まず、機械器具のメンテナンスにつきましては、ふぐあいがないように今後計画的にメンテナンスを行っていきたいというふうに思います。必要な予算等を計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

それから、多目的室の1、2、会議室、こちらのほうにつきましては、特に多目的室2が環境が悪くてなかなか使っただけなかったということがありましたけれども、26年度に関しては、かなり使用回数がふえてきているという状況もございます。そして、25年度あたりから、図書館協議会でも今後どうしていかうかということで協議をしていただいているところでございますので、今後も協議会のほうに諮りまして、よりよい利用方法を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにもございますでしょうか、質疑。

清水委員、どうぞ。

○清水正之委員 ページがわからないのですけれども、昨年の予算審議の中で27年度に吉田集会所の解体を行うというふうに計画がされていたと思うのですけれども、予算の中には載っていないというふうに感じるのですが、今年度行うということではなくなったと、計画が変更されたということなののでしょうか。1点です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 お答えいたします。

27年度というふうに申し上げたかと思えば、多分それは勘違いかと思うのですが、26年度、27年度で北部交流センターの改修事業というのを行うというふうに、多分申し上げたと思うのです。この事業については、埼玉県住宅供給公社のほうに委託をいたしまして、北部交流センターの改修と、それから吉田集会所の解体撤去、こちらのほうを含んだ事業でございますので、そちらのほうで実施をしていくということでございます。ですから、予算書のほうには出てまいりません。

具体的な計画でございますが、北部交流センターの改修事業については26年度に設計を行い、27年度のできれば前半に、第3・四半期ぐらいまでには工事を終わらせたいということで全体の工事は考えておりますが、吉田集会所の撤去の実際の工事につきましては、26年度は設計、27年度に実地の工事というスケジュールで考えております。

以上です。

○松本美子委員長 清水委員、どうぞ。

○清水正之委員 では、確認ですけれども、北部交流センターの工事と一緒に吉田集会所の解体を行うということでよろしいわけですね。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 北部交流センター改修事業というふううたっておりますけれども、その中には吉田集会所の撤去も含まれております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 1点ですが、スポーツ施設管理事業の中でお伺いしたいと思います。

○松本美子委員長 ページ数をお願いします。

○安藤欣男委員 213ページです。この中に入っていないのでどうなのかなと思うのが1点あります。それは、広野地内にマレットゴルフ場を設置するという要望があって、既にいろいろなことがやられているようでございますが、工事請負費が634万5,000円あるわけですが、これについては学校体育施設の維持管理に要する経費ですということ。この学校施設の関係の中には、マレットゴルフの関係は入っていないのだと思うのですが、この現状、同好者が借りてやるので町とは関係ないのですよということなのか、その辺をちょっとお伺いしておきます。マレットゴルフ場につきましては、南部グラウンドが使われているわけですが、この内容についてお伺いしておきます。

それから、花見台第1あるいは第2公園があります。あそこのグラウンドが、今地域のグラウンドゴルフとか、あるいはスポーツ団体とかが使っているのですが、あのグラウンドがもうちょっと広いと野球で使えるので、野球同好会が、この近隣からの同好者もあそこが使えるのではないかなというようなことをおっしゃる方がおりました。ただ、若干狭いので、センターのほうに向かう部分がもう少し広ければいいのですけれどもというのを聞きましたが、そういう声は聞いてありますか、ないですか。その辺2点お聞きしておきます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

井上総務課長、お願いいたします。

○井上裕美総務課長 お答えします。

広野のマレットゴルフ場の関係でございますけれども、この件に関しましては、昨年の9月と12月の補正だったと思いますが、その時点で整地に関する費用あるいはトイレ設置に関する費用等補正をさせていただきました。整地に関しましては、マレットゴルフをやっていらっしゃるメンバーあるいは役場の職員も草刈り等を手伝いまして、そういう形でやらせていただいていると。後々の管理につきましては、嵐山マレットクラブが、その維持管理に当たるということでございまして、ほぼ今全て、あらかたの造成とトイレの設置は終わっている状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、植木文化スポーツ課長、答弁をお願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 花見台第1公園のグラウンドでございますが、こちらにつきましては花見台工業団地を設置するときにできたグラウンドでございますが、それを体育施設として位置づけて利用をいただいているということでございます。

若干どうしても地形上の問題があって狭いという声は以前から伺っておりますけれども、ここは主に少年野球ですとかスポーツ少年団等に使っていただくのを中心にさせていただいて、本格的な野球を実施する場合には、町に鎌形野球場等もございますので、町の公共施設全体を見渡して、それぞれの適した施設を有効に利用していただきたいということで、利用者の方にはご理解をいただくようお願いをさせていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、安藤委員、お願いいたします。

○安藤欣男委員 マレットゴルフ場につきましては、設置のときにそういうことなのですが、結局は同好者だけでは維持管理が、私はできないのではないかと思いますので、やっぱり水道も要だろうし、あるいは芝、将来的に芝を張ってすれば芝の管理もしなければならぬだろうし、そういうものについて発展的なものの考え方というのが出てきているのではないかと思いますので、それについては把握しているのですか。なおかつ今後、やっぱり北部にもそういうものが、ここにはそういうことから町の施設には入っていないのですけれども、町の土地を使ってやっているわけですから、なおかつ同好会の方々に頼んでいるということになると、ではほかの団体が

そこを使いたいということになったときにどうなるのか。そういうことも出てくるわけですから、将来的にはマレットゴルフをやるグループも出てくるのではないかと思います。そのところを1点お聞きしておきます。

第1公園の関係でございますが、ああいうスポ少をやっている方、もう年輩になっている方なのですが、スポーツ少年団等が、近隣もそうですが、東京のほうから、この緑の豊かなところでスポーツに親しみたいという、そういうグループもあるのだと。ただ、若干狭いので、場所とすればすばらしい場所ですと、それを活用してスポーツができる施設が嵐山にあるということの発信をしていくのも一つの方法ではないでしょうかという提案を私は受けたのですが、鎌形があるから鎌形でいいのですよということになると、それはそうかなと思ったりしますが、やっぱり北部のほうにもそういう周りが緑豊かで、その中で施設を確保していくというのは、そんなに広くなくも、もう少し、遊歩道があるわけですけども、そちらの部分若干広げれば、その方が言うには、いいグラウンドになりますよということをおっしゃっていましたが、その辺現地に行って確かめてみてもらうとよろしいかなと思うのですが、考え方についてお伺いしておきます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

それでは、井上総務課長、お願いいたします。

○井上裕美総務課長 マレットゴルフ場について、私が答えていいのかわかりませぬけれども、確かに今、安藤委員ご指摘のとおり、課題としては水道が今引いていないわけございまして、水道の問題がマレットゴルフクラブ間でもちょっと課題だなということで、今検討されているようでございます。

管理につきましては、そのメンバーというのは、かなりの数がいらっしゃるようなので、管理は芝生の維持ですとか、芝生をこれから植えたりとかしなくてはいけないと思うのですが、草を取ったり、草を刈ったり、整地をしたり、そういったものは自分たちでやりますということで始めたものでございまして、維持管理はお任せできるのかなというふうに思っています。

ほかにも南部のほうに、南部グラウンドの後、先ですね、奥ですか、大蔵のマレットゴルフ場ありますが、その管理もそれぞれの、それぞれのというか、大蔵地区の方にやっていただいていますので、広野のマレットゴルフクラブ場につきましては、今一生懸命やってらっしゃる方々が、やりたい方には、どうぞ、いつでも皆さんに使

っていただけるような、広くオープンな場所にしていきたいというような考え方でございますので、そのようにやっていかれるのだというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長 続けて、植木文化スポーツ課長、答弁をお願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 確かにもう少し広ければというご意見は、時々伺っております。確かにそのほうがいいとはもちろん考えておりますが、先ほども申し上げましたように、町の公共施設の全体を見渡しての有効活用ということを考えますと、ほかの野球をできる施設等が、もう既に飽和状態であるというような状況でもありませんので、予算もかかることでもありますし、その全体像、それから将来像等を勘案する中で検討させていただきたいということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

[発言する人なし]

○松本美子委員長 質疑がないようですので、文化スポーツ課に関する部分の質疑を結びたいと思います。

ここで休憩といたします。では、午後の再開ですけれども、1時30分とさせていただきますので、お願いいたします。

休 憩 午前11時42分

---

再 開 午後 1時26分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、環境農政課及び上下水道課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 それでは、何点かあるのですが、お願いしたいというふうに思います。

最初に、139ページの不法投棄の処理事業ということでお聞きしますが、いろいろ不法投棄なされる方がいて、減るよりふえるような感じに見えています。予算もそのとおり上がっているわけですが、特に最近、検挙なされるような、警察を巻き込んだような事件があったかどうか、まず最初にお聞きをいたします。

それと、2点目ですけれども、ページさかのぼりまして147ページの下部にありま

した土地改良事業の中の鎌形地内の野戦場農道整備ということでお聞きしますが、かなりの長い距離をやっていただけるということで舗装されていなかったものですか、川の堤を利用される方、また農道を利用される方ということで、二通りいたというふうに思うのですが、けさも見てきたのですが、くいを打ってあるところまでが道路の部分だというふうに思います。そこから堤ののり面があって堤があるわけですが、そのところに何かいろいろお考えになっているような話も聞いたことがあるのですが、植栽なんかも何かというふうな話だったのですが、そこら辺の詳しい話を教えていただきたいと思います。

それと、次の149ページの同じく川のまると再生の事業ですが、伐採または委託料及びもみじ等の植栽の業務委託料ということですが、場所がわからないのですが、教えていただきたいと思います。

それと、その上の多面的機能支援事業ですが、新たな事業だというふうに思いますが、事業内容を教えていただきたいと思います。事業内容によっては再質問をさせていただきますが、お願いいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

村田副課長。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 私のほうからは、139ページの不法投棄の関係につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど委員さんのほうからもご質問の、警察を巻き込んだような不法投棄はあったかということなのですが、平成25年の3月のときには、杉山のちょうどこの庁舎の西側の市野川沿いには、一応大きな不法投棄がありまして、最終的には川越警察管内のところでひっかかった業者さんが不法投棄をしたということで、それを町のほうにお金のほうも振り込んでいただいたのですが、それ以降大きな、そういう警察が絡んだような不法投棄というのは今のところございません。

ただ、いろんなところでテレビだとか、いろんなものが不法投棄をされているというのは、その実情は変わっておりませんが、警察を巻き込んだような大きな不法投棄はないということでお答えをさせていただきたいと思います。

○松本美子委員長 大塚環境農政課長、答弁をお願いいたします。

○大塚 晃環境農政課長 私のほうからは、147ページの野戦場の農道整備、それから川のまると再生の部分についてお答えいたします。

野戦場の農道整備につきましては、県単独土地改良事業ということで実施されます。農道の整備の延長が830メートル、それから舗装部分の幅員が4メートル、表層が4センチということでございます。それから、840メートルの延長、その公有地の部分には桜を植栽する予定になっております。

それから、川のまるごと再生の関係でございますが、伐採委託料ということで673万4,000円、それから紅葉等植栽業務委託ということで1,512万円ほど予算化されております。まず、伐採の場所でございますが、伐採の場所につきましては、バーベキュー場から飛び石がつくられるところを大平山のほうに渡りまして、今年度伐採した地域がございます。その続きの部分からトラスト地の部分の川岸の部分の伐採、それからあと大平山の山頂からちょっと下ったところにあずまやがあるのですけれども、あずまやから東のほうを見下ろす部分、そちらのほうを見渡しがいいように伐採をいたします。それから、3カ所目が、旧遠山トンネルというのがあったということなのですけれども、そこから昔は遠山地区をよく見晴らせたということで、今はちょっと見晴らすことができないということで、昔のようにそういった見晴らしが確保できるように、旧遠山トンネルから遠山地区を見晴らすような部分、そちらのほうの伐採、3カ所でございます。

それから、あと紅葉等植栽業務委託の関係なのですけれども、こちらについては、先ほどバーベキュー場上流から飛び石で渡ったところ、今回伐採するところ、こちらのほうにやや大き目のもみじの植栽。それから、あとあずまやの部分につきましては、余り大きい高木を植えてしまいますと、また見晴らしがなくなってしまうので、低木ということで考えております。それから、あと旧遠山トンネルについても、やはり低木を植栽する予定です。

それから、あとトラスト地のところにつきましても、もみじだとか、あるいはヒノキの植栽を考えております。このトラスト地の植栽のときには、小学生あるいは中学生を対象に出させていただいて、イベント的なことも予定しております。

以上です。

- 松本美子委員長 それでは、金井副課長、答弁をお願いいたします。
- 金井敏明環境農政課農業振興担当副課長 それでは、私のほうからは149ページの多面的機能支援事業の内容ということでございますので、こちらについてご説明申し上げます。

こちらの事業に関しましては、農村環境の保全のため、地域で行う共同活動に対する支援を行うための事業でございます。農業者と農業者以外の地域の方での共同活動によりまして、農村環境の保全ということで行っていただくものでございますが、具体的な内容といたしましては、農地ののり面の草刈り、水路の泥上げ、それから農道の維持とか、それとあと共同活動等によりまして農道や水路等への植栽、ビオトープづくり、そういったような活動内容でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、大塚環境農政課長、答弁をお願いいたします。

○大塚 晃環境農政課長 先ほどのもみじの植栽等というところで、ちょっと漏れておりました。

先ほど長島委員さんに、ちょっと初めの質問のときにお答えしたのですけれども、野戦場のところの桜の植栽も含まれております。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 では、質問順に、また再質しますが、不法投棄の関係は結構です。

147ページの野戦場のところの関係ですけれども、課長、今、最後に桜だけではなくてもみじもするのだということで、そういうふうにおっしゃってくれたのかというふうに思うのですが……

〔「逆」「桜も」と言う人あり〕

○長島邦夫委員 ちょっと、私はそんなふうにとったので、違ったら違ったらで次に言ってくれて結構です。余り直接やると、また怒られてしまいますから。

次に、149ページの槻川のまるごと再生の関係なのですが、大き目なもみじを伐採をしたところに、私も今年伐採したところを見させてもらいました。かなり広範囲で、あれ以上もまだ伐採をするのだと。

そうすると、そのところに歩道が多分できるというふう思うのですが、歩道の左右に川沿い、または山沿いに植栽をするというふうな感じだというふうに思いますが、そこからずっと中に入っていきますと、やはりいろいろな、今既存のもみじ等もありますが、まだできるものだったらもうちょっとしていただいたほうがいいかな。頂上といいますか、登り詰めてトラストのほうに入っていくところまでのことを言っているわけですが。それと、遠山のほうに行く通り沿いにもすると。また、上の町の

持っているトラスト部分、大平山の頂上に近いほうもするのだというふうなことですけれども、それでよろしいか、もう一度確認をします。

それと、多面的機能につきましては大体わかりました。そのくらいわかれば結構だと思います。ありがとうございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

大塚環境農政課長、どうぞ、お願いします。

○大塚 晃環境農政課長 野戦場のところにつきましては、桜の植栽になります。それから、あと今年度伐採したところから続いたところ、トラスト地までのところを来年度伐採して、そこのところに植えるのは、やや大き目のもみじということでございます。それから、あずまやに近い所につきましては、低木の植栽を考えております。それから、旧遠山トンネルのところについても、低木の植栽を考えております。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 では、もみじの植栽のことだけに限って質問させていただきますが、大きなもみじを植栽をするのだということでございますけれども、今かなり込み入っているところを植えかえるということではなくて、どこかから持ってきて新たに全部するというところでよろしいのでしょうか。大体、本数もわかったら教えていただければと思いますが、わかる範囲で結構です。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 今、長島委員さんから、今現在のところにももみじがあるというふうなお話ありましたので、そういったもみじは残しながら、今回の植栽については、改めてほかのところから新しいもみじを持ってきて植栽をするということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 139ページの外来生物対策事業なのですけれども、昨年より大幅に予算をアップして対策を打とうとしております。地域を拡大して対策をされるのか、それとも日にちをもっとたくさんとって対策をされようとしているのか、ちょっとそこ

ら辺のところを教えていただけたらと思うのですが。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

大塚環境農政課長、お願いします。

○大塚 晃環境農政課長 外来生物の対策事業では、今年度45万円ほど増額になっております。

アライグマの捕獲につきましては、平成26年度につきましては委託事業でやっておりました。平成27年度は、今回の当初予算につきましては臨時職員で対応ということで考えております。臨時職員の勤務につきましては、一応週2回、52週を予定しております。特に地区を決めて駆除するとか、そういう方法ではなく、日数がふえた、そういうような状況でございます。

それから、参考のために、2月末までにアライグマのほう173頭捕獲しております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 一番農作物に被害を与えているのは、今現在ではアライグマだと思うのですが、そのほかにもイノシシの被害に遭っているよという話を随分聞きます。また、実際には被害が出ているかどうかわかりませんが、鹿もよく見かけるのだという話を聞きます。

イノシシの対策に対しては、どのような対策をとろうとされるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、大塚環境農政課長、答弁をお願いいたします。

○大塚 晃環境農政課長 イノシシの対策につきましては、こちらのほうの外来生物はまた別の対応になるのですが、農業関係ということで、その都度、また農業者の方から苦情が入ります。鹿だとか、さっき言ったイノシシですか、またハクビシンだとか、そういったものについては、相談があると職員がそれぞれ対応に当たっているというのが現在の状況でございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 まず、137ページの8目12節のところの手数料が今回ふえているわけですが、この内容についてお伺いしたいと思います。

それと、164ページ、下水道事業ですが、こちら今回繰り出し事業というこ

とで、下水道のほうに繰入金という形でそっくり入っているわけですが、今回、減額が1,000万円以上あるもので、内容をお伺いしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 では、答弁をお願いいたします。

村田副課長、お願いいたします。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 では、137ページ、手数料についてご説明申し上げます。

今年度160万6,000円を計上させていただいているのですけれども、この内訳としまして、美化清掃等に伴う収集運搬の手数料、あとそれに伴って出た処理困難物の処理費、あとは家電リサイクル法に基づく、その集まった家電……リサイクルに伴う処分費を計上させていただいております、今回ふえた要因としましては、収集運搬費が、今までウェイトさんと新埼玉さんのほうにパッカー車を借り上げるような形で出させていただいていたのですけれども、ちょっとこの原油高というのですか、今ここで落ちついたのですけれども、その辺がずっと据え置きだったものですから、再度ここで今年度、新年度に当たりまして見積もりをいただいたところ、その辺の経費が上がりまして、実際には150万円という見積もりをいただいております、これは2回、春、秋の2回分の収集運搬費ということで、その増額でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 清水副課長、答弁をお願いいたします。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長 私のほうからは、165ページの下水道事業の特別会計への繰出金についてご説明させていただきます。

内容といたしましては、公共下水道事業分といたしまして2億3,938万円、浄化槽事業費分といたしまして3,096万6,000円でございます。

公共下水道事業分につきましては、人件費等の負担金が1,900万になります。そのほか、下水道事業の元利の償還金に1億8,932万円が充てられます。

浄化槽事業費のほうも元利の利子の償還としまして198万6,000円、そのほかは清掃の委託料といたしまして1,839万8,000円、それと浄化槽の工事の際の配管費補助金と撤去費補助金に470万円が充てられます。

1,096万8,000円昨年度より減った原因といたしましては、公共下水道の元利償還金の減によるものと考えられます。

以上でございます。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 美化清掃の件はわかりました。でも、今回、今年に入ってガソリンが少しまた下がってきてはいるから、もしかするとそんなにかからないで済むかもしれませんけれども、多目にとっておいた方が安心ですので、わかりました。

それで、下水道のほうですけれども、さっき浄化槽のところの清掃代1,839万何がしかという金額があったのですけれども、この清掃代というものは、浄化槽を移管された方々の浄化槽を掃除する代金ということでよろしいのか確認をしたいのですけれども。

○松本美子委員長 それでは、答弁を清水副課長、お願いいたします。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長 お答えします。

清掃委託料は、町管理型浄化槽になられた方の清掃費用になります。そのほかに保守管理点検委託料もございましてけれども、一般会計繰入金からは、この清掃委託料のみで対応させていただいております。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますか。

吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員 1点ほどお聞きします。

ページ数139です。水質等の調査事業ですか、比企河川合同水質調査ということで、これは今回122条の中でも検査結果がここに出ていますけれども、比企河川というのは比企郡全体で調査をしているのかということと、結果がここに出ていますけれども、これをどう生かすのかお聞きします。

○松本美子委員長 それでは、答弁を村田副課長、お願いいたします。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 では、139ページのご質問のほうにお答えさせていただきたいと思っております。

この河川水質調査業務委託というのは、たしか私の記憶では、多分昭和50年前後から始めまして、もう30年以上続いている調査でございまして、これは都幾川、槻川、市野川、あとは粕川だとか、いろんな川ごとにそれぞれの水質をはからせていただいております、一番上は東秩父から、一番下は川島町までの全域の町村が、同じような調査項目ではかっております。

この調査結果をもとに、何を今嵐山町では取り組ませていただいているかということとでございますけれども、実際には前回でもお話をさせていただきましたけれども、川島川の合流地点で大腸菌群数が高いということで、それにつきましては、その上流部分でどこに原因があるかということで、この調査結果をもとに、その上の調査を上下水道課のほうでしていただいたという経緯がございます。

そういう形で、これは今活用させていただいていますけれども、今言いましたように、もう過去40年近く、この調査をさせていただいていて、水質をずっと監視をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員 今、副課長のほうから言いましたけれども、今言った市野川の矢崎橋ですか、あの志賀のところが一番大腸菌群が多いということ、私も3年間ちょっと資料を調べたのです。やっぱり1月の大体10日前後にいつも調査、日にちのほうはしているし、一番これ大腸菌の菌数も少ない時期だと思うのですけれども、やはり25年のときは大腸菌数が3,300ですか、26年になって7,900、今年は4万9,000ということで、25年から比べると15倍近く、また26年からすると6倍以上なのですけれども、いろいろ調査をして、下水道課と今、原因を調べて改善していると言っていましたけれども、毎年ふえている状況なので、原因がわかっているわけなので、どのような改善をしているのかお聞きします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

新井上下水道課長、お願いいたします。

○新井益男上下水道課長 お答えいたします。

水質汚濁というか、大腸菌群数が増加している原因については特定ができておりません。場所の特定についてはできておりませんが、市街化区域の中の公共下水道の接続推進を進める以外に手だてがないのかというふうには考えているところです。ですから、毎年、公共下水道の接続件数は100件近く増加してはいるのですけれども、なお一層の未接続の家庭に接続推進をかけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員 この事業は50年続いていると言いますけれども、本当だったら幾らか

改善してよくなっていくのですけれども、3年前からすると、ちょっと信じられないのですけれども、ある程度そういうようなことも地域に、生活排水の関係もあると思うのですけれども、そういうようなところもある程度周知して改善していく方法はないでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

新井上下水道課長、お願いいたします。

○新井益男上下水道課長 水質の調査の関係につきましては、水質調査をする時期によって、数量の問題だとか、採水する時間だとか、同じような時間、同じような日にちでやられているのかもしれませんが、水量の問題でかなり大きな違いがあるのかなというふうに思っています。

25年度に実施をさせていただきました流域の下水道が流れ込む場所以外だと思えますけれども、山王沼排水路、それから大沼排水路に関係、直接は関係ない川島川につながるところで新田沼排水路については調査をしたわけですけれども、たまり水の場所、ふだんは雨水が流れていないたまり水の集水ますというのですか、そういうところで採水する時期だと、大腸菌群数がたまり水の中で増殖している可能性もあって、なかなか正確な数値というような感じではないのかというふうな考えもあります。そういうこともありまして、なかなか場所の特定が難しい現状でございます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにございましたら、どうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 138、139ページのところなのですけれども、ごみ減量化推進事業のうちの一部事務組合負担事業ですけれども、埼玉中部資源循環組合負担金が1,086万円になっていますけれども、具体的に27年度、この当初予算でどのような事業を行うのか。その負担割合はあったとして、人件費それから光熱水費のほかにもどのような事業を行っていくのか伺います。

次に、143ページです。農業委員会費なのですけれども、拡大分として、耕作放棄地対策事業補助金という形になって7万円が出ているわけなのですけれども、この7万円が耕作放棄地の対策事業として、具体的にはどのようなものが展開されるのか伺いたいと思います。

145ページの農業支援者事業です。これも拡大分として、比企のらぼう菜生産者団

体育成事業補助金が10万円になっています。この10万円の補助金というのは、具体的にはどのように、生産者団体育成事業なので、生産者をふやすために使われる補助金だと思うのですが、具体的にはどのような事業を行っていて、どのような形でどのくらいの生産者をふやすという目標があって、この10万円という金額が出ていると思うのですが、その点について伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を大塚環境農政課長、お願いいたします。

○大塚 晃環境農政課長 私のほうからは、1の一部事務組合塵芥処理費負担事業の中の埼玉中部資源循環組合の1,086万円の負担金の内容についてお答えいたします。

平成27年度の埼玉中部資源循環組合の総歳出額ですけれども、1億7,600万円です。そのうち、交付金の見込み額が2,666万2,000円、県補助金の見込み額が199万3,000円、それから科目設定ということで、預金利子1,000円、雑入1,000円ということで、それらを引きました負担金に係る分の歳出の総額が1億4,734万3,000円になります。この負担金の対象となる額を、均等割が事業費の10分の1の8市町村ですので8分の1で、嵐山分が12.5%、人口割分が事業費の10分の9で、嵐山町分が6.8%になります。

それで、27年度給与ととか、そういった計上のものを除きまして、主な事業なので、委託料で8,894万6,000円計上されております。委託の内容でございますが、施設整備基本計画策定業務委託料2,129万8,000円、環境影響評価業務委託料1,604万9,000円、現況調査業務委託料2,344万7,000円、それから地質調査業務委託料1,163万2,000円、それからPFI導入可能性調査業務委託料756万円、それから技術支援業務委託料497万4,000円、それからバイオガス化施設整備事業実施可能性調査業務委託料398万6,000円、こういったものが委託料の部分で、歳出に占める大きな部分でございます。

以上です。

○松本美子委員長 金井副課長、答弁をお願いいたします。

○金井敏明環境農政課農業振興担当副課長 私のほうにつきましては、145ページの比企のらぼう菜生産者団体育成事業補助金の関係でございますが、そちらにつきましてお答え申し上げます。

こちらに関しましては、比企のらぼう菜の栽培や加工、販売、またはそれを使用した特産品の開発などに意欲的に取り組むことで、特色ある嵐山町農業を振興し、また町の地域振興を図るという目的で、そういった生産者団体に対しまして補助をするも

のでございまして、個別要綱を設定いたしまして、そちらの団体に対しまして補助をしていくものでございます。

現在、これから新年度になりまして、4月に設立総会ということで聞いてございますが、現在のところ、関係者につきましては20名と聞いております。今後、それらの生産者の方々がふえていくことを推進していく予定でございます。

以上です。

○松本美子委員長 新井農業委員会事務次長、お願いいたします。

○新井孝行農業委員会事務次長 それでは、私のほうからは143ページの耕作放棄地対策事業補助金についてお答えをさせていただきます。

こちらの事業は新規事業、拡大分といたしまして、農業委員及び農業委員会事務局において耕作放棄地の対策といたしまして、耕作放棄地の大体10アール程度の農地を借り上げて、農業委員会及び事務局で草刈り、耕うん等をしまして、そこに大豆を栽培して行う事業でございます。

経費といたしましては、草刈り用のチップソー、除草材、苦土石灰、肥料、種、機械の借り上げ料、雑費で、合計で一応7万円の費用がかかる予定でございます。こちらにつきましては、町からの補助金といたしまして、農業委員会委員クラブのほうに補助をいただき、農業委員会委員クラブの事業といたしまして、耕作放棄地の解消に努めるものでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 まず、埼玉中部資源循環組合は、そうしますと事業として8,894万円を出して、そしてそのほかの部分というのは職員の経費、そういったものになって、8,894万円については事業を委託していくという形で、委託等に関してはどのような形でやっていくというふうなことも、まだ決まっていないと思うのですが、具体的に職員数はどのくらいになって、そしてこの具体的な委託先とか、そういうのを決めていくのはいつぐらいから始まっていくのですか。

それともう一点、比企のらぼう菜生産者団体育成事業補助金というのは、これはのらぼう菜を生産する人というふうに思っていたのですが、そうではなくて、製品加工も含めて全部行う団体で、その関係者が20名いるということで、さらにふえていくかもしれないということでいいのでしょうか。

あと、耕作放棄地の対策事業補助金というのは、10アールの空き地を借り上げて、そして大豆栽培をしていくということなのですけれども、大豆栽培が可能かどうかというのを調査するとか、そういうのではなくて、10アールの畑をとりあえずやってみてという形で、そうすると、それで耕作放棄地というのはどの程度なくなる予定なのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

大塚環境農政課長、お願いいたします。

○大塚 晃環境農政課長 4月1日に埼玉中部資源循環組合が発足するわけなのですが、4月1日からの職員の体制は、事務局長を含めて7人ということです。

それから、この委託の時期いつかということなのですけれども、ちょっと今のところ、私のところで承知しておりません。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、新井農業委員会事務次長、お願いいたします。

○新井孝行農業委員会事務次長 それでは、お答えをさせていただきます。

耕作放棄地の関係で、10アールの農地を耕して大豆をつくった場合にどのくらい耕作放棄地が減るかというご質問でございますが、今現在、平成27年3月現在の管内の農地面積が792.1ヘクタールございます。そのうち、遊休農地となっておりますのが121.9ヘクタールございます。

この農業委員会の耕作放棄地の対策事業については、遊休農地がかなりあるわけでございます。これに伴って、少しでも遊休農地が減るような、みずから農業委員が行って荒れている土地を耕作し、そのあと大豆をつくり、その後はどうするかといいますと、その後は農業委員会でやっております農地バンクに登録をして、担い手に利用権設定でつないでいくというような方法を考えております。ですから、ちょっとどのくらい減るかということについてはわかりませんが、少しでも遊休農地を減らす対策として取り組みたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、金井副課長、答弁をお願いいたします。

○金井敏明環境農政課農業振興担当副課長 のらぼう菜の関係でございますが、のらぼう菜の栽培をとりあえず進めていただくということがあるかと思うのですけれども、のらぼう菜を利用いたしまして、いろいろ加工品だとか、そういったものも今後検討

していただいて、何か特産品がつかれないかとか、そういったこともその団体というのですか、会でお願ひできればと思っております。

また、人数につきましては、先ほど申し上げましたが、現在20名ぐらいの会で団体を発足するというございます、今後、比企のらぼう菜をつくる方々が一人でも多くふえて、嵐山町の農業の振興に寄与できれば好ましい姿であると思ひます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、質疑どうぞ。

○渋谷登美子委員 埼玉中部資源循環組合なのですけれども、ちょっと今、計算がざつとできないのですけれども、8,000万ぐらいが人件費になって、そしてあと700万ぐらいが需用費になるのですか。

そのほかに事業費というのが8,994万円という形になってきて、その具体的な事業を7人の職員で27年度は進めていく。そのために7人の職員がいて、これ以上の負担金に關しましては、27年度当初よりもどんどんふえていくという形になっていくのかどうかよくわからないのですけれども、とりあえず当初はこれだけになっていくということでもいいのですか。

人件費と、それからそのほかの光熱水費とか、いろいろあると思ひますけれども、車を持っていないてはいけないだろうとか、いろいろ感じるのですが、そういった部分がちょっとよく見えてこないのですけれども、それも含めて1億7,600万円が、平成27年度のとりあえずの支出の総額になるということなのですか。すみません、1億4,740万円だから、もうちょっと違うのかな。ここの内容的なことがよくわからなくて、衛生組合ですと大体わかるではないですか。だけれども、これは全く未知の世界なので、こちらもどういふふうに考えていいのかわからないのですけれども。

それと、もう一つですけれども、この農業振興費に關しましては、とりあえず本年度は10アール当たり7,000万円で借り上げて、そしてそれを来年度から少しずつふやしていつ、農業委員会さんがご苦勞していただいて、そして1年間に10アールずつこつこつというふうな形でやっていくのか、もう少しふやしていつというふうな展開があるのでしょうか、ちょっとここのところがわからないのですけれども。大豆栽培というのもいいのだろうと思ひますけれども、どのような展開を考えて、初年度は耕作放棄地対策としてこのようなことを農業委員会がやっていくということなのでしょう。

○松本美子委員長 それでは、答弁を大塚環境農政課長、お願いいたします。

○大塚 晃環境農政課長 歳出の総額が1億7,600万円で、負担金に係る部分が1億4,734万3,000円でございます。

ですから、最初に申し上げるときにちょっと大ざっぱに言ってしまったものですから、申し上げますと、まず議会費のほう議員さんの報酬が主なもので、これが558万円になります。それから、総務費のほうの総務管理費、職員の給料が1,553万6,000円、職員手当が1,004万9,000円、それから共済手当が518万7,000円。それから、大きいものを申し上げますと、需用費が139万9,000円、それからあと使用料及び賃借料、これは車費だとかいろいろ、車のリースだとか、各財務会計、あと給与会計等々のリース料が、使用料及び賃借料ということで408万4,000円になります。それが、合計で4,435万8,000円。それから、あと監査員費、こちらのほうが監査員さんの報酬、費用弁償等、合計で33万4,000円。それから、事業費のほうになりますけれども、事業費のほうで1億2,200万3,000円になります。そういった部分の中に主なものということで、先ほどの7つの委託事業、それからあと事業費のほうに含まれる職員の給料が1,531万1,000円、職員手当のほうで1,091万6,000円、共済費が549万2,000円というものが主な支出の分類になります。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁を新井農業委員会事務次長、お願いいたします。

○新井孝行農業委員会事務次長 それでは、耕作放棄地の関係でお答えをさせていただきます。

今回の予算の関係につきましては、10アールの耕作放棄地を草刈り等を行い、大豆を栽培するというものでございます。

ご質問の来年度はどうかというお話でございますが、考え方といたしまして、今回は10アール、来年については、まだどうするかという検討はされていないわけでございますが、考え方といたしまして、現在、農地を相続された方とか、高齢化が進んでおりますので、荒れる、耕作放棄地になる前に農地バンク等を利用して、なるべく担い手につなげる、そういう活動をしていければというふうに思います。

それと、25年度に耕作放棄地の所有者に対しまして、草を刈って耕作を進めていただくように文書でお願いをしたところでございます。また、毎月発行しております農業委員会だよりを通じまして、遊休農地を減らすような、そういったお願いといたしま

すか、広報をしていきたいというふうに考えておりますので、来年度の耕作放棄地の農業委員会独自のやる事業については、今のところ、来年度以降はまだ考えていないというのが現状でございます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 137ページの美化清掃事業なのですが、これ保険料が今年入っていないのですが、大丈夫なのでしょうか。

それから、139ページの外来生物ですけれども、先ほど委託から臨時職員にすると。金額が、委託の場合27万2,000円だったのが、今度71万7,000円になるということで大幅に上がるわけです。どうも有利度というか、お金のことだけを考えると、今までのほうがよかったように見えるのですが、どんな仕事をしてもらって、こちらのほうがいいのだということちょっと伺いたいと思いますが。

それから、埼玉中部資源循環組合ですけれども、そうしますと正規の職員というのは何か少ないのではないかなと思ったのですが、正規、臨時、それを含めて7人ということなのでしょうか。

それと、その下のごみ資源収集運搬委託料、昨年6,700万、今度は7,000万とふえているわけですけれども、これは単純に燃料費というふうに理解してよろしいのでしょうか。

それと、149ページの沼の改修、まず委託料です。ちょっとどんな状況で、ここの3つの沼を改修するのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

大塚環境農政課長、お願いいたします。

○大塚 晃環境農政課長 私のほうからは、美化清掃の保険料が今年計上されていないかということかと思うのですが、これにつきましては、従前は民間の保険を活用していたのですが、26年から嵐山町全体で入っている全国町村会の総合賠償保険が対象になるということになりましたので、そちらのほうで対応できるということなので、9,000円のほうは減額になっております。

それから、外来生物のほうの駆除の関係で、委託だと22万2,000円で済んだのが、臨時職員にすると71万7,000円ということで、金額的に考えるとそっちのほうがいい

のではないかというふうなお話かと思うのですけれども、日数のほうも、ちょっと委託のほうだと日数が少なく、1年を通してできなかったものですから、臨時職員で週2日でもって1年間対応するという。それから、あと今考えているのは、捕獲従事者の講習を受けた方、こういった方を臨時職員にして、そういったことによって、委託で実施するよりは、より大きな効果が得られるのではないかというふうに考えております。

それから、埼玉中部資源循環組合の職員の関係なのですけれども、現在は埼玉中部資源循環組合で直接採用している職員はおりません。来年度の予定なのですけれども、7人のうち6人が市町村からの派遣になります。それから、1人は県からの派遣ということで聞いております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、村田副課長、答弁をお願いいたします。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 それでは、139ページのごみ収集運搬委託料の関係につきましてお答えをさせていただきます。

今、川口委員さんがおっしゃったとおり、この増額分につきましては、燃料費だとか、機械器具の借り上げ料の増加で変更というか、増額にさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 続きまして、金井副課長、答弁をお願いいたします。

○金井敏明環境農政課農業振興担当副課長 149ページのため池の委託料ということでございますが、こちらにつきましては、平成25年度のため池の一斉点検の業務結果に基づいて、警戒すべきため池ということで、国のほうからの公表がございました。その中で、警戒すべきため池ということで、豪雨の場合が4カ所、それから地震の場合の警戒すべきため池ということで1カ所、計5カ所が公表された箇所でございますが、そのうち今回また調査の対象となる、調査対象の要件がございますので、その要件に見合う沼ということで、川後岩沼と石倉沼、それから三ツ沼、こちらの3カ所を再調査ということで行うものでございます。内容といたしましては、土質の調査、それから土質解析等調査、堤体の設計、それからハザードマップの作成等でございます。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 1点お伺いいたしますが、164、165ページですが、この都市下水路整備事業でございまして、今回4万6,000円増加になっております。金額が大きいわけではありませんが、ただ都市下水路、現状はどうなっているのだから、見に行かないで質問するのは申しわけないのですが、以前、本当にひどかったときがございまして、これは清掃等を行うということになっております。近年、公共下水が進んで、かなり家庭雑排水の流入というのはほとんどないのではないかなというふうに思うのですが、以前はもう、要するに流しのごみだとか、そういうものが流れて、処理しなければどうしようもなかったところなんです。現状はどんなような状況になっているのか。先ほども申し上げましたが、見に行かないのであれなのですが、この都市下水路という位置づけというのは今後ともずっとやっていくのでしょうか。雨水排水路にほぼ近いのではないのでしょうか。これはどうなのですか。

今、都市下水路ということですから、業者に委託をして管理をしているわけですが、この現状についてちょっとお伺いを、4万6,000円ふえた理由もあわせてお願いをしておきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○松本美子委員長 それでは、答弁を清水副課長、お願いいたします。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長 それでは、お答えします。

嵐山町には都市下水路といたしまして、大きく3本の都市下水路を管理してございます。1つが大沼排水路、平沢の太陽インキの脇の大沼から平沢の区画整理を抜けて、志賀2区を抜けて市野川に流れ込む大沼排水路。それと、菅谷地区で申し上げますと山王沼排水路、これが東原区画整理のところから、菅谷の神社の菅谷の山王沼の……

〔「流れる」と言う人あり〕

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長 はい。それと、新田沼排水路、これが旧254の武蔵酪農があったあたりのところから、菅谷の石川医院とかヒロノ時計店を抜けて、線路を超えて、むさし台を通りまして、同じく市野川に流れ込む3本の都市下水路がございまして。委員さんがおっしゃったように、都市下水路といいましても雨水排水路と位置づけは同じでございまして。側溝の排水が全部都市下水路、雨水排水路に流れ込みますので、考え方は都市下水路イコール雨水排水路ということによろしいかと存じます。

それで、家庭の雑排水なのですが、今は合併処理浄化槽ということで、家庭内の雑排水と、あとし尿を合併浄化槽で処理した後の排水を道路側溝に流し込む。以前は、単独浄化槽が、家庭の雑排水はそのまま排水路、道路側溝に流れ込む、それと単独浄化槽は、し尿は単独浄化槽で浄化してから同じく側溝に流し込むということで、今は町管理型、都市下水路が流れている区域は、基本的に下水道エリアになっておりまして、合併処理浄化槽の水は、本来ですと、全部切りかわれば流れ込まないということになっております。ただし、今現在は、まだ下水道エリアで浄化槽から下水道に切りかえていただけない軒数が770軒ほどございまして、その下水道への切りかえを、毎年、推進をかけているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 都市下水路という位置づけの中で、どうしても分離機を設置したときもありますよね、前は。今はそういうものはないのですか。

この116万5,000円、この金額で、この都市下水路の整備、管理というのはどういふふうに行っているのですか。現状は、前からすれば随分きれいにはなっているのだと思うのです。ただ、問題はこんなに下水路を接続していない方が770軒ということで驚いているのですが、これは公共下水道のエリアだけの話なのですか。合併浄化槽も含めた、関係するところがどこかに、平沢あたりにあるのかな、その辺はどうなのですか。細かくなってしまうんですが。

〔「下水道会計の人じゃないからわからない」

と言う人あり〕

○安藤欣男委員 770軒あるということなので、この接続はいろいろ手を尽くしているのでしょうかけれども、なかなか高齢化した中では、高齢者の方々がつながらないというのは、事情はわかったりはしておりますが、だからそんな関係で、この都市下水路には現状でも家庭雑排水が相当流れ込んでいて、位置づけとすれば都市下水路という位置づけしかないということなのですか。その辺の考え方について。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

○安藤欣男委員 だから、どういうふうはこの116万という積算の根拠が、業者に頼んでいるのだと思うのだけれども。

○松本美子委員長 新井上下水道課長、答弁をお願いいたします。

○新井益男上下水道課長 それでは、お答えいたします。

都市下水路管理事業の内容でございます。都市下水路清掃委託につきましては、毎年お願いしているのは大沼排水路、それから山王沼排水路、この2排水路につきまして、管理委託をさせていただいております。

大沼排水路につきましては105万9,685円の予定です。内容につきましては、延長が917メートル、これの単価1,070円を掛けまして、入札により行っているということです。それから、山王沼排水路、こちらにつきましては10万2,060円の予定としております。延長が270メートル、内容は主に草刈りまして、シルバー人材センターに草刈りをお願いしているような予算でお願いしております。

大沼排水路の清掃場所につきましては、県道菅谷一寄居線の下流部分、志賀2区の開渠の開口部の残渣の清掃、それから汚泥の処分、それから雑草の処分というようなのが内容でございます。それから、山王沼排水路につきましては、菅谷中学校の下流に接骨屋さんがありますけれども、接骨屋さんから下流に向かって開渠の部分の雑草の処分、これが主な内容でございます。

それから、都市下水路の位置づけというものは、もう前々から雨水排水のための排水路というようなことも含めてできているものでして、なかなか位置づけというか、昔からこうできたよという部分があって、改めてこうだからこうなのだということまではちょっと、改めてのコンセンサスはどうなのかというふうなことはありますけれども、ただそれが機能しないことには大雨時の水害対策、これを大切に考えるときには維持管理が必要かなというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますか。

清水委員、どうぞ。

○清水正之委員 1点だけ、先ほどの渋谷委員の話なのですが、農業委員さんが事業をやって農業クラブ、農業委員さんのクラブに補助金を出すというのは大丈夫なのですか。

〔「ちょっと監査委員に聞かなくちゃ」と言う  
人あり〕

○清水正之委員 その辺は、法的には公選である農業委員さんの農業委員のクラブに対して、任意のクラブだと思うのですけれども、そこが事業をやる。私、事業の内容自

体は別にとやかく言うものではないのですけれども、公選である農業委員さんの任意のクラブに補助金を出すということは認められるのですか。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

大塚環境農政課長、お願いいたします。

○大塚 晃環境農政課長 清水委員さんのほうから、公選で選ばれた農業委員会の委員の委員クラブのほうに補助金が出せるか、違法ではないかというふうなお話だったかと思うのですけれども、大変申しわけないのですけれども、そこまでちょっと検討しないまま補助金ということで計上いたしました。また、ちょっと研究とか、いろいろ調べてみたいと思います。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ありますか。

ただいまの清水委員の質疑に対しましては、課長のほうから調べていただくというふうな答弁等がありましたので、そこはそれでおさめたいと思いますので、後ほどわかりましたら、ぜひ方向が出ましたらお願いいたします。

質疑がほかにございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 ないようですので、環境農政課及び上下水道課に関する部分の質疑を終結させていただきます。

ここで休憩とさせていただきます。2時50分まで休憩としますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午後 2時37分

---

再 開 午後 2時49分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど環境農政課の質疑の中で、清水委員さんのほうから質疑をいただきました。農業委員会へのクラブに対しまして、10アール当たり大豆を栽培をしてということと補助金の関係ですが、その辺につきましましてはどんなようなことなのでしょうかということでありましたけれども、答弁等がここでできるということとございますので、よろしく願いしたいと思います。

まず、大塚農政環境課長、すみません。よろしく答弁をお願いいたします。

○大塚 晃環境農政課長 それでは、先ほど清水委員さんからの質問で、農業委員クラ

ブへの補助金について、ちょっとまずいのではないかというふうなお話ありました。先ほどちょっと調べましたけれども、地方自治法の232条の2、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」という規定がございますので、特に問題はないということでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○松本美子委員長 どうもご苦勞さまでした。

それでは、続きまして、企業支援課に関する部分の質疑へと入らせていただきます。質疑のある方はどうぞ。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 それでは、1点だけお尋ねさせていただきます。

155ページ、槻川の川のまるごと再生事業に要する経費で、遠山側の駐車場及び観光トイレの整備ということですが、この内容についてよろしくお願ひいたします。

○松本美子委員長 それでは、山下企業支援課長、答弁をお願ひいたします。

○山下隆志企業支援課長 それでは、川のまるごと再生事業の関係でございます。お答えをさせていただきます。

新規事業であります槻川の川のまるごと再生事業に関するものでございますけれども、こちらが嵐山町遠山地内にございます、遠山地内に下っていきますと駐車場が現況であるかと思ひます。そちらの駐車場の拡幅に伴う整備でございます。

それと、一部、遠山の中に入っていきますと、甌穴と言われる、川をおりて岩が自然にくりぬかれて、穴のあいた甌穴というものがございます。その近くに駐車場が全くないというふうな状況もございますので、その2カ所で駐車場の整備。それと、トイレもございませんので、トイレの整備を考えてございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 そうしますと、トイレの設置場所はどちらになるのでしょうか。

それから、あとは今回の予算の中に測量設計委託料ということで出ていますが、トイレをつくるまでのことも含めているのかどうか、ちょっとお願ひします。

○松本美子委員長 それでは、山下企業支援課長、答弁をお願ひいたします。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

トイレのまず場所でございますけれども、既存の駐車場の周辺にトイレを1カ所。それと、甌穴の部分にもできましたら、地元協議等もございますけれども、協議によってつけられればというふうに考えてございます。

それと、内容でございますけれども、測量の関係でございます。こちらは平面測量、それと用地測量に設計を伴うものでございます。内容としますと、中身としますと、測量関係で220万円ほど、設計に伴うものに関しましては374万円ほどを予定させていただいております。

面積に関しましては、トータルで1,500平米でございますけれども、これが既存の駐車場に関しましては280平米ほどございます。それを、400平米ほどに拡幅ができればというふうに考えてございます。それと、駐車場に下る手前というのですか、下り切る手前の左側の部分が、若干旧道敷地で空き地になってございます。一部旧道敷地もあるわけでございますけれども、その辺も今回駐車場と一緒に整備ができたならなというふうに考えておまして、その部分が約900平米ほどになります。それと、甌穴の部分ですけれども、これが今現在のところ10メートル掛ける20メートルほどで、これが200平米ほどになりますけれども、合計しますと1,500平米という形で考えてございます。よろしくお願ひします。

○松本美子委員長 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 再度ちょっと確認させていただきまますけれども、そうすると観光トイレをつくる費用というのはこの中に含まれているのですか。含まれていないわけですね。その前の測量だけということで、実際には今回のあれは、つくるということは入っていないということですね。はい、結構です。

○松本美子委員長 答弁はよろしいでしょうか。

○佐久間孝光委員 はい。結構です。

○松本美子委員長 それでは、ほかに質疑のある方どうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 151ページの花見台工業団地の管理センターの50万円上がったわけですが、ちょっと理由を伺いたしたいと思います。

それから、子育て応援リフォーム補助事業、こちらに資料をいただいているわけですが、この町外も利用可能にしたというのは、どういういきさつから可能にしたのか伺いたしたいと思います。

それから、153ページの中心市街地活性化推進委員会の補助金ですけれども、朝市買い物難民対策をここでやってきたと、そういうお話ですけれども、引き続き同じような方向でここはやるのでしょうか。駅前のにぎわいづくりというのは、ここでは議論はされないのかどうか、しているのかどうか、伺いたいと思います。

それから、163ページからの耐震化促進事業で、新しく安心安全耐震化促進リフォーム補助金ができただけですけれども、内容について伺いたいと思います。

○松本美子委員長 よろしいですか、質疑は。

では、答弁をお願いいたします。山下企業支援課長、お願いいたします。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

花見台のほうの151ページになりますけれども、50万円でございます。こちらの関係につきましては、昨年と比較させていただきますと50万円ほど増額になってございます。先般、議案の説明でもさせていただきましたけれども、今年度いっぱい5年間の期限が参ります。今回、更新に当たりまして、更新に伴う意思を確認させていただいたわけでございますけれども、その中に、この前参考資料として見ていただきました資料がございます。そのほかに実績として、過去の実績の報告をいただいております、プラスこれから5年間、こんなふうな内容で維持管理をしていきますよという内容のものを頂戴しております。それをもとに審査委員会のほうで審議をいただきまして、検討いただきまして、今回に至っているわけでございますけれども、まず今回、太陽光等の設備の設置に伴って、館内にモニターですとか、新たに設備機器を設置いたします。それと、あと館内全体がかなり老朽化等も進んでおりまして、今後さらに維持管理していく上では人件費的なものがかかってくるのではないかというふうなこともございまして、今回50万円というふうなことで、計画の中にも上げていただきたいというふうな内容を頂戴いたしましたので、増額ということで提案させていただいております。

それと、子育て応援リフォームの関係でございますけれども、こちらは今回新規事業といたしまして、子育てに必要な居室、浴室、玄関、トイレ等も含まれますけれども、その改修の工事、それと、それに伴う附帯工事ができるようにと。それと、高齢者の方に必要と想定される床面の段差の解消ですとか滑りの解消です。それと、手すりの取り付け等、扉ですとか電気の改修も含めて、応援のリフォーム補助金というふうなことで、新規に考えさせていただきました。

町外の方が利用を可能としたというふうなことでございますけれども、実態等、前回のものを確認させていただきますと、窓口でかなり、町内の業者さんに建ててもらったので、できれば町外もというふうなお話もいただいたというふうなことも参考に今回させていただきます、町外の方もできるように配慮をしたと。ただし、町内の方、町内の業者さんが入った場合には、さらに上乘せの補助として町内業者さんを優遇させていただくというふうなことの内容にさせていただいております。

次に、中心市街地の活性化でございますけれども、今回の予算としましては同額の予算になってございますけれども、内容としましては、今現在でも、今までのまんまではなかなか活性化されないというふうなこともございまして、ここにいらっしゃいます町長、副町長さんも含めて活性化の方向というものをどうにかしようというふうなことで、今現在、協議を進めさせていただいているところでございます。

内容に関しましては、今現在、B級グルメに関しましては辛モツの焼きそばですとかをやっているわけでございますけれども、もうちょっと幅を広げて新しいものを開発していくとかというふうな内容で、もうちょっと元気にしたいというようなことで、今現在考えております。この後、商工会さん、それと観光協会さんも含めまして、一緒に協議をしながら進められればというふうなことの事業内容となっております。

次に、安心安全のリフォームの関係でございます。こちらはうちのほうの課で、もともと耐震の関係の窓口になっておりまして、なかなかこの耐震化が進まない。今年度、26年度の実績を見ましても、申請として上がってくるものがなかったわけでございます。これをどうにかしたいというふうなこともございまして、内容も町外の業者さんも参入できるような形で考えてございます。ただ、先ほどの子育て高齢者応援のリフォームと同じように、町内の業者さんに参入いただいた場合には、上乘せの補助額の25%になりますけれども、加算をしていきたいという内容に改めさせていただいたものでございます。目的としては、耐震化をもうちょっと進めたいという内容でございます。よろしく申し上げます。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ、お願いします。

○川口浩史委員 花見台なのですが、ちょっと聞いていると、かなりアバウトな感じがするのです。太陽光のモニターをつけると。モニターは1回だけで済むと思いますので、そうするとその分は来年以降下がるのかなと思うわけです。老朽化に対して、それに対応するための人件費が必要だと。何か具体的に、もう少し事務費等がかかって

しまうので50万円上げさせてくれというように来ているのかなと思ったのですが、そうではないわけですね、今のご説明ですと。どうなのでしょうね。何かそれに対しての50万円というのは適額なのかと考えると、随分アバウトな額を請求されて、ではそれをお支払いしましょうとなったような感じがするのですが、ちょっともし説明不足のところあれば、もう少しお願いしたいと思います。

それから、子育て高齢者のリフォームの件なのですが、町外の業者さんで建てたということで、そういう町民も多分、多いと思うのです。ただ、そういう方の依頼をそのまま受けてやるというのがどうなのだろうと思うのは、町内業者の育成というのが課の大事な使命でもあるわけです。そういう面では幾分かというか、町内に、当然それは率もいいですから回るでしょうけれども、建てたところに行ってしまうと、多くのところは町外に行ってしまうのではないかなと。町内業者の育成は、その業者が運よくもうけられれば、それは税金として還元されるのだということで、町内業者に限ってやってきたわけです。それが今度なくなるわけですから、町外の業者では。その辺は議論されて、それでもこういう形をとったのか伺いたいと思います。

それから、中心市街地なのですが、そうすると、ここにはぎわいづくりというのは議論をされていないということになるわけですか。午前中、観光協会が駅前に移転するというのが、これは白紙に戻すのだという話があったのですけれども、そうすると、あのぎわいづくりというのは、町長をはじめ副町長、数人で議論をして、ではこういうふうにしましょうということで決めてしまうものになるわけなのですか。何かもう少しいろんな意見が入ってやってかないと、遺漏のある事業になってしまうのではないかと思うのです。何かもう少しこの事業の補助金枠を拡大して、私はぎわいづくりも考えたらいかかというふうに思うのですけれども、ちょっと考え方を伺いたいと思います。

それから、安心安全耐震化促進リフォームですけれども、ちょっと内容はこちらと同じなのですか。同じではないですよ、子育てリフォームとは。

〔内容は違います〕と言う人あり

○川口浩史委員 違いますよね。ちょっと内容を教えていただきたいと思いますが。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

山下企業支援課長、お願いいたします。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

花見台のまず関係でございます。今回50万円増額させていただいている内容でございますけれども、先ほど太陽光発電のモニターの管理の関係ですとか、施設全体の老朽化対応に伴う増額というふうなことで説明をさせていただきましたけれども、実際には中の職員さんといいますか、管理している2名の方がいらっしゃるわけでございますけれども、その方が1週間、交代交代で出られているというふうな内容がございます。提案書の中身としましては、参考にいただきました決算の中身といたしますと、年間を通しまして2名分の賃金が139万6,400円というふうな内容でございます。

この関係につきましてですけれども、歳入のほうの中身を見させていただきますと、町からの分で決算としましては300万と、今まで300万というふうな内容でございます。そのほか利用料金で確認させていただきますと、20万円余りでございます。工業会さんのほうから120万円の支出がございます。それと今回、太陽光発電を導入するのに当たりまして、時期的に10月ぐらいから太陽光が動き始めるという予定になっておるかと思えます。そちらの売電の収入等も今回考慮をさせていただいて、うちのほうでそのほか雑入等もあるわけでございますけれども、歳入、収入のほうをちょっと精算といいますか、改めまして、今回方針に当たりまして確認をさせていただいたわけでございます。

それに対して、決算額で478万6,000円余りだったわけなのですけれども、今回賃金の関係ですとか、労災の保険の関係もなかったようでございまして、今回新たに追加していただいたりですとか、それと当然使用する電気料金が下がってくるわけでございますけれども、そういった部分も考慮させていただいて、トータルで50万円追加することによって514万円ほどの歳入になって、支出のほうの関係に関しては賃金、それと労災の関係、需用費に当たります光熱水費等を下げた形で見直すという内容になってございます。

それと、次に入らせていただきますけれども、子育て高齢者応援、町内業者さんを育成の観点からということでございますけれども、当課といたしましては、やはり町内業者さん、なるべく育成を図りたいという部分はあるわけでございますけれども、事業の趣旨としまして子育て世帯を応援したい、それと高齢者世帯も応援していきたいというふうな内容をもとに、今回このような形で考えさせていただいたところでございます。

それと、中心市街地の活性化の関係でございますけれども、今年度当初から活性化

しようというふうなことで投げかけさせていただいたわけですが、新たに12月の暮れに「まち・ひと・しごと創生」の関係で、仕事ができるような形になってまいりました。それまでは、何とか補助金をとということで、いろいろ模索していたわけですが、なかなか該当させられる、うまくうちの条件に見合った補助金がなかなかなかったわけですが、新たに年明けまして、町の考えている内容で、創生事業で仕事ができるのではなかろうかというふうなことで光が差してきたわけですが、中心市街地の活性化に関しましては、今後は「まち・ひと・しごと創生」の対策の中で作り上げていきたいというふうに、今考えているところでございます。

それと、安心安全の補助金でございます。リフォームの補助金でございます。内容は、こちらに関しましては耐震化を目的とした補助金でございます。昭和56年3月31日以前に建築された建物が該当するわけでございます。こちらを耐震診断をしていただきまして、今後いつ来るかわからない震災に対応するような建物にさせていただくという内容の補助金でございます。ですので、安心安全と子育て高齢者応援の中身としては全く別なものでございます。

以上でございます。

- 松本美子委員長 続きまして、井上総務課長に答弁をお願いしたいと思います。
- 井上裕美総務課長 ちょっと花見台工業団地管理センターのことで、補足説明をさせていただきます。

今回、花見台工業団地の管理センターを見直して契約を改めるに当たりまして、先ほど課長のほうから答弁申し上げたとおりでございますが、そのような形で向こうから提案書が参りました。ご存じのように、昨年10月1日から埼玉県最低賃金引き上げになりまして、嵐山町で雇用しております臨時職員につきましても800円が850円になり、それにつれて1,000円までの方については50円ずつ引き上げております。そのほかに今年度当初予算の説明のときでも申し上げたと思うのですが、全ての臨時職員に対しまして労災保険にも加入するというのもございます。

そういった当初予定していなかったもの、前の契約では時間数についても結構アウトな部分もございました。それに比べて今、お二人で勤務されているわけですが、勤務時間のほうもふえているような状況も伺っております。そういったもろもろのことが考えられた末の50万円のプラスということでご理解をいただければ

ばというふうに思います。

以上です。

○松本美子委員長 では、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 耐震化リフォームの件ですけれども、これは耐震化をすればお風呂や流しや玄関だとか階段だとか、そういうのも全部リフォーム補助が出るという、そういう認識でよろしいのでしょうか。ちょっと確認です。

それから、中心市街地の件なのですが、そうすると別に新しく、これを利用しなくても、今のメンバーでやれば、いいにぎわい計画ができるよという、そういうことで理解してよろしいのでしょうか。

その2点だけです。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

安藤副町長、お願いいたします。

○安藤 實副町長 課長から今、答弁申し上げたとおりなのですが、ちょっと補足のほうをさせていただきたいと思っておりますけれども、中心市街地活性化計画というのは、平成16年のたしか3月に、当時中心市街地活性化法の適用を受けて、嵐山町の菅谷の丘の上の商店街の空き店舗対策等をどう取り組んでいくか。町が取り組むべき対策、それから商工会が取り組むべき対策、それとまちづくり委員会、TMOというのですけれども、そのまちづくり委員会が取り組むべき政策、それを計画に位置づけて、平成17年からずっと現在まで、たしかこの200万という補助金を使われてきたのです。この補助金の中で、例えばボックスショップというのですか、あの駅前のボックスショップですとか、さくらまつりですとか、直接中心市街地活性化と結びつかないかもしれませんが、商工会とすれば何らかの、我々としても努力をしていこうという中で、このお金を使いながらこれまで取り組んできた。

昨年度、監査委員さんから、この中心市街地活性化の補助金について、使途が非常に不明確であると、そういうご指摘を受けました。そういうことを踏まえて、新年度は商工会とも話し合いながら、この補助金の趣旨にのっとって成果が上がるように取り組んでいきたいというのは担当課の考え方でございます。

それから、リフォームの関係ですけれども、ちょっと今度、新しく3つのリフォームを町のほうでは始めるわけです。それは、これまでのリフォームは、昨年も川口委員さんからいろいろご質問をいただいて、一旦見直そうというふうなことで、昨年は

予算を計上しなかったわけですけれども、固定化していると、利用者が。業者も固定化していると。この問題点を、課題を踏まえながら、新しい嵐山町の政策として子育て、それからこの高齢化の時代に、介護保険では対象にならない65歳以上の高齢者のバリアフリーをどうしたらいいか、そういう問題。それから、今課長が申し上げましたように、耐震の補助金の制度を持ってきたのですけれども、利用する方がいなかったと。何かやっぱり問題点があるのだろうというふうなこともありまして、耐震の事業、例えば筋交いを入れたり柱を足したり、その事業とあわせてリフォームをやる場合は、そちらのリフォームのほうも補助金を出していこうと。

この3つの新しいリフォームの補助金は、町内業者についてはさらに上乘せをしていこうということで考えておるわけですけれども、商工会のほうでは、「町のほうではこういう制度をつくりましたが、ぜひ町民の方ご利用ください」という宣伝をやっています。商工会のほうは、「我々の会員の中でこういう優良業者がいるから、ぜひ町のリフォームについては商工会の会員をどうぞお使いください」という宣伝を、商工会のほうではやっていくというふうなことでございまして、商工会とも連携をとりながら、新しくつくったこのリフォームの補助制度がうまく町民の方に利用していただけるようにこれから推進をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 59ページなのですけれども、太陽光発電売電収入の6万7,000円というのはとてもうれしい、嵐山にとっては初めてだなと思う、うれしい歳入があるわけなのですけれども、どこにどのくらい売電するのかということと、それから、これ10月からということでした。花見台工業団地ではモニターをつくって、多分モデル学習機関をつくるということでしたよね。調整池を、太陽光発電を貸すに当たって。その施設になるのかなというふうに思ったりしていたのですけれども、そういった部分があるのかどうか。とにかく太陽光発電の売電収入に関してはどのようにしてやっていくのか。

そして、これ花見台工業団地で学習施設をつくるのだとしたら、どのような形で考えているのか伺いたいと思うのですけれども、環境学習の施設ということがあったと思うのです、1つ。

○松本美子委員長 それでは、答弁を山下企業支援課長、お願いいたします。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

こちらの59ページでございます太陽光の売電収入の関係でございますけれども、こちらの太陽光発電は、管理センターの屋上に上げる太陽光発電でございます、池のほうに置くものとはまた違うものでございます。管理センターのほうの上に置いて、今受電をしているものと相殺をして、使っていないときに売電のほうに回るというふうな仕組みのものでございます。

〔「どこにどのぐらい売電するかっていう」と

言う人あり〕

○松本美子委員長 では、答弁漏れだと思しますので、売電の関係につきまして、山下企業支援課長、お願いいたします。

○山下隆志企業支援課長 それでは、大変失礼をいたしました。売電の関係でございますけれども、直接には東京電力さん、今契約をしているところでございます。手続に今、入っているところでございます。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません。そうすると、これは東京電力ということで6万7,000円ですけれども、50キロワット以上に……5キロワットでしたっけ、PPSに入れるのは。そういうふうなものではないと。発電量はそもそも不足しているという形なのですか。何かとても残念だなと思うのです、東京電力に売電するというのは。別の場所に売電していくほうが、うんと嵐山町では効果があると思うのですけれども。モニターがつくわけですね。モニターがついて、どのぐらい発電するかというのも出てくるわけですね、1カ月幾らという。そうすると、これはもったいないと思うのですけれども、東京電力に売電するのは。そこら辺のところの精査というのはなされたのですか。

○松本美子委員長 それでは、答弁を安藤副町長、お願いをいたします。

○安藤 實副町長 今、課長のほうから水上メガソーラーということで、花見台のため池につく、そのモニターが花見台工業団地の管理センター内につくと。それは、小中学生の学習の場ともなるようなモニターになっていまして、それが1点です。

それと、屋上には10キロワットの太陽光パネルがつきます。それと、同じく10キロワットの蓄電池、これもつきます。

今、渋谷委員さんはPPSのほうも考えなかったのかということですが、申し上げましたように10キロワットでございまして、PPSは50キロワットからというふうなことになっていまして、対象になるのは東京電力のみということで、そういうこととございました。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑は。

それでは、清水委員、どうぞ。

○清水正之委員 先ほどの市街地の活性化委員会ですけれども、そうすると、今回はという言い方はおかしい話なのですが、補助金については委員会のほうに出すということとよろしいのですか。

○松本美子委員長 それでは、山下企業支援課長、お願いいたします。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

活性化委員会の補助金でございますけれども、従来どおり出す考えでございます。中身としましては、従来どおりの協議を進めてまいります。駅前の活性化をにらみました……。

〔ちょっと休憩してください〕という人あり〕

○松本美子委員長 それでは、暫時休憩をさせていただきます。

休 憩 午後 3時33分

---

再 開 午後 3時34分

○松本美子委員長 それでは、再開をさせていただきます。

答弁をよろしくお願いいたします。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 すみません。大変失礼いたしました。

活性化委員会補助金でございます。活性化補助金でございます。こちらのほうは従来どおりではなくて、監査のほうで指導をいただいておりますとおり、商工会のほうではなくて、活性化委員会に直接出していくという内容でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、企業支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩とさせていただきます。再開につきましては、3時50分といたします。

休 憩 午後 3時35分

---

再 開 午後 3時47分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、まちづくり整備課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 ページ数が、160、161ページの道路照明の件でございます。13節の委託料、14節の使用料及び賃借料、15節の工事請負費、委託料ということで、委託料は橋だから結構ですけれども、こちらに金額が書いてありますし、また議会中は27年度当初予算嵐山町議会基本条例、第9条、関係資料ということで説明も受けておりますけれども、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

まず、こちらの13節、14節で書いてあります691万2,000円で、440万7,000円というものが道路照明灯LED化事業になると思うのですが、それでその下に防犯モデル地区における道路照明ということで、これは説明のときに15基ということでお話は伺っております。ちょっとここでは2つお伺いします。

まず、道路照明灯LED化の事業で、これ調査料が691万2,000円でLED化が440万7,000円だとちょっと安過ぎるのですが、9条のところに書いてある内容は、機械器具借り上げ料、リース料金総額の3分の1は初年度に限り補助するというので書いてありますから、この440万7,000円でLED化の事業をやるのか、私が何か言ってもしょうがないので内容をお伺いしたいと思います。

それと、防犯モデル地区の15基は、今回2地区が手を挙げたところが防犯モデル地区というものになるのですが、それとは別に、これはここに防犯灯があったほうがいいよというお話があったときに、この15基をあちらこちらにつけるのか、それとも防犯モデル地区の2地区に限りつけるのか、その辺の確認をしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を根岸まちづくり整備課長、お願いいたします。

○根岸寿一まちづくり整備課長 お答えいたします。

道路照明灯のLED化事業でございますが、委託料につきましては27年度にLEDを設置する箇所を確認するための調査でございます。現在、設置してある照明灯の位置とワット数を調査しまして図面等を作成し、交換する箇所を決定する委託料でございます。

それと、機械器具借り上げ料につきましては、27年度440万7,000円でございますが、これにつきましては、設置が完了しました後の1月から3月までの3カ月分のリース料を計上してあるものでございます。今後全ての金額、28年度からは全ての金額につきましてリース料を支払うものでございます。

それと、歳入の調査委託料の10分の10%につきましては、今回計上してございます691万2,000円が補助として入ってまいりまして、機械器具リース料につきましては、総額の3分の1の上限2,000万円が当初年度、最初の年にまとめて入ってくるということで、歳入のほうは2,000万を見込んでございます。

それと、防犯モデル地区における道路照明灯の関係でございますが、こちらにつきましては2地区を選んでいただきまして、その後、2地区に15基を設置をいたします。それとは別に、今まで毎年予算要求をさせていただいてきましたが、地区からの要望等につきましては、この15基とは別に20基分を計上させていただいております。

以上でございます。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 このLED化を進めるに当たって、来年の1月から3月に設置を始めるという今のお話かなと思うのですが、この業者さん、このLEDをすることになった業者さんはどのように選定をしたのか、お伺いを……

〔決まっていないうらう〕という人あり〕

○畠山美幸委員 ああ、決まっていないうら。まだこれからか。ああ、そうだ、まだ予算できていないうら。どのような形で業者さんを選定するのらお伺いしたいと思ひます。そうですね。

それで、15基の件はわかりました。それで、ではそれでいいです、1番だけで。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

根岸まちづくり整備課長、お願いいたします。

○根岸寿一まちづくり整備課長 委託の関係の業者の関係は、27年度になりましたら入札で決定をしたいと思います。それと、機具のリース料借り上げにつきましても、同

じ形になると思います。

以上でございます。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 何かプロポーザルで選ぶというようなことも書いてあったのだけれども、そういう考えは、ああ、ここにはないですよ。ここにはないですけども、別のところでやったところの、先進地の話とか内容を見ると、プロポーザルで選んでいるというところもあったのですけれども、競争入札でやられる方向でよろしいのでしょうか。

○松本美子委員長 根岸まちづくり整備課長、答弁をお願いいたします。

○根岸寿一まちづくり整備課長 一応今計画していますのは、入札で行うという形で計画をしております。

○松本美子委員長 そのほかに。

長島委員、質疑どうぞ。

○長島邦夫委員 2点お伺いをします。

最初に、163ページですが、武蔵嵐山駅の東西線連絡通路の関係です。施工箇所が、通路内の大規模な改修工事を予定しているということで、8,000万円の予算が計上されていますが、いろいろお話が出ていますけれども、どんな工事を予定なさっているのかお伺いしたいというふうに思います。

それと、169ページですが、川のまるごと再生の関係ですから、上から3段目、7番です。遊歩道の整備というふうなことで、先ほども植栽の関係で違う課に質問しましたが、その箇所の遊歩道の整備、あの飛び石を渡り終わったところから、早い話が向こうの遠山の出口のほうまで、そこの整備を予定しているのか。そこら辺のキロ数ですとか、どんな工法でするのかということをお聞きをしたいというふうに思います。

それと、その上にトラスト3号地の町有地、町有地に限ってということなのでしょうけれども、除草の委託料が出ていますが、町有地のトラスト……

○松本美子委員長 長島委員に申し上げます。

課が違いますので、申しわけございません。環境農政の。

○長島邦夫委員 ああ、ごめんなさい、間違えました。

では、その2点だけで。

○松本美子委員長 それでは、根岸まちづくり整備課長、答弁をお願いいたします。

○根岸寿一まちづくり整備課長 先に、武蔵嵐山駅東西連絡通路の改修につきましてお答えいたします。

東西連絡通路の内部の通路の壁面、それと天井の張りかえでございまして。それと、天井にあります、今現在ついている照明をLED化にすると。それと、改札を出ました正面にトライビジョンというもので、三角形の形をしたやつを幾つか並べまして、それが回転して3種類ほどの絵が出せるような形のものを設置いたします。それと、壁とエレベーターのドアのところに一応ラッピングをしまして、嵐山町の武蔵嵐山溪谷の写真ですとか、それと西口ですと畠山重忠公ですとか、そういう写真等をラッピングをする計画になっております。それと、東口のほうにつきましては、鬼鎮神社ですとかありますので、そういうものを一応ラッピングをするという計画で、今回この予算をのせさせていただきます。

それと、次に川のまると再生事業のほうでございまして、27年度の計画は冠水橋の左岸側ですか、そちらのところの現在ある通路、そちらにロープ柵を、今年度設置しました遊歩道のほうへ向けてロープ柵を設置いたします。それと、半島のほうへ行きまして、現在ある建物のところから上流、遠山のほうへ向かいまして、川におりられるようにそちらも遊歩道を設置して、ロープ柵を設置するというものでございまして。それと、あと案内看板を何カ所か設置と、大平山へ登っていく途中にベンチを何カ所か設置をするという計画でございまして。それが、一応27年度の計画でございまして。

以上でございまして。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 再質問をさせていただきますが、最初に連絡通路のほうのことですけれども、主に来ていただいた方に、嵐山町に来ていただいた方に広報的なラッピングというのはそういうことだというふうに思うのですが、広報的なものを主に、あとは蛍光灯だとか明るくするだとか、中を造作を何か変えるということではないのですね。今、ではその啓発的なそのようなものをやるということで、違うようでしたら、今言ったように造作をするほかに何か形を変えたりなんかするというふうなことも入っているのかどうかお聞きします。

それと、今のまると再生のほうですが、下流から見て、上流から見て左岸というのはどっちをいうのか。トラスト地のほうだというふうに私は思いましたが、ト

ラスト地のほうに上がったところが、非常に急で整備したほうがいいなというようなところがございます。多分あそこら辺のところと、あと遠山のほうへ抜けていくところの川におりられるところと、もちろんその遊歩道についても非常に一時、車が入ったりなんかしていて、やれていますが、そこら辺の整備を、もう入っているということで確認ですけれども、もし違っているようだったら教えていただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁を根岸まちづくり整備課長、お願いいたします。

○根岸寿一まちづくり整備課長 答えいたします。

最初に、東西連絡通路の関係ですが、先ほどお話をしましたトライビジョンを設置する関係で、現在掲示板等があるところにつきましては、若干の工事のし直しがございます。それ以外につきましては、壁の張りかえとか、天井の張りかえというぐらいのものでございます。

それと、続きまして、川のまるごと再生事業でございますが、申しわけありませんでした。冠水橋から見て、大平山側のほうの登っていく現在ある通路でございます。そちらのほうのロープ柵の設置ですとか、一部直しをかけるところがございます。それと、奥の半島のところでございますが、現在の遠山へ抜ける道路とは別に、今、物見台というのですか、建物があるところから下がきれいになっておりますので、その中に今通れるような道がありますので、そこを整備して遊歩道をつくるという計画でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 何かトライビジョンですか、非常に高価なものが、目立つようなものができるのだなというふうに思って、いいなというふうに思います。

それと、この散策遊歩道の関係なのですけれども、ちょっと急で、足腰の悪い人はやっぱり手をつないだりなんかしないと危ないところなのです。ですから、今言ったようにロープ柵というふうな、ロープを織って柵ができているというようなことを言っているのだというふうに思いますが、もちろん下の整備もしてくれるのではないかなというふうに思いますが、その確認だけお願いをいたします。非常に大水が出ると、豪雨が来ると、かなり流れたりなんかしているのですが、そこら辺のところの対策はどんなふうにするのかお聞きをして、終わりにしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を根岸まちづくり整備課長、お願いいたします。

○根岸寿一まちづくり整備課長 川のまると再生事業の冠水橋のところでございますが、現在あるきつい坂につきましては、階段状に修繕をしまして歩きやすいようにしたいと考えております。それと、現在通っている道路につきましては、大雨等が来て流れるようなことがあれば、その都度修繕をするということで考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかに質疑ございますか。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 まず、163ページ、今長島委員がご指摘いただいた武蔵嵐山駅の東西連絡路の大改修でありますけれども、私もあそこ行ってみると、表面的にはそんなに改修が必要かなというぐらいまだあれなのですけれども、今回の改修の基本的な考え方というのは、あそこところがやはり嵐山町の顔であるというようなところで、しっかりとその位置づけをするための大改修という認識でよろしいのかどうか、1点お尋ねいたします。

それから、あともう一点は169ページ、駅西公園整備の工事でありますけれども、この公園の整備、これに関して特別な例えばプロの視点だとか、そういったことからこの公園を行うのか。というのは、やっぱり嵐山町というのは、本多静六先生は公園の父と言われるような方、そういう中で嵐山町という地名もついた経緯もありますので、やはり駅前にそういった公園をつくるのは、規模は小さいといえども、やはり皆さんが集いたいというような魅力的な公園にすべきだというふうに考えますけれども、その辺はそのような考えはあるのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁を根岸まちづくり整備課長、お願いいたします。

○根岸寿一まちづくり整備課長 お答えいたします。

まず、東西連絡通路の関係ですが、やはり駅は嵐山町の顔になりますので、嵐山町の顔として映えるようなラッピングですとかトライビジョンのほうを設置していくということで、現在計画をしております。

それと、次に駅西公園の整備工事の関係でございますが、現在遊具とあずまやを予定しております。ただ、遊具等につきましては、まだどのような形のものを設置するかというのは決まっておりません。今後、いろいろと計画を、どのようなものか、子供の支援拠点の近くでするので、子供さんが喜ばれるようなものを設置をし

ていくということで、現在考えているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 そうすると、連絡通路のほうの大改修に関しては、老朽化が進んだということ以上に、やっぱり積極的に嵐山町の顔を整備していくというような捉え方でいいのか、もう一度確認させていただきます。

それから、あとは公園のほうですけれども、いろんな遊具を設置するとか、そういうこともそうなのですが、やはり設置の仕方によると、炎天下で子供たちが例えば座るときというのはもうすごく熱くて、全然その遊具が使えないという、私なんかも子供が小さいときなんか連れていったときにそういう経験もありますし、また子供たちだけではなくて、大人なんかも少し集えるような、やはり嵐山町の顔の位置づけとなる公園として、やっぱりその辺のところは細心の注意を払っていただきたいと思うのですけれども、その辺はまだ考慮の余地はありますでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

根岸まちづくり整備課長、お願いいたします。

○根岸寿一まちづくり整備課長 答弁いたします。

東西連絡通路のほうでございますが、4年前の地震によりまして天井が多少おかしくなった部分もございますので、そういう修繕と、壁につきましては、現在ある壁面ですとラッピング等ができないということで、張りかえをするものでございます。

駅西公園につきましては、今後設置をしていくもので、あずまや等は一応設置をする予定でございますが、遊具等につきましては直接日が当たるものとかもございまして、その辺につきましては、今後よく検討しながら設置をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますか。

河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員 すみません。166、167ページで都市公園の管理事業の関係で1つ聞きたいのですが、鎌形の、これ県の事業でつくられたのだらうと思うのですが、歴史の里公園、ここの利用状況というのは具体的にはどういうふうになっているのでしょうか。以前も近所の方が、大変いろんな方に使われるとうるさいとか何と

かという苦情もあったということなのですけれども、既に野外ステージや何かの、それは利用の問題でそういうことがあったのですけれども、現在は利用状況というのは具体的にどのくらい使われているのか。

それから、単なる清掃委託、あるいは草刈りだとかという形もあって、ヒガンバナの植栽なんかも今までまちづくりの委員の人たちがつくってやってみたいなのですが、それらを含めてどのような管理をされてきているのかお聞きしておきたいと思います。

それから、先ほども出ました緑のトラスト地にある冠水橋からの遊歩道の関係で、階段の部分があるし、玉石が埋めてあるところがあるのです。下におりるところ、かなりの距離があるのですけれども、雨の日にあの玉石が大きくて、かなり滑るのです。何か年寄りの話が出たのですけれども、若い人でも転ぶのではないかと思っているのです。私も時々あそこを通るのですけれども、散歩で、かなり危ないのですけれども、その辺はちゃんとしたものにつくりかえるということはあるのでしょうか。その2点を聞いておきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、根岸まちづくり整備課長、答弁をお願いいたします。

○根岸寿一まちづくり整備課長 お答えいたします。

鎌形の歴史の里公園でございますが、まことに申しわけありませんが、管理につきましては企業支援課さんのほうが管理をしております、まちづくり整備課のほうではちょっと利用状況等わかりかねますので、まことに申しわけありません。

それと、川のまるごと再生事業の関係でございますが、玉石のところにつきましては、修繕のほうは今回考えておりません。右岸側の鎌形のほうから入っていくところにつきましては、修繕の計画をしております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員 そうすると、あそこのトラスト地のところで右岸側のほうはやらないということなのですけれども、私はあれ非常に危険だろうなというふうに思っているのですけれども、ついで工事というのはやらないものなのでしょうか。非常に滑るのです。もし転んだら、あれセメントの中に全部埋め込んである道ですから、その辺でけがをした場合には、この補償の問題なりいろいろ出てくるので、町にいろんなことが出てくると思うのですけれども、そこら辺の検討はされていないということにな

るのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、根岸まちづくり整備課長、答弁をお願いいたします。

○根岸寿一まちづくり整備課長 お答えいたします。

冠水橋のところ、鎌形側ですか、そちらにつきましては28年度に、今のあるところを階段等に修繕をする予定でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 道路照明灯のLED化なのですが、これで照明灯のLED化というのはどの程度進むのか。各区で照明灯を設置していると思うのですが、その部分を含めてどのくらいになっていくのか伺いたと思います。

それと、先ほどの163ページの東西連絡通路なのですが、アイプラザがなくなって座る場所がなくなるのです。先ほどのお話を聞きますと、全てラッピングとか、とても観光のためにいいのですが、私などはうっかりすると1本逃してしまったりするのです。そういう人も結構いるかなと思うし、高齢者の方も結構いらして、そしてアイプラザのところ待ち合わせしていたりとか、そういった部分があるので、ちょっと座る場所というのですか、ベンチがないと、かなり厳しい状況になるのかなというふうに思っているのですが、そこら辺についてはどのような考え方になっているのか伺いたと思います。観光協会は下に行くということで、でもなくなってしまったらしいのですが、どっちにしても座る場所がないというのは、高齢化の社会では非常に厳しいですね、駅で。

それと、もう一つなのですが、165ページの土地区画整理組合の補助金事業ですが、平沢土地区画整理組合の補助金が1億2,421万円、東原が1,050万円で、本年度の事業というのはどの程度まで進むものか伺いたと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

根岸まちづくり整備課長、お願いいたします。

○根岸寿一まちづくり整備課長 お答えいたします。

最初に、LED化の関係ですが、この27年度に行いますLED化が終わりますと、約80%ぐらいのLED化になると思われま。

それと、次の東西連絡通路の関係でございますが、現在ちゃんとした一応積算は行

っておりまして、ちょっとベンチ等は考えておりませんでしたので、この中でちょっと他の課の関係もごございますので検討しながら、設置ができるように検討していければと思います。

それと、平沢土地区画整理事業の今年度の補助金でございますが、道路整備ですとか造成工事等の測量の調査業務委託費、それと保留地の鑑定業務特報の費用でございます。

それと、東原につきましては、一応調査設計費ということで予定をしてございます。

それと、一応進捗でございますが、平成26年度末の見込みで、平沢土地区画整理事業につきましては95.54%でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 1点道路照明灯の関係なのですが、80%が終わるという形で、各区で設置している照明灯に関しては、町のほうでは全く関与することはこれからはないということなのか、ちょっとその辺伺いたいと思うのですが。

○松本美子委員長 それでは、答弁を根岸まちづくり整備課長、お願いいたします。

○根岸寿一まちづくり整備課長 各区で設置をしております防犯灯等につきましては、現在、何区かの区で町へ移管しているところがございます。それ以外の区につきましては、町のほう修繕は行いますが、LED化に全てできるかという、もう機械がだめというものについては交換することはございますが、電球だけの交換とかそういうものにつきましては、町のほうも予算が余りありませんので、電球の交換だけでしております。今後も、なるべくLED化のほう進めていきたいと思っておりますけれども、区で管理しているものについては、町のほうも区のほうと相談をしながら進めていければと考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 区が持っている照明灯を町のほうに移管するという事は、移管したいよと言ったら、それは町のほうで引き受けてくれるのですか。電気料は各地区が支払っているのですけれども、その点どうなのでしょう。

○松本美子委員長 それでは、根岸まちづくり整備課長、答弁をお願いいたします。

○根岸寿一まちづくり整備課長 お答えいたします。

今まで何区か、そういう寄附ということで町が受けたものがございます。それは、どうしても高齢化してきまして、区のほうの予算が大変になってきているということで、区のほうでもちょっと費用が出せないという問題があるということで、町へ寄附をしたいという申し出がありました。それにつきましては、寄附をされれば電気代につきましても町が負担をするしかないものですから、今まで寄附をしていただいたところにつきましては、町が電気代のほうもお支払いをしております。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかに、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 161ページの橋梁改修事業なのですが、橋梁修繕詳細設計、これ何橋というのですか、ニューカイ橋というのですか。ちょっとどこの橋なのか、もう一つの橋もどこのか。それと、どういう今状況のためにこういう修繕を必要とするのか伺いたいと思います。

それと、169ページの駅西公園の件なのですが、遊具とあずまやをつけると。金額が1,450万円ということで、遊具を幾つつけるかわからないのですが、何か遊具とあずまやでこんなにするのかなと。ちょっとお金の感覚わからないもので、こういう質問をしてしまうのですけれども、こんなにするものなののでしょうか。幾つつけるかも含めて、ちょっとお答えいただければと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を根岸まちづくり整備課長、お願いいたします。

○根岸寿一まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

最初に、橋梁修繕詳細設計でございますが、入会橋ほか2橋ということで、入会橋が、この役場の下の道をおりて地産団地のほうへ向かいまして、左に曲がって若草保育園のほうへ抜けるところにある橋が入会橋でございます。もう一橋が、鎌形の八幡橋でございます。それと、もう一橋が將軍沢の高城橋と。この3橋を、平成24年度に作成しました橋梁長寿命化修繕計画にのっとりまして修繕を行うための詳細設計を行うものでございます。

それと、道路ストック点検の川袋橋外9橋でございますが、こちらにつきましては、国土強靱化基本計画の決定によりまして道路法が改正されました。それに基づきまして、5年に1度の点検を行うものでございます。こちらにつきましては、10橋ということで、入会橋、下鶴橋、川袋橋、志賀沢橋、金平橋、遠藤橋、宮前橋、尾崎橋、二瀬橋、谷川橋の計10橋を点検するものでございまして、こちらの点検の内容につきま

しては近接目視という形で、鋼材部の腐食ですとか亀裂、それとコンクリート部材のひび割れですとか剥離、鉄筋の露出等があるかないかを目視で点検をするというものでございます。

それで、こちらのストック点検につきましては、5年間に嵐山町にある71橋の橋を全て点検をすると。それで、5年が終わりましたら、再度もう一度点検をしていくというちょっと気の長い話なのですけれども、5年に1回各橋の点検をなささいという、道路法が変わりましたので、それに基づいて26年度から実施しているものの2年目でございます。

以上でございます。

〔「駅西公園は」と言う人あり〕

○根岸寿一まちづくり整備課長 すみません、失礼しました。

駅西公園の遊具とあずまやでございますが、とりあえず現在考えておりますのが、あずまやが1基、それと遊具につきましては、一応複合遊具を現在検討してございます。ただ、複合遊具になりますと、金額が安いものでも300万とかいたしまして、高いものになりますと、設置費用まで含めると1,000万とかという遊具もございまして、この複合遊具をどういうものを選ぶかこれから検討していきまして、なるべく安いものが数をつけられればいいのかなどという感じでおりますが、選ぶものによりまして金額が違ってきますので、はっきり何基つくというのが、ちょっと現在わかりません。

申しわけありませんが、以上答弁とさせていただきます。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 橋の件なのですが、この修繕詳細設計のほうですけれども、こっちのほうが少し橋のぐあいがよくないのかなと思うのです。実際にひびが入っていると、何かたががきているようなところというのがあるので、この修繕をしようということでしたのでしょうか。何か具体的なものがあつてのことなのか、ちょっと伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を根岸まちづくり整備課長、お願いいたします。

○根岸寿一まちづくり整備課長 橋梁修繕設計でございますが、こちらにつきましては先ほど申しましたように、平成24年度に橋梁長寿命化修繕の点検をいたしました。そのときに修繕箇所が出されてきてまして、各橋の概算の金額等を出しまして、年間300万

ぐらいで修繕がおさまるようというところで計画を立ててあります。それに基づきまして、ちゃんとした金額をはじくために橋梁の詳細設計をするものでございます。一応とりあえず各橋の嵐山町の36橋、長寿命化の点検をいたしまして、各橋のふぐあい等が出ているものにつきまして行うものの一部でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかに質疑ございますか。

安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 すみません、2点ばかりお伺いいたしますが、159ページ、幹線道路整備事業、ここに都市計画道路の測量となっているのですが、大字川島地内、いよいよ都市計画道路の延伸の設計が上がってきたかなというふうに思いますが、これはどの程度の設計委託を考えているのかお伺いしておきたいと思えます。

それから、165ページの平沢土地区画整理事業補助金、これは進捗率が95.54だということで、ほぼ終了しているという捉え方なのですが、去年も申し上げたかと思いますが、清算についての進捗というか、どの程度この清算について事務的なものが入ってきているのか。全然そこまではないので、いつ清算できるか、終わるかというところも読み切れないという状況なのか、それちょっとお伺いします。

それから、東原につきましても今年度増額になっているのですが、今調査設計だということなのですが、ここに来てまだ調査設計というのは、ちょっと意味がわからないのですが、その点説明をお願いします。

ここの余裕地の売却というのはほとんど終わっているのではないかと思うのですが、ここにつきましても、この整理がいつごろまでかかってしまう見込みが、見込みというか、整理についてはどうなのでしょう、あえてお聞きしておきます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いをいたします。

根岸まちづくり整備課長、お願いいたします。

○根岸寿一まちづくり整備課長 まず最初に、159ページの都市計画道路の測量の関係でございますが、27年度に計画をしておりますのが、平面測量、それと中心線の検討までが一応予定してございます。その後の縦横断等につきましては、線形を決めて、地元と協議をして決まり次第、その後の測量のほうへ入りたいと考えておまして、27年度につきましては、平面測量及び中心線の検討のみでございます。

区画整理関係につきましては、申しわけありません、副課長の菅原のほうから説明

させていただきます。

○菅原浩行まちづくり整備課区画整理担当副課長 それでは、平沢土地……

○松本美子委員長 すみません。申しわけありませんが、菅原副課長、答弁をお願いいたします。

○菅原浩行まちづくり整備課区画整理担当副課長 失礼いたしました。それでは、平沢土地区画整理事業の清算の見込みについてお答えをさせていただきます。

現在の計画では、清算事務につきましては、平成29年度から清算事務のほう予定をしておりますが、現在の計画のほうの見直しをしております、現在の事業の進捗状況等を検討いたしますと、清算事務につきましては、平成33年度から清算事務のほうを実施できるのではないかなということで考えております。清算事務が終わりまして、解散の認可を得るのが平成35年度というのが、平沢の土地区画整理組合のほうの現段階で見直しを検討している中での状況でございます。

それから、東原土地区画整理組合のほうの調査設計費の内容ということでございますが、東原につきましては、既に面整備等の事業のほうは完了の状態でございます。平成27年度の調査設計費というのは、現在仮換地の状態でございますが、本年度、26年度に出来形確認測量ということで、整備済みの状況につきまして境界点等の確認作業が26年度完了いたします。その完了した成果に基づきまして、正式に登記をするための換地計画というのを平成27年度に予定させていただいております。それが、平成27年度の事業でございます。

それから、ご指摘のありました保留地でございますが、東原につきましては、一般保留地は全て売却済みでございます。完了の見込みでございますが、東原土地区画整理組合につきましては、平成30年度に完了の見込みでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、安藤委員どうぞ、質疑を。

○安藤欣男委員 幹線道路につきましては、平面測量と中心線を出すということでございます。これは、都市計画道路の予定している全線が、一挙にこのあれでできるのですか。その長さ等を、ちょっとなかったものですから、お聞きをしていきたいと思っております。

それから、区画整理がどうも、当然長くなってくだろうとは思っておりますが、今27年度予算をやっているところです。しかも換地整理へ入っていくのは33年という

ことをごさいますて、当然その前には換地計画をして、換地が全て登記まで終わらなければ入っていかないわけでごさいますので、まだまだ仕事量は相当多いというふうには思います。ただ、これは組合が大変だろうなと思っっているのですが、組合運営が、余り言うとなれかな。見通しはなかなか厳しいと思っますが、ただできるだけ前倒しにする努力をしていかないと、役員も高齢化もしてありますので、その辺の考え方はいかなものでしょうか。

それから、東原につきましては、調査設計については大体換地には入っていくということでごさいますので、内容的にはわかりました。東原は結構です。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

根岸まちづくり整備課長、お願いいたします。

○根岸寿一まちづくり整備課長 それでは、私のほうからは都市計画道路の関係についてご説明申し上げます。

この都市計画道路につきましては、深谷一嵐山線から滑川町までの境で、延長が約1.1キロごさいます。それで、一応その部分の平面測量だけでごさいますので、今回おせいただきました予算で、一応賄えるという考えでごさいます。

以上でごさいます。

○松本美子委員長 菅原副課長、お願いいたします。

○菅原浩行まちづくり整備課区画整理担当副課長 それでは、平沢土地区画整理事業の残事業についてのご質問だったと思っますが、ご指摘のとおりまだ残事業等につきましては、かなりの状況で残ってごさいます。先ほどお話ししたとおり、平成35年度の完了を目指しまして、現在そちらの内容について精査をしているところでごさいます。できるだけ早く完成をさせるための努力というのは惜しまずに続けていきたいと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

[発言する人なし]

○松本美子委員長 質疑がないようですので、まちづくり整備課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩とさせていただきます。45分に再開ということで、よろしくお願いをい

たします。

休 憩 午後 4時34分

---

再 開 午後 4時43分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、本日最後の審査は、教育委員会こども課に関する部分の質疑を行います。  
質疑のある方はどうぞ。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 2点お伺いをいたします。

まず、175ページ、社会科副読本の「らんざん」ですけれども、これ今までも使っていたかなと思うのですけれども、今回新しいものを印刷製本するというので、内容的には変更の箇所があるのですか。よろしくお願ひいたします。

それから、あとは177ページ、親の学習講座、これはどのくらいもう続けている事業なのか。また、講師というか先生はどのような方をお呼びしているのか。それから、どんな成果が上がっているのかお尋ねしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

田中指導主事、お願ひいたします。

○田中 守教育委員会こども課学校教育担当指導主事 では、社会科副読本についてお答えします。

今現在、社会科副読本の編集委員会を立ち上げまして、この時代に合ったものに変えていくところを相談しているところです。また、年度を追っていく部分もありますので、新しい年度になったものにはそのところが変わっていくところが、今考えているところであります。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

それでは、簾藤こども課長、お願ひいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

親の学習講座のいつごろかということでございますけれども、今手持ちに私どもいつからというのは持ってありませんので、はっきりお答えできなくて申しわけないのですけれども、私がこども課に来たときにはもう既にやっていますので、もう5～6年はやっているのかな。もっと前からか、ちょっとはつきりしませんけれども、いつ

からかということはそういうことございまして、小学校の保護者と中学生を対象に行っておりますので、それなりの親子の、家庭のというような意味で実施しているのだと、このようには考えております。具体的にどういった講師をとかというのが、ちょっと申しわけないですけども、把握してございません。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 副読本のほうですけども、そうすると年度が変わったのでそういった文言の切りかえ程度の変更で、内容的に何かをつけ加えるだとか、そういったものはないということですかね。

それから、あとは親の学習講座のほうですけども、こういった事業がスタートする背景には、それなりの社会状況なり親子関係のあり方、そういったものが起因していると思うのです。ですから、そういった目的に合った事業展開がなされているのか、またその成果が上がっているのか、もう一度よろしくお願いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

田中指導主事、お願いいたします。

○田中 守教育委員会子ども課学校教育担当指導主事 社会科副読本の、今のところまだ、そこまで具体的なところにはいっていないのですけれども、今現在立ち上げたところで、話し合いを進めている段階であります。嵐山町でまた新しいものが出るようであれば、そこのところは載せていく形になると思います。

○松本美子委員長 続けて、簾藤子ども課長、答弁をお願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会子ども課長 お答えさせていただきます。

平成20年からやったということでご理解いただきたいと思います。また、おかげさまで、学校自体もこの講座をやったからということに限りませんけれども、各学校とも落ちついて、生徒が勉学にいそしむというような態勢になってきていると私どもは感じております。

以上です。

○松本美子委員長 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 なかなかちょっと具体的な成果というのは言いづらい、どういうふうに表現していいのかというのは言いづらいところありますけれども、特にやっぱり保護者の方々の学校に対する信頼ですとか、親子関係が改善したとか、そういったこ

とというのは数値であらわすということではできないですし、その辺のところは、もしそういったいい徴候があったということがあればお聞かせをいただきたいと思いません。

○松本美子委員長 それでは、簾藤こども課長、答弁をお願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 やはりこの講座を実施することによって、家族がもう一回家庭を顧みるという機会にもなっているのかなと。また、学校においては、落ちついた学校に今なっておるとというのが現状で、引き続いて家庭教育を中心に考えていくのが一番いいのかなとは思っております。

以上です。

○佐久間孝光委員 はい、わかりました。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員 今、佐久間委員が質問した175ページの副読本に関してなのですが、編集委員会を立ち上げて検討中だということで、この中身なのですが、新しいものがあれば載せていくということなのですが、副読本ここにあるのですが、これ非常によくできていると思うのですが、その中で幾つか疑問点があるのですが、29ページですか、そこで「嵐山町に住む人」というので棒グラフがここに書いてありますけれども、「下のグラフを見て嵐山町の人口の変わりを調べてみよう」ということで、昭和40年、50年、60年、平成7年、これ10年ずつこういうふうにして、最終的には平成17年ということで、「嵐山町は、平成22年にはおよそ1万9,000人の人が住んでいます。年ごとに人口がふえていることがわかります」。また、これで人口がふえているということ、ここに17年前の資料でうたっております。また、この……。

○松本美子委員長 吉場委員に申し上げますけれども、端的に質疑のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○吉場道雄委員 また、45ページの中で、「嵐山町の人々の仕事」ということで、嵐山町およそ1万9,000人の人がいて、およそ1万人の人が働いているということなのですが、今ふるさと創生、人口問題のことが結構騒がれている中で、やはりこれちょっと資料が17年だから古いと思うのです。今のやっぱり現状を踏まえて、前はこうだったけれども、今は、現状はこうだと。やっぱり5年、10年ではこうなるという

ことを、はっきり子供たちに5年、10年先を見た教育をすべきだと思うのですけれども、その点をお伺いします。副読本をつくるべきだと思うのですけれども。

○松本美子委員長 それでは、答弁を田中指導主事、お願いいたします。

○田中 守教育委員会こども課学校教育担当指導主事 やはり古くなってくる場所もあり、それが今の現状に合わないところも出てきますので、そういうものを直すといった意味で今年度立ち上げて、来年度以降はそこも含めて新しいものに直していくという形をとろうと思っております。

○松本美子委員長 吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員 あと、この中で嵐山町の歴史の関係がありますけれども、やはり嵐山町といたら、今嵐山町のほうでもNHKの大河ドラマということで木曾義仲ですか、そういうようなことも、やはりあしたから北陸新幹線ですか、するように、嵐山で生まれて北陸新幹線のところを通って行って、最後には征夷大將軍になるわけなのですから、そういうような偉大な武將がいたということも明記してもらえればありがたいと思うのですけれども。

また、10年、20年というのは、やはり前のことはわかると思うのですけれども、子供たちには今の現状とこれからどうなるのだということを知っておいて、子供たちに対してもそのような知識を持ちながら教育していってほしいと思いますけれども、お考えをお伺いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

田中指導主事、お願いいたします。

○田中 守教育委員会こども課学校教育担当指導主事 それらも含めまして検討させていただくということで、今具体的にどうということはなかなか、今調べているところでもありますので言えないのですけれども、そういうことを含めて、今後取り組んでいきたいと思っております。

○松本美子委員長 よろしいですか。もう一回。

〔「教育長が」と言う人あり〕

○松本美子委員長 ああ、すみません。

小久保教育長、お願いいたします。

○小久保錦一教育長 ただいま吉場委員さんのほうの質問の中から、以前に嵐山町にゆかりのある人ということで、木曾義仲と畠山重忠が別冊で出ております。これも後ろ

のほうには義仲新聞という形で、調べて楽しかったとか、まとめる教材になっているのです。これらを、さらにゆかりのある人がいるかどうか、そういうこともやっぱり検討しながら、一応これがメインなのですけれども、考えていければと。

この間の「いいとこスピーチコンテスト」でも、やはり嵐山の歴史にかかわることをかなりの生徒が言っていますので、そういったことも参考にしながら、いい副教材にしていければいいかなというふうに、そんなふうに思います。

○松本美子委員長 吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員 これから検討委員会を立ち上げるということなのですけれども、やはり子供たちに夢のある副読本をつくってもらいたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 それでは、質問させていただきます。

初めに、小中学校のタブレットを導入するという関係から入らせていただきますが、中学校が191ページで、玉ノ岡が193ページ、それで新しい新規事業の中からいただいていますので、そちらからもちょっと説明を聞かせていただきますが、まず今までのデスクトップにかわってタブレットを導入するということでございますけれども、これは……

〔「デスクトップも置いてるの」と言う人あり〕

○長島邦夫委員 こちらから見て。それで、ちょっと任せていただけますか。

○松本美子委員長 質疑を続けてどうぞ。

〔「デスクトップはあるの」と言う人あり〕

○長島邦夫委員 デスクトップは、今までももちろん設備してあるわけです。それにかわってタブレットを導入して、生徒の要望等もあるのではないかなというふうに思います。今の時代ですから、デスクトップでやるのも、タブレットでやらせていただきたいという、そのような要望もあるのではないかなというふうに思います。どのようところから、比企市町村では見当たらないところからタブレットを導入したのか、まずその経緯から1点だけお伺ひします。

そして、何年か前にも電子黒板の設置はしたというふうに思うのですが、また今回

も電子黒板を導入をして、さらなる何かいい効果を狙っているのかどうか。そしてまた、ITCの支援員もどのような方をお願いをするのだというふうに書かれています。が、どのような方を予定しているのかお聞きをしたいというふうに、3点だけお願いいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁を簾藤こども課長、お願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

中学校のパソコンの関係でございますけれども、まず今整備されておりますパソコン教室のデスクトップのパソコンの入れかえが1つございます。それは、パソコン教室については40台設置のものを、古くなっておりますので、19年だと思っておりますけれども、19年からリースをしておりますので、パソコンとしては経過年数がかなりたっております。そういった関係で、パソコン教室の40台、まずかえさせていただきます。それから、各学年にタブレット端末を4台と教師用1台、ですから生徒にとっては6人のグループでデジタル教科書とか、そういった共同学習をグループごとに行ってもらいたいということで、数的にはそういうことで考えております。

それから、電子黒板のことでございますけれども、今までののはかなりハードというか黒板というか、よく持ち運びができるキャスターがついている大きなものだったと思うのです。そうしますと、なかなか移動がかなりきつかったという話も聞いています、使う教室に持っていくときに。そういうこともありまして、今回の考えております電子黒板につきましては、じゅうたんみたいな巻けるというか、そういったような電子黒板というのを考えております。よろしいでしょうか。

以上です。

〔「あと支援員」と言う人あり〕

○松本美子委員長 すみません。続けて、では答弁を簾藤こども課長、お願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 大変申しわけございませんでした。

支援員につきましては、リース会社の職員を今現在の予算の絡みで考えていきますと、1校に月に2回ぐらい入れて、先生もなかなかなれている方もいらっしやらないし、また生徒に対してもそういったフォローをしてもらうということで、リース会社のほうから入っていただくということを考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、質疑をどうぞ、長島委員。

○長島邦夫委員 では、最初からちょっと確認、私が勘違いしているところもあるみたいなのですが、デスクトップのパソコンは入れかえもあるんですね。タブレットだけではなくて。最初、デスクトップはもう使わないのかな、そういうふうにしたものですから、それも入れかえて、なおかつタブレットも導入をして、生徒たちによりよい最先端のパソコンの技量を学んでいただくと、そういうことですね。それは、答弁は結構です。

電子黒板の利用効果というのですけれども、電子黒板というのはやっぱりそこに書いたものを即プリントアウトするような、そのようなものというふうに我々なんか思うのですけれども、そういう効果が何かあるのかどうか。そういうふうなことも使っているのかどうか、そういうこともして授業に使っているのかどうかということを、1点再質問させていただきます。

それと、支援員についてはリース会社の社員さんに定期的に来ていただいて、生徒もそうだけれども、教える教師の方にも指導をしていただくと、そのような考え方でよろしいのですか。それだけお願いします。

○松本美子委員長 それでは、簾藤こども課長、答弁をお願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

まず、1点目の電子黒板の使い方ですか、これはパソコンに連結させて情報を掲示できて、生徒にここところがというような映像的に、文字ももちろん映るわけですが、させると。ですから、言葉プラス映像的なもので学習ができる、より一層視覚的な効果もあるのかなと私なんかは考えております。

それと、先ほどお答えしたかどうかわからないのですけれども、各学年に7台、先生1台、生徒6台というのを1つのセットとして、ですから3学年にそれぞれワンセットとして配置するというご理解いただきたいと思っております。

○松本美子委員長 それでは、長島委員、質疑どうぞ。

○長島邦夫委員 何か繰り返しのあれになってしまうかもしれませんが、いわゆるデスクトップは入れかえだけで、新しいものに入れかえるのだと、タブレットについては新規に導入ですよということですね。それでいいのではないかなと思います。

それと、電子黒板の利用の方法なのですけれども、私なんかこういうふうそこに書いたものを、手書きしたものを出して授業に使うのかなというふうに思ったのです

が、そうではなくてパソコンで打ったものはそこにも出てくるということなのでしょう。その点だけ、すみません。古い人間ですみません。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いをいたします。

簾藤こども課長、お願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

タブレットで資料を提供すると。ですから、紙ベースではなくて、視覚的なところで学習、また資料も読ませるといふか見せるといふか、そういった活用の仕方になるかと思えます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 今のタブレットの件ですけれども、今課長の答弁だと各学年ワンセットが教師用1台と、ここには生徒6台と、この間の資料には書いてあるのだけれども、さっき課長4台と言ったのですけれども、6台でよろしいのですよね。各学年にワンセットということは、玉中にそれが3セットだから、三七、二十一台、そして菅谷中学校にも21台という考え方でいいと思うのですが、ただ人数が6人グループで1台のタブレットというお話ですから、何か生徒さんにしてみると、1時間で50分の授業の中で、1人10分もさわれないのだなという、ちょっとこれかわいそうですねと思うのですけれども、リースで借りていると思うのですけれども、借り上げ料になっているからリースだと思うのですけれども、もう少し借りられたのではないのかなと思うのですけれども、その辺の検討はどうされたのか、経緯を聞きたいと思えます。

それと、123ページの各学童保育室にAEDの設置があるということで、4学童ありますから4台なのかなとは思っていますけれども、今まで学童保育室で、例えばAEDが必要になったことは、今までまずあったのかどうなのかと、あとこの設置場所、学童保育室のどの場所に設置をするお考えなのか確認をしたいと思います。

それと、125ページの9目の13節委託料で、発達支援等巡回訪問事業業務委託料ということで、これ巡回ですからお一人の方になるのか、ちょっとこの内容をお聞きしたいと思えます。

それと、小学校で各ページにまたぐのですけれども、まず181ページが菅谷小学校の教師用指導書購入、そして次の185ページには七郷小学校、そして187ページには志

賀小学校という形で、教師用指導書購入ですから、いろんな要綱が変わって、こういうことをまた先生も勉強し直さなくてはいけない部分があったのか、ちょっと内容をお聞きしたいと思います。

あとは、195ページの太陽光発電です。玉ノ岡中学校に太陽光パネルをつけますよということで、12月の議会だったかな、補正予算で入りました。これはいつぐらいに設置をされる予定なのか、何月に設置の予定なのかお伺いします。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

I C Tの関係でございますけれども、失礼しました、グループ学習の関係でよろしいですか。これは、本来でしたら生徒1台ずつが一番望ましいと。ですから、金額的な話もそうですし、また最初の導入ということで、学校は今、結構グループ学習とか、そういったのを多く取り入れていると私は思っているのですけれども、そういった中で、とりあえずと言ったら言葉は悪いのですけれども、導入のきっかけということも一つございまして、これから導入した結果を検証していきたいと、このように考えています。学校とは相談もした結果でございます。

それから、A E Dでよろしいのですかね、2番目。各学童保育室に設置するわけでございますけれども、今まで必要になったことがあるかということでございますけれども、私どものほうで聞いたことはございませんが、学校には備わっておりまして、学童保育室については、学校が閉鎖された後もやっている、土曜日もそうですし、そういったことから、使われる事態が起こるといのはよくないのですけれども、いざというときのために設置するというご理解をいただきたいと思います。

それから、125ページですか……

〔「設置場所」と言う人あり〕

○簾藤賢治教育委員会こども課長 すみません、設置場所につきましては学童保育室の中で、具体的にどこというのは今後の話になるかと思うのですけれども、何かあったときには必ず使える状態、すぐとれる、また子供さんが遊ばないというものもあるのでしょうけれども、そういったところを選定していきたいと思っておりますけれども、いずれにしても学童保育室の中で設置をするという考え方でございます。

○松本美子委員長 それでは、答弁は前田副課長、お願いいたします。

○前田宗利教育委員会子ども課子ども担当副課長 それでは、私のほうから125ページの発達障害の発達支援等巡回訪問事業につきましてご説明させていただきます。

実は、この事業は平成26年、今年度、県の事業として健康いきいき課のほうの福祉担当のほうで、発達障害のほうの障害児の担当のほうで県の事業としてやっておりまして、保育園、幼稚園等を巡回していただくということで、子ども課のほうで連携をしてやらせていただきました。子ども課としては、今幼稚園、保育園等、保健師が専属におりますので、その保健師で巡回訪問していくのですけれども、その中で、ちょっと気になるお子さんとかいうお子さんが、今150名ぐらい小中高でいらっしゃるのですけれども……

〔何事か言う人あり〕

○前田宗利教育委員会子ども課子ども担当副課長 はい、ですからちょっと気になるお子さんですよ。そういったお子さんがいらっしゃるって、特定はできないので、そういったお子さんをずっと経過を見ているのですけれども、そういったところで発達障害の疑いがあったりとか、そういうのを早く発見できればということで、健康いきいきの福祉の部門と連携をして巡回訪問、県で委託した業者さん、ハロークリニックさんですか、多分県が委託をして、その心理士の方を年2回、定期的に見させていたのです。それが、県のほうが予算がなくなってしまって、27年度からなくなってしまふということなのです。非常にこの心理士さんが来ますので、年2回、多分年度初めと年度の後、一応アドバイスをいただいて、こういう対応をしたらいいですよというアドバイスをいただいて、もう一度見るというような形で年2回か3回ぐらいを、県の事業がなくなってしまいましたので、町の単独の事業として継続できればということで、新規事業でのせらせていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて簾藤子ども課長、答弁をお願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会子ども課長 お答えさせていただきます。

まず、各小学校の指導用の教科書のご質問でございますけれども、4年に1度教科書が変わることに伴いまして、もちろん子供たちの教科書については無償なのでしようけれども、先生の指導用の教科書ということでご理解いただきたいと思っております。

○松本美子委員長 続けて、藤永副課長、お願いいたします。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 それでは、私のほうからは、太陽光発電の設置工事の時期についてご説明したいと思います。

今、業務委託のほうを補正いただきまして、一応たまたまきょうが工期ということで、きのう業者のほうからいろいろと図面等もいただきまして説明を受けたのです。こちらとしましては、学校の授業というのがありますので、できれば夏休みの期間中に、授業に支障のないような形で工事ができるといいという形では、前から説明をしながら設計のほうも依頼はしていたのですけれども、蓄電池というのも今回設置する予定なのですけれども、これが今、受注をしてから納品になるまでにかかなりの時間が費やされるということらしいのです。たまたま蓄電池は外のキュービクルの隣に設置する予定になっていますので、そんなに授業に支障なく一応はできるのかなとは思うのですけれども、一応北側の体育館側の屋上にパネルのほうは設置する予定になっておりまして、そここのところは、せめて夏休み中に何とかやって、授業に支障がないようにできればいいかなということでいろいろ確認をしましたところ、パネルもやはりそれなりの日数を要しそうだ。

ですから、新年度になりまして早々に発注をしていただいても、夏休み中にその物が届くかがわからない状況があるということだったのですけれども、パネルを設置するに当たりましては、そんなに音が出ないらしいのです。パネルを設置する手前の架台、そこがやっぱりコンクリートをもんで削ったりとかしますので、そこはちょっと音が出て授業に支障があるけれども、パネルの設置そのものはそんなに影響はないと思いますということでしたので、夏休み中にその架台というのを設置して、蓄電池とモジュール、太陽光発電のパネル、それが納品され次第、設置していくという形で考えておりますので、ちょっと納品時期がいつになるかというのが、何とも今言えないのですけれども、10月中には何とかなるだろうと。4月、5月ぐらいに発注できたとすれば、9月中ぐらいとかにはある程度できるのではないかと。10月には遅くても間違いなくできるのではないかなというようなお話を伺っております。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 ICTの件ですけれども、グループで授業をするというのが、今はやりというのですか、学校でのそういうニーズがあるというのか、そういう勉強の仕方をしているというのはわかったのですけれども、ただそういうのに向き不向きの教科

はやっぱりあると思いますので、今後は今年1年これをやっていただいて、やっぱり2人ぐらいでやれるような時期が来るといいなと思って、また来年、再来年度の予算を楽しみにしたいと思いますので、今回はこれで生徒さんに頑張って勉強していただきたいと思います。

そして、123ページのAEDの件ですけれども、今まで事故がなくて何よりなのですけれども、今後何があるかわからないので、こういうのを設置するというのは本当に必要なことだと思います。しかしながら、やっぱり子供さんいろいろと新しいものがあると興味を示していただかずらしてしまうと、事故があっては困りますから、やはり学童の先生のほうから1回使っているところを見せるというのですか、本物は使えませんから練習みたいなものを、やっぱり子供さんがいるところで、学童保育室でそういう何か夏のイベントではないですけれども、そういうときにやってみるとか、ちょっとそういう提案もしてあげるといいのかなと思います。手が届かなくて使えないという……

○松本美子委員長 畠山委員に申し上げますけれども、端的に簡潔にお願いできますでしょうか。

○畠山美幸委員 では、AEDの件は、危なくないところに設置するようにお伝えください。

発達障害の件ですけれども、こちらは今まで県の仕事だったのが、今回町で単独でやっていただけということで、ただ年2回でたまに来て、ちょっとおかしいなというのが果たして確認できるものなののでしょうか。その辺はプロだから、来て見ればあれなのか、ちょっとどういう形で選別されるか。では、いいです。これも飛ばします。時間も遅いですから。

あとは最後の、もういいです。全部わかりました。結構です。

○松本美子委員長 答弁いただきますか。

○畠山美幸委員 答弁は結構です。

○松本美子委員長 よろしいですか。それでは、そのほかに質疑がございますか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 27ページで幼稚園保育料、一昨日の補正で変わったわけですね。これ、こう変わりましたという説明しなくていいのですか、私たちに。ちょっとそれ伺いたいと思います。

それから、123ページのただいまのAEDの関係なのですが、指導員はAEDを使うに当たってやっぱり講習を受けておいたほうがいいと思うのです。その辺は受けているのか伺いたいと思います。

それから、125ページのこども医療費の件なのですが、これがふえているのは、今までの傾向としてふえているのか、窓口払いが廃止になるのでコンビニ診療がふえるという見込みでこれがふえているのか、伺いたいと思います。

それから、一番下の、一番下の上というか、育児支援相談員、これが廃止になっているのですけれども、このかわりになっているのは何かあるのですか。あるいは廃止にしているのか、ちょっと理由を伺いたいと思います。

まだありますので。

○松本美子委員長 続けて質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 191ページの先ほどのタブレットの件なのですが、それで電子黒板を購入すると。映像を映すのでという説明だったわけですよ。映像だけであれば、何でしたっけ、あの映像機。

〔「プロジェクター」と言う人あり〕

○川口浩史委員 プロジェクター、あれで済むのではないですか。あれのほうがよっぽど持ち運びは楽だなというふうにするのですけれども、いかがなのでしょう。

それから、195ページの太陽光パネルですが、つくった電気は売電するのでしょうか。ちょっと利用を伺いたいと思います。

〔「蓄電池」と言う人あり〕

○川口浩史委員 蓄電池、それはあそこの問題だよ。交流センター。

○松本美子委員長 質疑よろしいでしょうか。

○川口浩史委員 はい。失礼。いや、もう一つ。

それと、201ページの幼稚園就園奨励費の補助金が伸びているのですけれども、やはり私立を希望する人が多いというふうに見て、保護者らはそのために私立幼稚園に行こうとしているのでしょうか。もしそうであれば、どうして私立を希望するのか。私立に負けるようなことをやっていたのでは、私はだめだと思うのです。今年も定員割れなのですから。この辺は研究していくべきだと思うのですけれども、私立を希望する保護者が多いという理由がわかりましたら、ちょっと伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

簾藤こども課長、お願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

まず、1点目でございます。幼稚園の保育料、この件につきましては、町立幼稚園の保育料ということで、何ら今までと変わりません。人数は、前年と積算の人数が変わっているということでご理解いただきたいと思えます。

○松本美子委員長 それでは、答弁は前田副課長、お願いいたします。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 それでは、私のほうから123ページのAEDの講習の件と、125ページのこども医療の件、それと育児支援相談員の件についてお答えさせていただきます。

AEDの件ですが、これは実は学童保育士のほうの要望としてありまして、AEDの設置ということで来年度の事業といたしております。指導者のほうは、消防署等で行っていますAEDの講習会に参加しております。なので、実際やっているのだけでも、AEDがないのでという話で、設置をしてほしいという要望がありましたので、設置をしていくということでございます。

次に、こども医療費の増額ということですが、これは実績見込みでございます。予算編成をしているところでは、まだ窓口払いの廃止の件について審議中ございましたので、実際の26年度、25年度、2年間の実績等を見まして、若干ふえているということで見積もりをさせていただいた数字でございます。

それと、最後になりますけれども、育児支援相談員なのですが、こちらにつきましては新制度になりまして、育児支援相談事業の中でやっていた事業が、子ども・子育て支援事業のほうに移ります。そういった面もありまして、今回事業の見直しということで育児支援相談事業を廃止をして、子ども・子育て支援事業もしくは地域子育て支援拠点事業のほうにそれぞれの事業を、対応するような事業を考えてございます。中でも子ども・子育て支援事業の中で、利用者支援事業というのが新しくメニューに入りまして、そちらでいろんな制度が変わりますので、保護者の皆さんの相談を受けるような仕事もそちらで行っていくということになります。

また、保健師を配置をしていただきましたので、結構今、専門的な事例が多くて、育児支援相談に当たる相談員さんも、ある程度のスキルがないと対応できないということもございまして、そういった意味で、難しい案件については保健師を配置してい

ただきまして、そちらで対応していくと。また、保育所とか、そういったような簡易なご相談については、利用者支援事業の中で対応させていただくということで組みかえをさせていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 続けて、答弁をお願いいたします。

藤永副課長、お願いいたします。

○藤永政昭教育委員会 ども課学校教育担当副課長 では、続きまして、電子黒板の関係についてご説明をさせていただきたいと思います。

電子黒板につきましては、先生が使用する電子黒板というのは書けるタイプの電子黒板で、また書いた内容を生徒のほうのタブレットのほうにも配信できるという内容です。また、逆に生徒が何か書いた、回答なりを書いたものを先生の電子黒板のほうに送れるという、そういったタイプのものですから、そんなに字が書けないだとか、ただ映すだけだとか、そういうことではありませんので、有効に勉強のほうとして活用できるのかなというふうに思います。

また、続きまして、太陽光の関係ですが、売電できるのかというお話だったかなと思うのですが、今回の玉ノ岡中学校の太陽光に関しましては、あくまでも防災用の太陽光システムということで、売電のほうは考えてはおりません。

以上です。

○松本美子委員長 簾藤ども課長、ご答弁をお願いします。

○簾藤賢治教育委員会 ども課長 お答えさせていただきます。

201ページの幼稚園就園奨励費補助金のことだと思うのですが、これは私立の幼稚園に町から行っている方に対して、今までも同じように就園費として支出しておりました。ですから、町立の幼稚園に魅力があるとかないとかではございませんで、この前も議案のときもご説明したかと思うのですが、あくまでも認定ども園とか新たな制度に乗らない、今までと同じ幼稚園に対しまして、所得金額等によって第1子、第2子、第3子といった単価が出てきますので、それで積算した金額ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 太陽光の件ですが、そうするとつくった電気はどういうふうにご利用す

るのか伺いたいと思います。

それから、幼稚園就園奨励補助金ですけれども、金額がふえているわけですよね、昨年から比較して。ふえているということは、私立を希望する保護者が多いからだと思うのです。そうすると、町立の幼稚園は定員割れがしていると、一方で私立は希望者が多いと、何かしらの魅力が私立にあるから預けるのではないかと思うのです。そうではないですか。そこを研究しなかったら、やっぱり町立幼稚園はまずいというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○松本美子委員長 それでは、答弁を藤永副課長、お願いいたします。

○藤永政昭教育委員会子ども課学校教育担当副課長 それでは、まず太陽光の関係なのですけれども、利用はどういうふうにするのかということなのですが、今これはあくまでも防災用としてシステムのほうを設置するということになるのですけれども、一応蓄電池というのを設置しますので、一番蓄電池の寿命が長いのが、そのまま使わずに蓄電池で保存しておくのが、一番蓄電池の寿命が長くなるそうなのです。ふだん使わなければ蓄電池の寿命は長くなって、蓄電池の交換をする時期というのが先送りにはなれるという利点はあるそうです。

ただし、この辺で災害というのを考えますと、今までの経験といいますか、そういうのを考えますと、極めて避難をしてそこが避難場所となってという可能性というのは、かなり低いのではないかなということを考えますと、日中蓄えた電池を玉ノ岡中学校全体の中で使うことは可能だと。ただし、少しでも使っていれば、使わないときに比べると寿命は落ちるという話は伺っているのです。まだ、これはどうやって使うかというのは決定はしてはいませんが、今後検討していきたいとは思っているのですけれども、そんなに災害のことを、今までの経験から言うと、この辺では少しでも使えれば使っておいたほうがいいのかというふうには考えております。

○松本美子委員長 それでは、答弁を小久保教育長、お願いいたします。

○小久保錦一教育長 川口委員さんの、私立のほうの幼稚園に行くとか、嵐山の今の幼稚園が人気がないから行かないとかという問題ではないと思います。例えば、平成25年を例にとれば、50人ぴったり入ったわけです。これは、嵐山幼稚園史上最大の園児数、これは人気があるから入ったと私は捉えている。なぜそういう言い方をするかというと、年度年度によって、やっぱり多いときと少ないときがあるのです。現状では来年度、ちょうど22、23で、規模としては一番いいと思います。2学級。定員までいって

なくても、結果的にはいい数で来年度も入るといふふうに幼稚園としては認識しておりますし、また指導される先生方もちょうどいい規模かなといふふうに考えている。部屋の大きさとか考えると、そういうふうにも感じております。

また、公立の幼稚園もだんだん、だんだん少なくなっていることは事実です。しかし、嵐山町にとって、やはりスクールバスをふやしていただき、そして保護者も一生懸命鎌形地域の応援団に支えられながら、いい幼稚園教育をされているということでもありますので、その辺のところはぜひ理解をいただいて、支援いただければありがたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、もう一回。いいですか。

質疑がないようですけれども、ほかに。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 まず、59ページに幼稚園預かり保育参加料27万5,000円というのが新たに出てきたわけですが、これどのような形で預かり保育をするのかということと、196、197、198、199ページのところで幼稚園の管理があるのですけれども、幼稚園の教諭と、それから臨時職員の配置というのはどのようになるのか。だんだん町立幼稚園は、今度の認定こども園の中では何も動きがなかったのですけれども、実際にどのような幼稚園の政策というのですか、教育方針というのを持ってきているのか伺いたいと思うのです。具体的に地域でどのような位置づけをしていくかというのがあって、預かり保育参加料があったりするわけですから、その点について伺いたいと思います。

それと、先ほどの発達支援等巡回訪問指導員業務委託というので、小中高合わせて150名ぐらいいるという5%か6%で、20人に1人ぐらいが発達障害という疑いがある子供になってくるのですけれども、今計算してみてもちょっとすごいなと思ったのですが、この中で地域子育て支援運営拠点の補助金が750万円出てきて、そして子ども・子育て支援事業の嘱託員の報酬が159万6,000円、そのほかに学校にさまざまに、多分いろいろな形で支援学級があると思うのですが、これの連携と発達障害児の訪問事業委託51万1,000円、うまく連携していかないと難しいので、その点はどのようにしてやっていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、もう一つなのですけれども、これはどっちにしても総括でもやるのです

けれども、179ページで学年費を50%に減額しています。先ほどの26年度の実績というのを見ると、大体1人当たり1万8,000円から1万9,000円になるのです。そうすると、学年費というのをどうやって算出して、50%算出してきたのかなというのが、まずわからない。ほかの自治体と比べましても、東秩父なんか1万8,000円ぐらいですよ、1人当たりが1万9,000円とそんな感じで、大してもうだんだん差がなくなってきているのに、この865万8,000円というのをどうやって算出したのですか、それを伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

奥田幼稚園長、お願いいたします。

○奥田定男教育委員会子ども課嵐山幼稚園長 それでは、私のほうから預かり保育のことについてお答えをさせていただきます。

実は、預かり保育そのものは、平成23年度から試行という形で始めております。年々預かり保育を利用する保護者がふえて、現在は1人1回100円という形で、私会計といえますか、PTA会費と同じような扱いになっておるわけです。試行から大分たちましたし、かなりニーズも高いということで、これはやはり透明性のある資金の流れにしたほうがいだろう、PTA会費とは別に考えて公会計にということで、平成27年度から公会計に移行するよう私のほうでお願いしたものでございます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、申しわけございませんけれども、もう一度渋谷委員に申し上げますけれども、次の質疑をしていただけますでしょうか。

○渋谷登美子委員 言いますけれども、196、197、198、199ページで幼稚園の管理事業として臨時職員と、それから給与のことが出ています。その中で、職員の配置をどうしていくのか。そして、今まで認定こども園とか制度が変わったわけですが、嵐山町では預かり保育を公会計にしたということです。そういったことの中で、嵐山町の幼稚園を、制度が変わった中でどのように位置づけていくのかということ、位置づけて予算化しているのかということです。

それと、もう一つ。それだけでいいですか、とりあえず。

○松本美子委員長 答弁いただけますか。

それでは、簾藤子ども課長、お願いいたします。

○篠藤賢治教育委員会子ども課長 お答えさせていただきます。

職員の配置につきましては、現在正規の職員、教諭だけの話でいきますと、4名中2名が産休とか育休でお休みのために、今回の臨時職員の賃金の中には、臨時の職員としては5名の予算計上が含まれております。そのほかに、事務の方、用務の方等々もこの金額の中には含まれているとご理解をいただきたいと思います。

それから、町立の幼稚園の位置づけということでございますけれども、私立にはできない認定こども園等が、それぞれの目的があって切りかえたり、新制度に移行するところはしておるかと思うのですけれども、町立の幼稚園でしか、何というのですか、町立の幼稚園の役割というのがあるかと思うのです。それは、地域に根差した教育という観点、そのほかにももろもろあるでしょうけれども、そういった観点から町立幼稚園を存続して、維持していきたいということでございます。

○松本美子委員長 それでは、前田副課長、答弁をお願いいたします。

○前田宗利教育委員会子ども課子ども担当副課長 私のほうから、発達支援等の巡回訪問事業の件でお答えします。

何で子ども課でそれをやっているかといいますと、発達障害の一番の問題は、発達の障害といいますけれども、自閉症スペクトラムといたしまして、いろんな種類があるのです。それで、何が問題かという、そのお子さんが問題ではなくて、そのお子さんの特性に合った対応をできるかどうか問題なのです。なので、ちっちゃいころから早くそういった特性を見つけて、それに対応した対応を先生なりお母さんなりがやっていたら、それほど、よく言われるのが二次障害というのですけれども、自閉症スペクトラムのお子さんたちが、その特性がわからなくて間違った対応してしまって、そのまま小中に行くと余計ひどくなってしまうというのは非常に多いのです。それを防ぐために、本来ですと健康いきいきのほうで、乳幼児健診とかで早目に見たり、また幼稚園や保育園等で今やっていますけれども、幼稚園、保育園で訪問して、ちょっと気になるお子さんを見ていくと。

さっきちょっと高校と言いましたけれども、今150人は、幼保小中で150名くらい気になるお子さん、要するに発達障害というのではなくて、ちょっと落ちつきがないとか、ちょっと普通のお子さん個性が違ふなという気になるお子さん、そういうお子さんがいらっしゃるの、そういうお子さんをこの巡回訪問で専門の心理士さんに見ていただいて、この子はこういう特性があるかなというのを見ていただいて、では

どう対応したらいいかというのを先生とか親御さんとかにお話をさせていただくという作業になりますので、こども課のほうの保健師が回っていますので、リストアップしたお子さんたちをちょっと見ていただいて、それにどう対応していくか。専門家の意見を聞いて、このお子さんはこういう対応していけばいいですよというのをアドバイスをしていただきたいというのが、この事業の目的です。

ですから、発達障害児を見つけるとか見つけないではなくて、そういったお子さんたちにどう周りに対応していくかというところを早目に対応していこうということで、町の単独の事業としてのせらせていただいているものです。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、簾藤こども課長、答弁をお願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

小中学校学年費の補助ということでございますけれども、先日来、今年度、学年費の補助というのが窓口払いをお願いしていた、ふえると予想される金額を当てていたものだと思うのです。それで、24年度から支出しているのかと思うのですけれども、ご案内のとおり今年度中、なるべく早く窓口払いを廃止していくという中で、財政的なこともございまして半額にさせていただいたということで、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 先ほど、今まで私会計で預かり保育をやっていて、親御さん非常に要望が多くなってきて、そして今度公会計にしたという形でしたよね。幼稚園の親御さんというのはそれなりの要望があるはずなのだけれども、それがなかなか嵐山町の幼稚園では実現できていなかったのではないかなと思うのです。今も実現できていない部分があるのですけれども、それというのは、ここで言うてはいけないことなのかもしれないのですけれども、把握し切れていない部分があって、それを新たな法制度ができた中でどのようにして実現していくかというのは、私はとても大切なことだなと思っていて、今回の予算配分の中では、今一番町立幼稚園に求められているのは、3歳児の保育を1カ月に1遍という形でやっていらっしゃるけれども、それを多少でもふやすような形の予算が組まれたのかどうかということです。1点。

それが一番あれなのですけれども、それを嵐山町の制度が変わっていく中で、嵐山

町の町立幼稚園は生き残っていかなくてはならないわけです。そこの部分の方向性というのは、幼稚園の園長さんがつくって、今のところ何とか頑張って預かり保育も私会計でやりながら、3歳児保育も1カ月に1回自分でなさっていて、そして50人という園児を確保できたという状況がありますよね。そういったものに対しての嵐山町の管理の給与体系で、今後その形でやっていけるのかどうかというのが、それが町の中の予算の方向性として、本当に頑張ってやっていらっしゃるのだと思うのです。運営を、町立の幼稚園の。それに対して多少でも予算的な配分ができたのかなというふうな感じがあって、それを伺っています。

あと発達障害のことなのですけれども、今計算してみたら、小中幼保からすると13人から14人に1人が、これちょっとかなり大きいなと思って、疑いのある子供で、それに対してさまざまな環境的なものをしていってあげる場合には、地域子育て支援拠点運営費補助金ぐらいではできないですよ。本当に基本的な部分で、それをずっと親御さんと一緒に考えながら、子育て支援事業の嘱託員の報酬とか、それから保健師とか専門的な方がいたとしても、もう少し環境的にもいいものをつくってあげないはいけないのかなと思って、よく頑張ってこれだけのことをやっていただいたと思っているのですけれども、それについてはどうなのでしょう。どうもありがとうございますという以上のものは言えないのかもしれないのだけれども、私はちょっとびっくりしました、これで。13人から14人に1人のことを、今の状況の中で嵐山町でやっていかなくてはならないということを改めて自覚したわけなのですけれども、それに関して言えば、もう少し幼稚園の部分をややしてもいいのかなというふうに思います。それについては、予算でこれ以上のことを言えないのですけれども。

それと、学年費の補助金に関しては865万5,000円というのは、数字としては出てこないですよ、もうどんなに頑張っても。24年度の段階の子供の1人当たりの計算をしてみたら、24年とか25年で一番大きい、1人当たりの多額の滑川町は1人当たり2万5,529円でした。その分で、嵐山町の差額だったらそのくらいのことが出てくるのですけれども、26年度ベースで計算すると、もうその差額というのは出てこないです。そうすると、学年費の補助金を、医療費の窓口払いを廃止をするからといって、それを半額にするという算出の根拠にはならないと私は感じるのですが、その算出の根拠がすごく曖昧かなというふうに思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

奥田幼稚園長、答弁をお願いいたします。

○奥田定男教育委員会こども課嵐山幼稚園長 それでは、私のほうから月1回の未就園児教室についての予算措置についてのご質問にお答えします。

今回の予算では、昨年度までは預かり保育の職員、5時間勤務で1人、それからさくら教室、つまり未就園児教室の担当で28万8,000円の報償金をいただいていた。来年度の予算では、この5時間勤務を8時間勤務にさせていただいて、さくら教室の報償金はカットして、合わせて1名分という形で、若干の増額でございますけれども、していただいております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、簾藤こども課長、答弁をお願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 学年費の補助の積算ということでございますけれども、先ほどお答えした内容になってしまう、これといって積み上げて幾ら相当をというような算出の仕方ではございませんので、ご了解いただければと思います。

○松本美子委員長 それでは、井上総務課長、答弁をお願いいたします。

○井上裕美総務課長 学年費の補助でちょっと補足説明をさせていただければと思いますが、学年費の純然たる補助というのは嵐山町の独自の補助でございまして、ほかの市町村で私はやっているということは把握しておりません。ですから、今渋谷委員さんがおっしゃった金額というのはどこから算出されたかわかりませんが、私どものほうは今年度半額にした学年費に関しては、他町村ではやっていない施策だというふうに私は思っております。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○渋谷登美子委員 私が言っているのは……。

○松本美子委員長 ちょっと待っていただけますか、渋谷委員さん。指名をさせていただきます。

それでは、渋谷委員どうぞ、もう一回。最後ですから。

○渋谷登美子委員 やっていませんよ。2回ですよ。

○松本美子委員長 3回目です。

○渋谷登美子委員 失礼しました。嵐山町の学年費の補助というのは、嵐山町独特の子供政策です。でも、ほかの市町村も独特の子供政策を、独自の政策を持っています。

それに比較しないものだというふうに思っているので、小学生1万円を5,000円、中学生2万円を1万円に変換する算出の基礎というのが全くないですね、今の状況だったら。私、どうしてこんな算出ができるのかわからないのですけれども、それは嵐山町は独自の補助で、とてもいい政策だと思っています。それを何も、こういうふうな状況の中で半額に削減するような数値というのは全くないのです。その数値があれば言ってもらいたいのです。だけれども、ないのです。そのことを言っているのです。それだけです。

○松本美子委員長 答弁はよろしいですか。

○渋谷登美子委員 はい。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、教育委員会こども課に関する部分の質疑を終結いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○松本美子委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

(午後 5時53分)

## 予算特別委員会

3月16日（月）午前9時30分開議

議題1 「議案第21号 平成27年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（12名）

1番 森 一人 委員	2番 大野 敏行 委員
3番 佐久間 孝光 委員	4番 長島 邦夫 委員
5番 畠山 美幸 委員	6番 吉場 道雄 委員
7番 河井 勝久 委員	8番 川口 浩史 委員
9番 清水 正之 委員	10番 安藤 欣男 委員
11番 渋谷 登美子 委員	12番 松本 美子 委員

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

青柳 賢治 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局 長	山 岸 堅 護
主 査	久 保 か お り

---

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長
安 藤 實 副 町 長
井 上 裕 美 総 務 課 長
中 嶋 秀 雄 地 域 支 援 課 長
中 西 敏 雄 税 務 課 長
山 下 次 男 町 民 課 長
石 井 彰 健 康 い き い き 課 長
青 木 務 長 寿 生 き が い 課 長
植 木 弘 文 化 ス ポ ー ツ 課 長
大 塚 晃 環 境 農 政 課 長 農 業 委 員 会 事 務 局 長 兼 務
山 下 隆 志 企 業 支 援 課 長

根	岸	寿	一	まちづくり整備課長	
新	井	益	男	上下水道課長	
内	田		勝	会計課長	
小	久	保	錦	一	教 育 長
簾	藤	賢	治	教育委員会こども課長	

---

◎開議の宣告

○松本美子委員長 皆様、おはようございます。

ただいま出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、予算特別委員会の会議を開きます。

(午前 9時31分)

---

◎諸般の報告

○松本美子委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、本日、渋谷委員より、一般会計予算案について修正案が本職宛てに提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

---

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 議案第21号 平成27年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に全課局に関する質疑が終了いたしております。本日は、歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けいたします。

総括質疑者につきましては、前もって届け出をいただいておりますが、5名であります。

最初に第8番委員、川口浩史委員、次に第11番委員、渋谷登美子委員、次に第9番委員、清水正之委員、次に第2番委員、大野敏行委員、最後に第10番委員、安藤欣男委員の順で行います。

それでは、最初の川口委員からどうぞお願いをいたします。

○川口浩史委員 おはようございます。初めに、総合教育会議についてご質問したいと思います。

安倍政権になって、安倍首相は戦後レジームの脱却ということを掲げております。戦後の民主主義体制、平和主義体制を脱却するというふうに理解しているのだと思うのです。そういう中で出されてきたのが、一つは集团的自衛権の行使。集团的自衛権

で日本国民を守るのだという考えをされている方が多いのですけれども、これは一口に言う戦争ができる国にしようということでもあります。もともとは憲法9条を変えて戦争のできる国づくりをしたかったわけですが、なかなか変えられないということから、閣議決定で行うことにしたわけです。

こうしたこと、戦争のできる国づくりを体制面でしても国民はついていきません。教育がどうしても必要になってくる。子供たちの考えを変えていかなければ、戦争に行こうなんていう国民は出てこないわけです。そういう中で文科省が教育に介入をするようにし、自治体首長が介入できるようにしようということでもあります。そういうところをしっかりと見ておかないと、この総合教育会議の目的、何を持っているのかというところがわからないのではないかなというふうに思うのです。

この会議は、嵐山町でいえば町長が招集することになっております。町長は、当面、教育についてどんな意見を持っているのかを伺えればと思います。

それから、戦前の教訓、反省から、教育に政治は介入しないということにしてきたわけですが、これをどう考えているのかをあわせて伺いたいと思います。

2番目に、今年度の重要な政策として国は地方創生を挙げているわけです。当然、嵐山町も人口が減ってきておりますので、地方創生にはしっかり取り組んでいかなければいけないというふうに思うのですが、町の意見をどのように取り入れていくのか、そこが肝心ではないかなというふうに思うのです。ちょっとその考えを伺いたいと思います。

3番目に、デマンド交通についてです。北部地域のバスがこの3月末でなくなります。したがって、足がなくなるわけですから、次の交通手段が講じられるまで、タクシー券を通常より多く配布することが必要ではないかというふうに考えるのですけれども、町のお考えを伺いたいと思います。

最後に、上村遼太さんの殺害事件から、現状と今後の対応策をどのようにとるかを伺いたいと思います。連絡がとれない子供たちは今何人ぐらいいるのかを伺って、対応策を伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、順次答弁をお願いいたします。

岩澤町長、お願いいたします。

○岩澤 勝町長 それでは、川口議員さんの総合教育会議について、そして町長がこの

会議にどう臨むのか、どういう考えがあるのか、それから教育への政治の介入という話ですけれども、お答えさせていただきます。

今回のこの法律の改正によって、首長と教育委員会とのかかわり方というのは、大筋で変わったところはないと思うのです。今までと同じ対応で接していきたいというふうに思っています。

そして、首長がここのところに参加をして、やりなさいと決められているものというのは、大綱という名前の町の教育についての大筋の指針といいますか、そういうものを決めなさいと、こう言われているわけで、それは地方公共団体の教育、学術及び文化の振興、そういったような大筋を決めていくということでございますので、その範囲を守りながら、教育委員会としっかり連携をとりながら、嵐山教育を進めていけばいいのかな、現状ではそう考えています。

○松本美子委員長 執行の皆様をお願いいたします。答弁していただけたときには、すみませんが、挙手をしてからをお願いいたします。

それでは、答弁をお願いいたします。

それでは、中嶋地域支援課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、私のほうから、地方創生の考え方について、町の意見をどのように入れていくかというご質問でございました。

ご案内のとおり国の総合戦略が12月末に出されまして、それに伴うアクションプランも出されております。町といたしましては、今この予算でお願いしておりますとおり、町の人口ビジョンの分析、それから地方版の総合戦略策定のための支援業務について予算を計上させていただきまして、27年度に嵐山町の、いわゆる総合戦略、それを策定していくということになるわけでございます。

まず、この町の見入りの入れ方ということでございますけれども、基本的に嵐山町の地方版をつくるわけでございまして、そのために支援業務を受けながら、この支援業務の作成の中では、例えば町民の方からのご意見、こういったものについてはアンケート調査ですとか、そういったものも実施するということで方向的には考えております。

それから、庁舎内といたしましては、ご説明をさせていただいたとおり、庁舎内で町長をトップとする、いわゆる本部体制をとりまして、各課の連携のもとに町の方策を考えていく。それから、さらにはやはり町民の方々、専門的な意見といましよう

か、そういったものも含めて、どのような形で町民の皆さんからご意見をいただけるか、意見を反映できるか、これについては、この地方版の総合戦略の策定の経緯の中でこの分析をしながら、改めてその具体的な方法を考えていくということで、町民の方の意見も反映させていきたいというふうに考えているところでございます。そんな形で町の総合戦略版をつくってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 続けてお願いいたします。

長寿生きがい課、青木課長、お願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、私からは3番目の質問、デマンドについてお答えをさせていただきます。

金曜日の質疑の中でも答弁申し上げましたが、平成27年度の実施方法につきましては、26年度と同様と考えておるところでございます。なお、27年度にはアンケート調査の実施によりまして利用者の意見を聞く予定をしております。こうしたものを今後の制度に生かしていきたいというふうに考えております。

また、地域支援課においては、今年度、バスの利用者さんに対してアンケートを実施しているというふうに伺っております。また、27年度の予算の中では生活交通基礎調査委託、こういったものも計上しているということでございます。こうした中で、路線バス廃止に伴う影響あるいは交通ニーズ、こういったことについて調査するというふうに思われます。こうした結果も踏まえまして、交通弱者への支援方法、こういったものを総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、小久保教育長、お願いいたします。

○小久保錦一教育長 それでは、上村遼太さんの殺害事件に関しましてのご質問にお答えしたいと思います。

今回、こういった悲劇を二度と繰り返してはならないということが、私ども教員の立場で、また学校教育に携わる者、日本全国の皆さんが非常に痛切に感じた事件でございました。

お問い合わせの嵐山町町内では連絡のとれない児童生徒はおりません。しかし、こういった事件を二度と繰り返さないためには、やはりそういった心配のない環境づくりに一層、教育委員会、学校が連携をとっていく必要があります。

また、今回のように無職少年というのでしょうか、年上の方との交際というのでしょうか、やはりこれは警察との一層の連携が必要であると。折に触れて小川警察署と連携をとっておりますけれども、いろいろな会議の中で、今のところ小中学生が一般の方との交際をしながら非行的な問題が起きている例は、最近ほとんどございません。しかし、だからといって安心はできません。

そういった中で、今後一層アウトリーチ的発想で、やはり不登校に陥って学校に来られないような子がいれば、すぐ学校は連絡とりますけれども、そういった関係も今後一層強化してまいりたい。また、こういったことが、今回だけではなく、こういった調査はやはり定期的に行っていくべきでありまして、今回の文科省の緊急調査は大変よかったと思っております。教育委員会も学校も意識づけが一層できたということで、今後もこういった課題に対して積極的に対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ、2回目です。

○川口浩史委員 初めに、総合教育会議についてですが、町長はこれで変わるものはないと。町長が出るものも大綱を示す程度のもので、基本的には変わらないのだということでお話だったと思うのですが、ちょっとその程度というか、大変、町長はこれに対して不機嫌なのだよね。やっぱりその表情に私はあらわれているのだと思うのです。前回も不快感をあらわにしての答弁でした。それで、きょうもそうなのです。やっぱりこの質問をされるというのが大変嫌なのだと思うのです。それだけ町長としては気にしている、だからだというふうに思うのです。いつもの町長であれば堂々と答えるところなのですけれども、そういうところができていないというところが、やっぱり表情からうかがえるというふうに思います。

大綱は文科省の指示を参酌してつくっていくわけですが、やっぱりそれが大したことないという認識というのが、私にはちょっと理解できないというか、理解できないわけなのです。

基本的に変わらないということで町長はおっしゃったのですけれども、何がこの出発点かというか、大きく機運を盛り上げたのが大津市のいじめ自殺問題でした。事件でした。あのときに教育長、教育委員会の事務局が隠蔽をして、教育委員長も知らなかったということでしたよね。結局そこが変わらなければ、問題の本質、教育委員会は何をやっているのだという問題の本質は変わらないわけです。町長が入っても何も

変わらないというのでは意味がない。私は吹聴するような言い方してしまっていますが、けれども、結局はそこが変わるかなのです。

その隠蔽体質が変わらなければ、私は教育委員会というのは本当に国民の支持は得られないというふうに思っています。町長がそこに入って、そういう体質を変えられるのかというところでは、これはまた変えられるわけがない。基本的には同じです。やっぱりそこは、私は、大綱をつくるということだけにとどまらず、事の本質が変わらないで終わってしまうというふうに思います。よりひどくなっていくというのが、戦前の教訓をどう政治と切り離してきたかを反省もしないで、また同じことを繰り返すという、ここに来るのだと思うのです。

初めにも申しましたように、戦争のできる国づくりを今着々と政府のほうでは進めています。そこには子供たちの認識、意識というものを変えていかなかったら、外国に行って人を殺すなんていうことはできませんからね。それをやるための一つの手段です。いきなりはならないでしょう、それは。いきなり町長が入って、では、そういう教育になんて、そうはならないです。でも、今後の方向性としてはそういうことになっていきます。そこが目指すところの、今、安倍政権の方向なのですから、やっぱりそういうところを見ていかないといけないというふうに思うのです。

そういうところを見ていく上で、戦前の教育が政治に介入したために、戦前の国家主義教育から、ああいう戦争が一丸となってできたわけですから、その反省もなく、また文科省が入る、首長が入るといふ、政治が入っていくという、これは非常にまずいというふうに言わざるを得ないのです。いかがですか。いや、そんなことはないのだと。

〔「ちょっと質問がわからないんですけど……」

という人あり〕

○川口浩史委員 ですから、戦前の教育の反省もなく、また政治が介入をするのだとする形です。だから、それを反省しないで入っていくのはまずいのではないですかというのを町長に伺っているのです。よろしいですか。

○松本美子委員長 次、すみません、どうぞ。

○川口浩史委員 一問一答でいいの。

○松本美子委員長 違います。続けて、どうぞ、質疑を。

○川口浩史委員 地方創生についてです。そうですか。各省庁で全部で何十項目あるで

しょうね。国がこんなことをやったらどうだという、そういう中で中心市街地の活性化もあの中にあるわけですけども。それぞれに、あの項目に合わせたものを町は考えていくという、何十項目かな、そういうものがこの地方創生で今後やっていく方向だという、そういう理解でよろしいのですか。そのためのアンケートも今後とっていくということで理解してよろしいのでしょうか。質問の意味、わかりますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○川口浩史委員 では、ちょっとそういうことでお願いしたいと思います。

3番目にデマンドについてなのですが、地域支援課が今後アンケートもとるということですよ。長寿生きがい課でもやっていくということなのですが、問題は、この3月でバスがなくなるということなのです。そのアンケートの結果を見てでは、1年も先になってしまうのではないですか。この4月からどうするかということをお聞きしているわけですから、そこにタイムラグをつくってはいけないと思うのです。

4月からいきなり足がなくなる人が出てくるわけで、その人たちに対して、今までバスを、少なかったですけども利用していた人たちに対して、花見台は別にいいですけども、地域住民が使ったバスの利用者に対して何か考えていかなければいけないというふうに思うのです。それを対策とすべきではないかということをお聞きしているのです。ちょっとお考えを伺いたいと思います。

それから、上村遼太さんの事件の関係から、嵐山町では今連絡とれない児童生徒はいないということで、これ一つの安心でありますので、よかったなというふうに思うのです。

今、警察との連携というのは、あそこの川崎でも警察との連携というのはどこでも、何と言いましたか、あの会議は。会議はできているわけです。だけれども、それがうまく機能しなかったわけです。今度、私は殺されるかもしれないということを、メールでしたか、ラインでしたか、第三者にも送っているということ、子供たちが悩んでいるときに大人がどうそれをキャッチするかというところの難しさというのがあるなというふうに思ったのです。そこを難しいけれどもキャッチをしていかないと、この問題は解決しないのだろうと。

先生方が、ある方が、掃除の時間など、何か心配事があるかと聞いても、それはそんな聞き方しても答えるはずがないのだと。ふだん何げない行動の中でぼつんと出てくるのだということの中で、掃除を一緒にしながらとか、一緒に何かグループの中に

入っていくとか、そういうことをしていかないと、そういう余裕のある教師の活動がないと、そういう話は出てこないのだと言う先生がいたのですけれども、現状として子供たちの中に実際に入っていくという時間的なものはないのでしょうか。ちょっとそれを伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

岩澤町長、お願いいたします。

○岩澤 勝町長 教育に政治が介入をしていた、その反省があるかどうかということですが、こここのところでまた新しく変わる。前にも教育基本法は変わっているわけですし、政治が特別介入しているというふうには、今までも感じておりません。今回の改正も、教育に政治が介入しているので、こここのところを直すということではなくて、今回の改正点は、前にも教育長のほうから説明あったかと思うのですけれども、教育委員長と教育長を一つにした新教育長をつくる。

それで、これはなぜかというのは、今議員さんおっしゃったような、いろんな事件が起きたときの責任の明確化というのがちょっとわかりづらい部分があったということで、一義的にこの教育長に責任が行くのですよ、そして今のような緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会の招集のタイミングを見てやれるというような権限を新教育長が持っているということです。そして、教育委員会というのは、今までと全く変わりない合議制の執行機関であるわけです。それで、そここのところの招集が首長ができるというようなこと。そして、そここのところでは大綱という名前の教育の基本的な方向、学校の統廃合ですとかというようなこと、そういうようなことを大綱で決めなさいということなのです。

ですから、川口委員さんがおっしゃるような形のための改定ではないというふうに私は思っておりますけれども。

○松本美子委員長 続けて答弁をお願いいたします。

中嶋地域支援課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、この地方版の総合戦略の作成の意義でございますけれども、基本的にこのまち・ひと・しごと創生法、いわゆる法律が制定されまして、それに基づきまして国ではその総合戦略をつくるものとする。そして、県並びに市町村、これについては国の総合戦略に沿って県版の、あるいは地方版の総合戦略をつくっていくのだと。そして、

国、県、地方が一体となってこの地方創生の取り組みを進めるというのがこの法の趣旨でございまして、当然のことながら国の総合戦略に沿って、県も町も連携を図りながら、その趣旨に沿った要綱といいたしめようか、地方版の総合戦略を定めていくということで考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、青木長寿生きがい課長、答弁お願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 3点目につきましてお答えをさせていただきます。

町の北部地域へのバスに関しまして、利用状況をちょっと私も見させていただきました。それを見ますと、ほとんどの利用者が花見台工業団地への通勤者だというふう

に理解をしております。ご案内のとおり今行っている高齢者外出支援事業につきましては、75歳以上の免許のない方を対象として行っている事業でございます。現在のところでは、この外出支援事業の利用者と現在のバス利用者とは重なる部分というのは大変少ないかなというふう

に思っております。しかし、先ほども申し上げました当課におけるタクシー利用者へのアンケート調査で、バス廃止の影響はどうなのだ、こういったことも伺いたいというふう

に思っております。

○松本美子委員長 それでは、小久保教育長、お願いいたします。

○小久保錦一教育長 川口議員さんの、子供の中に入っていく時間的余裕があるかどうか、大変実は大事なご質問なのです。何もないから放っておけばいいということではなくて、現在、小中学校とも、学校によって少し差はあるのですけれども、教育相談週間というのを放課後実施して、子供一人一人と、時間的にはそれほど多くないのですけれども、子供の表情を見たり、また話をしながら、先生がその子供に対して、日ごろ頑張っていることとか、あるいはちょっと悩んでいるのかなということについて問いかけをして、お互いにコミュニケーションをとる、そういうのが非常に実は大事な

そういった時間と、さわやか相談員というのが中学校には導入されておりまして、先生、担任だけでは、これはやはり子供の気持ちを聞くのはちょっと無理だと思えます。そういった中で、そういった方たちのご指導、また小中学校に授業中、介助員というのでしょうか、補助員的な方がおりまして、そういった方がやはり、少し学力のおくれている子とか、そういった面に声をかけてあげたり、そういった時間をとっていただいております。

また、今年度から県教育委員会が前倒して、月に一度、中学校は部活動を中止しまして、先生方が子供と談話をとる時間をとろうというのを導入しました。1月、2月から始まっているのですが、これはとてもいい制度だなと。例えば学校によっては、何々先生はこの子とこの子とこの子、何々先生はこの子とこの子、分担をいたしまして、子供とそういった時間をとって話し合いをしていくという時間を入れております。こういった中から、子供とできるだけ時間をとるような努力をしていただくよう、また教員、学校とも連携をとりながら進めていければいいかなというふうに思っております。

実際には、非常にこの時間的余裕は厳しいものがございます。と申しますのは、小学校は、1年生を除いて、ほとんど6時間授業なのです。そうすると、かなり時間が後ろに行っています。中学も6時間目の授業が終わるのがかなり後ろになりますので、放課後の時間でとるとというのがなかなか難しいです。そういった中で、ふだんの中でそういった時間をできるだけ有効に使いながら、子供と積極的にそういう時間をとる努力をしていただく。また、そういったことでどういうことができるか。また、いろんな面で検討しながら、ただいまのようなご質問に対しては今後一層考えてまいりたいと、こんなふうに思います。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、質疑どうぞ。

○川口浩史委員 町長は、責任が明確化になって、教育委員長と教育長が一緒になるから明確化になると。これはいいことだと。同時に、合議制が残されているのだから、今までと変わっていないのだということでお話があったわけですが、一番大事なものは、私がここで聞いているのは町長が入ることなのです。町長が入って、先ほど申し上げましたように、いきなり入って何か変わるなんていうことは、私はないと思っています。この町長が入ることが、政治が介入をするということにな

ってくるわけですから、そこを見ないとまずいわけです。

そこを今まで政治は教育に介入をしないということで、私たちも教育の中身までは入っていかなかったわけですから。そこに大綱で、大枠とはいえ入ってくるわけですから。しかも、町長の一言に対して、言った意見に対して誰が反対できるのだと。合議制が残っているからと言ったって、これは反対できる人はいないです。一番のトップなので、一番の権力者なので、そういう人に対して反対などできるわけがないのです。それを大丈夫だと本人が言っているはずで、周りの人が言うのだったら、まだわかるのですけれども。そこの今回は大丈夫なのだということを何も示さないで、大丈夫だ、大丈夫だと言ったって、それは信頼できるはずがないわけです。私も信用できません。何かありましたら伺いたいと思います。

それから、地方創生についてはわかりました。なかなか町独自のものができないのかなというふうに思うのです。国が何十項目か選定した、その中に当てはめていかなければいけませんので、無理やり方向づけを国の示した方向づけに沿わせていかなければいけないので、ちょっと窮屈になるのかなと思いました。ちょっと何かあれば伺いたいと思います。

デマンドなのですけれども、75歳以上を確かに長寿生きがい課ではやっていますので、そういう面では違う手段、むしろ地域支援課に聞いたほうがよかったのかなと、ちょっと今の答弁を聞いていて思ったのですけれども、次の手段が講じられるまで、何らかの対策をとっておく必要があるというふうに思うのです。急な質問でありますけれども、もしお考えがあれば伺いたいと思います。

それで、北部地域、枚数が余る、使い切っていないということを再三言われるのです。これは利用の枚数が適切でない場合、逆に私はこういう現象も起きるのではないかなと思って考えてみたのです。というのは、今の枚数では、どうしてもやっぱり負担する額が出てきてしまうわけですから、中心部に住んでいるわけではないのですから。迎車だけで1,000円ぐらいかかるわけですから、もうそれで迎車でかかる。そしてまた、駅まで来るのだとしたら、駅までの枚数、1枚では足りないということで、お金がかかってしまう。そういうことを考えると、逆に使いづらいと。もう少しふやしたほうが、私は利用度というのは高くなるのではないかというふうに思っています。そういう面でも、中心部と、そこから外れた部分というのは、公平性がここにはないなというふうに思うのです。ちょっと外れてしまうのですけれども、中心部と同じ考えで、

枚数が余っているから利用も少ないのだという考えは、私は正しくないなというふうに思いますので、もし何かお考えがあったら伺いたいと思います。

上村遼太さんの件について現状の中でお聞きしまして、なかなか難しさがあるなというふうに思いました。ただ、その中でいろいろ努力がされているなという点もわかりました。どういう形を今後とっていくことがこういう事件を再発させていかないか、また違う事件に対しても対策をとっていけるか、一緒になって考えていく必要があるなと思いました。これは結構です。ありがとうございました。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

岩澤町長、お願いします。

○岩澤 勝町長 教育に政治の介入はない、ないといっても、これは信用できませんよという話ですけれども、それに対するというのですか、今までも、ですから教育基本法の中の14条に政治教育というのがあります。それで、これは、必要な政治教育は教育上尊重されなければならない。そして、2項のほうに、法律に定める学校は、特定の政策を支持して、また、これに反対のための政治教育、こういう政治活動を行ってはいけないという決まりが政治教育の中にはあるのです。それから、教育行政の中には、教育は不当な支配に服することなく、この法律またはその他の法律に定めるところによって、国と地方公共団体はその適切な役割分担及び相互の協力のもとに公正かつ適正に行わなければならない、こういう縛りが入っているのです。それで、これが今まで守られてきているのだと思うのです。そういう中で、なお、いろいろ今までの教育委員会のシステムの中では不合理と言われるようなところが今度改正をされた。ですから、介入がないといっても信用できないとかというのではなくて、ぜひ信用していただきたいのですけれども。

それで、政治の介入というので、今言った16条の教育の行政というので、ちょっと法律のあれを見てみましたら、不当な支配に服することなく、これらの法律にのっとってやらなければいけませんと書いてあるのですけれども、その不当な支配というのは、教育の自主性を尊重する見地から不当な支配とならないように限定が付されていること、このことに意味があるのだという判例があるのです。したがって、教育に対する行政権力の介入は、許容される目的が必要かつ合理的であれば、たとえ教育の内容、方法であっても禁止されないというのが最高裁の大法廷の昭和51年の判例にあるのです。ですから、こういう縛りの中で、許容される目的が必要かつ合理的というこ

とであれば認められますよというのが判例の中にある。だから、それらのことというのは、具体的にはどういうことか、ちょっとわかりませんが、そういういろんな縛りの中で政治の介入というのが法の上でもしっかりと見られているということだと思います。そういうものは変わっていないわけですから、今までと同じような形で教育が進められるというふうに思っております。

それで、特に町長が入って、それで何かをやるという、会議でやるというあれですけども、その大綱というのは、さっきも言いました学校の耐震化だとか、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園、保育園等の幼児教育、保育の充実等、予算や条例の地方公共団体の長の有する権限に関するようなことが基本的になる、根本的になると考えられているということですので、それ以上でも、以下でもないのだなと。ですから、こういうところに今度首長が入っていくということに変わったということですので、これらをしっかりと守りながら教育委員会との信頼関係をつくって教育行政を進めていくということになると思います。

答弁とさせていただきます。

○松本美子委員長 続けて、中嶋地域支援課長、答弁お願いいたします。

○中嶋秀雄地域支援課長 まず、地方版の総合戦略のことについてお答えさせていただきます。

嵐山町の独自性というのがそんなに入れられないのではないかと、川口議員さんのご心配でございます。まず、国の総合戦略を地方版の総合戦略に引き継ぐところ、それは基本的な目標、これを引き継ぐということでございまして、例えば地方版の総合戦略では、地方における安定した雇用を創出する。地方への新しい人の流れをつくる。若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる。あるいは、時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。こういったようなことが国の総合戦略にうたわれ、それを地方版の総合戦略でも基本線として、こういった項目に沿って地方版の総合戦略をつくりなさいということでございます。

そして、先ほど川口議員さんがお話しいただきました、いわゆる国が示された細かい施策といいましょうか、それを今回、附属文書という形でアクションプランというのを国が作成しております、そういった中で、こういった課題に対してこういう方策をとっていったらどうかというものをプランとして出しておりますが、これはあくまでも国の考え方は、これは参考としてくださいよということでございまして、基本

的目標に沿って、それぞれの地域の実情に応じた、例えば地方への新しい人の流れをつくるためにどうしたらいいかというのは、嵐山町の独自の施策として、それは戦略の中にうたっていけばいいということになるわけでございまして、地方の独自性というか、そういった個性というのが当然あらわれてくるのだらうと。また、あらわれないうちからいまいちというふうにも思っているところがございます。

それから、もう一点、交通弱者対策ということで今お話がございましたので、1点、私のほうからもお答えさせていただきませんが、イーグルバスの北部路線の廃止に伴いまして、まず内部的な乗車の状態、乗降客の状態を分析させていただいたということで議会でも報告をさせていただきました。そして、ほとんどの利用者が通勤者が多かったというのはわかりました。しかしながら、それ以外の市街循環でどういった方がどの程度、例えば月に1回使っているのか、あるいは毎日使っているのかというような実態というのは、あの数字だけはちょっとわかりません。

いずれにしてもイーグルバスの廃止というのは、これはもう事業者のほうの都合といたしましうか、そういった理由によりまして廃止になるわけでございますので、まず廃止前に、今現在、2週間ほどなのですけれども、3月の2週間でイーグルバスにお願いして、市街の循環線の利用者、それと北部の廃止路線、これに対する通勤者以外、花見台工業団地以外の利用者の方に今アンケート調査をとっております。ですから、そういった方たちが、どういった年代の方がどういった目的で通勤以外で使っているかという実態を、今この3月の2週間かけてアンケート調査をとっておりますので、そういった実態も含めて、27年度に行います交通弱者の基礎調査、そういったものを参考に今後の嵐山町の交通弱者対策というか、そういったものを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 松本美子委員長 それでは、青木長寿生きがい課長、答弁お願いいたします。
- 青木 務長寿生きがい課長 デマンド交通でございます。今、議員さんのほうから、公平性だとかというお話がございました。使いづらいというお話もございました。この制度につきましては23年7月から始めているわけでございます。利用者の状況、声を聞き、平成25年にその利用方法を一部見直しました。こういった効果も今年度上がっているというふうに理解をしております。今後、さらに利用者の声を聞き、財政的なことも考えながら、この制度が使いやすい、利便性を高めるようなことを考えてい

きたいと思っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 どうもありがとうございました。

それでは、休憩をさせていただきます。10時35分に再開とさせていただきますので、お願いいたします。

休 憩 午前10時22分

---

再 開 午前10時34分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷登美子委員から総括質疑をどうぞお願いいたします。

○渋谷登美子委員 それでは、6点にわたって質問させていただきます。

まず、1点目なのですが、今年度の予算では新しく住民との協働という形で、いろんな形の補助金が交付されるようになっていきます。それで、さまざまな支援に対しての整理が必要だと思うのですが、まず行政と住民の共同作業の増加や、公共的活動意識のある団体の活動支援に必要な、これは情報提供や、実際にその人たちが情報を皆さんに配布するときにはどのような支援があるかということなのですが、私は印刷機の有料使用というのはとても必要だと思っていて、何度も何度も、一般質問という形でしたことはないのですが、有料使用するために、さまざまな地域でやっていることの実際の使用要綱などを出しているのですが、今回この1月から全く、嵐山町のふれあい交流センターを使っている団体の資料、それから区の資料以外は使ってはいけなくなりました。これというのはまずいのではないかなと思うのです。例えば補助金団体には、自分たちのやってもらいたい団体には補助金を交付して事業をしてもらおうけれども、住民団体の活動に対してはこういった支援はしないよという形に等しいと思うのです。その点について伺いたいと思うのです。

特に、私ども、今回ですけれども、一つの冊子をつくらうと思えば、嵐山町ではつくれなくて、伊奈町の県民活動センターまで行くのです。製版1つが50円、印刷1枚2円という形で、全部金額を出してやっていくのですが、この伊奈町の県民活動センターまで行かなくてはいけない時間的なことなどを考えますと、非常に時間がもったいないなというふうな感じがあります。

そのほかに情報提供のあり方など、ツイッターなどでも、こんなことをやっていますよというふうな形のことを出してもらったらいいのではないかなと思うのです。そういったことの不便さというのが、嵐山町には、住民団体に対して拒否している。自分たちがやってもらいたい、協力してもらいたい団体にはお金を出すけれども、自主的な活動に対しては拒否をするという部分があるのかなというふうに思います。

もう一点なのですけれども、おとしの8月までですけれども、教育委員会の後援というのは割と簡単にとれていました。ところが、今回、その後に内規というのができて、各学校5名ずつ氏名の入った参加者表が必要であるという内規をつくって、それで実質的には教育委員会の後援というのとれなくなっているのです、何かをやらうと思っていても。各団体5名ずつの参加者のある名簿なんというのは、子供に動員をかけなければできませんから。実際に、これ映画会しますからどうぞというふうなものとか、そういったものに対して教育委員会の後援がとれない形になっています。

後援をとるというのは、ポスター掲示やチラシを皆さんに配布しやすいために行うためであって、それ以外のことはないわけなのですけれども、そういった自主的な活動をつくることができなような形を今の段階でつくっています。これは私も本当に確認したのですけれども、ある議員からの指導といいますか、教育委員会、教育長に対しての提言でそういうふうな形になったとあって、これこそ教育に対しての政治家の関与ですよ。そういったことが実際に起こっていて、そういった支援を嵐山町は行うことを拒否してきているということがあります。

それで、もう一つです。さまざまな活動団体がありますけれども、私、嵐山町運動団体活動事業費補助金交付要綱、それと決算書を見ました。これは、3年前に団体補助金に対しての補助金交付要綱も変わってきていますが、活動内容等を見ても、余りに他の団体との差があり過ぎます。もう既に運動団体としてさまざまなものがあるのですけれども、実際には支援されていない運動団体、いろいろあります。ですけれども、これに関してだけ会議費、参加費とか、活動参加費といったもので、45万円も嵐山町が補助金を交付する必要はないし、これだけで十分いろんなことに、いろんな団体への補助とかできてくるわけです。これで27年度で3年目になります。団体事業の補助金交付要綱がなくなってきた、そしてそれぞれの団体への補助金の要綱ができました。一度見直すべき時期に来ていると思うのですが、その点について伺いたいと思います。これが1点目です。

次、2点目です。マイナンバー制度の実施に当たっての課題なのですが、今回、各予算書にそれぞれの項目で出てきています。私自身が知りたいといいますか、確定申告が今度マイナンバー制度で実施されていくのだと思うのですけれども、それまでに当たっての嵐山町で実際に進捗状況に対しての課題というのはどのぐらいあるのか。私は条例になって出てくるのはいつなのだろうと思って、ずっと見ていたのですけれども、まだ条例も実際には出てきていないですし、10月には皆さんに個人ナンバーを配付する形になっていますよね。それで、私が賛成するというわけではないのですけれども、どのような課題があって、それが実現できるかどうかということについて伺いたいと思います。

それから、3番目です。消費税が8%になって、低所得者への国の補助金とか、さまざまな形で制度が、今、子ども・子育て支援法も変わってきて制度が変わってきています。そして、その中で低所得者への支援を行う場合に、町民税非課税、所得税非課税の違いもありますけれども、それをどのようにして捕捉して予算を立てていくかということと、実際に今、私がこれはとても大切なことだと思っているのですけれども、嵐山町は町民税自体は決して少ないほうではない。だけれども、非課税世帯とか、あるいは母子世帯がふえている、生活保護世帯が多いという形で、所得格差が結構ある、個人町民税の中ではある団体になってきたのではないかなというふうに思っていますので、これについてどのようにして捕捉していくかということを伺いたいと思います。

次、4番目です。子供の文化活動やスポーツ活動など学校外のあり方の考え方なのですけれども、今回も出てきたのですけれども、放課後子ども教室は土日に行うという形になってきています。そして、学童保育は学校の放課後に行う。子供たちのふだんの放課後生活は多岐にわたっているのです、放課後に関してはもう援助しない、嵐山町としては行事としては行わないというふうになっているのですけれども、本来、放課後子ども教室というのは学校ごとに行っていくものだと思うのです。それが嵐山町では、学校が放課後子ども教室を行うことはやりたくないという形で、ふれあい交流センターで行うようになってきました。学校外の生活の場がある子供たちというのは、比較的貧しくはなくて、両親がそろっている子供のほうが多いと思うのです。それをどういうふうに捉えていくかということです。

そして、今現在は学校と学童保育はこども課、そしてPTAや子ども会は文化スポ

ーツ課で、放課後子ども教室も文化スポーツ課です。連携した動きのつくり方というのはなかなか難しいのかなと思うのですけれども、その点について、今回はっきり分かれてきているような感じがしますので、伺いたいと思います。

5番目です。こども医療費の窓口払いの廃止が10月くらいになると思うのですけれども、準備ができ次第始まっていくということですのでけれども、それに合わせてこども医療費の窓口払いの代替事業であったというふうに言われていた子ども・子育て支援を、学年費を半額にするという形で予算書が出されています。ですので、その計算式が合理的ではないわけです。もし10月ぐらいまでに窓口払いを廃止して、その部分で子供の学年費を新たにつくっていくというならば、1年間やった場合には子供の学年費はゼロになるという形ですよ。それは非常にまずい状況になっていくと思うのです。その論理でいきますと、合理的な考え方でいくと、そうなります。

私は課ごとの質疑でもこれを行っているわけですのでけれども、これは家庭などから実際にとっても評価をされていると思うのです。この学年費に関しましては、こども医療費の窓口払いを廃止するという以前に、実は嵐山町ではない、どこか別のところのランチをする場所で、たまたま嵐山町の方たちが別の席に座っていたのですけれども、この学年費というのはとてもいい制度なのだけれども、だんだん、だんだん高齢化が進むと、やがてこういうのもなくなってしまって残念だねというふうな感じのことを話しているお母さんたちがいるのです。これはとても大切なことなのだけれども、生産者年齢が少なくなってきた財源が少なくなると、なくなってしまうよというふうに関心も実は危惧している、そういうふうなものであるということなのです。でも、実際には私は父母からとても評価されていると思うのです。その父母からの評価をどのように受け止めているかということなのです。

今回、先ほども上村遼太君の事件がありましたけれども、上村遼太君は殺害される前の前の日かなんか、中学生のお友達と話をしているときに、あしたから学校に行こうかなとかいうふうな感じのメールのやりとりですか、ラインのやりとりをしているのだけれども、「持ち物がある」というふうに聞いていて、「いや、あしたは持ち物は何もないよ」というふうな形のことがあって、「そしたら学校に行こうかな」というふうに行っているやりとりが紹介されているわけなのですけれども、そうすると、持ち物があるか、ないかというのは、親にお金をかける心配があるか、ないかということですよ。そのことで学校に行かない、行くということも、子供にとってはあると

ということで、この学年費というのはとても大切なものではないかなと思うので、その点もあわせて子供の学年費というのをどういうふうに捉えて考えていたのか、伺いたいと思います。

それから、6番目です。第5次総合振興計画の見直しを行うということですが、どのようなところを見直して修正していくのか、その方向性。特に人口問題に関してはかなり違ってきていると思う、人口の実際の数字ですね、違ってきていると思うのですが、それをどのように考えていくか、伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

まず、文化スポーツ課、植木課長、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 それでは、私のほうからは、1番の(1)、印刷機の有料使用についてお答えをさせていただきます。

町にはふれあい交流センターに印刷機とコピー機が設置をされておりますので、交流センターの印刷機についてのお答えをさせていただきます。交流センター活動の支援の一環といたしまして、印刷機は原則無料、コピー機は有料にてご利用をいただいているところでございます。無料の印刷機は、用紙を持ち込みの上、1原稿16枚以上の印刷に限り利用をいただいております。これはコピー機では1枚当たりの単価が割高となってしまうための措置でございます。

そもそも印刷機を設置し、無料で利用いただく趣旨は、生涯学習の充実及び町民主体のまちづくりを推進するため、地域コミュニティー、社会教育活動を目的とした嵐山町内の各種団体が活動資料を作成する場合に利用できるというものでございます。したがって、例外があるわけでございます、個人、特定の政治、宗教、営利目的、私用の目的及び町内外の不特定多数の人に配布を目的とする利用、こういったものにつきましては利用ができないということになっております。今後もこの原則に従いましてご利用をいただきたいというふうを考えておりますので、今のところ有料の使用を行うという予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○松本美子委員長 それでは、続けてお願いいたします。

中嶋地域支援課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、2番目の運動団体の補助金の関係について、まず

お答えさせていただきます。

渋谷議員ご質問のとおり、この運動団体補助金につきましては、24年度までは定額の補助金として69万円が補助金額として支出されておりましたが、25年度から事業費補助という形に要綱を定めさせていただいて、45万、金額も下げさせていただいて、45万円に減額をさせていただきました。こういったことで、25年度、26年度、経過をいたしまして、現在のところ、この事業費補助の補助金の要綱について、現段階では見直すということは予定しておりません。

続きまして、マイナンバー制度の課題でございます。議員さんからもお話いただきましたように、まず一番の課題というのは、一つの法で定められた期限、これに伴いまして庁内のシステムの改修あるいは組織内での準備、そして大きく、今お話がありました条例改正等の準備、こういったものがスムーズにいくかというのが大きな課題でした。庁内ではプロジェクトチームをつくりまして、これに対応しているということ、それからシステム改修については共同化の中で、嵐山町単独ではなくてシステム改修の協議が進められているということで、これも順調に來ているというふうにご考えております。

それから、もう一点、条例改正につきましては、現在その内容の拾い出しをしております、条例改正の準備を進めているということでございます。早ければ6月、遅くとも9月の段階で議会のほうに必要な条例改正を議決いただけるように準備を今進めているということで、基本的にはスムーズにといいましょうか、進んでいるというふうにご認識しているところでございます。

それから、6番目の総合振興計画の見直しの関係でございます。議員さんから人口も大分変わっているというお話がございました。今回の総合振興計画の見直しに関しては、まず全体的に見直すということでございます。人口を含めて、総合振興計画の年度の間年ということがございまして、今までの検証結果を踏まえて総合的に見直すと。

それから、もう一点、大きなところでは、地方版の総合戦略、これを作成してまいりますので、この中でそれとの整合性を図らなければならないということも大きな課題でございます。それを含めて見直しを行うということで考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、小久保教育長、お願いいたします。

○小久保錦一教育長 それでは、教育委員会の後援についてのご質問がございましたので、お答えさせていただきます。

教育委員会の後援そのものは、ほとんどが文化スポーツ課のほうで対応しているというのが嵐山町の現状なのです。しかし、子供を中心として行う行事そのものについては、私、赴任当時から、ほとんどが文化スポーツ課で処理するという形が出ておまして、やはり子供に関することが出た場合には、こども課のほうでもそれを検討する機会が必要かなということを感じておまして、昨年でなく、一昨年、25年度にそういったことをこども課内で相談いたしました。そして、そういった中で、各小中学校の児童生徒がほとんどの学校が参加し、そして、そこに教員も見守る中で教育的に意義のあるものについては教育委員会が後援していこうということなのです。

つまり子供が実際に、例えば子供会議を開くという場合に、やはりどんなことを子供たちが話し合いをしているかというのは、私たち教育委員会の指導主事もやはり参加して見る必要がある。また、保護者も場合によれば一緒になって、そういう中で教育的に意義の高いものについては後援していくことが当然だろうということで、内規まではいきませんが、話し合ったということで、文書もできておりませんし、要綱等もつくっておりません。別に制限をしているということではございませんので、それを後援するか、しないかについては、こども課のほうで協議していただく、そういう機会を設けさせていただいたということが主でございます。

また、議員さんからとか、そういうことでご質問ございましたですけども、そういったことではございません。これはやっぱりこども課が責任持ってやっていく形の中で捉えておるのでございまして、そのところは私どもは冷静に対処してきたつもりでございます。その後、そういったことに対して、特に会議の要請等ございませんので、あった場合には、こども課のほうで検討して承認をしていく形で、現在のところ考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をお願いいたします。

中西税務課長、お願いいたします。

○中西敏雄税務課長 私からは、3番目の町民税非課税、所得税非課税について、ちょっとお話をさせていただきます。

個人住民税については非課税限度額制度があります。個人住民税、均等割及び所得

割は、特に低所得者の税負担に配慮し、所得金額が一定水準以下であるものについては非課税とされています。非課税限度額は、均等割については生活扶助基準額を、所得割については生活保護基準額を勘案して設定されています。均等割の非課税限度額ですけれども、本人のみの場合は所得金額が28万円以下、控除対象配偶者や扶養親族がいる場合は、28万円掛ける本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数プラス加算額として16万8,000円以下となります。所得割の非課税限度額は、本人のみの場合は所得金額が35万円以下、控除対象配偶者や扶養親族がいる場合は、35万円掛ける本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数プラス加算額として32万円以下となります。例えば本人のみの場合、所得金額が28万円以下、これは給与収入にしますと93万円以下になるのですけれども、この28万円以下でしたら均等割及び所得割が非課税となります。

それと、所得税については非課税限度額制度がありません。所得税の税額の求め方ですけれども、所得金額から、所得から差し引かれる金額、これは社会保険料控除とか生命保険料控除、寡婦控除、障害者控除、あと医療費控除、配偶者控除、扶養控除、基礎控除等の各種控除になりますけれども、この所得金額からこの控除を引いて残った額があれば、その金額に税率を掛け、税額を求めます。所得金額より各種控除額のほうが多ければ、所得税はかからないということになります。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、石井健康いきいき課長、お願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 私からは、3番の低所得者への支援を行う場合、どのように捕捉するのかということでお答えをさせていただきます。

経済的に困窮されている方につきましては、ご本人からの相談があり、対応しております。また、困窮状態にある方の早期の把握や支援へのつなぎ役として民生委員から情報提供していただき、対応しております。今までも民生委員には地域の多様な課題を抱える方たちを早期に発見し、連絡をいただいております。

また、今年の4月1日から生活困窮者自立支援法が施行されます。この法の目的は生活困窮者の自立を促進するものでございまして、自立相談支援事業や就労準備支援事業等いろいろな事業がございまして、支援を行うものでございます。今後も各地域の民生委員さんと連携をして、支援をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、安藤副町長、お願いいたします。

○安藤 實副町長 私のほうからは、こども医療費の問題についてお答えさせていただきます。

このこども医療費、これまで窓口払いの廃止にご協力をいただいた子育て世帯の方々、こういった方々のご協力によって削減できたであろう金額、これまでの質疑でこの問題については、渋谷議員さん、よくご承知だと思いますけれども、それが約2,000万、これを上回る3つの事業で、予防接種の助成、それから保育料の削減、そして、ご質問の学年費の補助、合わせて3,200万円、これが計算をして出てくる、こういう金額でもって助成をしてみました。この評価については、保護者の方々からは大いに評価をいただいているというふうに思いますし、町内のお医者さんからも、嵐山町のこの独自の政策について、非常に先生方からも評価をいただいているというふうな状況です。

これを新年度予算でどう対応するか、27年度の予算の概要をごらんになっていただきますと、嵐山町の歳入歳出にわたる状況がつぶさにここでわかるわけですが、嵐山町の歳入の状況ですけれども、自主財源、約1億3,400万伸びています、昨年と比べますと。これは臨時あるいは特別なもの除きますと、ほぼ昨年と同額のような状況です。これに対しまして、特に少子高齢化が進んでおりますので、子育てですとか、障害者支援ですとか、あるいは高齢者に対する対策、これによって扶助費が1,700万伸びています。それと、公債費、地方債の返還ですね、公債費が約1,000万円伸びています。これにどう対応するか。職員の人件費を900万削減し、その他経費の節減を図りながら、新年度予算を何とかやりくりして編成をしたというふうな状況です。

そうした中で子育てに対して見てみますと、子育てのこの児童福祉費と幼稚園費。義務教育費を除く経費というふうなことでお話をさせていただきたいと思いますが、児童福祉費は約6億9,000万円、幼稚園費が約5,000万円、これを昨年度と比較してみますと、約440万円、昨年に比べると増加をしております。大変高齢化が進み、さまざまな経費が拡大していく中で、それをいかに抑制をしながら最少の経費で最大の効果を生んでいくか、工夫をしながらこの予算編成を進めて、そして今申し上げましたように子育てにはしっかり取り組んでいこうと。新たな子育て支援政策が新年度から始まると。国においては消費税を財源に考えていましたから、約7,000億円、これに財源が必要だということでしたけれども、それがなかなか消費税の問題がクリアでき

ませんでしたから、なかなか国のほうも大変な予算編成を進めていますけれども、町においてもやはり新しい子育て支援制度に対してしっかり対応しながら予算を編成してまいりました。

その中で、今申し上げましたような学年費の補助につきましては、制度としては残しながら、金額については半額にさせていただいたというふうなことでございまして、この辺についてはパイが決まっておりますので、こういう苦渋の選択を判断させていただいたということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁お願いいたします。

植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 それでは、4番のうちの放課後子ども教室の土日のあり方について、私のほうからお答えさせていただきます。

放課後子ども教室推進事業につきましては、文部科学省の推進事業でありまして、放課後や週末等の子供たちの安全安心な活動拠点を設け、子供たちにさまざまな活動を行う機会を提供することにより、子供たちが地域の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するという事業でございます。

嵐山町では、ご承知のように中央公民館、現在ではふれあい交流センターに拠点を置きまして地域との連携活動を行っておりまして、その基本として、目標として3つの点に力を入れてやってまいりました。1つは、地域に根づく、異なった年齢層との交流による子供たちの自立を目指した活動。2つ目としまして、地域の方々や学校等の見守り、支援のもとで四季折々の企画活動。そして、3番目として、子供たちによる自分たちで考案したプログラムを主体とした活動というようなものに力を入れてやってまいりました。

ところが、しかし近年は、さまざまな事情がありますけれども、児童の参加人数が少なくなってきたということもありまして、26年度については学年を低学年まで拡大して実施をしてみたところでもあります。しかし、先ほど掲げました3つの課題、目標というものがなかなか達成することが難しいといえますか、少し離れた方向になりつつあるということも問題点として上がってまいりました。また、放課後こどもプログラムのほうで学童保育との連携という新たな課題も取り上げられるようになってまいりました。

そういう中で、関係、こども課さんとも協議をさせていただきまして、平成27年度からは学童保育の子供たちの参加も見込める点で連携が図れるのではないかとということで、土日中心の活動にシフトしようという、そういう方針となったものであります。

私からは以上です。

○松本美子委員長 それでは、小久保教育長、お願いいたします。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

ただいま文化スポーツ課長のほうから放課後子ども教室の趣旨的なものをご説明ございました。学童との連携につきましては、一応今のような形で進めていくということでもよろしいのではないかなと。つまり、できる範囲で実施すればいいのかなというのが27年度の考え方というふうに捉えております。基本的にはやはり家庭の事情、また保護者の選択に任せていくことがやはり大切なことかなというふうに考えております。

現在、学校での授業との関連なのですけれども、月曜日が小学校1年生は5時間で終了と。今の問題について訂正いたしますが、月曜日は5時間で全学年終了だそうです。火曜から金曜までは6時間だそうです、小学校。そうしますと、学童に行く生徒は、そのまま授業が終わって学童のほうへ移動するわけです。そして、放課後子ども教室のほうに参加希望されている方は、一旦そこから家へ戻りまして、家庭の指導でふれあい交流センターまで行きまして、大体、聞くところによりますと、4時から5時、1時間程度、放課後子ども教室を月曜日のみ行っているそうです。そして、ふだんの火曜から金曜はともそれをやる時間がございませんので、ないと。そこで今言った土日に行うのはどうかというのが出てきているという状況であるということで理解しております。

また、今年度は放課後子ども教室には菅谷小の生徒が26名、志賀小の生徒が1名、計27名が放課後子ども教室のほうへ行かれているというふうに私は聞いております。それらと今後、あと学童とどう連携するかということは、これは放課後のことをございまして、学童の児童生徒と、それから放課後子ども教室で学習をしている子供たちとの連携がどううまく図れるかというのは一つの課題でありますので、私たちも見守ってまいりたいと、こんなふうに考えております。なお、今後こういったことが月1回できるかどうか、あるいは二月に1回ぐらいかどうか。年間にしてもそう多くはないのではないかなというふうに予想しております。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、質疑を2回目ということで、渋谷委員、お願いいたします。

はい、どうぞ。

○渋谷登美子委員 行政と住民団体の協働化がすごく進んできているというふう思うのです。というよりは、むしろ行政のほうが住民のほうにパートナーシップを求めなくてはいけないような状況になっているので、見守り隊とか、防災に対しての支援事業ができてきているというふう思うのです。そういうふうな自分たちの必要な事業に関しては補助金もつける。だけれども、そうではないものに関しては一切拒否をするという形なのかなというのが、印刷機とか情報提供の問題だと思うのです。

印刷機に関しては、たびたび言っていますのは、有料であってもいいから使わせてほしいということです。それで、それを断られている団体が結構あるので、それはもう言わないです。ふれあい交流センターの人にも言いません。そういう人たちは自分たちでどこかに行って印刷機を探してきて、自分たちで使って、いろんな活動をしています。そういうふうな状況というのはよろしくないのではないかなというふうに言っていて、それで交流センターのものに関して言えば、有料でお金を使って、そしてそのような人たちに、別に営業でなければ使わせてあげていくというふうな方向が市民活動を支援する。町民活動とは言いません。シチズンの市民です。シチズンの市民活動を支援する一つのあり方であるのですが、それがたびたび嵐山町では、私、一般質問でもこれは出したことありません。直接に話をしているのですけれども、それは常に断られて、もう4年目か3年目になっていると思うのです。これはもういいかげんにやめたほうがいいと思います。

今回、ほかの近辺でどこがやっているか調べていませんけれども、県民活動センターでは少なくともそういった形で、製版50円に対して、1枚印刷に関して、印刷するごとに2円という形で貸し出しをすると。それを仕方がないので県民活動センターまで行ってやってこようというわけですけれども、そんな、嵐山町に印刷機がありながら、わざわざ県民活動センターまで行かなくてはいけないような状況をつくっていくというのは、私はまずいと思うのです。

そういったことで、嵐山町は行政が必要とする支援ならば補助金も出すけれども、

市民が必要とする活動に関しては拒否するというやり方は、私はまずいのではないかなと思うのです。それは、その点について今後もふれあい交流センターの印刷機は使わないということですが、何度も何度もこれはやっています、私。直接一般質問はしないし、それから、この程度のものを質問するようなことではないと思っているので、直接的に課長たちと話したり、それから、ふれあい交流センターの所長と話したりするのですけれども、上が決定したもののなので、そこでは自分たちは何とも言えないという形言うので、今回出してきているのですけれども。

補助金団体に関しては、自分たちが必要だと思う、例えば人手が足りないから見守り隊とか、それから防犯に関するものに関しては補助金を出す。だけれども、お金を出してもいいから印刷機を貸してほしいというものは拒否する。そういうのというのは、市民活動を拒否する、狭めていく一つのやり方だと思うのです。その点について考え方を伺いたい。市民活動をどうやって発展させていくか、そういう根本的な問題です。比企郡下ではやってないかもしれない。だけれども、いろいろな他市ではやっている。市民活動が推進されているところでは、そういったことはもう10年も20年も前から当たり前のことなのに、ここではやっていかない。そういった状況について伺いたいと思います。特に、今回、非常に大きな補助金団体、パートナーシップをつくるためにやっています。補助金を出すという形に出しています。それなのに、そういったことはしないということの問題点について伺いたいと思います。

それから、嵐山町運動団体活動事業費補助金交付事業です。これは私、内容も見ました。これに関して言えば、余りにひどいなと思うのです。会議の参加費、こういったものに普通はお金を出しません、補助金団体に関して。活動参加費ということに関しても出しません。なのに、こういった形のことを、有料でもいいから機械を貸してくださいというふうなこともしないでいて、こういったものに関しては、一定の特定の団体に関しては補助金を出していく。不公平性があり過ぎると思うのです。これは既得権を維持する、そういったことの問題です。それを今回27年度も見直しをしないで、そして、ふれあい交流センターの印刷機は市民活動団体には有料でも貸し出さない。それって非常に偏向した市民活動の支援のあり方ではないかと思うのですけれども、その点について伺います。

それと、もう一つ。教育委員会の後援に関してです。教育委員会の後援に関して、それでしたら教育委員会は教育委員会が子供に対してこうだと、こうしてほしいと思

うことにしか、教育委員会が一切かかわって、市民がやろうとするものに関しては口を出して、そして支援はしない、そういうことですよね。

私、今回、町長、教育長さんが1月に行われた、何だかわからない子供の弁論大会ですか、それはとてもよいものだというふうにおっしゃっていました。ですけれども、それは審査員がいて、その審査員がその子供たちの書いた作文か何かを全部読んで、そして、それでこれがすばらしいと思ったものを発表するという形ですよね。そうではない。審査員のあり方自体も問題であって、こんな教育委員会という一つの枠の中で、学校という子供の枠のものの中でしか教育委員会の後援を行わない。それも、それの中で口出しをしていく、介入していくというやり方がまさに今の、先ほどの川口委員が質問したものに直結すると思うのです。私は、こういったやり方は問題だと思うのです。

ですから、一度そういうふうな形の内規があるというふうに聞いたら、もう二度と教育委員会の後援はとらない。後援をとったって仕方がない、そういうふうにするのが当然ではないですか。だから、誰も教育委員会に子供に関係ないものは後援なんかとらないですよ。だって、各学校5人子供が参加して、その名前を出して、校長先生が許可したものでなかったら教育委員会は後援しないといったら、そんなことPTAの組織か、そういったものしかできませんから。子供に関しては市民活動は非常に制限する、そういったものになりますよね。そういったことの問題点を解決しなくてはいけないと思うのです。それを見直していかない限り、難しい方向に、嵐山町はどんどん、どんどん狭まった方向に市民活動がなっていく、そういうふうにするのです。

教育長さんは、議員から言われたのでも何でもないとおっしゃいましたけれども、私が9月か何かにお伺いしたときに、2人の議員の名前を出されて、こういうふうなことがあったので、こども課として考え方を変えたというふうに言った。明らかに政治的な介入ですよね。そういったことに対して、私はそのときテープにもとっていませんでしたけれども、メモははっきりしてありますから、メモしておきましたので、そういったことが実際に起こっているということがあるわけです。それは教育委員会の後援の形や、それから印刷機の使用の形、そういったものは全て嵐山町が自分たちが欲しいと思うものだけしかやっていかない。町民活動はしばませていく。そういう形に、今、嵐山町の行政の市民活動のあり方はなっているのではないですか。その点について伺いたいと思います。

次です。マイナンバー制度に当たっての課題なのですけれども、システム改修で条例改正は6月か9月になるということなのですけれども、9月だと、すぐにマイナンバー制度の通知を始めるわけです。それで実際に間に合うのかどうか。そして、6月だと、逆に今度は行政のほうの間に合うかどうかわからない。そういう非常に厳しい状況にあるということがわかったのですけれども、6月に間に合わせをしようとしたらどのような課題があるのか、伺いたいと思います。

それと、町民税非課税と所得税非課税の、所得税は非課税というものがなくて、課税されないだけだということですよ。それで、そのことに関して低所得者への支援を行う場合、それぞれ民生委員さんたちが状況を聞いて、そして、それをやっていくということなのですけれども、予算書を見ますと、低所得者がある程度把握するという形がいろいろなところで出てきています。それをどういうふうにして把握していくかということ伺っているのですけれども。

特にこれは、私は、嵐山町の場合、低所得者はかなりいるのだけれども、高額所得者もいるというふうな形で見えていくほうが正しいのか。嵐山町全体の所得分布がわからないこと自体が問題であるかなというふうに思っています。TKCの問題だというふうに聞いておりますけれども、所得税というか、嵐山町の住民のある程度の一定年齢層、どのようなふうになっていくかという課税分布というようなものが把握できるような形に変えていかないと、今後の社会保障体制などをつくっていく上で難しいのではないかなと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

次です。子供の文化活動、学童保育と、それから放課後子ども教室の話を例えに挙げて、これを出しているのですけれども、これは文教厚生委員会で要望事項として、9月でしたか、上げました。学童保育の人たちも放課後子ども教室が利用できるような形にというふうな形を出してきたのですけれども、それが何と土日にするというふうになると、全く文教厚生委員会で捉えていた要望とはかなり違う、的外れな答えが出てきたなというふうに思っています。感じたのです。それで、これをあえて入れたのですけれども。

守谷市というところに嵐山町文教厚生委員会で視察に行ったのです。そのとき、学校内で放課後子ども教室をやっていて、それに学童保育も参加するという形でした。今回、土日に放課後子ども教室をするとすると、やはり子供たちを親が連れてきて、そして放課後子ども教室ができる子供しか参加できないような形になりますよね。そ

うではない形でやっていくためには、こども課と、それから文化スポーツ課の交流がもっと必要になってきて、学校単位でやっていかないと、嵐山町では非常に地域的に難しい状況になっていますよね。志賀小学校と七郷小、そして菅谷小、子供たちのそれぞれが今現在では歩いていける範囲ではないので、それも含めて連携した動きのつくり方という形で、この子供の文化活動やスポーツ活動の学校外のあり方について伺っているのですけれども、再度その点について。

もう一度、学校側がそれに関して、学校でも学童保育のほかに放課後子ども教室も一緒にやりますよというふうな形にならないと、これは進んでいかないと思うのです。土日だけでは難しいというのは目に見えているではないですか。ふれあい交流センターで土日だけ放課後子ども教室をやったとして、ふれあい交流センターに来れる、一人で歩いて行ける子供というのは菅谷小地区の子供。志賀小の子供でも、ふれあい交流センターまで歩いていくのは結構距離があるということで難しいらしいのです。そういったことを考えますと、ちょっとこのやり方というのは考え直したほうがいいのではないかなと思うのですけれども。実際に子供の歩ける距離と放課後子ども教室というのは、とても密接な関係があると思うのですが、その点についての考え方が、子供の足の幅とか、子供の感覚とは違うのではないかなと思うので、その点について子供の立場に立った放課後子ども教室のあり方であるのかどうか、伺いたいと思います。

それから、学年費のことなのですけれども、私はこれで修正案を出していますけれども、今の形でやっていくと、ほかの部分でお金を削れる部分はあるなというふうに見たのです。私自身は、こうやって見ていて、これは既得権とかそういったものは削られていなくて、そして、ほかの部分で、ここのところでは子供の問題というのは切っていくのだなというふうな感じで思っています、特に嵐山の場合、母子家庭が多いということ。それを考えると、この学年費補助のあり方というのは、財政の中で考えていくものなのか、経済効果の中で考えていくものなのか、子育て支援という形で考えていくものなのか、わからないなというふうに思っているのです。

補正予算では、転入子育て支援金700万円、削除しましたよね。そういうふうなことを考えると、むしろ子供たちが来てもらうよりも、転出しないための予算というふうな形での考え方もあると思うのですけれども、そういった視点について、子育て支援の費用というのは学年費を考えたということはあるのかどうか、伺いたいと思います。

また、保育料のことと、それから予防接種の問題ですけれども、予防接種の費用というのは全てのところを調べていませんけれども、保育費に関してはどこの市町村もかなり低減するように低減するように努力しているので、嵐山町がこども医療費の窓口払いの代替事業としてやっていくというのは、子育て支援としては非常に問題が大きいのかなと。ほかの市町村もやっていることなのです。嵐山町がやっていることというのは、この学年費の事業だけは嵐山町の特徴的な独自の子育て支援として、私は評価されるなというふうに思っていたので、それを減額してしまうというのは問題で、特に半年後ですから、半年間でやっていくと、事実上の計算式でいくと、これは1年になるとゼロになるというふうな考え方は当然出てくるわけです。合理的に考えています。予算措置の考え方として考えていくと、そうなるわけです。その点についてどのように考えていくのか、伺いたいと思います。

第5次総合振興計画についてはいいです。見直しについてはいいです。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 印刷機の使用でございますが、交流センターにある印刷機につきましては、生涯学習やコミュニティ活動を行う団体への支援でございますが、決して市民活動を行うそのものを否定するわけでも、お断りしているわけでもございません。何をお断りしているかといいますと、特定の政治、宗教、営利目的、あるいは私的な目的、不特定多数の方への配布を目的とする利用、そういったものについてはご利用はお断りすると。そういうことで、普通のといいますか、その条件を満たせば、市民活動、生涯学習活動に広くお使いをいただけるというふうにご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 続けて、答弁をお願いします。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、まず運動団体補助金の関係についてお答えさせていただきます。この補助金につきましては、議員さんご承知のとおり、毎年毎年、補助金の適正化委員会を開きまして、次年度の予算、団体補助のあり方について協議をさせていただいております。27年度の予算の作成に当たりましても、補助金の適正化

委員会の中でこの団体予算が決まったということをございまして、そういった意味で、27年度の予算について見直しをしなかったということをございます。ですから、団体補助金は既得権という考え方ではございまして、毎年毎年の実績、そういったものを踏まえて、補助金の適正化委員会の中で予算の審議がされるということをございます。そのようにご理解をいただければというふうに思います。

続きまして、マイナンバー制の関係の、特に条例改正の関係をございます。今回、マイナンバー制度については、これは国の法律でもう既にスケジュールが決まっております。議員さんご承知のとおりで、10月からは、今コマーシャル等でもやっていますけれども、個人宛てに番号、付番が送付されると。そして、1月からその個人カードの申請に基づく交付が開始されるということをございます。

システムの改修を今進めておりますが、その中で、今回、条例改正で特に大きなものというのは、個人情報保護条例、これの改正がマイナンバーに伴ってございます。それ以外の個々の条例というのは、ほとんどこのマイナンバー制度、個人カードを使った利用によって、いわゆる申請の各種様式、そういったものが変わってくるというふうに予定されております。

そういったことで、議員ご心配いただいているような形で、9月に条例改正があったとしても、このマイナンバー制度に関する、いわゆる作業といいますが、業務、これに対して不便が生じるということはないだろうというふうに考えております。いずれにいたしましても、早い段階でその精査ができればというふうには考えております。

以上をございます。

○松本美子委員長 続けて答弁をお願いいたします。

安藤副町長、お願いいたします。

○安藤 實副町長 このこども医療費の関係をございますけれども、先ほど申し上げましたように、全体の町の予算、パイは決まっているわけをございまして、さまざまな分野にその予算は編成をするわけですが、少子高齢化、人口減社会、いろんなことが言われていますけれども、さまざまな分野に光を当てていかなければならない。特に、この平成27年度予算は、嵐山町が大きく子育てにかじを切った予算だというふうに我々も考えております。その中で、さまざまな子育て支援施策があるわけをございますけれども、嵐山町とすれば予算でお願いをしているこういう施策を計上させていただきます。

昨日の新聞でしょうか、さまざまな地域がいろんな子育て施策を始めた。ただ、その結果が果たしてどうなのだろうというふうなことがちょっと新聞に書いてありました。我々のこのエリア、比企のエリアでも、保育料の無料化をしようなんていうところもございます。果たしてそれがこの子育て支援の中で、人口減社会と言われる中で、それは有効なのかどうなのか、全くこれは不透明です。そういったこともございます。嵐山町は、子育て世帯に対して、いかに将来に希望を持って結婚、子育てができるような魅力ある地域をどうつくっていくか、そこにかかっているわけでございまして、今27年度のこの予算でお願いしている嵐山町の施策としては、今ある嵐山町の力では、これが精いっぱいだろうというふう考えております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに答弁をお願いします。

中西税務課長、お願いいたします。

○中西敏雄税務課長 3番目の関係なのですけれども、現在税務課の業務では、県等への調査報告書類というのが税に関する調べなのです。そういうことから、税務課サイドでは非課税世帯とか非課税者を抽出する機能というのが必要ありません。それで、給付金関係とか保育料関係については、その抽出要件等もございますので、各担当の課でTKCに依頼しているという形になっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、石井健康いきいき課長、お願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 低所得者の把握という件なのですけれども、健康いきいき課では低所得者の把握というのはなかなか難しいと思っております。今後高齢化が進んでくると、低所得者の方もふえてくるという予想もございますけれども、把握というのはちょっとこちらでは難しいということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、小久保教育長、お願いいたします。

○小久保錦一教育長 先ほどのご質問に対して、またお答えさせていただきます。

いわゆる市民団体がやろうとすることに対して、支援をしないと、介入していく、そういう姿勢ではございません。私どもは、渋谷さんがおいでになったときにお答えしたのは、学校にも働きかけていただいて、せっかくそういった子供に関するようなことをするような機会を設けるということであれば、やはり学校を巻き込んで大勢の

生徒が参加できるような、そういったものを一緒にやっというのではないかという言い方を私はしたというふうに記憶しております。決して反対ということではなくて、一緒になってそういう機会を設けられたらいいかな。つまり子供たちの発表の機会、やはり志賀小の生徒も、菅谷小の生徒も、七郷小の生徒も、あるいは両中学校の生徒も一緒になって一つの話題に対してやっという、そういう機会ができればいいなと私は申し上げました。

そこで、先ほど、いいとこスピーチコンテストの話も出ましたけれども、それは全く内容は違うのですけれども、同じ姿勢なのです。全ての学校の生徒が代表として出てきて、そういった中で先生方も見、そういう機会を設けたいというのが私の希望でございました。そういった意味で、渋谷さんに誤解があったかもしれませんが、決してそういった姿勢ではないということをご理解いただき、今後ぜひそういった中で一緒になってやれるような、教育委員会、学校、市民団体が一緒になって一つのそういった機会を設けられるように、教育委員会としても努力していく義務はあると思います。

ただ、後援するか、しないかということが一つの視点でございましたので、そういった中でこども課が精査させていただいて、後援していきたい場合には後援していくと。できるだけ多くのことを後援していくように心がけておりますし、今まででも、その後、後援しないという例はございません。ほとんどの団体さんから出てきたもの、子供が一緒になって活動しているもの、音楽活動とか、全てのものに対しても一応文化スポーツ課と協議いたしまして、後援しております。そういった意味では、一つの部門だけではなくて、これからはそういった幾つかの団体が一緒になってやっというような形で教育委員会も後援させていただいて、やっという形をぜひこれからも考えていただければありがたいと、そういうことでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、4の関係ですけれども、子供の文化活動やスポーツ活動などの学校外のあり方というところで、答弁漏れになっているかなと思っています。

それでは、植木文化スポーツ課長、答弁お願いします。

○植木 弘文化スポーツ課長 申しわけありません。それでは、私のほうからは、放課後子ども教室の再確認をさせていただきたいと思うのですが、放課後、現在はふれあい交流センターを使用して実施しておりますけれども、仮に学校施設を使用して放課

後子ども教室を実施するという場合には、さまざまなクリアしなければならないハードルがございまして、当初この事業を導入するときにも検討をしたという経緯がございしますが、嵐山町で現在できるスタイルということで、現在の方法で実施をさせていただいているというところでございます。

それと、もう一点は、学童保育に待機児童がいる自治体の場合には、その待機児童の受け入れ先として、放課後子ども教室と連携して、放課後子ども教室を活用しなさいと、してもいいよというのが、今、国が進めている学童保育と放課後子ども教室の連携ということというふうに、私のほうでは認識をしております。嵐山町では、幸いにして学童保育に待機児童はいないという現状でございまして、その中で両事業がどう連携ができるかということを検討した結果、土日の活動にその連携のあり方を模索していこうというのが現状の結論といたしますか、方向性でございます。

以上です。

- 松本美子委員長 3回目の質疑になると思いますけれども、渋谷委員、どうぞ。
- 渋谷登美子委員 第1番目の問題というのかな、住民との協働をどのように行っていくかということは、私はとても大切なことだと思っているのです。私は、今現在の嵐山町のあり方というのは、決して市民活動を活発にさせる、NPO活動をさせるというふうな形の動きではないというふうに感じています。それは、先ほどのふれあい交流センターの印刷機ですけれども、不特定多数の人に配布物を出すものはお断りしているといいますと、まず演奏会など、こういうのは不特定多数の人に渡すものですよね、配布物自体。お知らせ、そういったものもできないし、それから、こんな活動をしていますよというニュース、それもできません。そうではないですか。特定の生涯学習のふれあい交流センターを活用していらっしゃる方の資料となると、その団体に加入している人に対しての配布物。住民活動へのお知らせ、住民活動を活発にするための印刷というのは一切できない、そういう形ですよ。

それで、特に必要だなと思っているのは、例えば俳句や何かつくっていらっしゃる方がいらっしゃるすると、そうすると、それを自分たちで自費出版的な形で印刷物をつくって、それを皆さん、自分がつくったからあげたいなというふうな形で、例えばそういうふうなことも、1人10冊分ぐらいずつ上げたいなと思っても、特定ではなくて不特定多数になりますから、それもできない。そういう形になりますよね。それをやめて、区の配布物なんかは無料でも構わないでしょうけれども、必要なものに関

しては有料で印刷機を使えるようにする、それは当たり前のことだと思うのです。これは例えば生涯学習ですよ、俳句なんていうのは。ごくごく普通のことが、嵐山町のふれあい交流センターや比企地域の公民館活動では今現在行われてない。だから、文化活動というのはしぼんでいきます。文化活動がしぼんでいくから、年配の方たちはそれなりにやり方も覚えているからあれですけども、若い方たちになってくると、嵐山町は使えないねというふうな形で出ていく。当然だと思うのです。

私が見ていて、若い人たちで使っているのを何回か見たのですけれども、それは野球部の人たちの、野球というのですか、その人たちのメッセージみたいな形のものをやっているのを見たことがありますけれども、普通、人を勧誘しようと思ったら不特定多数の人間になります。そういったことができていないのが嵐山町の印刷機の使い方、これは改めない限り、嵐山町はどんなに市民活動を支援していますと言っても、実際には支援してないのです。1枚10円のコピー機があるわけですけども、今、ヤオコーなんかに行ったら1枚5円でできます。ごめんなさい、ヤオコーではない。いろんなどころに行けば1枚5円のものもあるし、そういった形になってくると、嵐山町は場所は何とか貸してもらえかもしれないけれども、そういったものは使えないという形で、市民活動、特定の市民活動といいますが、ほかの嵐山町の今の行政がしている文化活動以外の文化活動というのがありますよね。そういったものは支援していかない。そういうスタイルをとっているのが今の印刷機の使用状況だと思うのです。

これは何度も言っています、私。製版を幾らにして、そして印刷機1枚幾らというのは、ごく普通の市町村。町村はどうかわかりませんが、市ではごく普通にやっていることであって、それをやっていかないということ自体がおかしくて、それは町内の印刷業者さんとは関係ないと思うのです。それへの配慮ではなくて、市民活動への配慮ということなので、そこのところは、これはどうなのですか。皆さんへのお知らせ部分も、不特定多数の人に対しての配布物だと思うのです。それから、先ほどの俳句やなんかの句集ですか、そういったものも自分たち以外の人たちに、例えば1人10冊上げようと思ったら、それは不特定多数の人の配布物になると思うのですけれども、そういった考え方をどのようにしていくか。有料にされていて、例えば無料でそういうふうなことをやるとすると、100ページのを100冊つくったとしたら、それだけのものが、それを無料でできるというふうになりますよね。活動団体に関しては、それは無料でされる。だけれども、1ページのを1,000枚つくるとしたら、それ

は配布物になるから、そこでは使えない。非常におかしな形になってくるので、有料で、住民の方がある程度営業関係にかかわらないものに関しては使えるようにしていくというのが、本来の市民活動の支援ではないかと思うのです。

特に、今NPOに対して、これから見守り隊とか防災に関しての支援をしていきます。それ以外のことに関しては、有料であっても支援をしない。機械を貸さないということ自体が支援にならないと思うのです。それについての考え方を私は再度伺いたいと思います。これは、ふれあい交流センターというのは活動支援センターにもなるわけですから、とても重要なことであると思うのです。それを今現在、嵐山町はやろうとしていない。何度言ってもやろうとしない。その問題が大きいと思うので、伺います。

それと、嵐山町運動団体活動事業費補助金交付要綱です。これは27年度については、補助金適正化委員会で補助金の使途等についても検討なされたのでしょうか。でも、普通の団体は、提案型補助金団体に関しましては3年間で打ち切りになっています。そうすると、嵐山町運動団体活動事業費補助金交付に関しても、3年たつ本年度に関しては見直しを求めるような形、見直しを考えるような会議が開かれてもいいのかなと思います。ほかに全ての団体がありますよね、事業費補助になっていますけれども。それ自体も、もう一度見直していくというふうなあり方があっていいかなと思うのですけれども、その点について伺います。

特に、パイが小さい中で補助金を出していくわけですから、パイが小さくて補助金を出して行って、学年費の補助は小さくするわけですよ。そういった部分のものに関しては、補助金を出す以上は、その全ての補助金に関して見直しをしながらやっていくというやり方があっていいと思うのです。その点について伺いたいと思います。

それから、教育委員会です。私は、教育委員会が市民活動に関して後援をしないというのであるのなら、もうそれはいいですよという形で教育委員会を見限る、そんな感じでしたよ、私たちは。私に関しては少なくともそうです。それで、そういった形というのがあっていいのですか。中学生5人、各学校5人ずつ、子供の参加の名前を出して、それでもって申し込まない以上、後援はできないという形の内規をつくったと言われました。それは、総務課と、それからこども課と、町長と副町長と教育長で決めたというふうに聞いています。そしたら、各学校5名ずつ出すことができる団体

というのは、PTAか大型塾ぐらいですよ。少年団だって、そんな各学校5人ずつ子供がいるわけないです。どんなに頑張ったって、そんな。そうすると、教育委員会は、教育委員会が適正と思って、自分たちがこれがいいと思って、教育長がいいと思った団体にしか後援をしない、そういったことを公言しているようなものです。それは、市民と一緒に子供を育てて育成していこうという団体とは言えないと思うのですが、そこの考え方を伺いたいと思います。教育長と町長に伺いたいと思います。私は、特に町長も一緒になってこれ考えたというふうなことで伺っていますので、非常に問題が大きいなと思っています。

次ですけれども、町民税の課税、非課税に関しては、今現在のシステムでは全てTKCを通して、そして必要な予算をとるために、これを抽出してもらわないとできないとなってくると、嵐山町自体では所得がどういうふうになっているか、現状がわからないわけで、多分ほかの市町村、TKCを使っている町村はわからないという形になってくるのではないかなと思うのですけれども、その点はどのように把握されているのか、伺いたいと思うのです。今後これは大きな課題になってくると思うのです。社会保障が必要になればなるほど、その部分が大きくなってくると思うのですけれども、その考え方を伺いたいと思います。

それと、これは放課後子ども教室と学童保育に限って今話をしていますけれども、嵐山町の小学校というのは、それぞれの子供たちが全く違う地域に住んでいて、その地域活動も全く違う部分でやっていて、親が動ける人たちだけが学校外の活動をしているわけです。そうではない形の放課後の生活を保障していくというのが、行政が行うべきことだと思うのです。それが、本来行われていくべきことが今の放課後子ども教室では行われていなくて、ということですが、国の政策では学童保育の待機児童を放課後子ども教室で受け入れるというふうな形、受け入れてもよいというふうな形になっていると思うのですけれども、嵐山町は嵐山町でこのような学校の状況がある中で、子供たちの放課後の遊び場というのを保障していく必要があると思うのですけれども、特に七郷小学校みたいに広範囲に広がっていて、一遍帰宅してしまったら、近くのお友達と遊ぶことも難しいような状況。菅谷小学校もそういうふうな地域がありますよね。そうすると、そういった放課後子ども教室のあり方というのは、一度、今年度中でもいいので、見直すべきではないかと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

こども医療費の問題ですけれども、これは修正案に出していますけれども、私は、パイが少ないからできない、減額するというふうにする事業なのか、それともパイが少なくても、これを続けていったほうがいいたろうというふうな事業というのはあると思うのです。そこの選別の中で、パイが少ないから減額した事業にしたという理由を伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 印刷機の問題でございますが、町では、先ほどから申し上げていますように、町民の活動、さまざまな活動を支援するということで無料でお使いをいただいているということでございまして、あくまでも町の規模、身の丈に合った、できることの可能な範囲での支援ということでございます。それを例えば大きく逸脱するといいますか、それを超えての活動、例えば町で全戸に配っても4,000幾つという数を1万、2万という数を配るといふのを不特定多数ということで考えれば、町よりも、より広域の活動を行うということであれば、例えば先ほど委員がおっしゃったような県民活動センター、県全体を包括する県民活動センターのようなサービスを使っただけというのも一つの方法かと思っておりますし、例えば俳句の句集等は自費出版で今やっているというのが一般的な常識かと思っております。

不特定多数というものの、その範囲というものを考えて、かつて実際にふれあい交流センターをお使いいただいている団体で、こうした制限を設ける以前には、例えば1日に3,000枚とか数千枚を印刷して、それも例えば1週間続けて毎日印刷をする。その内容につきましては、嵐山町以外の多くの市町村、自治体にもお配りをしているものであり、しかも、その一口何千円かの広告料も取っているというようなことがわかったものにつきましては、その時点でお断りをするということがございました。そういう意味での、そういう利用がされますと、活動されているほかの団体にも迷惑がかかるということもございまして、一定のルールを設けさせていただいたということでございまして、嵐山町内で活動する団体への支援ということで条件を満たせば、どなたでもお使いいただけるというのが基本原則でございます。

それから、もう一つ、放課後子ども教室についてでございますけれども、確におっしゃるとおり、さまざまな問題点があろうかと思っております。これにつきましては、今後も引き続き、今後のあり方について十分関係方面と協議をさせていただいて、検討

させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 続けて、井上総務課長、お願いいたします。

○井上裕美総務課長 団体補助金のことに関してでございますけれども、中嶋課長が答弁申し上げますように、毎年度、補助金適正化委員会でその内容について確認をし、検討し、継続をさせていただいているものでございます。先ほどお話がございましたように、提案型補助金につきましては、一つの目安として3年を目安としてお話をしております。しかしながら、3年で全ておしまいということではなくて、また内容を変えていただく、見直していただく、そういった場合には継続も可能だというふうにも考えておりますので、また提案型補助金と団体補助金ではやっぱり目的とするものが異なるということもございますので、一概に一緒にすることはできないのではないかとこのように考えております。

以上です。

○松本美子委員長 小久保教育長、答弁お願いいたします。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

市民活動に対して見限るとか、そういった姿勢ではございません。例えばの話で、渋谷さんに学校5名ぐらいで盛り上がった中でやるのがやはり私は教育的に意義があるという意味で申し上げたのであって、必ずそれに出なさいというふうに言ったわけではございません。

また、以前、教育委員会では後援をするときに、以前の教育委員会は生涯学習も入ってたわけです。ところが、分離しましてから、ほとんど後援が文化スポーツ課のほうばかりに行ってしまうたわけなのです。それは私は前から申し上げたとおり、これはちょっと変かなということで、子供に関することについてはこども課長が、そして最終的に私が見て、今後そういうふうにやりたいということを町長や副町長にも申し上げました。それを了解していただく中で、これからは子供に関するものについては、私の一存で、私がノーと言えだめだ、そういう形ではありません。やはり上がってきたものを精査して、最終的にいいものであるということで判断して、みんな後援するわけですから、そういう形でこれからもしていきたいと思っておりますし、決して市民活動、子供さんが出てくるものをノーということではないということを繰り返し申し述べさせていただいて、ぜひこの精神に対して一緒になって活動していた

だくようお願いいたしまして、答弁いたします。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、中嶋地域支援課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄地域支援課長 私のほうからは、税のシステムについて、ちょっとご説明させていただきますと思います。

この税のシステムについては、共同化の中で、まず基本システムの内容として、まずは業者の基本ソフトを使用するというのがベースでございました。それプラス、税のシステム構築に関しては、税の専門部会というのがございまして、共同化の18の市町村で担当する職員が協議をいたしまして、基本ソフトにプラスして、どうしても業務上必要なものがあれば、それに対してシステムの中に入れてもらうということで協議をして、今の税システムがつくられているというのが基本です。

ということは、税の業務上で、例えば非課税世帯を出すとか、そういったことについては、業務上それが出せなくても支障がないということで、システムの中には入っていないというのが現状というふうにご理解いただいて、さらに議員さんがおっしゃられますように、今後の政策決定あるいは施策をやる上で、そういった非課税世帯をやっぱり抽出しなければならないとか、あるいは条件を付して、いわゆる所得格差がどの程度あるかということについては、その内容によってTKCのほうに条件設定をして打ち出して、それを参考にさせていただくということで、個別に、また税のシステムは別として考えて運用は図れるというふうに考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、安藤副町長、答弁をお願いいたします。

○安藤 實副町長 先ほどの窓口払いの関係ですけれども、嵐山町の子育ての支援施策が果たしてどのくらい嵐山町はやっているのだろうというのを洗い出しを行いました。これは25年度の決算でございますけれども、全てで46事業、9億3,000万円というものでした。これを新年度の予算を編成するに当たって、そして先ほども申し上げましたけれども、新たな子育て支援制度が始まるに当たって、どういうものを嵐山町は27年度に実施をしようかという議論、検討を行ったわけです。その中に、幾つか申し上げますと、例えば嵐山町で給食費を無料化した場合にはどのくらいかかるのか、嵐山町で保育料を無料化した場合にはどのくらいかかるのか、あるいは高校生まで医療費を無料化した場合にはどのくらいかかるのか、そういったことも検討いたしまし

た。

そこで、実際予算上に計上できたものが今この当初予算の中にあるわけですが、子育て支援センターの運営ですとか、子育てのコンシェルジュの設置ですとか、小中の一貫教育の拡大ですとか、こういったことが実際の予算案の中に盛り込まれたということでございまして、議員さんがおっしゃられるようなパイが少ないから減額をしたとかって、そういうことでお考えいただくのではなくて、子育て支援全般をこの27年度に見直しを行う中で、今申し上げましたような事業を決定していったということでございますので、ご理解を賜れば大変ありがたいというふうに思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、岩澤町長、答弁をお願いいたします。

○岩澤 勝町長 先ほど教育委員会の後援について町長はというご質問をいただきました。

後援もそうですし、補助金もそうですし、町ではいろんな施策、行政行為を行っているわけですが、それらがいかに効率よく進められるかということで、文化事業をはじめとして、いろんな形の後援、教育委員会後援、町の後援みたいなことがあるわけですが、そういう形で目的でやっているわけです。補助金についてもそのようなことで、いかに効率よくやれるか。それで、今も話しましたが、子ども・子育てに関してはどうだということで、それら全体を見ながらやっていることで、町の施策にかかわることですので、現場の担当課、課局を中心として、その意見を重点的に聞きながら決めているという状況でございます。

○松本美子委員長 それでは、総括質疑、渋谷委員さん3回ですので、終わりましたので、暫時休憩に入らせていただきます。午後の再開は1時30分とさせていただきますので、お願いいたします。

休 憩 午後 零時07分

---

再 開 午後 1時31分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質疑ですが、清水委員、どうぞ、お願いします。

○清水正之委員 午前中の質疑にもあったわけですが、教育委員会改革の問題について、最初にお聞きしておきたいというふうに思います。

町長は答弁で、今までと同じ対応をするのだというふうに言われました。同時に、教育委員会と連絡をとりながら進めていくというお話があったわけですが、この改革に伴って、町長の基本的な考え方をまずお聞きしておきたいというふうに思います。そういう点では、町長の学校教育の考え方をまず先にお聞きをしておきたいというふうに思います。

同時に、今度、教育委員長がなくなるという点では、教育委員の役割というのは非常に大きくなるというふうにも感じます。そういう面では、教育委員の活動の位置づけをお聞きをしておきたい。

3つ目は、事務局の問題です。予算では総務課に事務局を置くというふうになっています。学校教育を一番把握しているのは教育委員会かなというふうに思うのですが、なぜ総務課に置くのか。私は、教育委員会のほうに置いておいたほうが、学校そのものの把握をするという点ではよりベターではないかなというふうに思います。

同時に、教育委員会に置くことによって、町の姿勢というか、そういったものがより透明性が図られるのではないかというふうに思うのですが、なぜ総務課に置く必要があるのかなというふうに思います。

2点目ですけれども、職員体制です。質疑の中でもお話をしたわけですが、今回予算上では、職員がマイナス7人というふうになっています。採用については5人ということで、とりわけ主事、主任というか、1級、2級、3級の部分が非常に少なくなってきているわけですけれども、4級が57人ということで一番多い。行政そのものは停滞するというわけにいきませんから、職員採用をきちっとやっていく必要があるだろうなというふうに思います。そういう面では、適正化計画がまだできているのであれば、その適正化計画との関係で職員数がどういうふうになっているのか。今後、どういう形での職員体制の確保を考えているのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

3点目は、住宅リフォームの関係です。今回新規事業として、子育て世帯のリフォームと高齢者世帯のリフォーム。とりわけ高齢者についてはバリアフリーの対応をするのだということなのですが、介護保険制度の中でもリフォームの助成があるわけですが、内容的には非常に似通った内容になるのかなというふうに思うのです。今回のリフォーム、上限20万ということで、20万以上のリフォーム工事を対象にするというふうになっているわけですが、介護保険制度の中での住宅改修との絡みをどう考えて

いくのか。併用するということが可能なかどうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、最後ですけれども、今回の予算の中で企業支援条例そのものを昨年制定をしました。そういう面では、企業支援と同時に雇用の拡大を図っていくということで、昨年条例を制定したわけですが、とりわけ雇用促進奨励金や従業員への転入奨励金も含めて、科目設定になっています。そういう面では、昨年の条例制定に伴って、なぜ2年目で科目設定になってしまうのか。町の姿勢として、とりわけ企業支援や雇用の創出というものを考えたときに、こうした姿勢がいいのかなというふうに考えるのですけれども、今回の予算措置で、とりわけ企業誘致条例との絡みでの予算措置の考え方をお聞きしておきたいというふうに思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

岩澤町長、お願いいたします。

○岩澤 勝町長 それでは、最初に、新しい教育委員会制度についてご質問ございました。順次お答えしたいと思います。

教育委員会、教育に対する考え方ということですが、教育についての話を聞くときになると、十人十色というか、百人百色というか、いろいろ、それぞれ持っているわけですが、国では教育基本法で目的だとか目標が定められているわけです。それで、それらに沿ってやってくださいというふうに決められているわけですが、旧の基本法でも、また新しい基本法でも、目的というのは、教育は人格の完成を目指すということで、旧も新も定められているわけです。そして、それらに沿っての目標でございますので、そういう方向でやっていく。これは、町長としては当然のことだというふうに思っています。

それで、2条に目標というのがありまして、それで細かいことがまたさらに目標にされております。幅広い知識だとか、教養だとか、個人の価値を尊重しなさい、能力を伸ばしなさい、創造性を養いなさい、正義と責任、男女平等、自他の敬愛と協力、命を尊び、自然を大切に、こういうようなことが1条、2条で決められておりまして、それらを尊重してしっかり進めていくということが基本的な考え方になると思います。

次に、教育委員会の話がございました。教育委員会は、先ほども話を申し上げましたように、引き続き合議制の執行機関ということで変わりはありません。それで、配

られたこのパンフレットにもありますように、総合教育会議では、首長と協議、調整を行うほか、最終的な執行権者は教育委員会に留保されているということであって、先ほどもお答えしたように変わりはないというようなことでございます。

事務局の話がありました。総合教育会議、これが教育委員会ではなくて総務課に置かれているということではありますが、総合教育会議の招集権というのが首長にあるというようなことからこういうことになっていると思うのですけれども、合議制の執行機関としての教育委員会の事務というものは、今までと同じようなことで変わりはないということでございますので、今までと同じ形で教育委員会は機能をしていただくということになると思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、安藤副町長、お願いいたします。

○安藤 實副町長 私のほうは職員定数の考え方についてお答えをしたいと思います。

昨年と今年、平成26年と27年で比較いたしますと、職員の数が6人減少するわけです。実数で6人です。内容はいずれにいたしましても6人減ると。これをどういうふうに補っていくかということでございますけれども、臨時、非常勤、それから再任用の職員の対応、これでも補い切れないと。今年は大変4月1日の人事が苦しいというふうな状況です。

このもとになっているのはどういうことかと申しますと、清水議員さんからご質問の中にございましたけれども、職員の適正化計画、これが、今、もとになっている適正化計画というのは平成18年に策定をしたものです。この基本的な考え方になっているのは第4次の行革大綱、ここで簡素にして効率的な行政ということで、職員の定数を減らし、少数精鋭でやっていくのだ、民間委託を図って少数精鋭でやるという、その考え方が、平成18年から22年までの計画の中にございまして、定員適正化計画はそこで一応終わっているのですけれども、その後引き継いでいる職員の採用計画、それが現在まで残っておりまして、数で申し上げますと、平成18年、160人の定員に対し、5年間で7人職員を減らしていくと。その後、この考え方に沿ってできた職員の採用計画、これもさらに、平成22年が160人から7人減らすと153人になるわけですが、これをさらに5年間で7人減らすということで、平成26年4月1日の職員数が146人ですが、これは今申し上げました定員適正化計画というのが大もとになっていて、職員を減らして少数精鋭でやっていくのだという考え方なのです。

これでは新しい行政需要に対応しきれないだろうというのが、今の我々が持っている考え方でございまして、この考え方で、さらにこの5年間を考えていったときに、職員を139人まで減らさざるを得ない、平成18年当時の行革大綱にのっとれば。これでは無理があるので、何としてもこの内容を見直しをして、新しい定員適正化計画を平成27年には策定し、多様化する町民ニーズに対応していきたいと、このように考えております。

以上です。

○松本美子委員長 続けて答弁をお願いします。

山下企業支援課長、お願いいたします。

○山下隆志企業支援課長 それでは、質問事項3につきましてお答えさせていただきます。

住宅リフォーム事業の関係でございます。介護のリフォームと併用できるのかというふうな内容かと思えます。これにつきましては、嵐山町子育て高齢者応援リフォーム補助金、それと介護保険住宅改修費助成との併用というような考え方でお答えをさせていただきますと、当該助成制度につきましては、人口減少社会、それと超高齢化社会に適切に対応するために、さらなる子育て支援、そして高齢者の介護予防支援を行うために対象を明確にしたリフォーム補助制度でありまして、介護保険住宅改修費助成など、他の住宅改修制度の助成を受けられない方を主な対象者として考えたものでございます。したがって、既存の補助制度の利用が可能な場合には、そちらをご利用いただくというふうなことで、併用の申請はできない制度として予定をさせていただいております。

以上でございます。

○松本美子委員長 山下企業支援課長、答弁をお願いします。

○山下隆志企業支援課長 それでは、4点目の企業支援条例に基づきます奨励金、そして雇用促進奨励金、従業員の転入奨励金の科目設定という内容でございます。

当条例に関しまして、以前の一般質問等々でも説明をさせていただいておりますけれども、企業奨励金に関しましては2件の申請が出てきております。けれども、最終的に、企業奨励金に関する申請書に関しましては、恐らく今年度これから出てくるものとして考えてございます。雇用促進奨励金、それと従業員の転入奨励金に関しましても、定められた期間が終了しまして申請が出てくるものというふうな判断で、今回

科目の設定をさせていただいております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○松本美子委員長 清水委員、どうぞ質疑、2回目です。

○清水正之委員 教育委員会改革ですけれども、そういう面では、午前中と同じように今までと同じなのだという考えですけれども、まず事務局の関係ですが、私は、町長の透明性というものを考えたら、より中身がわかったところが事務局をやるというほうがいいのではないかなと、そのほうがいろんなチェックがきくのではないかなというふうに思うのです。そういうことからすれば、なぜ教育委員会でないのかなと。まして教育委員会そのものは、学校の施設をはじめとして、いろんな生徒の状況や、先生の状況や、学校の運営の状況等も、教育委員会そのものが把握をするというのが教育委員会の仕事だと思うのです。そういうところが事務局を持たないで、学校関係に余りというか、ほとんど行かない部分が事務局を持つということは、そういったチェック機能が果たして果たされるのかなと。

同時に、総務課が事務局を持つということは、教育委員との関係がどうなるのか。合議機関だという町長の認識もあるわけですが、その教育委員に対する援助というか、教育委員さんたちが学校の状況、より生徒の状況等も含めて、より足を運ぶ機会を多くしていかないと、それこそ町長の考え方をチェックをするというのが、今度教育委員の役割になるわけで、そういったもろもろの問題が、総務課が事務局を持つということになると、果たして果たせるのかなというふうに私は考えるのですが、その辺のチェック機能というものが、総務課が事務局をやる、教育委員長は教育委員会にいる、教育委員も教育委員会の傘下になる。非常にいびつな形になってしまうのではないかと、いうふうに考えるのですが、考え方を聞きしておきたいというふうに思います。

それから、職員体制ですけれども、平成18年に160人。今副町長言われるように、仕事量そのものも地方分権の中で多くなってきている。そういう点では、平成26年の4月に146人というふうに言われたのですが、221ページを見ますと、前年度135人、本年度128人というふうになっています。今報告をもらったよりも、さらに予算上は減っているということなのですが、この辺の差がどういうふうに出てきているのか、よくわかりませんが、実態はどういうふうになっているのでしょうか。

それから、新しい計画をつくるのだというお話ですけれども、嵐山の職員数を一人何人にする計画なのか。また、いつまでにこの計画をつくるのか、お聞きをしておき

たいというふうに思います。

それから、住宅リフォームについては併用はできないということですが、介護保険の利用者というのは、一般の人たちよりも改修そのものが非常に多岐にわたるというふうになると思うのですが、いずれにしても介護保険の場合は1割負担というのがあるわけですが、そういう面では、なぜ併用ができないのか。

工事費そのものは、介護保険の利用者については非常に上がるというふうに思うのです、一般の人よりも。そういう点では、介護保険との併用をすることによって、費用的にも、介護保険を優先させながら併用するというふうにしていけば、利用者としては非常に助かるのではないかなというふうに思うのですが、それが、なぜ今回の場合は併用を認めないというか、併用ができないというふうにしてしまったのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、企業支援ですが、企業奨励金についてはこれから出てくるだろうと。それから、雇用促進奨励金や従業員の転入奨励金については定められた期間があるのだということですが、昨年の町長の施政方針の中でも、企業誘致条例をもって、それも町内まで拡大をして対応をするのだということで、一つの大きな目玉になっていたわけです。

雇用促進奨励金や従業員の転入奨励金については、300万円を限度にするのだということで制定をしたわけですが、1年たった科目設定というのは、ある意味、言葉が適当かどうかわかりませのけれども、非常に後退をした姿勢になってしまったなというふうに感じるのですが、そういう点では、これから出てきた中で補正で対応するというふうになるのでしょうか、一つ、去年の3月の状況を考えたら、非常に後退してしまったかなというふうに思うのです。やはり姿勢としては予算を計上しながら、そうした企業への支援や働く人たちの仕事の確保という点では、きちっと予算を計上しながらそうしたものに努力をしていくというのが町の姿勢ではないかなというふうに思うのですが、もう一度お聞きをしておきたいというふうに思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

岩澤町長、お願いいたします。

○岩澤 勝町長 教育委員会制度についてお答えさせていただきます。

事務局の話でありますけれども、総合教育会議については総務課、そのほかのことについては教育委員会、今までと同じであるわけですが、町長がここのところ

に入ってくるということで、総合教育会議が今までよりふえたというか、内容の変わったものというのが、予算の執行ですとか、条例に関することですかというようなことになるわけで、それは議員さんおっしゃるように専門的な課のほうがよろしいのではないかというようなこともあって、総務課のほうになっているのだと思うのです。ですから、教育委員会についての事務については今までと同じことでありまして、総合教育会議の件、この内容だけ総務課ということですから、支障はないのだろうというふうに考えています。

○松本美子委員長 それでは、続けて安藤副町長、お願いいたします。

○安藤 實副町長 職員数の関係ですけれども、今年の4月1日現在、職員数は146人、計画も146人に対して146人です。

それで、清水委員さん、予算書の人数なのですけれども、予算の人件費が計上してあるのが一般会計と下水と水道、これを合わせてそのようになるわけですけれども、新年度の人数は、これが6人減って140人になるわけなのです。そうすると非常に窮屈だと、先ほどお話し申し上げたとおりです。

それでは、この計画をどうやっていくのかというふうなお尋ねですけれども、先ほど申し上げました146人を、現在の考え方の基礎になっている行革大綱に基づいて5年後を考える、平成31年を考えると、これが139になるのです。そうすると、146から139ですから、さらに7人減ると。これではとても、人口減の問題ですとか、地方創生とか、さまざまな新しい課題に答えられないだろうと。そこで、新しい計画をつくらなければならないというふうな考えておるわけですけれども、新計画では、5年にするのか、さらに、あるいは7年とか10年にするのかというのは、このまま何の手だても講じなければ人口はこうなりますよと。これに嵐山町は定住促進とかさまざまな対策を講じて、何とか人口減に歯どめをかけようとしているわけです。そうしますと、積極的に考えていった場合にはどのくらいの人数になるのか。今、5年後の数字を見ているのが、三角2人ぐらい。前の計画だと7人ぐらい減ってしまうのを、2人ぐらいの減で抑えられないかなというふうなことで、今総務課のほうではいろいろ調査検討をしているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 続けて答弁を、山下企業支援課長、お願いいたします。

○山下隆志企業支援課長 それでは、住宅リフォームの関係、お答えさせていただきま

す。

併用のほうがなぜできないかというふうな内容でございましたけれども、先ほどもご説明をさせていただきましたように、このリフォーム制度のほうが、子育て支援、それと高齢者の介護予防の支援に的を絞った助成制度として考えたものでございまして、既存の住宅改修制度の助成を受けられない方を主な対象としてございます。そんな内容で、併用のほうは今回考えてございません。

以上でございます。

続けてよろしいですか。

○松本美子委員長 お願いします。

○山下隆志企業支援課長 それと、企業誘致条例の関係でございましてけれども、姿勢としてというふうな内容でございましたけれども、特に雇用の促進奨励金、それと従業員の転入奨励金、1人当たり10万円というふうな内容になっておりますけれども、こちらに関しましては、事業開始後1年を経過したときに引き続き町内に住所を有しているかどうかというふうな内容になってございます。そういった期間がある関係で、今回は、申請をいただいてから補正によって、こういうふうな形で上がってまいりましたという説明をさせていただいて予算化していこうということで考えさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 清水委員、どうぞ質疑を、3回目になります。

○清水正之委員 どうもやっぱり事務局の関係がうまく理解できないのですけれども。学校の状況や子供たちの状況、先生の状況、それから施設整備も含めて、教育委員会が一番把握をしているのです。法律上の制限という部分があるとすれば、教育委員会に属するものは、教科書の選定であったり、生徒指導であったり、人事面であったり、教育の内容の問題です。首長が持っているものというのは、やはり私は施設整備の部分なのかなというふうに思うのです。そういう面からすれば、そういったものを総合的に判断するのが教育会議なのだと思うのですけれども、まして、先ほど言いましたように今度の場合は、教育委員さんが、町長の諮問機関ではないですから、教育委員そのものは。だから、町長と同レベルの審議をしていく。ある意味、町長の方針にきちっと意見が言えるという部分からすれば、教育委員さんの役割というのは非常に大きくなるというふうに思うのです。その所管が教育委員会です。

では、具体的に、総務課が事務局を扱ったときに、そういうものが果たしてやっていけるのだろうか。職員の立場からすれば、町長に言われたものをそのまま会議に上程するというふうになってしまわないだろうか。まず、事務局のところでもチェックができる、また教育委員さんの中でもチェックができる、そういうシステムにしていくには、やはり私は総務課ではなくて教育委員会に事務局を置くべきだというふうを考えるのですが、いかがでしょうか。

それから、住宅リフォームですけれども、介護予防の部分の高齢者の住宅リフォームなのだとのことですけれども、今度介護保険法そのものが変わって、要支援1、2が介護保険から除かれるというふうになりますけれども、そうなったときに、その人たちはどちらを選ぶのか。町のほうになってしまうのかなというふうに思うのですが、そういう点では、名目が介護予防ということになってくると非常に対象の枠が狭まってしまうのではないかなというふうに感じるのですが、今までの住宅リフォームは、そういった一定の制限というものはなく使えてたわけですよ。なぜ高齢者の部分について、そういう枠を設定しなければならないのか。また、要支援1、2の人についてはどう扱うのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、企業奨励金の話ですけれども、そうすると雇用促進奨励金や従業員の転入奨励金については、新年度になってからの申請だということになると、今回の27年度には該当しないというふうになるのですか。1年間の経過があるということになると、今年受けようとした場合に、いつ申請を出せば今年の該当になるのか。昨年せっかくつくった企業支援条例がなかなか日の目を見ない。これでは条例をつくった意味もないような気がするのですけれども、何のために昨年条例制定をしたのか。

企業奨励金については今年該当になるのだとは思いますが、雇用促進奨励金や転入奨励金については、一体いつ申請を出すことによって27年度に交付を受けるといったものが可能になるのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

岩澤町長、お願いいたします。

○岩澤 勝町長 教育委員会制度ですけれども、ちょっと前に戻りますけれども、今回教育委員会制度というのが何でこういうふうに変ったのかということだと思っております。いろいろ言われてきたこと、このパンフレットにもありますけれども、教育委員会の審議が形骸化しているから、教育委員会の今までの動きですと地域住民の民意が

十分に反映されていないというようなことが、課題として長く言われてきたわけです。それで、教育委員会無用論というようなことになってきてしまったわけですが、そこのところを変えるために、教育委員会の審議の活性化、そして地域の民意を代表する首長との連携の強化ということが、今度改革をされたわけです。

それで、首長と教育委員会が協議をして、両者が教育政策の方向性を一致して、共有をして執行に当たる、これが一番今度のところで変わるところだと言われていて、そして、それをやるのが今言っている事務の関係の総合教育会議においては、首長と教育委員会は協議をし、調整を尽くして、首長が策定をします。それで、首長と教育委員会は、それぞれ所管をする事務を執行する。ですから、おっしゃるように専門的な部分をそれぞれが持ち寄って話し合いをして、協議をし、調整を尽くしてということを進めるわけで、問題はないかなというふうに考えています。

○松本美子委員長 それでは、答弁を山下企業支援課長、お願いいたします。

○山下隆志企業支援課長 それでは、リフォームの関係につきましてお答えをさせていただきます。

今回、子育て高齢者応援リフォーム補助というふうなことでございます。こちらにつきましては、中学生以下の子育て世帯、それと65歳上の方が同居する世帯が対象でございます。介護のほうの助成制度に該当する方につきましては、こちらの助成の制度を使っていただくという内容で考えたものでございます。

それと、法改正によって、要支援1、2の方が省かれるということになりました場合には、恐らくこちらのリフォームのほうに該当してなくなるのかなというふうに考えた場合には、こちらの子育て高齢者応援リフォームのほうに該当してくるというふうな内容になってこようかと思っております。いずれにしても、条例改正の後にこちらが該当してくるような形になろうかと思っております。

それと、企業誘致条例の関係でございますけれども、まず雇用促進奨励金でございます。こちらに関しましては、例えば増築をしました。建て替えをしました。事業が始まります。事業が始まって、事業開始後6カ月の間に正規雇用された町民の方が、事業開始後1年を経過したときに引き続き町内に住所を有しているか、かつ継続して雇用されている場合に、1人当たり10万円を交付します。限度額300万円でございますという内容になってございます。

ということで、申請といたしましては、まず税務課のほうで税金関係の通知が会社

に行くかと思えます。それを一旦納税していただきます。それによって、町のほうは申請をいただきまして、それに当たる分を町のほうから会社のほうへお支払いをするという内容でございますので、前回申し上げたように、申請が出てきてからご説明をさせていただいて、補正予算になるかと思えますけれども、承認をいただいております。お支払いをするというふうなことで考えたものでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 ありがとうございます。

青木長寿生きがい課長、答弁、お願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 すみません。私のほうから、これは介護保険のことになってしまって、この場でご答弁するのが適切かどうかちょっとわかりませんが、要支援1、2の方をどうするのかというご質問が出ましたので、1点だけ補足をさせていただきたいというふうに思います。

今回の法改正によりまして、要支援1、2の方、議員さん、サービスから外れるというようなお話をされましたが、内容的には、要支援1、2の方の訪問介護及び介護予防通所介護、この2つの給付が、総合事業に移行することによって給付でなくなり、地域支援事業に移行するというものでございます。それ以外に、例えば今回の住宅改修であったり、介護予防住宅改修、あるいは介護予防の福祉用具貸与、ほかのサービス、こういったものについては引き続き給付として支給ができるというような形になっています。

ですので、例えば要支援1、2に該当するだろうと思われる方が、私は住宅改修をやりたいのだと、そういったご希望があれば、当然、要介護認定の申請はできます。ですから、これが受けられないということはないというふうにご認識をいただければと思います。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、質疑を終結させていただき、休憩へと移らせていただきますので、お願いいたします。2時35分再開とさせていただきます。

休 憩 午後 2時23分

---

再 開 午後 2時35分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質疑の4番目の大野委員さんから始めさせていただきますので、大野委員、どうぞお願いします。

○大野敏行委員 それでは、質問をさせていただきます。3項目について総括質問ということで、金曜日に提出してあるのですけれども、大変抽象的な質問内容で、執行部の方にはご迷惑をおかけしました。順次質問させていただきます。

まず最初は、農業生産、農業環境を守るための施策についてということでございます。町は、農業生産に関しまして、特に水田農業の継続的な発展をするため、農業施設の改修、維持管理や土地改良事業への支援等は積極的に行っております。その一方、水田農業を担っていく担い手に対して、どのような今後の施策なり、後継者不足の状況のところをどのような形でより発展させていこうと、そういう方向性をどうしていきたいのかということ、まず一つは水田農業に対してはお尋ねします。

一方、畑作農業では、フォローアップ事業や青年就農給付金事業の継続とともに、今回、農業委員会の委員クラブ員たちが自分たちの行動で遊休農地の改善に取り組む姿勢の予算が計上されました。これは画期的なことだと思います。また、比企地方の伝統野菜、のらぼう菜を嵐山町の特産品として6次産業化の旗頭にしていこうとの予算も計上されました。このようなことへの今後の展開計画をお尋ねしたいと思います。

それから、農業環境に対してでございます。農業環境を守るために活動してまいりました、農地・水・保管理事業が一定の成果を上げて完了し、新たに多面的機能支援事業として発足をいたしました。413万4,000円の予算をとられております。自分たちの地域は自分たちで守る。一番大切で大事なことだと思います。現在、幾つ程度の地域が名乗りを上げているのか。そして、その活動の実態はどうなっているのか。また、この活動していない地域からの行政に対する草刈り等の依頼は年何回程度あるのか、お尋ねしたいと思います。

次に、医者にかかりにくい健康づくりについて。医療費の削減につなげるにはというところで、この質問をしたいと思います。人は、目的や計画もなく、ただただと生活していると、そうでない人より不健康になり病気になりがちです。病院と自宅の行き帰りではつまらない人生です。では、生きがいのある人生とはどのようなものでしょうか。健康で生き生きとした生活ができることこそが幸せにつながると思います。特に高齢者が健康であるためには、常に体を動かせる状態であること、また頭を動かせる状態であること、そして心をときめかしたり動かしたりできる状態であること

とが重要だと思えます。

そこで、健康づくり、健康維持のために、交流センターでの健康体操教室の数や文化芸能教室の数とも、前年より大幅に増加していると思えますが、前年対比に対してどのような状況に現在なっているかをまず教えてください。

そして、近年、ゲートボールのチームの減少とともにグラウンドゴルフの競技者がふえております。グラウンドゴルフのできる場所の確保はどのようになっていますか。自由に使用できる状況でしょうか。

また、野菜づくりなどで土に親しむことは、心の安らぎとともに汗をかいて体を動かします。こういった健康づくりのために気楽に行動に移せる農園があるといいと思えます。今後、そのような計画などありますでしょうか。

各地区に保健推進員を設置されていますが、各自が継続した活動をするための具体的な支援を町はどのように考えているのでしょうか。

3番目のボランティアセンターの活動でございます。ボランティアセンターを核としたボランティア活動はますます盛んになっています。これはボランティアセンターではないですけれども、27年度も嵐山まもり隊支援事業で111万3,000円やコミュニティ推進事業で220万円の予算を計上されました。町が把握しているボランティア団体や個人は何人程度いらっしゃるのでしょうか。また、町にはNPOの数ほどの程度あるのでしょうか。

まず、そういった活動があって、ボランティアがつくる町嵐山にしていくには、どのような形の中で行動されていくのか、教えてください。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

大塚環境農政課長、お願いいたします。

○大塚 晃環境農政課長 私からは、農業生産、農業環境を守るための施策についてお答えさせていただきます。

嵐山町の農業を取り巻く状況は大変厳しく、畑作農業や水田農業においても専業農家の減少が進み、農業従事者の高齢化と後継者不足、耕作放棄地の増加などが深刻な問題となっています。水田につきましても、今後さらに農業従事者の高齢化が進み、担い手が受け切れなくなる農地が出てくることが予想されます。そのため、担い手の育成や、個人、法人等への農地の利用集積を推進し、効率的な農業を支援していくこ

とが重要であると考えています。水田農業の組織化の方向については、地域の農業者の方々に主体性を持っていただき、みずからの地域の農業の将来方向について、農業者の意向を尊重しながら対応していきたいと考えています。

それから、委員からお話がありましたように、農業委員クラブへの支援、それからのらぼう菜の生産組合への助成金と、畑作農業、それから放棄地対策についても、来年度、こんな方向で支援等を考えております。

畑作農業につきましては、遊休農地等の未利用の有効的な利用方法として、市民農園等の整備を進めていくことも大変有効であると考えております。

それから、次に多面的機能支払交付金の関係であります。現在町では、土地改良区だとか、土地改良区のある地域を中心に、現在7つの地区で活動を実施しております。活動の内容であります。交付金によって、農地、のり面の草刈り、あるいは水路の泥上げ、農道、水路等の施設の補修や植栽等の協働活動を行っております。

それから、水路、沼等の草刈りの依頼の関係であります。原則、土地改良区だとか、あるいはまた水利組合の方をお願いしているのが現状でございます。

以上です。

○松本美子委員長 続けて、植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 それでは、私のほうからは、まず交流センターの健康活動、どのようなものがあるかというお話でしたけれども、主に私のほうで今つかんでいるのが、社会体育スポーツ活動のほうでの健康づくりについてちょっとお話をさせていただきますと、町の総合振興計画の中で活用と申しますか、活動の支援というものを位置づけている総合型地域スポーツクラブのふあいぶるクラブというものが24年度に立ち上がりまして、その活動を徐々に広げているわけですけれども、文化スポーツ課が主管しております各種スポーツ教室というものがございます。こちらについては健康増進を目的としたものでございまして、このふあいぶるクラブの各種目の指導者を活用しまして、例えば27年度の予算の中では、陸上競技、ノルディックウォーク、健康体操、吹き矢といったスポーツ教室の開催を計画しております。それから、交流センターのほうで自主的な活動等も行っております。

それから、グラウンドゴルフでございまして、こちらにつきましては、平成25年度に、ここ近年、ご指摘のようにゲートボールからグラウンドゴルフへという、高齢者の嗜好の流れがございまして、25年度に町主催の高齢者グラウンドゴルフ大会を

実施いたしました。そして、25年度、26年度と2年間続けて行ってきたわけですが、25年度につきましては168名の参加をいただきました。26年度については203名の参加をいただいております。60歳以上の高齢者でございます。

そして、27年度については、このグラウンドゴルフ大会の参加者を中心に約200名の方が会員となられまして、グラウンドゴルフ連盟が立ち上がることになりました。町としましては、この連盟の立ち上げの支援、それから体育協会の傘下に入っていたございまして、体育協会を通じた支援等を行っていく予定となっております。

また、このグラウンドゴルフについては、各行政区でも独自の練習施設をお持ちのところも幾つかあるというふうになっておりますけれども、町のほうに管理が移管になりました国立女性教育会館の草原運動場というのがございまして、こちらが今現在ではほぼグラウンドゴルフ専用の施設となっております。こちらの施設につきましては、事前の予約ですとか、あるいは料金の発生というのがございませぬので、好きなときに自由にお使いいただけるという施設でございます。多くの皆さんが実際にご利用いただいているようでございます。

それから、次に3番のほうのボランティアセンターの状況でございますけれども、こちらにつきましては、今現在26年度で、個人登録が49名、それから団体登録が47団体ございまして、NPO法人は1法人でございます。

具体的な活動につきましては、福祉施設からの依頼ですとか、町の事業への参加、あるいは行政区からの依頼、社会福祉協議会からの依頼等に応じて、ボランティアセンターが登録しているボランティアをあっせんするということで、需給の調整というものをさせていただいております。

それから、どのようにこれをまちづくりに生かしていくかということでございますが、まず、そうしたボランティアの需給調整、あっせん活動、これが今一番大きな仕事になっております。

それから、このボランティア活動の登録、あるいはボランティアを実際に活動する場を広げていくための周知活動として、広報紙を利用したり、あるいは一般開放の講座を実施したり、それからボランティアフェスタという交流会を実施したり、そういった活動、それからボランティアの方たちのスキルアップのための各種講座、こういったものを用意させていただきまして、ボランティアセンターのほうで活動の中心に据えて実施をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、石井健康いきいき課長、お願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 それでは、2番の健康づくりについての健康いきいき課としての健康づくり事業を申し上げます。

初めに、やすらぎで実施をしておりますトレーニングルーム運営指導を行っておりますが、現在、月平均110名の方がトレーニングを行っております。

また、めぎせ100歳元気！元気！事業でございますけれども、60歳以上の方を対象に、今までに毎年2地区ずつ、計24地区に取り組んでいただいております。この元気！元気！事業が終了した後も、今自主的に各地区で事業を継続しているところもございます。このようなところには、ボールボランティア、あるいはまた社協の職員の協力で支援を継続させていただいております。

また、健康長寿サポーター事業というものがございまして、誰もが毎日が健康で、医療費が少なく、生き生きと暮らすことができる健康長寿社会を目指して健康づくりを行う健康長寿サポーターを養成しております。今までに670名の方がサポーターとなっておりますけれども、みずからの健康づくりとともに、家族や地域社会に健康情報を広めることで生活習慣改善の取り組みを行っております。

今後、町民一人一人が積極的に意識を持って健康づくりに取り組んでいただきまして、また町においても関係課局及び関係団体と連携をしまして、町ぐるみで健康増進を推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、質疑のほう、2回目ですけれども、大野委員、どうぞお願いします。

○大野敏行委員 まず、農業生産について再質問をさせていただきたいと思っております。

担い手不足を補うために効率的な農業を推進していくのだということ、また農業者の意向を聞きながら、そこいらのことを実践をしていくという答弁がございました。

水田農業に関しまして、今、1つの法人がございます。らんぎん営農という法人があって、そこが組織的に水田農業を実践されていると。法人はその1つだけ。あとは認定農業者の方がそれぞれ高額な大きな機械を買って、何台も持って水田の生産に取り組んでいるといったところで、実態は機械の償却代でほとんど費やしているというのが実情なのです。

そういったところで、これから担っていく若い人たちが、果たして親がやっていたそういった水田農業を継続してやっていくのか。正直言って、今年の米価も大変安くなってしまっていて、このような状況が続くと、恐らく継続して水田農業をやろうという方はいなくなってくるのかなと。もしできるとすれば、共同作業なり組織化なりしていかないと無理なのではないかなというふうに私は感じておるのです。その点に対して、町のほうでもどのような形の動きを町が奨励していくのか。予算づけも携えながら、そういったことを奨励していけるところがあるのかどうか。そうしていかないと、私は嵐山町の水田農業が大変危機的な状況になってしまうのではないかなというふうに危惧をしておるのですけれども、その辺のところをもう一度お尋ねしたいと思います。

それと、農業環境を守るため、7地区で多面的機能支援事業として行っているというところでございます。農業環境の中には、当然農道だとか、町道だとかありまして、町道は町が整備するとしても、町道と側溝に面した草刈り等は、その地域の人たちがやっぱり草刈りをしていかないと、なかなか町だけでもできないのではないかなというふうに感じています。

農業環境をそういった形で、年間通して草刈り、泥上げ等を、志賀の中でも農道が通ってしまっていて、側溝に、予算がないということでふたがしてありません。そこには、土や何かが結構入ってしまっていて、大雨が降ると流れて入ってしまったりして、それは誰が出すのかということ、活動しているところは地域の中でみんな共同して出すでしょうけれども、あとは地主が地先の側溝は自分で出すということなのですから、なかなかそういうようなことをするような状況で今ありません。このような形の中で、うまく活動をしている地域があるとすれば、それは全町的にも、こんな事例がありますよということで事例発表をしながら知らしめていくことが大事なのではないかなというふうに思うのですけれども、その点について再度お尋ねしたいと思います。

次に、健康づくりについてでございますが、町では、かなりの項目の中でいろんな活動をされております。交流センター活動の中でも、スポーツの健康づくりに関しても、それからスポーツクラブの健康増進活動とか、いろいろやっておられます。

今、老人といいますが、日本人の平均寿命がどのような形かということ、女性の平均寿命が86.61歳、女性の健康寿命が73.62歳、差し引いた12.99年が不健康寿命というか、不健康期間と言われております。男性の平均寿命が80.21歳、男性の健康寿命が

70. 42歳、差し引いた9.79年が男性の不健康期間と言われておりまして、不健康期間が結構長い期間に及ぶというような、これは平成26年9月15日時点の総務省の統計局の資料でございます。

そんな中で、交流センター事業が核となって健康づくりをするということなのですが、私は、各地域において、やはり地域地域が健康づくりをしていくことが大事かなというふうに思います。そのためには何が必要かという、そういった健康体操や何かも、資格認定講座というのがありまして、インストラクターやインストラクターの指導者等の認定講座等がございます。そういった資格認定に、町は、各地区の保健推進員の人たちの要望があれば、そのくらいの教育のための助成補助をして、インストラクター養成をされる必要があるのではないかなと思っています。みんながみんな交流センターに行けるわけではありません。ぜひそういった養成をしていただいて、各地域で地域の集会所なり公民館なりを使って、そのような運動をできるということが大変大事かなというふうに考えております。その点について再度お尋ねしたいと思います。

その2点で結構です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

大塚環境農政課長、お願いいたします。

○大塚 晃環境農政課長 私のほうから1番の関係についてお答えいたします。

水田農業の関係ですけれども、先日、南部の土地改良区の中でも、やはり米価が著しく下がったということで、担い手としてやってきていただいた方が、3ヘクタールほどちょっともう耕作できないということで、そんなこともありました。そういったことも現在生じております。

まずは町としては、利用集積等、いろいろ効率的な農業を支援していくことでありますので、まずは地域の農業者、それから担い手、法人、そういった方々の意向を大事にしながら、そういった耕作者がいなくなった畑等のあっせんや調整、そういったことに、まずは町としては努めていきたいと考えております。

それから、草刈り等の負担の関係であります。現在7つの活動団体が多面的機能支払いということで活動しているというふうなお話をさせていただきましたけれども、きのうですか、また市野川第二土地改良組合のほうでも活動団体を立ち上げたいということで、町の職員が行って説明等を開きました。

大野委員さんからは、そういったよい事例があれば何か紹介するのもいいかなというお話がありました。町としても、そういった活動団体に限らず、未組織、組織としていないところで何かいい事例があれば、また機会を捉えて紹介していくのもいい方法かなと考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、石井健康いきいき課長、お願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

委員さんおっしゃるとおり、各地域で運動なり、そういった地域ごとにやっていたかどということ、本当に大切なことではないかなというふうに思っております。

先ほども申し上げましたけれども、めざせ100歳元気！元気！事業の終了した後も、各地区でまた継続して地区ごとにやっているというところもございまして、そのようなところは、ひとり暮らしの方等もそういう機会があれば出ていってもらえるということで、健康に関しましては本当にいいことだなというふうに思っています。

保健推進員さんにそういったインストラクターというお話でございます。またこちらのほうも、今までもボールボランティアの養成とかもいろいろと検討しております、これからもまた保健推進員さんの役割としていろいろそちらのほうも検討して考えていければなというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、大野委員、3回目ですけれども、どうぞ。

○大野敏行委員 農業生産に関してですけれども、ハード面の支援というのは行政はしやすいのですけれども、ソフト面の支援は大変困難なことだと思います。正直言います、人を動かすというのは業務命令で動きませんからね、人は。でも、やっぱり行政側に、町の農業の将来はこのような農業にしていきたいのだ、なってほしいのだという熱意があったときに、その熱意が人に伝わっていくと、なるほどなど。俺たちも少しそのことを真剣に捉まえてみようではないかというように人は変わってくるものでございます。

ぜひ、人の問題だから地域だけに委ねるとかということではなくて、やはり町の農業環境、農村環境を維持していく、そういう人を動かす熱い気持ちを持って、この農業行政には当たっていただきたいというふうに私は思っております。最後に、その辺のところをもう一回、お気持ちのほうを聞かせていただければありがたいと思

います。

それから、保健推進員を先ほどインストラクターと言ったのですけれども、別に保健推進員さんでなくても、地域で、ある意味ボランティア活動を一生懸命やっっている方や地域のために役に立ちたいというような方がいらっしゃった場合には、声をかけていただいて、核はあくまでも交流センターのボランティアセンターが核であっていいと思うのですけれども、そこから地域に波及していくという、そういう人員体制というか、そういう人たちが核である交流センターにも、月に1回とか、3カ月に1回とか集まって情報交換するとかしながら、自分たちの健康づくりは自分たちの地域でしていこうよという、そういう思いが盛り上がってくるのが大事ななと思っています。こちらのほうは回答は結構です。

以上です。

○松本美子委員長 では、答弁をお願いいたします。

大塚環境農政課長、お願いいたします。

○大塚 晃環境農政課長 町といたしましても、町内の農業者の方が農業をやっている夢が持てるような農業ができるよう、町としても支援していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○松本美子委員長 それでは、大野委員、ご苦労さまでした。

最後になりますけれども、総括質疑、安藤委員、お願いいたします。

○安藤欣男委員 私からは3点お聞きをしたいというふうに思っております。

まずは、太陽光発電の施設を、27年度、玉ノ岡中学校へ設置するというございます。10月から売電ができるであろうということですが、現在まで嵐山町の公共施設に設置してある太陽光発電システムがどのくらいあって、しかも、その費用対効果とまいましようか、そうしたものがおわかりであったらお伺いしたいと思います。

それと、今後、太陽光発電システムを町の公共施設の屋根等に上げて、もっと売電を進めるというか、そうしたことも一つにはあるのかなと思うのですが、北部交流センターが改修されるわけですが、これについては今のところ太陽光発電の設置についてはどのようなことになっているのか、お伺いしておきたいと思っております。

それから、次に2番目ですが、質問をこの間もしておりますが、ふるさとづくり基金の活用で、27年度、川のまるごと再生事業が進められるわけですが、緑と清流、里山の保全に活用するという、この趣旨の中で、かつては笛吹峠の残土埋め立て計画で

問題になった土地を町有化するとか、あるいは小千代山の町有地化などでもこの基金が活用されたというふうに認識をしておるわけですが、今回は町の事業推進のために活用するというか、川のまるごと再生事業に使うわけですね。広い意味では緑と清流のまちづくりのための活用になるというふうには認識はいたしますが、この基金を使って、もっと里地里山の保全に力を入れることも必要ではないかというふうな思いがしております。

ふるさと創生の意味で、かつまた、こういうこともまた出てくるのかなと思いますが、1点、方向性と、もう一点は、県の事業でございしますが、県は、みどりの基金を活用して、主に竹林だとか、山林の雑木、下草刈りとか、そういうのが展開をされております。現在まで何力所かやっておるわけですが、現況と、それからちょっと聞きたいのは、27年度で一定の成果を検証するという意味なのではと思いますが、県は27年度でこの事業を終わりにするというようなことも聞いたことがあるのですが、実際どんな展開になる想定があるのか、まずそのところだけお聞きします。

それから、3番目ですが、これは今国でも、国会でいろいろ地方創生の問題は質問がされて、議論をされております。先ほども川口議員からもお聞きしているわけですが、嵐山町が26年度の補正を、国が地方創生交付金を出すという中で積極的にこれを活用して事業展開するという、この努力に対しては深く敬意を申し上げたいというふうに思います。

町長も施政方針の中で随所に地方創生の言葉があちこちから出ております。町長、積極的に取り組む姿勢が施政方針でも出ているなというふうに思っておりますが、庁内会議をやると。町長が本部長としてもう既に発足をされたということですが、先ほどの川口議員の質問の中でも、アクションプランをつくっていくためにいろいろ調査研究をして進めていくのだというふうなお答えもありましたが、このひと・まち・しごと創生事業というのは、申すまでもないわけですが、地方でみずからつくり上げようと。それについては国が支援するというところでございしますが、国は、企業展開を考えてみたらどうですかというふうなものも、地方に合った企業展開を考えるべきだということも言っております。

なお、先ほどちょっと申し上げた地方創生交付金については、いろんな事業に嵐山は予算を活用しておるわけですが、町の計画とする企業誘致、あるいは駅の待ち合い、中心市街地の活性化についても、町がこれは嵐山町の地方創生事業ですよという大枠

の中で決定をしたものが上へ上がっていった、そういうことも国は地方創生ということで一つの大きなプランとして認めるのか、それがちょっとわからないのですが、今までの研修というか、いろいろ説明会があったようでございます。そういう中で、地方創生の取り組み、ポイントというのがどういうものなのでしょうか。ちょっとわかりにくいので、申しわけないのですが、その辺もお聞きをしていきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

井上総務課長、お願いします。

○井上裕美総務課長 太陽光発電の、まず公共施設の設置状況でございますが、今現在設置しておりますのは、ふれあい交流センター、菅谷中学校体育館、七郷小学校体育館の3カ所でございます。

費用対効果というお話もございましたが、ふれあい交流センターは4キロワット、七郷小学校体育館は1キロワットでございます。本当に環境学習程度の使い道かなというふうに思っております。菅谷中学校は20キロワットでございますので、多少活用はされているのだろうというふうに思っております。

それから、設置予定につきましては、お話がありましたように平成27年度の予算に計上しております玉ノ岡中学校の校舎の上、北部交流センター、加えまして太陽インキから寄附をしていただくことになっております、花見台工業団地管理センターの3カ所でございます。6カ所になっていくということでございます。

今後の方向性ということでございますが、新たに施設を建設する場合、あるいは大規模改修を行うような際にはその辺を考えていきたいなというふうに考えております。

里地里山関係ですけれども、お話がありましたけれども、里地里山の寄附としてこの中で分けておりますのが、161万6,000円というのが、ふるさとづくり基金の中で区分しております里地里山の寄附分でございます。そういったこともございますので、有効なものがあれば、これを利用して活用してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、大塚環境農政課長、お願いいたします。

○大塚 晃環境農政課長 私から、県の事業の里山・平地林再生事業の実績と現況とい

うことで、一つお話させていただきます。

嵐山町では平成20年度から実施いたしまして、20年度、花見台と杉山城址、21年度、平沢、千手堂、鎌形、嵐山溪谷、杉山、22年度が鎌形、杉山、23年度が古里、吉田、24年度が古里、勝田、杉山、25年度が杉山、26年度が古里、杉山、広野、遠山ということで、7年ほど県の事業で実施してまいりました。

それから、この里山・平地林の事業ですけれども、27年度までかというふうなお話だったかと思うのですけれども、県の林業事務所のほうに確認いたしましたところ、27年度までということで、今後については現在のところ未定ということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて中嶋地域支援課長、答弁お願いいたします。

○中嶋秀雄地域支援課長 地域創生の取り組みについての関係で回答させていただきます。

議員さんから、地域創生の取り組みのポイントは何かというお話がございました。国で総合戦略を示され、今後地方版の総合戦略を27年度につくっていくということについては、既に川口議員さんのところでもお答えをさせていただきました。

今回の地方創生のいわゆる一番のポイントというのは、今議員さんからお話をいただきました、いわゆる臨時交付金という形で、地域創生の地域消費喚起の生活支援型と地域創生の先行型、これを補正予算で計上させていただいた。これも国が方針を示しても、町がそれに対して手を挙げなければ、意欲を示さなければ、これは結局は交付金として支給しないよというものでございます。

ということは、今後の国の一番の基本的な考え方は、国が総合戦略を定めていくわけですけれども、その中で地域がどれだけそれに対応するような対策、いわゆる施策を立ち上げられるかというのが一番の基本になっておりまして、要は一律な交付金を交付するということは今後考えていないというのが、今回のポイントだと思います。要は、それぞれの地域にあって、特に何かこの地域創生をやっていこうという意欲がなければ、それはそれでしょうがないと、そういったところには国は交付金を交付していくという考え方はないよということでございますから、基本的に国が示された施策、それはあくまでも方向性を示されているものでございまして、それをどのように活用して嵐山町が施策をつくっていくかということが、いわゆる国からの支援、交付金等がどれだけ得られるかということになるわけだというふうに考えております。要

は、やる気のないところは、国はそれはそれでしようがないというのが今回の地域創生のポイントだというふうに捉えております。

そういった中でこの目標設定するということは、ただ施策を町ができればいいということではなくて、起業のお話がありました。この起業を行うについては、町が企業をこういうふうを起こすということでは不十分でございまして、企業と町と一緒にあってどのような起業対策ができるか。要するに、行政だけで考えた紙っぺらの施策では基本的にだめですよということで、必ずその目標を設定しなさいと。そして、PDCAサイクルに基づいて、必ずその目標設定に基づいてまず行動すると。行動したら検証しなさいと。検証したら、その成果を踏まえてもう一度見直しなさいということの施策をつくっていくということになるので、目標設定されても、その目標が達成できなければ、これはだめだということになるのだというふうに考えております。要は、地域のやる気をどれだけ示せるかというのが今回のポイントかなというふうに考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、安藤委員、どうぞ質疑を。

○安藤欣男委員 今後、大規模改修があるものについては考えていくということですが、太陽光発電を設置したのが、結局は3カ所で、そんなに大きなものはなかったということですか。

そうしますと、結局は学校には体育館に設置したりしたわけですが、それは子供に太陽光発電システムというものを理解してもらえるようなために設置したということなのですか。その辺は啓発のために設置したという捉え方なのか。

ここまで進んできているわけですがけれども、先ほどちょっと、今度売電をしていくところが出てきているわけですね。北部交流センターについてはどうなのですかとお聞きしたのですが、ああいう大きな屋根については売電も可能なのではないかなと思うのですがけれども、そういう考え方というのは持たなかったのですか。その点をお聞きしておきます。

それから、里地里山というか、ふるさとづくり基金の関係ですが、純粋な里地里山づくりの基金のは61万6,000円ですよというのですが、ふるさとづくり基金の基金の状況という中では、27年度末現在見込み高が6,771万1,000円になることになっております。中身的なものは我々にはわからずに、聞いたこともなかったので申しわけあり

ませんが、この基金は幾つぐらいに分かれているのですか。幾つかに分かれているという捉え方でよろしいのでしょうか。その辺がちょっと、またわからなくなってきたのですが。

里地里山づくりの関係で、県の事業も7年間、そうなるかなと思いますが、あちこちで展開しております。面積的なものが、わからなければあれですが、わかりましたらお願いをしたいと思います。

いずれにしても、27年、これから不明ですよということで、続くのか、終わってしまうのかわからないということですが、これは県の事業でやっているのは、一定の要件を持ったもので、森林組合等々の業者がやっているわけですよ。里地里山といましようか、山の手入れ等をやっている方々も町民でいるわけなのですが、これは補助も何もありません。ただ自分が燃料を使って自分の山だからきれいにしているわけですけども、こういうものについても、緑と清流のまちづくりからすれば貴重な仕事をやってくれているわけですので、こういうものに対して町として活用するというようなことも考えてもいいのではないかというふうに思っております。

一点、これはずっと古いものなのですが、小千代山を確保するころの話です。里地里山づくり寄附金のご協力をお願いしますというチラシがつくられて、町から説明を受けております。ただ、その後、この基金がどういうふうに集まっていて、どういうふうに活用されているのか、この基金がちょっとわからない。ただ、このときには、ちょっと読んでみますと、基金で行う事業というのは、寄附される方は寄附金を財源として実施する次の1、2の事業をあらかじめ指定することができます。指定された場合は、町長がした事業の財源となりますとはなっているのですが、1、自然環境や社会的状況に配慮した環境資源の保全整備及び土地の取得、2、里地里山づくりの普及啓発、体験学習及び将来の人材育成ということで、いいことが書かれております。指定口座に申し込みをしてください。指定口座が設けてありますから、寄附を申し出てくださいということなのです。

これは一遍この紙が出された後、何もどういう展開したのかわからなかったのですが、こういうものを改めてまた見ますと、広く町民あるいは町内企業、そういう方々の賛同を得た寄附金、里地里山づくりのための基金を、また広めていくということも、これからまた必要なのではないかと思うのですが、その寄附を求めていく。かつまた、町民みずからが里地里山づくりを実施した場合の町からの支援制度、そうした

ものが必要かなというふうに思っているのですが、この里地里山づくりの基金については現状はどういうふうになっているのでしょうか。

それから、創生の関係ですが、わかりました。ただ、事業展開が、国に上げていって、PDCA、CSの関係の中で、国が認め、これはだめですよということになってくると、補助金の返還とかそうしたものも出てくる事業なのでしょうか。その辺はこれからの課題かなと思うのですが、わかっていたらお伺いしたいと思います。

そうしますと、起業の関係については、先ほども民間にも意見を聞くということですが、地方創生の関係で、町内の有識者、あるいはいろんな事業の代表者等に集まっていたいて、総合戦略というか、地方創生の総合戦略について理解をしていただき、なおかつ事業展開を働きかける戦略的なものを27年度に展開していくのでしょうか。その方向性を聞いておきたいと思います。

- 松本美子委員長 安藤委員の総括質疑の途中ですけれども、休憩をとらせていただきたいと思います。45分の再開ということにさせていただきます。

休 憩 午後 3時35分

---

再 開 午後 3時46分

- 松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

安藤委員の2回目の答弁から、総括質疑ですけれども、答弁のほどよろしく願いをいたします。

それでは、井上総務課長、お願いいたします。

- 井上裕美総務課長 お答えします。

玉ノ岡中学校も、北部交流センターも大規模災害時の避難所になっておりまして、そういったこともございまして、今回、県の10割補助の補助金で平成27年度に設置することができるというものでございまして、その補助要綱の中に売電のことにっては禁止をされていると、そういうことでございます。ですから、大規模災害時に今のリチウムイオン電池というのに蓄電をして、災害時にはそれを活用しながら避難所を運営していくというものでございます。

それから、ふるさとづくり基金の内訳でございまして、先ほど区分に分けてあるというふうに申し上げました。8つの区分に分けてございまして、里地里山、それが161万6,000円、それから土地の、町有地ですけれども、売り払い分が4,374万2,000円ござ

います。物件補償差金というのが376万9,000円、学校教育が11万5,000円、防火水槽の補償金の差金が214万7,000円。それから、防災減災事業及び地域活性化事業といひまして、平成25年度に東日本大地震の関係で、職員が、7月から平均5%ぐらいだったと思いますけれども、給与の特例引き下げを行いました。その分が2,569万6,000円。そのほかにふるさと納税の分が40万円、その他の利子等で20万円ございまして、合わせますと、26年末でございましたが、7,768万5,000円。それで、27年度につきましては、この中の土地売り払い分を1,000万円取り崩しをいたしまして、先ほど申し上げたような事業、安藤議員がおっしゃったような事業に充当しているというのが今の現状でございます。

○松本美子委員長 それでは、大塚環境農政課長、お願いいたします。

○大塚 晃環境農政課長 私のほうから、里山・平地林事業で実施した面積的なものということでお答えさせていただきます。

7年間で台帳面積で56.44ヘクタール。整備面積なのですけれども、ちょっと古いものはわからないのですけれども、平成25年度が、5.97ヘクタールの台帳面積に対しまして整備面積が2.54ヘクタール、平成26年度は、台帳面積が4.56ヘクタールに対しまして整備面積が2.16ヘクタールということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、中嶋地域支援課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、地方版の総合戦略の策定につきましては、このこと自体が地方版総合戦略は作成しなければならないというものではございません。基本的に、これはやらなければならないという義務的なものではないということ。ですから、実際これをつくっていかなければ、当然交付金の配分対象にもならないということになると思いますので、そうはいかないというのが現実でございまして、そういう性格のものだということでございます。

その中で、一つ、国から示されているプロセスの中で、先ほど申し上げましたように、この施策に関しては、いわゆる実効性があるかどうか、その効果があるかどうか、こういったものが非常に重要になってまいりまして、その施策の策定においては、やはり住民だとかNPO、関係団体や民間事業者等の参加、協力が重要であると。そして、こういったところの意見といひましようか、協力のもとに地方版の総合戦略を策

定していかなければ実効性があるものとはならないというのが基本的な考え方でありまして、そういったところのご意見を伺う、これは当然のことであると思ひますし、そういった機会を設けてまいりたいというふうにお考へております。

しかしながら、大変申しわけございませぬが、それをどういった段階で、どのような形で参画をしていただくということについては、まだ最終的な考へ方はまとまっておりますので、今後進めてまいりたいということをお願いできればと思ひます。

それから、交付金の返還でございます。実は交付金の配分についても、どのような形で、それぞれの市町村、県も含めてですが、地方版の総合戦略を作成し、それに対してどのような形で交付金が配分されるかということも、まだ定まっております。そういった中で、ただ一点言えるのは、国に問い合わせをしている中では、交付金について、例えば検証結果で効果があらわれなかったという段階で返還をしろとか、そういったことは考へていないようでございます。検証結果で効果がないということになれば、その内容を見直して実施に当たるとことは示されておりますが、返還しろというような、今お話は聞いておりませぬ。

以上でございます。

〔「答弁漏れというか……」と言う人あり〕

○松本美子委員長 安藤委員、申しわけないのですけれども、もう一度質疑のほうを改めてしていただければと思ひますけれども、お願いします。答弁漏れということになっているようですから、再度の質問をお願いできますでしょうか、お願いします。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長 答弁漏れでも、答弁等が途切れておりますので、改めて安藤委員のほうから2回目で結構です。お願いします。

○安藤欣男委員 わかりました。そんなに意欲はないようです。時間も経過しておりますから、聞かない。聞いたって出っこないのだ。

○松本美子委員長 それでは、以上で総括的な質疑を終了といたします。

これにて全ての質疑を終結いたします。

休憩とさせていただきます。

休 憩 午後 3時54分

---

再 開 午後 3時59分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎修正案の提出

○松本美子委員長 それでは、議案第21号 平成27年度嵐山町一般会計予算議定についての件に対し、お手元に配付したとおり、渋谷登美子委員から3月16日付で本職宛てに修正案が出されています。

よって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

では、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 それでは、皆さんのお手元にお配りしてあります修正案についてご説明いたします。

この修正案は、子供の学年費を27年度は26年度の半額にした金額でつくってあるわけですけれども、それを26年度の予算と同額の小学生1万円、中学生2万円に復活させた予算案です。

まず最初に、修正案ですけれども、議案第21号 平成27年度嵐山町一般会計予算の一部を次のように修正します。

第1条中の「59億3,600万円」を「59億4,468万5,000円」に改めます。

第1表の歳入歳出予算の一部を次のように改めるということで、繰入金を変えています。基金繰入金を2億6,480万円に868万5,000円を加えて、基金繰入金が2億7,348万5,000円で、総額の繰入金が2億7,348万8,000円となって、歳入合計が59億4,468万5,000円になります。

歳出ですが、教育費の教育総務費の1億1,901万7,000円を、868万5,000円加えて、1億2,770万2,000円にし、教育費の総額6億1,771万円を6億2,639万5,000円に修正し、歳出合計59億3,600万円を59億4,468万5,000円とするものです。

次のページの一般会計予算修正に関する説明書の歳入歳出予算事項別明細書ですが、大きな1として、1、総括中、歳入、18款繰入金原案2億6,480万3,000円を868万5,000円増額し、修正後の額を2億7,348万8,000円とします。

そして、歳出の10款教育費を868万5,000円増額し、原案6億1,771万円を、修正後の額を6億2,639万5,000円とするものです。

総括の予算は次のとおりという形で、これは繰入金を2億7,348万8,000円、比較が2,863万5,000円ふえるというものです。

歳入合計は59億4,468万5,000円、歳入合計の金額が1,968万5,000円ふえるというものです。

○松本美子委員長 どこ読んでいる……。

○渋谷登美子委員 どこ読んでいるかわからないですか。

〔何事か言う人あり〕

○渋谷登美子委員 これなのですけども、修正案。全部を読んでいなくて、全部読んでいくと大変なので、修正したところ。

○松本美子委員長 わかりました。

○渋谷登美子委員 いいですか。

○松本美子委員長 はい。

○渋谷登美子委員 歳出ですけども、教育費の款の本年度予算額6億1,771万円を868万5,000円増額して、本年度予算を6億2,639万5,000円にして、比較の金額が前年度に比較して、前年度は1億7,555万6,000円だったのを、本年度は比較の金額、マイナスが1億6,687万1,000円になっています。

そして、本年度の財源内訳ですけども、国県支出金、地方債、それからその他は変更なしで、一般財源が5億61万3,000円が5億929万8,000円となるもので、歳出合計、修正前が59億3,600万円が修正して59億4,468万5,000円となりまして、比較が、原案が1,100万円のところが、修正案が1,968万5,000円となります。

そして、本年度の財源内訳ですけども、一般財源が44億3,317万4,000円を修正して、44億4,185万9,000円となるものです。

次のページになりますけれども、歳入中、18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2億5,400万円に868万5,000円増額して、修正後の予算を2億6,268万5,000円とするもので、修正後の予算は次のとおりとするという形で表になります。

財政調整基金繰入金の原案2億5,400万円が2億6,268万5,000円、比較が、原案1,200万円が修正案2,068万5,000円で、財政調整基金繰入金が、原案2億5,400万円が2億6,268万5,000円で、説明欄が、財政調整基金繰入金2億5,400万円が2億6,268万5,000円で、これによって財政調整基金の残額は、2億3,901万円が2億3,032万5,000円となります。説明欄の事業概要ですけども、各年度の財政調整のため財政調整基金から繰り入れを行うもので、変わりません。

合計ですけども、原案2億6,480万円が修正案2億7,348万5,000円、そして比較

の部分が、1,995万円が修正案2,863万5,000円をなるものです。

3番目の歳出中、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費中の小学校学年費補助費、原案868万5,000円に868万5,000円を増額し、修正後の額を1,737万円とする。それは、子育て支援及び学習環境向上のため、小中学校の学年費補助費を小学生1万円、中学生2万円とするものです。

修正後の予算は次のとおりです。歳出、款10教育費、項1教育総務費のうちの事務局費ですけれども、本年度原案は1億1,593万4,000円を修正案を1億2,461万9,000円とし、比較を原案403万2,000円を修正案1,271万7,000円とします。

そして、本年度の財源内訳ですけれども、一般財源を原案1億1,319万7,000円を1億2,188万2,000円にします。

節ですけれども、20の扶助費を868万5,000円を1,737万円とし、説明を小中学校学年費補助事業1,737万円とします。

これは14になると思うのですけれども、小中学校学年費補助事業費、原案868万5,000円を修正案1,737万円にし、比較のところですが、マイナス918万5,000円をマイナス50万円とします。

そして、財源内訳のところは、一般財源868万5,000円を1,737万円にし、節の扶助費のところですが、原案868万5,000円を1,737万円にし、説明、14、小中学校学年費補助費868万5,000円を1,737万円とするものです。

事業概要ですけれども、子育て支援及び学習環境向上のため、小中学校の学年費として支給するための経費、小学生、原案5,000円を1万円にし、中学生、原案1万円を2万円にするものです。

合計のところですが、原案1億1,901万7,000円を1億2,770万2,000円、そして、比較のところを、原案387万1,000円を修正案1,255万6,000円とします。

一般財源ですけれども、原案1億1,628万円を修正案1億2,496万5,000円とするものです。

これは今までの予算案の質疑及び総括質疑の中でも話してきましたが、嵐山町にとっては学年費補助費というのはとても重要な子育て支援の一環で、この辺では嵐山町独自のものであると、これを減額したとしても子育て支援については何らの影響がないというふうな感じのお話があったと思うのですけれども、子供1人5,000円減額されると、小学生1人5,000円減額、中学生1人1万円減額となりますと、非常に厳

しいものがあります。

例えば菅谷中学校ですと、菅谷中学校の子供たちが菅谷魂と叫ぶTシャツをつくっていたと思うのです。それは学年費ではつくっていないと思います。それぞれの個人が出していたと思うのですけれども、それを出せる子と出せない子といます。また、いろいろさまざまな事業費なのですから、菅谷小学校で、例えば学年費を今まで教材費なども1万円補助があったのが5,000円になってきますと、それを支払えない子供たちという子供が出てきます。それは必ず出てくるものと考えられます。

特に上村遼太君の事件で非常に問題になっていますのは、ひとり親家庭の問題が出てきています。これは昨日出ていたものなのですから、「女性セブン」が比較的よいレポートをしているというので、私も購入してきました。

母親は毎朝7時過ぎに家を出て、一番下の子を保育園に送ってから介護の仕事に向かっています。上村くんたちは、その後8時過ぎに自分たちで玄関の鍵をかけて登校していました。夕方には保育園でお迎えをした彼女が帰ってきます。途中スーパーに寄ってお惣菜を買っている姿を何度も見かけました。上村くんが妹を連れて買い物に来ていたこともありましたが、そのときも、お惣菜と菓子パンを手にとっていました。その日の夕食と次の日の朝食だったのでしょう。今となっては、母親は忙しくて食事の準備もままならなかったと思います。夜は近くのスナックで働いていたみたいですし、育ち盛りの5人を育てていくにはとても大変な毎日だったと思いますというふうな形で、いろいろ書かれているのですけれども、このようなひとり親世帯の子供たちにとって、この学年費の補助というのはとても重要なものであると思います。

特に嵐山町の場合は、ほかの市町村に比べて母子世帯、児童扶養手当受給者が多いです。2.2%と多く、生活保護の方も多い形になっています。生活保護の方のうちでも、子供関係で生活保護を受けていらっしゃる方が19%、これは大分前の調査なのですから、19%いました。そんな形で、嵐山町では比較的に子供に関しては、子育てに関して格差があって、転入されている方は、家を購入して転入されている方とそうではない方と2つに分かれているのだと思うのです。そのような方たちのためにも、学年費というのはとても重要な生活費の一つであると思い、これを削減することは、子供を育てている家庭にとって、とても苦しい打撃を与えたいと思います。これが、子ども医療費の窓口払いを廃止するからといって、その代替事業を変額するというのは本末転倒であって、もともとこのような事業は行わなくてはいけないものであった

と思います。

この財源をどのようにして持ってくるかということですが、今とてりあえず財政調整基金を取り崩しています。ですけれども、地方創生とか、そのほかのいろいろな形の交付金も出てきていますし、それを初めから頭に入れて、このような形で予算を組むということではきたはずで。財源のバランスということを考えるのならば、こういった形のもの、これからは行政は本来行っていかななくてはならないものであり、嵐山町独自の補助金はとても大切なもので、特徴的なものであると思いますので、この小学生1万円、中学生で2万円が続けていくことを提案させていただきたいと思ひます。

○松本美子委員長 修正案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は、どうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 ご説明にもありましたけれども、財調を取り崩してこの修正案はつくったわけですね。渋谷委員さんは、本日の総括質疑の中でも、同和事業の補助金、この削減を提案していたように感じられたのです。したがって、同和事業の削減という、思い切った45万円をゼロにした提案をここでしてもいいのではないかというふうに思っているのですけれども、なさらなかった理由を伺いたひと思ひます。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 本来、補助金というのは申請事業です。ですから、活動団体の方が、自分たちはもう必要ないと思われたら申請しなければ予算を支出することはありませひん。そういった形で、これは入れていませひんし、これはとても重要な事業であるので、ぜひ皆さん、多くの方にこのことを賛成していただきたいと思ひまして、嵐山町にとって特徴的な補助金であったと思ひうのです。それを削減するというのはとても残念なことなので、全員の皆さんに賛成していただきたいために、ほかのものは全部削ってこれ一本に絞った修正案にいたしました。

○松本美子委員長 ほかにありますか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 それでは、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 次に、修正案に賛成の委員の発言を許可します。

清水委員、どうぞ、お願いいたします。

○清水正之委員 今回の修正案については、提案者のほうからありましたように、こども医療の代替措置であった学年費を復活させるというか、そういったたぐいの修正案というふうに思います。

そこで、こども医療の全国的な指標ですが、こども医療については、全国都道府県全てがこども医療を実施していると。そういう面では、対象年齢についてはまちまちではありますが、宮城、新潟、大阪の3歳未満から、福島の18歳年度末までという形でまちまちではありますが、就学前までの医療費が大方の県で実施をしているというふうに思います。同時に、こども医療については、そういう面では全国どこの自治体でも実施をしているという形になります。

ゼロ歳から4歳まで、3歳未満というふうに言いましたけれども、ゼロ歳から4歳までが、2001年の4月に2,116市町村あったものが、2013年には19市町村にまで減ってきています。そうした反面、中学生以上が、2001年、これは市町村かどうかわかりませんが、1つの自治体から157自治体にふえてきている。こういうことから考えると、こども医療そのものは、もう既に近い将来、国が制度として発足していかざるを得ないだろうというふうに思います。

同時に、埼玉県の中でも、もう既にこども医療については、新座市やお隣の滑川町、越生町も18歳までに引き上げを行っているというのが、こども医療の全国的あるいは埼玉県の状況と。こういうことから考えると、県そのものも、こども医療そのものの年齢を引き上げざるを得ない状況にあるのではないかというふうに思います。

同時に、今子供の貧困というものが叫ばれている中で、経済的理由による受診の中断ですけれども、医科の場合は、2010年、33.6%受診の中断があったものが、2012年には49.6%、約50%にまで広がっている。歯科の場合は、51.3%だったものが、2012年には64%まで広がっている。これが各該当者の状況と。そういう点では、総体的貧困というものが、1985年には12%だったものが、2012年には16.1%にまで広がってきている。もう一つ、子供の貧困の場合は、1985年に10.9%だったものが16.3%にまで広がってきている。これが今の家庭や子供の状況というふうになっていると思います。

そういう点では、やはり子供の貧困をどう守っていくかという面では、私も、嵐山町の学年費補助というものがただ単の代替措置ではなくて、子育て支援の一環として

捉えるべきだというふうにも思います。

そういう面では、私は今回の修正案に賛成をいたします。

○松本美子委員長 それでは、討論を終結いたします。

これより議案第21号 平成27年度嵐山町一般会計予算議定についての件の採決に入ります。

この際、挙手しない委員の取り扱いについて、お諮りいたします。議案第21号の採決は挙手により行いますが、挙手しない委員は、本案に対し反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長 議案第21号の採決は挙手により行いますが、挙手しない委員は、本案に対し反対とみなすことについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 異議がないというようでございますので、ご異議なしと認めます。

よって、挙手しない委員は本案に対し反対とみなすことに決しました。

それでは、まず、本案に対する渋谷登美子委員から提出された修正案について採決いたします。本修正案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○松本美子委員長 挙手少数。

よって、本修正案は否決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 平成27年度嵐山町一般会計予算議定についての件の原案を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○松本美子委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○松本美子委員長 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時25分)

## 予算特別委員会

3月17日（火）午前9時30分開議

- 議題1 「議案第22号 平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について」の審査について
- 2 「議案第23号 平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について」の審査について
- 3 「議案第24号 平成27年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について」の審査について
- 4 「議案第25号 平成27年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について」の審査について
- 5 「議案第26号 平成27年度嵐山町水道事業会計予算議定について」の審査について

○出席委員（12名）

1番	森	一人	委員	2番	大野	敏行	委員
3番	佐久間	孝光	委員	4番	長島	邦夫	委員
5番	畠山	美幸	委員	6番	吉場	道雄	委員
7番	河井	勝久	委員	8番	川口	浩史	委員
9番	清水	正之	委員	10番	安藤	欣男	委員
11番	渋谷	登美子	委員	12番	松本	美子	委員

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

青柳賢治 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局 長	山岸 堅護
主 査	久保 かおり

---

○説明のための出席者

中西 敏雄	税務課 長
中村 滋	税務課課税担当副課長
田畑 修	税務課収税担当副課長
山下 次男	町民課 長
太田 淑江	町民課保険・年金担当副課長
青木 務	長寿生きがい課長
今井 良樹	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
近藤 久代	長寿生きがい課包括支援担当副課長
新井 益男	上下水道課 長
藤原 実	上下水道課管理担当副課長
深澤 清之	上下水道課施設担当副課長
清水 延昭	上下水道課下水道担当副課長

---

◎開議の宣告

○松本美子委員長 皆様、おはようございます。

ただいま出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、予算特別委員会の会議を開きます。

(午前 9時29分)

---

◎諸般の報告

○松本美子委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。  
それでは、直ちに本日の審査を始めます。

---

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 議案第22号 平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は一括して行いますので、それでは質疑のある方、どうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 242、243ページの国保税の件なのですが、一般のほうですけれども、人数が減っているから国保税の収入も減っているということなののでしょうか。あわせて、所得のほうは一般会計ではふえているということであったのですが、国民健康保険に入るような方は所得はどうか、わかれば伺いたいと思います。

それから、256、257、療養給付費の件なのですが、新年度もかなり額をふやして見ているわけですけれども、それでも補正予算の件を見ますと、これで足りるのかなって考えるのですけれども、いかがなのでしょう。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

中西税務課長、お願いいたします。

○中西敏雄税務課長 それでは、国保税の一般被保険者の調定等についてお答えいたします。

まず、積算に当たりまして、均等割の人数等も減らしております。一般の医療給付分が26年度が4,926人均等割を見てました。それが27年度の新年度予算は4,845人、81人の減、後期高齢者についても均等割は同じです。介護分については、26年度が1,434人、27年度が1,384人、50人の減です。平等割の世帯数については、世帯数はふえていますので、平成26年が2,849人、平成27年度が2,861人、12世帯ふえております。

所得については、一般会計の個人町民税については、給与所得者がほとんどですので、厚生労働省の調査等によってふえていると、そういうことで一般会計については所得はふやしました。国保については、均等割等の人数も減っているということ、所得は給与以外の所得が多いものですから、減額を見込んで積算をいたしました。

以上です。

○松本美子委員長 続けて答弁をお願いいたします。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 それでは、私のほうからは256ページの一般被保険者、療養給付費の関係でお答えをさせていただきます。

委員さんのご質問のほうは、今年度3,200万ほど予算ではふやしているわけですが、今年の見込みでいきますと、それに対してはどうかというようなことだというふうに思いますが、確かに年々医療費のほうは増加しております、この27年度予算につきましては、前年度の当初予算について3%の増ということで見込みのほうをさせていただいたわけですが、平成26年度を見ますと、3月補正のほうで補正増という形でさせていただきまして、最終的な26年度の見込み額を12億1,366万円というような形で見込みをさせていただきました。それを鑑みますと、この新年度予算の11億4,500万ほどというのは、約6,800万ほど決算の見込み額に対しますと少なくなっているというようなことではございます。

担当課としましても、本来は、その決算見込み額に対しての3%から5%ぐらいの自然増といいたいまいしょうか、そういうの見込んだ額で計上させていただければ一番いいのかなというふうには思いますが、国保財政の中でいろいろな支出等もございまして、そういったものを見込みながら、この療養給付費のほうも見込みで計上させていただくわけですが、なかなか思うようには組めなかった。大変厳しいこの予算編成になっているということで、今年度も不足見込みということで3,300万円ほど一般会計から繰り入れをしていただくようなことでも考えてございますので、当初としまし

ては、この額で計上させていただきまして、これも確定ということではございませんが、様子を見ながら、またその辺も検討しなくてはいけないのかなというふうには思っていますが、ただ一般会計のほうも大変厳しい状況でございますので、そういったこともまた相談をしながら、今後の状況を見ながらということで考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 国保税の件ですが、人数がこちらにいただいている予算案の参考資料、これで見ますと、平成27年度の見込みが5,200人となっているのですけれども、4,845人ということで今回答があったのですけれども、均等割分も入っていない人がいる。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 その違いをちょっと、この数字と違う点をちょっとご説明いただきたいかと思います。

それから、療養給付費の件なのですが、そうしますと、仮に足らなくなった場合には、一般会計のほうから繰り入れをするということで、この予算でやっていきたいということなのでしょうか。ちょっとお答えいただきたいかと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 私が答えた人数は、あくまでも税の関係の人数です。それと、資料のほうには被保険者の人数です。

以上です。

○松本美子委員長 続けてすみません、山下町民課長、お願いいたします。

○山下次男町民課長 療養給付費の関係でございますけれども、予算不足の見込みになったら、一般会計のほうから繰り入れをという形なのかということなののですけれども、そのときの状況になりまして、財政担当のほうに相談をさせていただきながら、先ほども申しましたように、一般会計も余裕があるというような状況ではございませんので、今年の3,300万円につきましても、何とか繰り入れを入れていただいたという状況でございます。ですから、確実にこういうふうに入れていただけるかどうかというのは、そのときに考えなくてはならないのかなということで考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、3回目ですけれども、どうぞ。

○川口浩史委員 国保税の件ですが、税の人数だと、国保税、被保険者の人数……ちょっと待ってね。所得割で入れるのだから、これは課税世帯数で入れるからあれか、人数は関係ないのだな、そうなのだね。そうか、そうか。ちょっと頭の中がまだ整理できていなかった。世帯数で入れますので、世帯数で入れるとしても、またおかしくなってしまうな。世帯数で3,045世帯ですので。いずれにしても、税の人数というか、被保険者の世帯数でやらないと、この数字というのは出てこないのではないかなと思うのですけれども、税の数字でやっているわけですよ。それで、適切なのかなと思うのですが、ちょっと伺えればと思います。

それから、療養給付費の件ですが、大変課長の苦しい答弁がよく伝わってきて、わかりました。こちらは結構です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 税のほうは、所得割が出る人数です。被保険者の人数は所得割が出ない人も入っています。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方、どうぞ。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 267ページです。(1)の疾病予防費なのですけれども、こちら説明のときに人間ドックが350人分で併用が70人分と言ったのかな。去年のを見ますと、人間ドック350人で併用が50人という、去年はその予定でありました。それで、金額のほうを見ますと、今回、若干併用がふえているにもかかわらず、委託料のところが減っているのですけれども、この辺の内容をお伺いしたいと思います。

それと、特定健康診査等事業費のところ、同じページの、そちらが去年はパンフですとかリーフをつくるのだということでお話がございました。今回は、特定健康診査にかかわる診療情報提供事業委託ということが書いてありますので、こちらの内容のほうをお伺いしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

山下町民課長、お願いいたします。

○山下次男町民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

267ページの関係でございます。人間ドック、がん検診等の委託料の関係だという

ふうに思いますけれども、こちらにつきましては全体で額が減っているというような関係なのですけれども、人間ドックにつきましては昨年と同じ350人ということで計上しております。それから、併進ドックにつきましては、昨年50人だったものが、今年70人ということでふやさせてはいただいております。

そのほか、この中にはがん検診等いろいろな検診が含まれてございまして、ドックだけではございまして、その中でいろいろ胃がん検診ですとか肺がんですとか大腸がん検診等々の中でふえているものもあれば、減っているものもあるというような状況の中で、全体的には減っているというようなことをご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、特定健診の関係でございます。診療情報提供事業というのが27年度から予定をしているわけなのですけれども、簡単にこれにつきまして説明をさせていただければというふうに思います。

まず、これは県の医師会のほうと契約を結んでやるものでございますけれども、特定健診、6月ごろから始まるわけですけれども、これにつきましてはまだ案ということではっきりした月といいたいまいしょうか、始める月というのはちょっとこれからということになりますけれども、今考えておりますのは、大体11月末ごろに、まだ特定健診等を受けていない方にこちらのほうから情報提供依頼の通知というものをその各被保険者の方にお送りをいたします。それを受け取った被保険者の方がかかりつけの医療機関といいたいまいしょうか、自分がかかっている、いつもかかっているような医療機関に情報提供を承諾していただくということであれば、それを医療機関のほうに持っていただいて、その健診等をその医療機関で受けている場合と実際受けていない場合とかがあると思うのですけれども、実際、診療のその情報が特定健診の項目を満たさない場合には、その医療機関のほうでそれが特定健診の実施の医療機関でしたら、実施してくださいというような形で進めていただいて、もしそういう嵐山町がやっている医療機関ではなかった場合、そうした場合にはほかで例えば特定健診を受けてくださいというようなことを言っていただくと。もし、その健診等を医療機関で受けている場合には、その項目が満たしていれば、そこに医療機関のほうで内容を記入をいただいて、それを医師会のほうに情報を送っていただく、県の医師会ですね。そうすると県の医師会のほうから町のほうに情報が来るということになりまして、その健診をもって特定健診を受けたのと同じことで、受診した人数に加えることができま

すので、なかなか特定健診だけで率が上がっていかないというような状況で、そういったことを今年度から始めるということでございまして、一応この11月ごろの通知を出しますと、健診の実施期間が12月というような形になってございますので、実際にもう健診をまたやってくださいというのは、なかなかそんなに期間がもうないような状態、1カ月ぐらいあるかないかというような状況になってしまいますから、実際、ほかの医療機関で健診をやられていて、それが満たせていないようであれば、そういう情報もいただければ、そういうふうになるということなので、そういったことをこの2月ぐらいまでかけてやっていくというような形でございまして、この1件当たりの手数料を町からは医師会のほうに、1件当たり、もし情報提供いただければ2,500円ほどの手数料を支払いをします。また、医師会は医療機関のほうに2,000円の手数料をお支払いをするというような形になってございます。

それで、この事業につきましては、一応10割補助というような形になってございまして、この各市町村の被保険者数によって上限額というのが決められているわけなのですが、嵐山町でいきますと、上限は100万円までの上限で、それを超えない限りは、かかった費用につきましては満額もらえるというような事業でございまして。

以上でございまして。

○松本美子委員長 それでは、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 上の1目のところの内容は、がん検診等が金額が減ったという答弁でしたけれども、何を減らしてしまったのか、項目についてまず何を減らしたのかをお伺いしたいと思います。

今の下のところの2項の1目の特定健診のところですが、コール・リコールを11月ごろにする。コール・リコールという形でいいのかな、ということをするということでもいいのですよね。

それで、健診が満たされていない部分を、地元のところで抜け落ちている部分を地元の病院でもできるしという捉え方で、ちょっと何か説明がいまいよく私理解できていないのですけれども、项目的には何というのかな、抜け落ちている部分という項目というのは、その人その人で違うと思うのだけれども、特定健診というのはちゃんと指定が決まっていますよね、やるところが。だけれども、自分なりに何か受けている項目で、特定健診として満たされない部分を地元の病院でも受ければ、それが特定健診としてみなされて、パーセンテージに入れられるよという捉え方でいいのか。もう一

回、すみません、そこだけ説明をお願いします。

あとパンフとかリーフについては、昨年つくったということで伺っておりますけれども、今回もそれをつくるのかどうなのか、お伺いいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

がん検診の減ったものというのをお答えいたします。胃がんは、昨年200人で一緒です。それから、子宮がんが昨年240人で今年150人で90人減りました。それから、肺がんの喀たん、これが昨年80人で今年60人でマイナス20です。肺がんの胸部エックス線が昨年250人で今年100人、150人の減です。大腸がんが昨年270人で今年260人でマイナス10人です。乳がんのマンモ1、昨年170人で今年130人で40人の減です。それから、乳がんマンモ2、昨年40人で今年20人でマイナス20人です。乳がんのエコー、今年150人で27年度120人でマイナス30人です。骨密度、26年度250人で27年度150人でマイナス100人です。

それから、個別検診のほうが、胃がん30歳以上が、26年度150人で27が50人で100人の減です。それから、大腸がんの30歳以上、平成26年度200人で今年220人でプラス20人です。子宮がん頸部、26年度160人で27年度100人でマイナス60人、子宮がん頸・体部、26年度120人で27年度80人のマイナス40人です。乳がんマンモ1、平成26年40人で27年50人、プラス10人です。それから、乳がんマンモ2、これは40人、40人でマイナスなしで一緒です。それから、乳がんエコー、こちらも26年50人で27も50で一緒です。ドックは先ほど言いましたが、350人で一緒です。それから、併進が20人ふえて、27年度70人。

以上です。

すみません、パンフレットの件なのですけれども、今年も特定保健指導用パンフレット、訪問用パンフレット、個別訪問用パンフレット、昨年同様で受診勧奨用パンフレットをつくる予定です。

それから、パンフレットは特別今年新しくというものは特にないのですけれども、昨年同様に同じようにつくる予定ではおります。

○松本美子委員長 それでは、山下町民課長、答弁をお願いいたします。

○山下次男町民課長 それでは、私のほうから診療情報提供事業の関係でご説明させて

いただきます。

ちょっと説明のほうがあまくできなかったのかもしれないのですが、この事業につきましては申し上げましたけれども、11月末ごろに、まだ特定健診を実施されていない方へ町のほうから通知をするというところから始まるものでございまして、その通知を受け取った方がほかの病院といましようか、特定健診ではないのですが、健診のほうを何かされていた場合に、そちらの病院のほうに自分でその情報提供に関する同意をして、それをお持ちいただくような形でございます。その実際のかかりつけの医療機関のほうでそれを見て、健診をやっている項目が、特定健診の項目を満たしている場合はそれでいいのですけれども、満たさない場合は、嵐山町は12月まで特定健診の実施期間になっておりますので、12月中まででしたら、そのかかりつけの医療機関のほうで、そのかかりつけの医療機関が町のほうと契約しているこの特定健診のほうの実施の医療機関でしたら、そこでやっていただくように特定健診をやってくださいみたいな形で言っていただくと。それから、町との契約の医療機関でなかった場合は、その町の指定になっている医療機関のほうで特定健診を実施してくださいというふうに、そちらのほうから言っていただくものでございまして、それをやって、満たす場合には、そういった記入するあれがありますので、内容を記入していただきまして、それを県の医師会のほうに医療機関のほうから送っていただくというような流れになっています。

以上でございます。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 今の課長の答弁のほうはわかりました。最初のほうの疾病予防のほうなのですけれども、大分削減がされているのですけれども、このように削減をした理由というのは何だったのか、お伺いしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を太田副課長、お願いいたします。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

27年度の予算編成が11月ごろなのですけれども、その時点での人数の実績を見まして予算編成したものですから、その数字でちょっと落ちていた部分を落として積算した関係で、ちょっと減のところがふえてしまったということです。

○松本美子委員長 それでは、山下町民課長、答弁をお願いいたします。

○山下次男町民課長 それでは、今の件でちょっと補足の説明させていただきたいと思

いますが、今言ったとおり、今年度の実績等を見ながらの積算という形になるわけなのですけれども、これにつきましては実際やっていただいているのが、健康いきいき課のほうで実施をしていただいておりますので、こちらの町民課だけでこの予算を編成しているということではなく、いきいき課のほうと協議しながら、こういったことで来年度はいいだろうということで、この予算額ということで計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方、どうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません、ページ数は今ちょっと書いていないので、申しわけないのですけれども、27年度の6割軽減と4割軽減の世帯数と人数、それと全体の比率というのはわかりますか。それから、257ページの一般被保険者療養給付費なのですけれども、未就学児の人数と6歳から69歳、70歳以上が1割、2割、3割負担にそれぞれなってくると思うのですけれども、その大体の概算の、概算でもかなりはっきり出てくるのですかね。それを伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を中西税務課長、お願いいたします。

○中西敏雄税務課長 それでは、6割軽減の人数ですけれども、27年度積算した人数ですが、861人です。昨年よりプラス29人です。これが一般の被保険者の関係です。それと、これが医療分です。それと、後期高齢者支援分も同じ人数です。それと、介護給付分が286人、昨年より21人ふえております。それと、退職、一般の4割軽減ですけれども、578人、284人ふえております。この284人ふえたのは、積算で今度はプラス1ということで、本人も入ってきているので、その関係です。それと、後期高齢者は同じです。介護給付分が153人、昨年より70人ふやしております。それと、退職者のほうですけれども、医療給付分が41人でマイナス1、後期高齢者は同じです。介護給付分が35人、これはプラス・マイナス・ゼロです。それと、4割軽減のほうですが、医療分と後期分が36人、13人ふえております。介護給付分が28人、10人ふえております。割合ですけれども、ちょっと計算しないと、申しわけないです。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、山下町民課長、答弁をお願いいたします。

○山下次男町民課長 それでは、256ページの一般被保険者の療養給付費の関係でお答

えをさせていただきます。

こちらの各年代の人数ですけれども、ゼロ歳から6歳までが一応110人。ちょっと違うかもしれないですけれども、7歳から64歳までの幅で見えておまして、それが2,570人、それから65歳から69歳までが1,200人、70歳以上74歳までが1,100人というような形で、全体の被保険者としますと、4,980人ということで計上のほうはさせていただきます。

それから、70歳以上の1割、2割、3割、それぞれの負担の人数なのですけれども、今ちょっと資料がございませんので、申しわけございません。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、どうぞ質疑を。

○渋谷登美子委員 私、70歳以上の1割、2割、3割というのは、結構、それぞれ療養給付費の中で大きな金額になってきているかなと思ったのですけれども、それはそれほど影響しないような感じですか。負担金が1割、2割、3割となってくると、それぞれ町の支払う支出金額は違ってくると思うのですけれども、それは全然計算しなくてもよいような感じですか。

○松本美子委員長 それでは、山下町民課長、答弁をお願いいたします。

○山下次男町民課長 お答えをさせていただきます。

1割から3割負担の方がいらっしゃるわけでございますけれども、それを確かに個々に調べて1割の方、2割の方、3割の方、残りが保険者の負担になるわけでございますので、そこまで細かく計上していればということになるのですけれども、この計上の仕方が70歳から74歳という形で、その辺を見ない形の総体的な人数というような形の予算の計上をさせていただきます。ですから、そこまであんまり見ても、なかなか実際の影響としますと、この予算、あくまでも概算の予算の編成というような形になりますので、そこまで細かく見てやるあれもそんなにないのかなというような形で、予算のほうの計上をさせていただきますので、今ちょっと1割、2割、3割の人数については、ちょっとわかっていないというような状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 そうしますと、国の制度として1割、2割、3割に分けて療養給付費を取るようにしたわけです。それ自体はそれほど国保には影響がないというふうに考えていいのですか。やっぱり人数的には少ない人数だと思うのです。2割の人とか

3割の人。でも、それというのは、社会保障に対して、その部分を負担していただくという制度に変わったわけです。その部分がある程度見込んでと、その方がどの程度医療費を使うかというのは全くわからないわけだから、計算のしようがないのだと思うのですけれども、そこの部分というのは。でも、2割負担の人は、所得税が280万以上でしたっけ、そんな感じでしたっけ。ごめんなさい、所得が280万と、ちょっと待ってくださいね。それが基礎控除額の関係で210万以上とかなっていますよね、はい、いいえとかいう感じでやってくると。結構そこの部分で、私自身は、ごめんなさい、とても嵐山町の所得がどのような状況、分布になっているかというのを知りたいと思っているわけなので、それを出さないで、予算だから、概略でいいのかなと思うのですけれども、どうなのかなとか思いながら今聞いていたのですが、それは全く嵐山町の医療費にはそれほど7割負担しようと、8割負担しようと、9割負担しようと、人数が少ないので、それほど影響がないというふうに考えているということですか。

○松本美子委員長 それでは、答弁を山下町民課長、お願いいたします。

○山下次男町民課長 お答えをさせていただきます。

確かに70歳以上の方につきましては、1割、2割、3割というような負担になっているわけなのですけれども、この中でも、1割の負担の方が一番多いのだらうなというふうに思っています、2割の負担をしていただいている方というのは、今年度からでございます。今年度、26年度の4月2日以降ですかね、26年の4月2日以降に70歳になられた方から2割負担になるということですから、まだ1年たっていないわけですけれども、それだけの人数でございます。今年また27年に70歳になられた方は2割か3割ということになります。3割の方はやっぱり高額所得者ということでございますので、そんなにそれほどいないということでございますので、そういう今のような計上の仕方をしていても、それほど影響はないのかなというような形で予算の計上をさせていただいております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、ほかに質疑のある方、どうぞ。

それでは、清水委員、どうぞ。

○清水正之委員 保険税の関係ですけれども、町の国保の平均の保険料というのはどのくらいになるのでしょうか。国保加入者の平均所得というのがもしわかったら教えてもらいたいと思うのですが。

それから、レセプト処理が今度国保連合会のほうに移るという話を聞いているのですが、その辺の情報というのは入っていますでしょうか。もし移るとすると、処理的にはどういうふうになるのか。町の予算にどう影響してくるのか、教えてもらいたいと思うのですが。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

中西税務課長、お願いいたします。

○中西敏雄税務課長 清水議員の質問ですけれども、国保の平均保険税と、あと平均所得ですけれども、決算の資料は持っているのですけれども、このときの、ちょっと申しわけなのですけれども、持っていないのでわかりません。すみません。

○松本美子委員長 それでは、山下町民課長、お願いいたします。

○山下次男町民課長 それでは、レセプトの処理の関係のご質問ですけれども、今レセプト処理が国保連に移るのではないかというようなことなのでございますけれども、今現在もレセプトの処理につきましては、国保連合会のほうでやっていただいております、町のほうからはその手数料みたいなものが上がっているような形でございますので、それがどう変わるのかというような、そういった状況とか、町のほうといたしまししょうか、私のほうではまだそういう状況とかないのですけれども、町のほうで行っているレセプト点検とかというのは、国保連合会のほうで処理をしたもの、1回点検をしたものが情報が来ますので、再度、この町のほうで点検をしているような状況でございまして、これがおかしいのではないのかというようなことがありましたら、それをもう一度国保連合会のほうに戻して、また再度見ていただくというような形で今現在行っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、清水委員、どうぞ。

○清水正之委員 わかりました。今回、国のほうで保険者の支援金が1,700億円予算化されていると思うのですけれども、それを使って保険料を下げるという自治体が出てきているというふうには聞いているのですけれども、町はこの支援金を使って保険料を下げるということはやらなかったのですか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

国の支援金のほうは、27年度から1,700億円国のほうで投入していただけるというようにことにはなってきたわけでございますけれども、これは日本全部で1,700億円というような形でございます、そのうち、どのような形で町のほうには配分をされてくるのかというのは全然今わかっていないような状況でございます。いずれにしても、その定率の負担分のほかに、これだけを国のほうの支援ということで入れていただくと。29年度からさらに1,700億円をふやして、毎年、今度は3,400億円程度ですか、それを国のほうに入れていただくというようなことは決まっているわけなのですけれども、それがどのように各市町村等に配分されるといいますか、何かは今全然わかっていない状況でございますので、これが計上されたから国保税を引き下げても大丈夫だというようなことは、そういった見通しのほうは立ちませんので、検討していないという状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、清水委員、どうぞ。

○清水正之委員 ということは、まだこれからその配分が決まってくるということなのでしょうか。その配分の額については、いつごろ決まる予定があるのでしょうか。もう既にほかの自治体は、それを見込んで保険料を下げるといったような自治体も出てきているという話を聞いているのですけれども、嵐山町はこの対応をどういうふうにしていくのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、山下町民課長、答弁をお願いいたします。

○山下次男町民課長 その1,700億円の配分がいつごろ決まるのかということなのですが、その辺につきましても今のところ全然わかっていない、私のほうで把握していないというような状況でございます、これは、だからこういったようなことでの配分になるのかということも、まだ今全然決まっていない状況でございます、ただ、金額的にはこの程度の額が投入されるということでございますので、今の段階では何とも答えようがないということでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方、どうぞ。

[発言する人なし]

○松本美子委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより議案第22号 平成27年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○松本美子委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

休憩をとらせていただきます。

休 憩 午前10時15分

---

再 開 午前10時15分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 それでは、議案第23号 平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を議題とし、開会とさせていただきます。

既に本会議において提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は一括して行います。質疑のある方はどうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 282、283ページの保険料の件なのですが、特別徴収の保険料が若干上がっているのですけれども、これ人数がふえているからなのでしょう。人数がわかれば教えていただきたいと思います。

それから、普通徴収の人数と減額になっている理由を伺いたいと思います。

それから、普通徴収の滞納繰り越し分、これ昨年と同じなのですが、ちょっときょう持ってこなかったのですが、後期高齢者医療の滞納者が全国的にはかなりふえているというふうに乗っていたのです。嵐山町ではそういう面はないのでしょうか。だから、昨年と同じ金額で済んだのか、伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 それでは、私のほうから初めに、現年度分の保険税の特別徴収と普通徴収の関係でお答えさせていただきまして、太田副課長のほうから、その滞納分につきましては答えさせていただきたいと思います。

人数でございませうけれども、一応特別徴収のほうは1,780人で見込みました。それから、普通徴収のほうは450人ということで見込みまして、合計では2,230人分を見込んでおります。

こちらのほうの保険料の特別、それから現年度の徴収の振り分けなのですけれども、これにつきましては広域連合のほうから嵐山町の27年度の保険料額というのが示されます。その額を特別徴収と普通徴収のほうに振り分けるというような形の作業で計上しているわけなのですけれども、被保険者でいいますと、特別徴収のほうは去年は1,815人でしたので、こちらのほうも若干35人ほどの減とはなっております。普通徴収のほうは去年は409人ということで、こちらは41人の増で見込んでございませうので、そちらの見方といいましようか、計上の仕方によるわけなのですけれども、その比率、今の状況等を特別徴収の人数等の状況を見ながら割合で振り分けていってございまして、来年度につきましては、一応特別徴収のほうの割合を71%、それから普通徴収のほうを29%というような形で見込みをさせていただきまして、総額を示されているのが1億3,065万4,570円というような形で広域連合のほうから嵐山町の分ということで示せておりますので、その分の71%分が特別徴収、29%分が普通徴収というような形の計上をさせていただいております。

以上でございませう。

○松本美子委員長 それでは、太田副課長、お願いいたします。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長 それでは、お答えいたします。

滞繰分なのですけれども、26年度2月末現在で53件中23件収納されてまして、金額は11万9,170円収納しております。

参考までに、25年度決算なのですが、40件中13件収納してございまして、金額が14万1,220円ということになっております。

今現在の滞繰の普通徴収の収納率なのですけれども、47.08%のような状態です。昨年の決算で40件だったわけなのですけれども、今現在で53件になってございませうので、13件ほどふえてございませう。それを見込んで減らさないで同じような状況で見込みとい

うことで、予算組まさせていただきました。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、質疑どうぞ。

○川口浩史委員 特別徴収が1,815人から人数が減っていると。減っていて保険料はアップしているのですから、所得がふえているのでしょうか。でも、それはこちらではわからないと、県のほうから来たものに71%を掛けたり、普通徴収のほうは29%掛けてやっていると。なるほど、そういうことなのですか。そういうことでは、もうしようがないですけども、それでそうなのか。では、わかりました。ちょっとそれ精査して、もう少し見てみたいと思います。

滞納繰り越し分は、そうしますと50万円、両方とも10万円台で25年、26年度も済んでから、50万円の枠内の中に27年度も入るという見込みで50万という数字を出しているということなのでしょうか。ちょっとその点だけ確認でお聞きしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を太田副課長、お願いいたします。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長 50万円というのは、あくまでも見込みですの  
で、25年度が14万1,220円、26年の2月末が11万9,170円ですので、前年並みというこ  
とで、そのままの状態で編成させていただきました。

○松本美子委員長 よろしいですか。

そのほかに質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 繰入金ですけれども、2割軽減、5割軽減、7割軽減と、被扶養者  
軽減それぞれ人数いただけますか。それと、あと軽減額。

○松本美子委員長 それでは、太田副課長、答弁をお願いいたします。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

7割軽減が860人で見ました。5割が187人、2割が182人、計1,229人で3,106万  
3,920円。それから、被扶養者軽減分ということで、5割軽減が153人で324万6,660円  
で見ました。

○松本美子委員長 よろしいですか。

そのほかに質疑のある方、どうぞ。

清水委員、どうぞ。

○清水正之委員 さっきの答弁でちょっと気になったのですが、短期保険証の出ている

人はいないですね。ちょっとそれ確認しておきたいと思うのですけれども。

新年度予算でこういうこと聞くのもあれなのですが、25年度末で安定化基金が83億、支払基金が82億になっていると思うのですけれども、26年度末ではどういうふうになっているかわかりますか。

○松本美子委員長 それでは、答弁を山下町民課長、お願いいたします。

○山下次男町民課長 お答えさせていただきます。

まず、短期被保険者証の関係でございますが、嵐山町におきましては、短期保険者証の発行をしている方はいらっしゃいません。

それから、基金の状況ですが、財政安定化基金と保険料給付費支払基金の状況でございます。26年度末の残高見込みというような形でお答えをさせていただきたいと思いますが、まず財政安定化基金のほうですけれども、89億8,362万円、それから、保険料給付費の支払基金、剰余金ですけれども、こちらのほうが140億8,263万713円でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 よろしいですか。

そのほかに質疑のある方はどうぞ。

[発言する人なし]

○松本美子委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより議案第23号 平成27年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○松本美子委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩させていただきます。再開は、40分とさせていただきます。

休 憩 午前10時28分

再 開 午前10時41分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。再開させていただきます。

---

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 議案第24号 平成27年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議場において提案説明及び細部説明が終わっております。直ちに質疑に入ります。質疑は一括してお願いをいたします。では、どうぞ。

長島委員。

○長島邦夫委員 指名いただきましたので、質問させていただきます。

最初に、コバトン倶楽部、327ページなのですが、いろんな介護事業を進めている中に、コバトンお達者倶楽部があるわけがございますけれども、徐々にいろんなものが介護の事業、ここへ来て、ずっとここに上がっているわけですが、これについての状況をまず説明していただきたいと思います。

それと、あと1点あるのですが、2点ですね。2点目は、これは331ページのこれ新規事業なのですが、生活支援体制の整備事業ということでネットワーク化を図るということですが、これについても説明をしていただきたいと思います。

それと、その上の任意事業で徘徊者の検索サービスの使用料ということで書かれてますが、これも全然わからない

のんですが、どんな事業なのか、まず教えていただきたいと思います。

以上3点です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

近藤副課長、お願いいたします。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、コバトンお達者倶楽部の実施状況なのですが、コバトンお達者倶楽部は、埼玉県が主体で実施している事業です。登録店を決めまして、その登録店で10回通ってスタンプを集めると特典がもらえるという事業なのですが、嵐山町でも平成26年6月から、嵐山町の地域包括支援センター、健康増進センター、それから生き生きふれあいプラザなごみ・やすらぎ、それと、ふれあい交流センターを登録店として実施しております。この5つの登録店は、1枚のカードで利用できるようになってお

りまして、これが……

〔「なごみはやってない」と言う人あり〕

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 なごみは途中で施設が廃止になりましたので、今やっていなのですけれども、スタンプ10個たまると、地域商品券を1枚差し上げるといふ事業になっております。

それで、利用状況なのですけれども、現在、実人数で281名の方が参加しております、達成者数が延べで1,476名となっております。

続きまして、生活支援体制整備事業です。この事業は、介護予防・日常生活支援総合事業を実施するに当たりまして、要支援の方が介護給付から外れる訪問介護と通所介護、これを地域支援事業で実施していくというものなのですが、この実施する主体が多様な主体で多様なサービスを提供しなさいということになっておりまして、この実施主体をつくり上げていくというか、発掘していく事業として行われるものでございます。

まず、この事業においては、コーディネーターといって、いろいろな主体を実施している団体とかに声をかけて、事業に参加してくださいとか、声をかけたりとか、その事業者間の連携を深めていくという役割を果たすものなのですけれども、そのコーディネーターを設置しまして、それとサービスに参加していただく事業者さんの協議体を設置して、連携を図りつつ、さらに進めて事業をやってくださる事業者、団体をつくっていくというような事業になっております。

27年度は、まず、この事業を実施するに当たりまして、関係している介護予防事業者、それからそれ以外のボランティア団体等でまず研究会を設立いたしまして、その研究会の中でコーディネーターの選定、それから協議体の発掘を行っていく予定でございます。

続きまして、徘徊高齢者位置情報検索サービスについて説明させていただきます。この事業は、徘徊行動のある高齢者の早期発見と安全確保を図ることによりまして、これら的高齢者を在宅で介護する家族の方たちの負担を軽減していけるような事業になっております。これは、警備会社がやっておりますGPSシステムを使った派遣の事業でして、このGPSシステムを使用する初期費用と、あと月額の使用料を町のほうで、その世帯の所得に応じて補助していくというような事業になっております。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 すみません。最初に、コバトン倶楽部なのですけれども、登録店というのが、町の公共機関が今言った4カ所ですか、4カ所、なごみがなくなって4カ所になる。それで、商店だとかというものが登録されている方が27年度もふやしていきたくないと、数値も載っておりますが。やはり、お買い物か何か行くところが多いのではないかなというふうに思うのですが、そうなると、やはり中心地といいますか、そのようなところの方が多いのでしょうか。そうではなくて、地域にいろいろお店がありますが、そういうところの方も入っているのかどうか、固有名詞ではなくて、それがあるかどうか、お聞きをいたします。

それと、検索サービスにつきましてはわかりました。随分画期的な事業をやっているのだなというふうに思いまして、それでも、今のこの実績というか、そのような利用している方が、実際聞いたことは余りないのですが、いらっしゃるのかどうか、実績をお聞きをできればというふうに思います。

それと、生活支援体制のことでございますけれども、コーディネーターさんを設置をして、いろいろな事業所ですとか関係する介護を支援していただける方の連携をさらに図っていくのだと、そのような感じに受け取りました。これから地場の事業ですから、期待をしたいと思います。これは答弁は結構です。最初の2点だけお願いします。

○松本美子委員長 それでは、近藤副課長、お願いいたします。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 まず、コバトンお達者倶楽部の登録店の状況なのですけれども、現在、役場関係の施設を除きますと4店舗になります。これが残念なことに、地域がどうしても集中してしましまして、菅谷地区中心になっております。

続きまして、徘徊高齢者の利用者の実績なのですけれども、実際ちょっと個人の方がどれだけそのGPSを利用していらっしゃるかというのは、町のほうでは把握できていないのが現状です。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 すみません。1点だけの再質問ですけれども、任意事業の関係でございますけれども、これは、では民間の方が自分で率先的に加入をしていて、その加入

している方は事業者との提携であって、町のほうはそういう啓発事業だとか補助体制でしているというふうな予算化なのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁を近藤副課長、お願いいたします。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 町のほうの補助の体制なのですが、使用料の一部または全部を町のほうで支払うという形をとろうと考えております。

○松本美子委員長 ほかに。畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 311ページの1款の1目趣旨普及費、これは3年に1回の介護保険事業の計画の見直しで、いつも冊子を出すというものだと思うのですが、確認まで聞いておこうかなと思って、一応お伺いします。いつも介護保険の冊子だと思うのですが、これ全戸配布をされると思いますけれども、確認の意味でお伺いします。

それと、327ページのコバトンお達者倶楽部なのですが、これ県の補助10割でやっている事業だと存じ上げておりますけれども、公共の施設は現在は4カ所、それと、店舗が菅谷地区に限って4カ所ということでございましたけれども、今後、店舗をふやしていくというお話と、あと公共施設のほうも若干ふやしていくのか。北部交流センターにこれから工事が入ったりするからあれですけれども、南部交流センターとかそういうところもお考えがあるのか、公共の施設の確認と。あと、これ恐らく職員の方がスタンプを押してあげている状況だと思うのですが、そういう中で仕事にそういう煩わしさというのがないのかどうなのかの確認をしたいと思えます。

それと、331ページ、今の認知症の方へのGPSのシステムを警備会社さんのほうに頼んでということなのですが、こちらは所得に応じての使用料を負担してあげるのだということでもわかりましたけれども、大体何人分をこれ使用料に入れていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

今井副課長、お願いします。

○今井良樹長寿生きがい課長 長寿生きがい担当副課長 それでは、私のほうから趣旨普及費の件をお答えさせていただきます。

畠山議員さんがご指摘のとおり、こちらは3年に1回の介護保険計画の改定に伴い

まして、27年度から制度が変わりますので、介護保険の制度の啓発の冊子とそれと概要版、リーフレットみたいなのを考えています。それと、あとは改正を扱ったやはりリーフレットを考えておりまして、冊子のほうは2,000冊と。概要版のほうを各戸配布を考えておりまして、7,000冊と。それと、あとは改正版をやはり2,000冊ということで予算計上をさせていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 続けて、近藤副課長、答弁お願いいたします。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、コバトンお通者倶楽部なのですけれども、店舗をふやしていくということなのですが、町内の店舗につきましては、商工会のほうにお願いをいたしまして、声をかけていただいております。ただ、なかなかやはり特典を出したりスタンプを押したりという部分で個人のお店で難しい部分もあるのかもしれないのですが、やはり高齢者の閉じこもり予防のためにご協力をいただきたいというのがございまして、町のほうでも積極的に個々にも声をかけていきたいと考えております。

また、公共の施設につきましても、北部はやすらぎがございしますが、ちょっとあそこも行きづらい場所です。結構皆さん歩いて、別に車で行っても構わないのですが、歩いて行かれる方が多いので、やはりそういうところでちょっと散歩の途中に立ち寄りやすいような場所ができるといいなと考えておりまして、やっぱり北部だったり、あと南部のほうがちよっとまだ登録店として施設ができておりませんので、今後は担当課と連携を図りながら、そういうことも検討していきたいと考えております。

失礼しました。南部の施設は職員が常駐していないので、ちょっとスタンプをルール上押すことができないということですので、またちよっとその辺も検討していければと思っております。

また、窓口でスタンプを押すということ、かなり毎日スタンプを押しに来てくださる方が多くて、ふれあい交流センターですと、1日100人ぐらいお見えになることもあるということで、多少ちよっと業務の間に席を外すというような形になることもありますが、ただやはり窓口で職員が町民の方とスタンプを押しながら、お元気ですかとか、きょう天気いいですねと声をかけることによって、職員とのコミュニケーションも図れて、そういう役場等の施設の敷居も低くなり、また何かのときには気軽に相談をしてもらえるような啓発ができるのではないかと思います、これは確

かに件数多いですけれども、ぜひ職員一同取り組んでいければと思っております。

それから、GPSの予算なのですけれども、実際、なかなかちょっと徘徊のある高齢者がどれくらいいるかという数字が包括支援センターのほうでは把握ができない状況でありまして、全国的な統計の割合から見て、平成27年度初年度は5名分を1年間、12カ月分という形で予算を組んでおります。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 327ページのコバトンのお話なのですけれども、こちらはやはり職員の方が常駐していないというお話がございましたので、ただ、ちょっと私の住んでいるところのご婦人たちが、毎日やはり来ていらっしゃる方がいらっしゃって、やはり毎日7人ぐらいでだと来るので、受付のほうで、仕事が今、年度末で職員の方も忙しいではないですか。そういう中で手を煩わせてしまっていることが多々あるようなことをちょっとお伺いしていたものだから、今、地域包括センターというのは長寿生きがい課のところだと思うのですけれども、庁舎に限っては窓口を1カ所、長寿生きがい課だけではなくて、例えばどこの課でもできるとか、何かちょっと職員の方にすごく負担がいつているのではないのかなと思ったので、ちょっとその辺検討されたほうがいいのかと思ったのです。ちょっと暇そうな窓口といたら失礼ですけども、どこも今忙しいと思うのだけれども、今職員も人数が少なかったりしているから、何かちょっと考えてあげないと、楽しみにスタンプを押している方々もちょっと遠慮はしてないみたいだけれども、職員の方にご迷惑をおかけしているのではないのかなと思ったので、その辺ちょっと配慮が必要かなと思いました。ふれあい交流センターは窓口が1つしかないから、場合によったら、2階の商工会でも押していいよとか、何かちょっと工夫をして分散化しないと、ちょっと職員の1カ所だけに集中というのは厳しいのかなと思ったので、今後ちょっと検討していただきたいかなと思いましたので、今後の検討をどのようにお考えになるか、お伺いします。

それと、認知症の件ですけれども、5名分ということで、形状はどういったもの、携帯みたいなものになるのか、何かペンダント式になるのか、その形状はどういうものなのかだけ教えていただきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を青木長寿生きがい課長、お願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 1点目につきましては、私のほうからお答えをさせてい

ただきたいと思います。

議員さんもこの事業について関心を持っていただきまして、いろいろとごらんになっていただき本当にありがとうございます。大変、始めてから参加される方がふえておまして、議員さんが心配していただくような業務中に何度も何度も窓口に出なくてはいけないという状況があるというのは、これはもう現実です。

ただ、この事業の目的、趣旨、これは長寿生きがい課の所管する介護予防事業の一環としてやっておりますので、長寿生きがい課の職員にはいろいろ不満もあるかもしれません。それは私のほうから、それはこういう事業なのでみんな頼むよというお話はさせていただいております。ただ、議員さんが心配されるような状況が、今後また新たなものがあるようであれば、検討をすることも可能かなというふうには思っています。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいですか。それでは、近藤副課長、お願いいたします。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 GPSの機械の形態なのですけれども、ペンダント式を考えております。首から提げる、またはポケットに入れたりして持ち歩けるようにということで考えております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方は。

大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 327ページでめざせ100歳元気！元気！（自主地区）事業というのがございます。26年度で終わる地区も含めて、過去、何地区ぐらいがこの100歳元気！元気！事業をしてこられて、継続をして活動されている地域が何地域ぐらいあるのかということと、その下の地域住民グループ支援事業、自主的な介護予防活動やその育成支援のための経費とございます。この地域住民グループが自主的に活動するための支援の中身をちょっとお尋ねします。

以上、2点です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

近藤副課長、お願いいたします。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 まず、めざせ100歳元気！元気！事業の自主グループなのですが、事業が終了してから自主的な活動に移っているグループ

というのが、ちょっと今手元にはっきりした数字はないのですが、14地区以上ございます。

この活動につきましては、町のほうで支援をしている地区と、あともう地区で自主的にやってらっしゃる地区がございまして、現在、町のほうで講師の派遣とかそういう支援をしているのは、平成26年度は2地区となっております。27年度はもう一地区ふえて3地区を予定してございます。

続きまして、地域住民グループ支援事業なのですけれども、この事業は具体的には平成26年度は2つありまして、1つは社協に委託しているいきいきサロンへの活動支援となっております。

もう一つは、健康いきいき課で実施しておりますヘルスアップクッキング講座の一部を、65歳以上の方が参加している分を案分して、講師料それから消耗品を出しておりましたが、平成27年度につきましては、ヘルスアップクッキング事業を見直しを行いまして、この事業を地区対象で実施していたものを全町内を対象として、年に4回実施するという形になりまして、この内容から健康増進法に基づく事業として、今度は衛生費のほうで単独で県、国の補助を受けながら実施していくということになりましたので、平成27年度は減っている状況です。

以上です。

○松本美子委員長 大野委員にちょっと申し上げますけれども、めざせ100歳の関係につきましては、再質問は健康いきいき課の分野に入りますので、1度目は答弁していただきましてけれども、そのほかでどうぞ。

○大野敏行委員 結構でございます。失礼しました。健康いきいき課ですね。以上です。

○松本美子委員長 よろしいですか、もう一点のほうにつきましては。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長 ちょっと暫時休憩させていただきます。

休 憩 午前11時08分

---

再 開 午前11時09分

○松本美子委員長 それでは、再開させていただきます。

今局長との相談で、私のほうで少し勘違いか、いろいろあったかとは思いますが、健康いきいき課の分野のめざせ100歳元気というふうに申し上げましたけれど

も、私のほうで取り消しをさせていただきまして、長寿生きがい課でもう一度答弁をいただければというふうに思いますので、大野委員さん、質疑のほうをどうぞ。

○大野敏行委員 それでは、再質問1点だけさせていただきます。

このめざせ100歳元気！元気！事業、何週間かにわたって、その地域は、結構一生懸命やられてます。やられているのですけれども、終わった地域がほとんど継続していかないように私は見受けられるのですよ。継続することはうんと大事なので、この継続するために町はどんな形のことを考えてらっしゃるのか、ちょっとそれだけ確認させていただきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

近藤副課長、お願いいたします。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 まず、終わった時点で、地域の方にぜひ継続してやっていってくださいということでお声がけをさせていただいて、その継続をしていくためには、やはり指導してくれる人だとかが必要になってくると思いますので、そういう指導者ですね、例えば町で養成していますボール体操のボランティアの方だったりとか、それから体力測定を行ったりするとき健康チェックを行う看護師さん、それから運動指導士さん、それから歯科衛生士さん、これらの方がそこに行くための費用を報償費のほうを町のほうで補助しますということで説明させていただいて、ご利用をご希望の地域にはご利用いただいております。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいですか。

では、ほかに質疑のある方どうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 嵐山町の介護関係の施設なのですが、今年度もまたつくられているようですけれども、大体、嵐山町がかかわっている施設とかかわっていない施設とあると思うのですけれども、どのような状況になっていて、嵐山町の人たちはそれでうまく利用度というのかな、それはどのような形で考えられているのか、伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

青木長寿生きがい課長、お願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

まず、これは計画のお話になってしまいますが、今年度、町の中に新たな施設ということだと、グループホームですね、これの定員増。それと、サービスつき高齢者向け住宅、これが1カ所、たしか整備できるというふうに計画上なっておるかと思えます。

この介護サービスの施設というのはいろんな施設がありまして、嵐山町にある施設、ない施設も当然ございます。ただ、例えば小規模多機能型居宅介護サービス、こういったサービスには現状、町内にはないわけでございますが、隣接をしている自治体に所在する施設を利用をさせていただいているという現状がございます。これは、こういった仕組みの中で市町村間の協議で利用できるということに基づいて行っております。これは、嵐山の方がよそを使うだけではなくて、よその方が嵐山の施設を使うということも当然あります。その一番大きいところは、特別養護老人ホームになっていきます。

特別養護老人ホームについては、嵐山町は2カ所ありまして、定員がそれぞれ80と160名ということになっておるわけでございますが、この160名分の定員を全て嵐山町の方が使っているということでは当然ございません。ただ、嵐山の事業所さんは、大変協力的な事業所さんとして、町の方を優先的に入所させていただいているというような現状がありまして、嵐山町の利用率というのは大変高いというふうに思っています。

参考までに申し上げますと、嵐山町の特別養護老人ホーム、定員の160名のうち64名の方が嵐山町というような形になっておりますので、定員にしたら4割強でしょうか、そのくらいになるかと思えます。

ちょっとご質問の趣旨とは違う答弁かもしれませんが、以上です。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、どうぞ質疑を。

○渋谷登美子委員 地域密着型でいきますと、このグループホームは地域密着型になって、サービスつき高齢者住宅というのは、地域密着型という形のものではないですね。そうすると、嵐山町で県が関与している施設と嵐山町が関与している施設とあると思うのですが、嵐山町が現在関与できる施設というのは、グループホームとそれから通所施設だけになります。そうすると全部で嵐山町が今直接関与できる施設というのは何施設になって、通所施設は幾つぐらいあって、どんどんふえていきますよね。動いていくと、あれ、ここにもできているなっていう形になってきていますけ

れども、それについての行政の管轄というのと、監督ではないですけれども、関係というのはどのような形でつくられていくのか、伺いたいと思うのですが。

○松本美子委員長 それでは、青木長寿生きがい課長、答弁をお願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

町が関与できるというお話をされましたけれども、町が指定をする事業所、これについては議員さんの今のお話のとおり、地域密着型施設ということになります。これについて、嵐山町内に今あるのはグループホーム1カ所です。通所介護事業所につきましては、現在は地域密着型ではないのです。県が指定をしています。ただ、今回の法改正に伴いまして、平成28年から小規模の、具体的に申し上げますと、利用者の定員が19人未満の施設については、地域密着型通所介護事業所に移行をしていきますというような法改正がなされました。

現在、嵐山町内で通所介護を行っている事業所は6カ所ございまして、このうちの4カ所は小規模、ただいま申しあげました小規模の事業所に当たる、現状の定員からいえばですね、になります。ですから、この法が施行され、28年に地域密着型に通所介護が移行した後は、町との直接的な関与がこの通所介護事業所についても出てくるというような形になります。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 そうしますと、19人未満というふうな形になると大体見当がつくのですけれども、らんざん苑とユートピアですか、そちらはまだ県の、通所があるのかどうかわからないのだけれども、県のほうになっていて、いわゆる町で見るものというのは幾つかあるわけなのですけれども、それは全て28年度になって、27年度はまだ県の形で、28年度になったら嵐山町の形になってくるので、そうすると、その間、27年度中にはそういったことの協議とかそういった準備体制というのは必要になってくるのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、青木長寿生きがい課長、答弁をお願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

今、6カ所というふうに申しあげました。小規模に該当しない事業所は、らんざん苑さんと、ユートピアではなくて、デイサービスふるさとというのが古里地域にありまして、この2カ所がそれぞれ定員30名で小規模に該当しないところなのです。それ

以外の4カ所については、移行していくということになっています。

具体的にこの移行のスケジュール等々、どのような事務が発生するか。こういったことについては、まだ詳しいものは国のほうから示されておりません。今後、きょうからこうですとなるのでしょうかけれども、当然、何かしらの準備、移行に向けての準備はあろうかというふうに思っております。平成27年度にそういった準備を滞りなく行い、移行してまいりたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 302、303ページの保険料の件なのですが、特徴の人数、普通徴収の人数を伺いたいと思います。

それで、保険料が今度上がるわけですが、議案審議のときに、質問をちょっと落としてしまったので、特例第3段階が今度第2段階にそのままなるわけです。この割合が0.70から0.75に上がると。この方たちをそのままに、この方たちを上げるというのはいかがなものかなと思うのですが、ちょっと上げた理由を伺いたいと思います。

それから、保険料の滞納分なのですが、これ減っているのです。32万2,000円で、昨年が43万8,000円ですから、値上げをされていて減るのかなと思うと、どうなのだろうなと思って、どういうお考えでこれが減るというふうに見たのか、伺いたいと思います。

それと、7割、5割、2割の軽減の人数を伺いたいと思います。

それから、国庫支出金、介護給付費負担金が、これ減っているのです。この後見ていきますけれども、介護関係いずれもふえていますので、なぜ国庫支出金が減るのか、伺いたいと思います。

それから、304、305の一番下の低所得者介護保険軽減繰入金なのですが、この前の質問で第1段階、714円というふうに答えていたのですかね。ちょっと私のメモが間違っていたら訂正していただきたいのですが。私が聞きたいのは、生活保護者の人数、市町村民税のこの高齢福祉年金受給者の人数、多分いないのではないかなと思うのですが、それから、年金収入80万円以下の人数を伺いたいと思います。

それから、310、311の居宅介護サービス、大幅にふえているわけです。先ほどの国

庫支出金のところでお話ししましたが、これだけの人がふえていくというふうに見えている根拠を伺いたいと思います。

それと、次の312、313では、施設介護が減っているわけです。施設介護から居宅介護に変えていくということで、ここが大きく減っているのか、伺いたいと思います。ちょっといろいろあるので、もうその辺でちょっと。

最後に、331ページのGPSの件なのですが、これちょっと答弁でもあったのかなと思うのですが、ちょっと聞いていなかったので、使用料はどのくらいになるのか、伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を青木長寿生きがい課長、お願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 大変数が多いので、漏れてしまったらご指摘をいただければというふうに思います。

まず1点目の303の保険料の関係でございます。特別徴収、普通徴収の人数をというご質問でございますが、特別徴収が4,554人、普通徴収が750名、合計で5,304名を予算上予定しております。

次は、保険料の段階のご質問でございます。旧の段階で申し上げまして、特例第3段階が標準段階に対して0.70が従前でございます。この方、ここに区分をされる方は新たな段階ですと、第2段階に区分がされ、基準割合に対しては0.75と、0.05割合としては上がります。こちらについて、なぜかというご質問でございますが、こちらについては条例の一部改正の審議の中で答弁を申し上げました。これまでは町のほうでは弾力化ということで設定をしておりましたが、今回、そういったいろんな自治体が行っている弾力化、こういったものを踏まえて、国で標準段階を見直したということでございますので、今6期については国の標準段階を採用させていただいたということでございます。それに伴って、この段階の方については、0.05上がってしまうということでございます。

ただ、これは今後の予定ということで申し上げますが、国では低所得者に対する負担割合を軽減をするということでございまして、これも既に申し上げましたが、当初第1段階から第3段階までの方の軽減を図ろうということで考えておったが、消費税の10%への引き上げを先延ばしにした関係で、第1段階のみの軽減にとどめた。10%に平成29年4月を予定しているということでございますが、それを行うときには、第1段階も含めて、第2段階、第3段階の軽減を図ると、予定をしておるということで

ございます。

参考までに申し上げますと、これは予定ですので、どうなるかわかりませんが、平成29年4月には第1段階については、標準段階に対して0.30に、第2段階については0.50に、第3段階については0.70にそれぞれ軽減を図る予定だということで、国は言っておるということでございます。

3点目でございます。滞納繰り越し分普通徴収保険料の減額についてでございます。こちらにつきましては、もととなる滞納繰り越し分の額が減額したことに伴う減額ということでございます。平成25年度、たしか600万ぐらいだったと思います。不納欠損をさせていただきました。そういったことによりまして、対象となる滞納分の保険料が減額をしたことに伴う減額ということでございます。

次です。7割、5割、2割軽減というお話でございますが、介護保険制度につきましては、そういった7割、5割、2割ということではございませんで、この保険料の所得段階のところで割合で軽減を図っていると。現行でいえば、例えば第1段階の方については、今回は0.55基準額に対して軽減をしていると。第2段階については0.25軽減をしている。第4段階は0.10軽減をしているということでございます。それぞれ対象となる人数を申し上げますと、第1段階については、先ほど議員さんのご質問の中でもありました714人、第2段階が302人、第3段階が307人、第4段階が996人、こういった方たちが、基準額に対して保険料軽減がなされているということでございます。

次が国庫負担金、介護給付費負担金の減額かと思えます。介護保険の予算につきましては、介護保険事業計画をもとにして予算のほうを組まさせていただいているということでございます。平成26年度予算につきましては、第5期計画の3年目の数字を使って予算をつくっていると。今回、27年については、第6期介護保険事業計画の数字をもととして作成をしております。第5期計画でございますが、作成をしたのが23年度でございます。23年度に作成をし、26年、こういうような給付費になるのではないかとというようなことで見込んだところでございますが、実際、実績を見てみますと、そこまでの給付費ではなかったということがございます。ですから、結果的には、計画自体が少し実際よりも大きかったというようなことになりました。

今回の第6期計画、27年度については、24、25並びに26年途中までの実績、こういったことを見込んで当然作成をしておりますので、そこで27年については実績を踏まえてつくっておりますので、そこで若干の乖離が生じたということでございます。今

回の給付費全体として見れば、総額として見れば、26年度に計画をした総体の金額よりも27年の総体の給付費自体が減っていると。たしか割合とすれば、3.9%ほどだったかというふうに記憶をしておりますが、そのくらい給付費全体が減額になっていると。こういったことに伴って、この国の介護給付費負担金、あるいは、これは支払基金だとか県負担金だとか、それぞれ減額になっておると思います。そういったところに影響が出ているということでございます。

次ですが、その第1段階の714名中の生活保護の人数と80万円以下の人数ということでございますが、予算を積算するに当たりまして、そのような区分で第1段階714名の人数を算出をしております。大変申しわけございません。

ただ、参考までに申し上げますと、これは平成26年の予算でございますが、第1段階72人ということで見込んでおります。このうち市町村民税非課税世帯非課税で老齢福祉年金受給者というのは、たしか私も該当する方がいらっしやなかったなというふうに記憶しておりますので、平成26年ベースで申し上げて申しわけないんですが、生活保護の方は72人ということで26年の予算は組んでおりますが、くどいようですが、27年はそのような区分で見えておりませんので、申しわけございません。

次は、310、311ページの居宅介護サービス給付費負担金でございます。こちらについては、これまでの実績等々を踏まえて、このようなことで見込んだところでございます。この中でサービスごとに26年と対比をしてふやしているところ、減らしているところ等々ございます。一番多くというのでしょうか、変動をしたところは、特定施設入居者生活介護というサービスがございまして、これは特定施設です。もう少し詳しく言うと、介護つき有料老人ホームだとか、サービスつき高齢者向け住宅だとか、そういったものが既に嵐山町内に1カ所あり、今年度中に1カ所あると。これは嵐山町内だけではなく、今いろんな自治体にこういった事業所ができています。そういったところは住所地特例対象施設ということでございますから、嵐山の方が例えばどこかの市町村に行ってその施設に入れば、嵐山の介護保険で持たなければいけないというような施設になっておりますので、今やはり施設がたくさんできていますので、そういったサービスを多く見込んだというところでございます。そういった影響もあって、総体の給付費としては26年当初と比べて減額にはなっているのですけれども、居宅介護サービスについては、若干ふえているというところでございます。

次に、312、313の施設介護サービス給付費負担金でございますが、これは、先ほど

申し上げました、総体として3.9%減額になったと。第5期計画の中で、この施設介護のところをもっとふえるのではないかというふうには実は見込んでおりました。実績を見てみますと、それほどふえていない。もう少しいえば、それほど変わっていないというのでしょうか、施設介護サービス自体は伸びが余りないような状況がございました。そういった実績を踏まえまして、27年度については5,600万円減額ということで見込んでおります。

最後のGPSにつきましては、副課長のほうから答弁を申し上げます。

○松本美子委員長 それでは、近藤副課長、お願いいたします。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 330、331ページの徘徊高齢者位置情報探索サービス使用料についてお答えさせていただきます。

これは、まず初期費用として加入料金、それから充電器等の附属代金を含めて7,000円、それと月額利用料ですね、これが3,800円となっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、質疑をどうぞ。

○川口浩史委員 いろいろありがとうございました。

滞納分、先ほど質問のときも話しましたように、答弁では、平成25年度云々で欠損金も処理したということであったわけですが、平成26年は多く見ているわけです。値上げをして、ここ本当に果たして減るのかなという見方を、平成25年度の見方で見ているのかと考えると、私はちょっとまずいのではないかなと思うのです。値上げをするわけですから、やっぱり滞納者がふえてしまうのではないかと。特に、所得の低い人、先ほどの第2段階の人が年で5,000円も上がるわけでしょう。やっぱりちょっとこの方たちの負担は大きいのではないかなというふうに思うのです。再度伺いたいと思います。

それから、304、305の低所得者へのこの繰り入れなのですが、そうするとこの繰入額、一般会計から182万円というふうに見ているわけです。この金額を出す根拠というのは、何だったのだろうなというふうになってしまうわけです。人数がちょっとわからないということでは。この182万円の根拠をちょっと伺いたいと思うのですが。

私は、何でこれ聞くのかというと、この人数をちょっと把握したいということで、どの程度、町、国、県が繰り入れをしようとしているのか、ちょっと見たかったので。人数の把握をしたかったので。

介護サービスについてはいろいろ説明していただいて、かなりマイナスもありますので、大丈夫なのかなというふうに見てしまうのです。ただ、今までのこの伸びがなかったということで見ているということなのですが、いただいた資料では要介護者の認定者というのは昨年と比較してもふえているわけです。当然、そういう方たちは、何らかの介護保険を使うという方がふえるわけですので、今度の改正に当たっての人数が減になったというところはないのか、ちょっと伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

青木長寿生きがい課長、お願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

まず、1点目でございます。保険料が上がることに伴って滞納がふえるのではないかというようなご質問かと思いますが、この介護保険制度、これは平成12年に発足をしたときに、国民の連帯による互助の精神に基づいて、こういった保険という形でこの制度をつくったというふう聞いております。そういったことを私どもとしては被保険者の方にはご理解をいただく努力をしていき、少しでも滞納が少なくなる、皆さん納めていただくように努めていくしかないかなというふうには思っております。

2点目でございますが、繰り入れの関係でございます。根拠は何というようなお話でございますが、今回のこの軽減については、新しい保険料段階の第1段階に区分される方について、標準割合に対して0.05分を軽減をします。その軽減の財源としては、軽減をした182万円の2分の1を国が、4分の1を県、残りの4分の1を町がそれぞれ持ちましょうということでございますので、この714人という人数があれば積算はできますので、問題はないかというふうに思います。

3点目でございます。今給付費を減額されて心配だというようなお話でございます。正直なところ、この計画をつくるに当たって、もし足らなくなったらどうしようというのは、これは担当者も含めて、私どもみんな心配、これは常にありますが、これまでの実績あるいは被保険者の状況、認定率の推移、こういったさまざまな角度から、こういった給付費総額を出しておりますので、現状ではこの金額でいけるとは思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 滞納繰り越しの件なのですが、予算書ですから、お願い程度でつくっ

たということでは、やっぱりちょっとまずいのではないかなと。どういう事象が起きるだろうかというところをきちんと見て、金額的には少ないですけども、やっぱり予算書ですので、それは頑張ってやりたいとか、やろうとしているという、そのお気持ちはわかるのですけれども、実際に値上げをすれば、滞納者がふえるというのは今までも起きてきたことですので、それを見ないというのは、いかがな予算のつくり方かなというふうになりますので、もう一度お考えを伺いたいと思います。

それから、低所得者の繰り入れなのですが、714人ということで、この人数があればいいと。私があえてこれ聞いているのは、生活保護の人にも、そうすると繰り入れとして出すわけなのですか。この方たちは保険料も利用料も、これは国から来るわけです。利用料はこの繰り入れとは別ですけども、今回の場合は。国から来る分に対して、また繰り入れをすると、そういう形になってしまうわけですよ。714人を計算してしまうと。ですので、正確に見るには、この80万円以下の人を見ておかないと、ここの数字というのは出せないのではないかなというふうに思うのです。ちょっと伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を青木長寿生きがい課長、お願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

この302、303ページの滞納繰り越し分普通徴収保険料、これにつきましては、歳入概要にも記載をさせていただいておりますが、前年度から繰り越しされる普通徴収に係る滞納保険料ということでございまして、平成26年度までの保険料の滞納分、それを27年に滞納繰り越しをして、それを納めていただいた分ということでございますので、実質的には、実質的にはと言ってはどうかわかりませんが、その上がる前の保険料がもとだと。1度目の答弁でも申し上げました。その滞納繰り越し分としての金額自体が26年当初を見た金額よりも400万円ほど減額になっていると。こういったことがあり、予算上11万6,000円の減額になっているということでございます。

参考までに、収納率につきましては、平成25年の実績の収納率、そういったものを参考に予算化をしているというところでございます。

2点目でございますが、これは国が構築をした制度的なものでございますので、町が生活保護の方はこの対象から除きますというようなことは、これはできないのです。ですので、第1段階の方については軽減をするということになっておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

清水委員、どうぞ。

○清水正之委員 介護保険ができて15年ということになるのだと思うのですが、その間に保険料の未納で制度が利用できないという人がどのくらいいるのでしょうか。

もう一つは、私、今回の法改正の中で、やはり要支援の1、2の関係かなというふうに思っています。要支援1、2の多分315ページからになるのだと思うのですが、訪問と通所の関係で、サービスの内容や時間や利用料というのは、どう変わっていくのでしょうか。その2点をお聞きしておきたいと思うのですが。

○松本美子委員長 それでは、答弁を青木長寿生きがい課長、お願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

まず、1点目でございます。保険料未納によって給付制限がかかっている方、原則1割負担をしていただくところを3割負担をしていただかなければいけない方については、これまでお一人というふうに把握しています。ただ、このお一人につきましては、実際にこれまでサービスのご利用はございません。家族もいらっしゃって、家族介護で生活をされているというように認識をしております。

2点目でございます。総合事業の関係でございます。サービス内容、時間、利用料、どのように変わるのかというご質問でございますが、こちらについても、本会議の中でも少し答弁を申し上げたと思いますが、嵐山町においては、平成28年4月に移行していくということで条例の一部改正のほうを議決をいただきました。そこを目指して、今後、町の基準をつくっていくと。ですので、現時点でこうですということはご答弁は申し上げられないところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、清水委員さんの質疑の途中ですが、休憩とさせていただきます。再開につきましては、1時30分といたしますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午前11時55分

---

再 開 午後 1時28分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

清水委員さんから2回目の質疑になると思うのですけれども、どうぞお願いします。

○清水正之委員 保険料の関係ですけれども、長期滞納者というのはどのくらいいるのでしょうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、要支援の対応ですけれども、28年からということで、そうしますと、今年度、その内容を検討中というふうになると思うのですが、介護保険計画との関係ではどういうふうになってくるのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁を青木長寿生きがい課長、お願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

まず、長期滞納者ということでございますが、保険料の滞納繰り越し分を普通徴収保険料のところで見ていらっしゃる方について、平成25年度分までの滞納者でございますが、118人という方でございます。

それと、2点目でございます。要支援1、2の訪問介護、通所介護の関係でございますが、計画との関係性ということでございます。計画の中には、新しい総合事業につきましても、平成28年度をめどに移行していくというような記載もしてございます。

また、給付費につきましても、それを踏まえた給付費を見込んでおると。詳細見ていただければ、おわかりになるかと思いますが、平成28年及び29年のこの2つのサービスにつきましても、金額が減額になっていると。これについては新たな総合事業に移行するというのを踏まえて、給付費のほうを算定しているということでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 清水委員、どうぞ。

○清水正之委員 今、滞納者118人と言われたのですが、これ長期滞納者というくくりで118人ということでのいいのでしょうか。滞納者というくくりで118人ということなののでしょうか。

もう一つは、そうすると、要支援については28年度以降、少しサービスの低下というふうな言い方をしているのかどうかわかりませんが、そういった部分、サービス料との関係で変更が出てくるという内容なののでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、青木長寿生きがい課長、答弁をお願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

先ほど申し上げました118名という数字については、古い方ですと、平成13年度というものがまだ実は残っておりまして、こういった方も誓約書を出していただく、あるいは少しずつ納めていただく、そういった方になっています。そういった古い方も含めて、また25年度のみ滞納の方も含めて118人というような数字でございます。

ただ、25年度に600数十万の不納欠損させていただきました。そのときに、もう全く払っていただける見込みがない方、そういった方を精査をいたしまして不納欠損させていただきました関係上、本当に長期にわたって滞納されている方はごく少数ということでございます。

それと、今サービスの低下ということでお話をされました。今回の法改正につきましては、その方の必要とされるサービスを多様な主体による多様なサービスを提供するというようなことでございます。それに当たって、ケアマネジメントも行っていくということでございます。議員さんが心配されるようなサービスの低下、こういったことが起こらないように、適切なサービスが提供できるように努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、質疑のある方は、続けてどうぞ。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより議案第24号 平成27年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○松本美子委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

休憩とさせていただきます。

休 憩 午後 1時35分

再 開 午後 1時37分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 議案第25号 平成27年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は一括して行いますので、どうぞ、質疑のある方。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 355ページの建設事業費の件なのですが、ここの嵐山町生活排水処理施設整備構想策定業務委託料、これ埼玉県が構想を見直すために、こちらもつくるために委託するのだというご説明でした。埼玉県はどんな見直しをするのか、わかりましたら伺いたいと思います。嵐山町もどういう見直しをしていくのかを含めて、伺いたいと思います。

それから、公共下水道は、これで工事はもう終わりという認識でよろしいのでしょうか。昨年、川島地内をやって、それで終わるといふふうに説明されているのですが、これでもう終わりということでしょうか。

それから、その下に維持管理費で花見台のナンバー3のマンホールを工事することなのですが、これはどんな内容の工事でしょうか。

それから、その下の市野川流域維持管理負担金、この汚染量が141万4,000立方を見ているということなのですが、これは全体でふえている量なのでしょうか。ちょっと全体の動きがどうなのか伺いたいのと、負担金がふえているわけですが、そのふえているのはどうしてなのかを伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

清水副課長、お願いいたします。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長 私のほうからは生活排水処理施設の整備構想の見直しについてお答えさせていただきます。

こちらが埼玉県の生活排水処理基本構想が、平成10年に策定されまして、それぞれ16年と21年に5年に1度見直しをかけているところがございます。それに従いまして、

来年度27年度に埼玉県の生活排水処理施設整備構想見直しに合わせまして、その前段階といたしまして、各全市町村にその処理施設整備構想の見直しをかけまして、それを全県でまとめまして、埼玉県の生活排水処理基本構想ということになっております。

内容といたしましては、公共下水道、それと浄化槽事業、もう一つ、農業集落排水、あとコミュニティプラント、全ての生活排水をまとめて見直すということになっております。

内容といたしましては、下水道、嵐山町の中には下水道エリアと浄化槽エリアのみですので、その2つのエリアの設定の見直しと、あとこれから先の人口、世帯、土地利用、あと水環境の現状を将来に向けて見直していくというものでございます。

それと、それに合わせまして、検討単位、大字ごとにその整備費用の算出とそれぞれの比較検討、それによりまして整備方針等、整備手法、それと事業手法の選定等について見直すものでございます。これが到達目標年度が平成37年度、10年後に全ての生活排水の処理の整備を10年後に完了させるということで、今回見直しをかけさせていただくものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 続けて答弁をお願いいたします。

それでは、新井上下水道課長、お願いいたします。

○新井益男上下水道課長 私からは公共下水道の工事の関係につきましてお答えいたします。

お尋ねの公共下水道の工事につきましては、平成26年度に単独工事をちょっとやらせていただきました。それ以上の工事についてのお尋ねかと思うのですが、現在、公共下水道管は公共用地に埋設するのを原則としておりまして、都市計画道路が計画されているエリアの部分で公共下水道エリアの中ではありますけれども、都市計画道路ができていないために、ちょっと公共施設の中に埋める原則の中でできないでいる場所があります。その部分が残っているため、都市計画道路を待って、用地ができるのを待って、公共下水道も埋設していきたいという計画で、今また待ちをさせていただきたいなということで、平成27年度の予算は工事の計上をさせていただいておりません。

それから、マンホールポンプの入れかえ工事の関係ですけれども、花見台からの幹

線にマンホールポンプが全部で4カ所ございます。それで、それぞれ2つのポンプがありまして、交代交代に稼働しているという状況ですけれども、マンホールポンプの花見台のナンバー3というところの2号機をマンホールポンプそのものを入れかえるという工事で、もう10年以上たっているものですから、更新時期を迎えているということで入れかえ工事をやらせていただくということで計画をさせていただいております。

それから、流域下水道の負担金のお話だと思っておりますけれども、全体で平成26年と平成27年を比較してという形でのお尋ねだったかと思えます。立米数で申し上げますと、平成27年度は平成26年度と比較しまして、予算ベースですけれども、2万9,811立方増加の計画で考えております。前年度比2.2%増という予定でございます。

なお、維持管理負担金83円につきましては、27年度も変更がございません。

○松本美子委員長 それでは、質疑を川口委員さん、どうぞ。

○川口浩史委員 生活排水の整備構想の件なのですが、これからいろいろと策定業務に入っていくわけですけれども、全体としては、公共下水道のエリアは狭めていこうということなののでしょうか。その点だけここでは伺いたいと思えます。

それから、市野川の件なのですが、汚染量が前年に比べてふえるというのは、全体の量がふえているということなのですか。だけれども、水道の使用はむしろ減ってきているわけです。つないでる人が多くなれば、全体では少なくなってもふえるわけですけれども、ちょっとその辺の説明をいただきたいのと、金額はこの量がふえるから金額がふえてしまうんだということなののでしょうか。ちょっとそこだけお願いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁を清水副課長、お願いいたします。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長 下水道のエリアの関係なのですが、こちらは今現在、嵐山町では418ヘクタールございます。それで、今回の生活構想の見直しにつきましては、その全体計画面積は変更せずに、認可区域ですか、都計道に合わせまして、川島地区とそれと志賀小学校の周りのエリアを認可変更をかけて整備をしていくという考えでおります。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、新井上下水道課長、答弁をお願いいたします。

○新井益男上下水道課長 お答えいたします。

流域維持管理負担金の関係ですけれども、水道の使用水量が減っているのに、流域

の負担金がふえている理由かということでお尋ねの内容かと思います。公共下水道への接続件数につきましては、年々ふえている中で、町全体の水道使用水量は、世帯数はふえてますけれども、人口減少の中で減っていることかなというふうに捉えております。

公共下水道につきましては、接続件数がふえていることで、市野川流域への流入水がふえているのかなというふうに捉えておりまして、公共下水道への接続でいきますと、平成23年度から接続件数の申請件数ベースですけれども、申し上げますと、平成23年度が145件、24年度が119件、平成25年度が157件、平成26年度、27年の今年の3月4日までですけれども、120件、毎年申請されております。申請ベースで比較しておりますけれども、3月に申請されたのは、ちょっと4月、5月になっての接続というケースがありますので、毎年申請ベースで申し上げております。毎年、これだけ100件以上の件数ふえておりますので、水道を使った流入水として下水道への流入はふえているということから、毎年少しずつ増加しているかなというふうに見ております。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより議案第25号 平成27年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○松本美子委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時51分

---

再 開 午後 1時52分

○松本美子委員長 それでは、引き続き会議を開きます。

---

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 議案第26号 平成27年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件  
を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっております。直ちに質疑に入ります。  
質疑は一括して行います。質疑のある方はどうぞ。

それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 390ページなのですが、コンビニ収納手数料とコンビニ収納代行手  
数料と新たに計上されてあるのですけれども、これコンビニ収納というのはいつぐら  
いから始める予定であるのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁を藤原副課長、お願いいたします。

○藤原 実上下水道課管理担当副課長 コンビニ収納の件でお答えいたします。

取り扱いの開始を予定している年月日ですけれども、平成27年4月1日より始める  
ことを予定しております。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 コンビニ収納手数料で大体どの程度の件数が、コンビニ収納で来る  
と思われている予定なのか。口座振替手数料が33万4,000円ですので、この口座振替  
手数料よりもコンビニ収納のほうが高額なのですけれども、どのように考えて、この  
金額をとっていらっしゃるのか。3階まで行くよりはとても楽だなと思うので。

○松本美子委員長 それでは、答弁を藤原副課長、お願いいたします。

○藤原 実上下水道課管理担当副課長 まず、件数のほうからお答えいたします。

件数のほうの予定は、年間で5,000件を見ております。あと、2つ目の口座振替に  
対して金額がちょっと高い、上回っている件ですけれども、こちらのほうは口座振替  
の手数料は1件10円になっておりますけれども、コンビニの手数料は1件約60円近く  
なることが予想されておりますので、その分金額のほうは多くなるということで考え  
させていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方、どうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 387ページの水道料金のところの年間有収水量と総配水量、これ有収率はどのくらいになっているのでしょうか。それから、昨年から比較して、7万3,000立方メートル、たしか減っているのですけれども、県水を25%、余り細かくなってしまって悪いのですけれども、自己水が大きく減っているわけですから、県水はもう少し減らすことができなかつたのか、ちょっと伺いたいと思います。

それと、393ページの事務費の委託料、配水管布設工事、これはどこを予定しているのでしょうか。それと、3番の配水場施設工事、どんな工事をやるのか。それとその上でもですね、浄水場施設工事、どんな工事をやっているのか、伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁を藤原副課長、お願いいたします。

○藤原 実上下水道課管理担当副課長 平成27年度の水道料金に関する有収率の件でお答えいたします。

平成27年度の有収率は25年度の有収率を使用させていただいておりますので、有収率のほうは93.76%使用して、水道料金の見込みをさせていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、新井上下水道課長、答弁をお願いいたします。

○新井益男上下水道課長 それでは、県水に絡んだことでちょっとお答えいたします。

お話のように、約25%が県水で残りが自己水というような形になっておりますけれども、県水のほうにつきましては、毎年一定水量を契約の関係で契約をさせていただかなければならないという部分がありまして、その一定水量を大幅に減らすということがちょっと難しい問題がありますので、毎年少しずつ減らしているというのが現状でございます。ちなみに、平成25年度が申し上げますと、68万2,550立方メートル、これが契約水量です。それから、27年度が67万9,060立方メートル、27年度は68万190立方メートル、それぞれ25年度が1日当たり1,870立方メートル、26年度が1日当たり1,860.4立方メートル、27年度は1,858.4立方メートル、27年はうるう年がありますので、1日にしますと、全体では26と27では27のほうは少し上回るのですけれども、1日当たりになると、26のほうは27よりも少なくなっているという状況で、県水のほうには、毎年契約の中で少しずつ減らさせていただいて調整をとらせていただいております。

それから、工事の関係につきましては、担当副課長からご説明申し上げます。

○松本美子委員長 それでは、答弁を深澤副課長、お願いいたします。

○深澤清之上下水道課施設担当副課長 それでは、私のほうから工事についてご説明申し上げます。

今年度については大まかに4件ございまして、平澤地区で水道管のループ化を行いたいという箇所がございまして、そこが1件、それから、大蔵地区で老朽化に伴ってかなり漏水件数が多いものですから、このあたりを修繕していきたいということが1件、それから、県道深谷一嵐山線のところなのですが、民地の中を水道管が通ってしまっているところもございまして、そこの修繕をしていきたいと。それから、導水管の布設がえ、国庫補助事業になりますが、これを実施していきたいというふうに考えておまして、そのほかに道路等の工事、町道整備等の工事に伴って緊急的に行うような工事に対応するものが、まだここはちょっと漠然としているところがあるのですが、必要に応じて緊急的にもここを舗装をする前に水道管の改修工事を行っていききたいというふうに考えております。配水管布設工事については、以上です。

次に、配水場の施設費ということで、配水場の施設として第1配水場、水位計が約20年ほど使っているわけなのですけれども、老朽化しておりますので、この水位計をもとに運転管理しているような状況もございまして、壊れてからだと遅いものですから、修繕していきたいというふうに考えております。

次に、浄水場の施設費のこれもまたほとんど修繕になってくるのですけれども、第1浄水場の送水ポンプ、グランドパッキンというのがあるのですけれども、そういったものの交換工事を考えております。

それから、第2浄水場の変電設備のトランス等交換工事を考えております。

それから、発電機のプライミングポンプも回りが悪くなってきましたよと、これが回りませんとオイルが循環しないものですから、プライミングポンプというものを交換していきたいと。そのほか、第1浄水場、今倉庫を再築しているわけなのですけれども、倉庫の改築が終わりましたら、舗装工事を考えておまして、それらを整備していきたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 いろいろありがとうございました。ちょっと専門用語があったのでよ

くわからなかったのが、平澤のループ化ですか、ループ、回るという意味なのですか。これちょっと、その特色と、どうしてその工事を入れるのかをちょっと伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

深澤副課長、お願いいたします。

○深澤清之上下水道課施設担当副課長 平澤地区の水道管のループ化ということなのですけれども、水道管につきましては、送水方法によって1本の道しかない場合には片側から送っているわけなのですけれども、環状にするという考え方の、ループというのはあくまでも1つの円環にできる、水道管を円環につなぐというような意味の工事です。その工事を行うことでどちらかで漏水が起きた場合には、片側に仕切り弁等で操作しながら、極力、断水箇所を少なくしていけると、また水圧等も比較的確保していけるというようなこともありますので、そういう工事をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

〔「ちょっと補足」と言う人あり〕

○松本美子委員長 すみません。新井上下水道課長、答弁をお願いいたします。

○新井益男上下水道課長 ちょっと補足をさせていただきます。

今ループ化を考えているところにつきましては、遠山へ向かっていきまして平澤の変電所から脇を上へ上がっていく道路というのですか、赤井の井戸のほうへ抜けていく道路なのですけれども、平成26年度に赤井の道路のほうから2工区にわたりまして、頂上付近まで配水管を布設がえしました。27年度につきましては、下って変電所のところから頂上付近までを管の入れかえを行いまして、赤井の井戸のほうからも水が行きますし、遠山道のほうからも水が行くというような形で、それをループ化というふうに言うのですけれども、どちらかの管が漏水が起きても、片方から行けば、常時支障のないように通水ができるかなという形で、それをループ化というように形で考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、質疑どうぞ。

○川口浩史委員 なかなかループ化というのは、いいもののように感じるのです。この

工事というのは、今のおっしゃった場所、平澤の赤井の井戸のほうに行ったり来たり、そこが初めてなのですか。もうやっているわけなのですか。ちょっと今後の計画も含めて、あるのでしたら伺えればと思います。

○松本美子委員長 答弁を深澤副課長、お願いいたします。

○深澤清之上下水道課施設担当副課長 既にループ化工事につきましては、本管におきましては、鎌形地区であるとか越畑地区、その他にも古里もそうなのですけれども、大きく環状にすることによって漏水箇所なんかが生じたときに、片側一方通行になっている場合だと、もともと漏水起きたときに、この先の先が全部断水してしまうようなことが起きますので、それは避けたいなということもありますので、本管においては極力そのループ化、ループ化すること自体、本管に入れること自体、効率的に水を使っている状態をつくっていきたいなというふうに考えておりまして、工事は逐次進められるところから進めている状況であります。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 387ページの営業収益のところの1目の1節の水道料金の給水戸数ですか、これ今回7,557件でいいのですよね。7,557件で、昨年が7,483件ということで予算を組んでいましたけれども、今回70件余りふえております。その下の2の雑収益が新設加入金、今回1,603万8,000円で昨年は2,484万円ということで、件数も多かったけれども、こちらの加入金も多かったのですけれども、今回は件数がふえていますけれども、880万ぐらい減っているのですけれども、関連性があるのかないかちょっとよくわからないのですけれども、その辺の内容をお伺いしたいです。

それと、390ページの13節の水道台帳更新業務委託で、今回2,200万円ということで、これ細かい説明があったかどうか、もう一回これはお聞きしたいので、どういうところに委託をされて、どういうお仕事をされるのかお伺いします。3点です。

○松本美子委員長 それでは、随時答弁をお願いいたします。

藤原副課長、お願いいたします。

○藤原 実上下水道課管理担当副課長 まず、1点目の給水戸数の増加の件でお答えいたします。

こちらのほうは平成26年の予算上の見積もりですと、7,483件で、27年度は7,557件

で74件の増加を見込ませてやらせていただきました。こちらのほうは26年度の現在の伸び率を勘案いたしまして、それで26年度のある時期を起点に、26年度の見込み数を出させていただきまして、それに対して伸び率を掛けて出た数字でございます。

それと、2点目の新設加入金の金額が880万円減額になっているというご質問ですが、こちらのほうは、平成26年度は13ミリが95件、20ミリが25件という見積もりをさせていただきましていたところ、27年度のほうは13ミリが78件、20ミリが9件という形で見積もらせていただきました。こちらのほうは26年度の見込みが、26年度に見込みました件数よりも、現状少なくなる予定になっておりますので、やはり26年度の見込みに対して伸び率を掛けさせていただきまして、減という形で見積もらせていただきました。20ミリのほうは、こちらのほうも26年度の件数が余り伸びなかったものですから、その実情に合わせて件数のほうは見積もらせていただきまして、それぞれ13ミリで前年に対して17件、20ミリに対して16件のマイナスでございますので、それぞれマイナスを差し引くと、880万の減という形になるということでございます。

私のほうは以上でございます。

- 松本美子委員長 それでは、答弁を深澤副課長でよろしいでしょうか。お願いします。
- 深澤清之上下水道課施設担当副課長 では、私のほうから水道台帳更新業務委託につきましてご説明申し上げます。

今までというものの、職員の卓上にパソコン上で使えるような状況の水道台帳というものがありませんでした。これがウィンドウズのXPというものが使えなくなってしまった、廃盤になってしまったこと、ウィンドウズXPから7になることで、更新していかなくてはいけないような状況になりました。それを受けまして、現在使用している水道台帳なのですけれども、ウィンドウズ7に切りかえるときに、今使っている業者より、もう無条件で数百万かかりますよ、ここで無条件のような形でそういう申し受けをしまして、このままだともういつまでたっても、役場の中でもディスクネットから、何というのですか、公開羅針盤とかというシステムを切りかえていくという考え方を持っているわけなのですけれども、まるで業者にとってみると、嵐山に入ったら、それでもうずっとそのまま使ってもらえるという感覚があったのかどうか、それはわかりません。実に職員からとってみても、もう本当に13年ころから使っていた、十数年使用してきておりまして、制度的な問題、制度的な情報、制度、そういったものがちょっと問題があったりして、お客さん方からも不動産屋さんなんか窓口に来ますと、

給水の位置がどうも隣のうちに入っているというような状況すらあるということ、この際、このような不平不満を聞くようなことであれば、台帳システムについても、ここで見直しをかけていく必要性があるというふうに考えました。契約手法もプロポーザル方式をとりまして、安かろう悪かろうでなく、職員、皆様方、お客様に対しても十分納得していただけるような体制を整えていきたいというための更新ということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、質疑を畠山委員さん、どうぞ。

○畠山美幸委員 見込みが26年度が伸びがなかったということだったのですけれども、決算みたいになってしまうかな。26年度は13ミリが95件で20ミリが25件のおつもりだったのが、それ以上伸び悩んだから、今回17件、16件という形で減らしましたよね。ということは、前回、ちょっと数どのくらいだったのか、これお聞きしたいです。26年の。

それと、今のシステム改修の件はご苦労なさっていたのだなというのがよくわかりましたし、今回、これ2,200万かけたことで、きっちりしたものができるわけなのでしょうけれども、毎年毎年何か更新とか何かでシステム改修というか、システム費みたいなのは数十万とか数百万とか、それでも1回はこういうふうにしても、毎年かかっていくのかどうなのか。何かメンテナンスではなく更新料的なものが幾らぐらいかかるものなのか、お聞きします。

○松本美子委員長 それでは、新井上下水道課長、答弁をお願いいたします。

○新井益男上下水道課長 それでは、お答えいたします。

加入金の件につきましてお答えいたします。平成26年度の予算におきましては、加入金は120件を予定しておりました。平成27年度の加入金は87件ということで33件ほど減っております。主なところは13ミリと20ミリ、それぞれ減らしております。26年度につきましては、駆け込み需要というのですか、消費税の駆け込み需要の関係で伸びる予測をまだ持っていたものですから、ふやしてございます。

以上です。

それから、もう一つの台帳のシステムの関係ですけれども、先ほど話がありましたけれども、もとなるデータベースがゼンリンの地図みたいなデータと、それからもうちょっとしっかりした都市計画のデータベースの中で国土調査をした地図みたい

な、もとのデータベースも変えていこうという、そのもとが変わってないと、位置関係もしっかりできないというところがありまして、そのシステムのもとから変えていこうという考え方で今考えております。

それから、水道の取り出しだとか布設がえだとか、管網は毎年毎年整備しますので、そのデータは毎年毎年更新しなければ、常に最新の情報になりませんので、今もそうですけれども、これからもそのデータの管理にはお金がかかってきます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方、どうぞ。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 それでは、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより議案第26号 平成27度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○松本美子委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

---

#### ◎委員長閉会の挨拶

○松本美子委員長 以上をもちまして、予算特別委員会に付託されました予算議案6件の審査は全て終了いたしました。

4日間にわたりまして慎重審議をされ、大変ご苦労さまでございました。

また、町長、副町長、教育長をはじめとする説明員の皆様には、お忙しい中ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

お諮りいたします。予算特別委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思います。

---

◎閉会の宣告

○松本美子委員長 これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

(午後 2時19分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 月 日

委員長